

# 阿見町議会会議録

平成26年第2回定例会

(平成26年6月10日～6月20日)

阿見町議会

## 平成26年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	27
◎会期日程	28
◎第1号(6月10日)	31
○出席, 欠席議員	31
○出席説明員及び会議書記	31
○議事日程第1号	33
○開 会	34
・ 会議録署名議員の指名	34
・ 会期の決定	34
・ 諸般の報告	35
・ 藤井孝幸議員の名誉を回復する決議(案)	36
・ 議案第45号から議案第47号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	48
・ 議案第48号から議案第54号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	52
・ 議案第55号から議案第57号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	58
・ 議案第58号から議案第60号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	72
・ 議案第61号から議案第62号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	73
・ 請願第4号(上程, 委員会付託)	76
○散 会	76
◎第2号(6月11日)	77
○出席, 欠席議員	77
○出席説明員及び会議書記	77
○議事日程第2号	79
○一般質問通告事項一覧	80
○開 議	82
・ 一般質問	82
藤平 竜也	82
野口 雅弘	87
海野 隆	90
永井 義一	113

飯野 良治	139
○散 会	157
◎第3号(6月12日)	159
○出席, 欠席議員	159
○出席説明員及び会議書記	159
○議事日程第3号	161
○一般質問通告事項一覧	162
○開 議	163
・一般質問	163
難波千香子	163
紙井 和美	190
浅野 栄子	204
藤井 孝幸	223
久保谷 充	238
吉田 憲市	256
・休会の件	271
○散 会	271
◎第4号(6月20日)	273
○出席, 欠席議員	273
○出席説明員及び会議書記	273
○議事日程第4号	275
○開 議	277
・議案第45号から議案第47号(委員長報告, 討論, 採決)	277
・議案第48号から議案第54号(委員長報告, 討論, 採決)	279
・議案第55号から議案第57号(委員長報告, 討論, 採決)	285
・議案第58号から議案第60号(委員長報告, 討論, 採決)	295
・議案第61号から議案第62号(委員長報告, 討論, 採決)	296
・請願第4号(委員長報告, 討論, 採決)	298
・意見書案第2号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	299
・議員提出議案第1号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	301

・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について……………	303
○閉 会……………	303

## 第 2 回 定例会

阿見町告示第143号

平成26年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年6月2日

阿見町長 天田 富司男

- 1 期 日 平成26年6月10日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成26年第2回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	6月10日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	6月11日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第3日	6月12日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第4日	6月13日	(金)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	6月14日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	6月15日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	6月16日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	6月17日	(火)	休 会		・議案調査
第9日	6月18日	(水)	休 会		・議案調査
第10日	6月19日	(木)	休 会		・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	6月20日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告</li> <li>・討論</li> <li>・採決</li> <li>・閉会</li> </ul>



第 1 号

[ 6 月 10 日 ]

## 平成26年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成26年6月10日（第1日）

### ○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	坪田匡弘君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
管財課長	朝日良一君
交通防災課長	建石智久君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須 徹君
都市計画課長	大塚芳夫君
道路公園整備課長	湯原一博君
上下水道課長	坪田 博君
学校教育課長	菊池 彰君
消防本部警防課長	糠賀利明君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	青山公雄
書 記	大竹 久

## 平成26年第2回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

平成26年6月10日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

追加日程第1 藤井孝幸議員の名誉を回復する決議（案）について

日程第4 議案第45号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第46号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

議案第47号 土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例  
の廃止について

日程第5 議案第48号 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第49号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1  
号）

議案第52号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第55号 社整東公第1-1-1号公園整備工事請負契約について

議案第56号 社整東公第1-1-2号公園整備工事請負契約について

議案第57号 国補下1-1公共下水道管路工事請負契約について

日程第7 議案第58号 実穀小学校耐震補強工事請負契約について

議案第59号 吉原小学校耐震補強工事請負契約について

議案第60号 本郷小学校校舎耐震補強工事請負契約について

日程第8 議案第61号 財産の取得について（高規格救急自動車購入）

議案第62号 財産の取得について（阿見町LED防犯灯購入）

日程第9 請願第4号 規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」  
に関する緊急請願

午前10時15分開会

○議長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成26年第2回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（柴原成一君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

5番 海野 隆 君

6番 飯野 良 治 君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る6月3日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成26年第2回定例会につきまして、去る6月3日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から6月20日までの11日間で、日程につきましては、本日本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、6月11日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

3日目、6月12日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

4日目、6月13日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月16日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から10日目までは休会で議案調査。

11日目、6月20日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（柴原成一君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月20日までの11日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの11日間と決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

早速ですが、報告事項を申し上げます。

初めに、平成25年度繰越明許について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

平成25年度の事業施行に当たり、諸般の事情により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため、予算の定めるところにより平成26年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成25年度繰越明許費繰越計算書のとおりであります。

次に、平成25年度事故繰越について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき御報告いたします。

平成25年度の事業施行に当たり、避けがたい事故により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため、平成26年度に事故繰り越しをした事業は、お手元に配付いたしました平成25年度事故繰越繰越計算書のとおりであります。

その内容としましては、庁舎維持管理費で、庁舎耐震実施設計について、耐震診断の再実施等、不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったことから繰り越すものであります。

また、児童福祉事務費で、子ども子育て支援制度に対応するためのシステム改修について、新制度に関する国審議等のおくれにより、年度内の完了が困難となったことから繰り越すものであります。

次に、平成25年度水道事業会計予算の繰り越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき御報告いたします。

平成25年度の水道事業執行に当たり、関係機関との協議等に相当の時間を要したことから、年度内での事業完成並びに支出が困難となったため、平成26年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成25年度水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上、報告を申し上げます。

○5番（海野隆君） 議長。

○議長（柴原成一君） 海野隆議員。

○5番（海野隆君） 動議を提出します。

藤井孝幸議員の名誉を回復する決議の動議を提出します。

○議長（柴原成一君） ただいま5番海野隆君から、藤井孝幸議員の名誉を回復する決議（案）の動議が提出されました。

動議については、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者が必要であります。賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） この動議は、所定の賛成者がありますので成立いたしました。

藤井孝幸議員の名誉を回復する決議（案）の動議を日程追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

---

藤井孝幸議員の名誉を回復する決議（案）について

○議長（柴原成一君） 追加日程第1，藤井孝幸議員の名誉を回復する決議（案）の動議を議題といたします。

ここで，地方自治法第117条の規定により，13番藤井孝幸君の退場を求めます。

〔13番藤井孝幸君退場〕

○議長（柴原成一君） 提出者から動議提出の説明を求めます。

5番海野隆君，登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） それではですね，各位に配付された藤井孝幸議員の名誉を回復する決議（案），この朗読をもって提案にかえたいと思います。

それでは，朗読いたします。

藤井孝幸議員の名誉を回復する決議（案）。

平成26年3月18日，藤井孝幸議員に対する議員辞職勧告が決議された。

本辞職勧告が決議されたのは，平成25年9月議会での藤井孝幸議員の一般質問を掲載した議会広報「あみ議会だより」第138号が，名誉を毀損していると龍ヶ崎市の常磐建設株式会社が代理人弁護士（龍ヶ崎市の眞鍋・大関法律事務所，眞鍋涼介，武智裕子，岡田友佑弁護士）を通じて，議会宛て及び藤井孝幸議員宛てに内容証明郵便で謝罪を求めてきたことにある。

しかし，このような議会での言論や議会だよりへの掲載が名誉毀損に該当するとすれば，議会活動は大きな制約を受け，執行部を牽制し，税金の使途についてチェックするという議会本来の役目を果たすことはできない。柴原成一議員の提出による藤井孝幸議員に対する辞職勧告決議は，町民から負託された職務を奪うものであり，藤井孝幸議員の名誉を損なうばかりか，議会が自らの言論を制約することにつながる，あってはならない極めて憂慮すべき決議だったと言わざるを得ない。

当時の阿見町顧問弁護士は「名誉毀損に当たらない」「正当な議会活動である」とアドバイスをしている。

議員辞職勧告決議にあるように，藤井孝幸議員が「全員協議会では嚴重注意を受けた」という事実もない。全員協議会では，議長が「嚴重注意」の文書を示したものの，異論が噴出し，文書は回収されてしまった。「反論を繰り返し自分を正当化しようとした」こともなく，「阿見町議会の品位を著しく落とし議会を軽視している」という事実もない。

したがって，本議会は，事実でないことを前提に議決された議員辞職勧告を撤回し，藤井孝幸議員の名誉を回復する決議を行うものである。

平成26年6月10日。阿見町議会。



以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私は、藤井孝幸議員の名誉を回復する決議に反対する……。

○議長（柴原成一君） すいません、飯野議員、質疑をまず。

○6番（飯野良治君） ごめんなさい。はい、わかりました。

○議長（柴原成一君） 15番倉持松雄議員。

○15番（倉持松雄君） ただいま、海野議員から読み上げられましたこの文章ですけれども、「議長が嚴重注意の文書を示したものの、異論が噴出」、異論は噴出しました。文書は回収してはいませんでした。文書は配りました。回収はいたしません。「反論を繰り返す、自分を正当化しようとした」ことは事実であります。正当化して、あのときの議長を訴えるという発言が藤井議員からありました。したがって、本議会で事実でないことではございません。文書は回収もしていませんし、この嚴重注意を冷静に受けとめないということは、議会軽視も甚だしいと、私はこのように理解をしております。

ですから、この点について、どう思いますか。回収したと思いますか。それから、軽視してないと思いますか。それをお尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。5番海野隆君。自席で結構です。

○5番（海野隆君） 全員協議会ですね、議事録を読んでいただければわかりますように、文書は回収されてしまいました。そこで決まったことは何もありません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 回収は誰がしたのかな。回収はいたしておりません。それは議事録が間違っているということです、議事録があったとすれば。回収はしてないし、この嚴重注意を冷静に受けとめない。ましては議長を告訴するという言葉遣いをしたのでは、これは議会軽視も甚だしい。私はこの文章に書いてあるものは偽りです。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君。

○6番（飯野良治君） じゃあ、私が質問いたします。海野議員は、私の脇に座っておりました。そのとき、平岡議員が回収に上がったんですけども、私と海野議員は、それに応じないで、手元に持って、その文書は持っております。これは、議長が回収したのではなくて、第三者が

その中で回収したという事実なので、この記載は非常に誤った記載だし、あのとき、藤井議員に対して反省を求めたにもかかわらず、逆に、議長を訴えると言うようなことは、非常にあってはならない、議員としてね、やってはならないことだということで、私は認識をいたしました。

その事実をもう一度確かめます。回収されたのか、されなかったのか。どうなんですか。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これは明確に回収をされております。

○6番（飯野良治君） 自分でもってたでしょ。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はありませんか。

倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 3回目ですが、回収はいたしておりません。それから、この文書を冷静に受けとめないということは議会軽視も甚だしいということでございます。

これは、議会だよりの原稿というのは、本人の責任で書いています。名誉毀損か毀損でないか、それ以前の問題で、もう十分な責任は藤井議員にあります。これは名誉毀損か毀損でないかは、裁判やって決めたわけじゃないですが、あのときにも、厳重注意の文書にもあったと思いますが、これは、議会だよりの原稿は本人責任で書いています。弁護士も何も立ち入る以前の問題でありまして、藤井議員の確かに本人の責任があります。ましては、匿名であったと。匿名なんていうのは、自分が考えたか誰が考えたかわからないというんです。そういうことを題材にして書いてありますから、これは間違いなく藤井議員の責任でございます。

まず、それを明確にしてから、この話を先に進めてください。

○議長（柴原成一君） ただいま質疑の時間でございます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 全員協議会でね、厳重注意を受けたという事実はないんです。これはもう、全協の議事録を見ていただければわかりますし、私どもは、直接そこに、その場にいたわけですから、何度言われてもですね、これは、そういう厳重注意を受けたという事実はないんです。

○議長（柴原成一君） 倉持松雄議員。

○15番（倉持松雄君） これはね、厳重注意したんですよ。私がしたんですから、間違いございません。間違いございません。文書を皆さんに配っておりますから。回収もいたしておりません。それは絶対間違いございません。

○議長（柴原成一君） 川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） この案の中に、全員協議会で厳重注意を受けたという事実もないとあ

るんですが、今、私どもも3人、そのときの全協の様子を確認したところ、3人とも厳重注意を受けたという記憶が残っております。これは、この記載は間違っているんじゃないかと、こう思うんですが、何をもとに、受けた事実がないと。議事録を全部調べたんでしょうか、どうなんでしょうか。それをお聞きします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 川畑さん初めですね、3人が御相談をしてですね、厳重注意を受けたという記憶があると、こういうお話をされているようですが、私どももですね、これは厳重注意を受けたという事実はないという記憶がございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） これは記憶だけでは、ここに書いたことが事実かどうか、これはわからないと思います。ぜひこれは、議事録を調べていただいて、そのときの倉持議長と藤井議員とのやりとりを克明に出していただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 15番倉持松雄議員。

○15番（倉持松雄君） 何よりも正しいのが私の発言です。回収はいたしておりません。文書も書いてあります。厳重注意いたしました。

○議長（柴原成一君） 先ほど、9番川畑秀慈君から、議事録を確認したいという申し出がありました。9番川畑秀慈君、今、議事録は、当時の議事録は、まだ委託中で、まだ上がってきてないということでありますので、今日現在では確認できないと思います。

倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 誰が何と言おうと、私の意見が絶対間違いございません。厳重注意いたしました。文書も回収いたしておりません。皆さん、全部私のほうに持ってきましたか。持ってはきておりません。そういうことですから、議事録が何と言おうと、私が絶対間違いございませんから。

○議長（柴原成一君） 7番平岡博君。

○7番（平岡博君） 先ほどですね、私が回収をしたと、回収して議長席に持っていったと、持ってってないと。のみこみが今日はいいいですね、だいぶ。でも、私は2人を除いて全員集めました。

〔「2人とは、誰と誰ですか」と呼ぶ者あり〕

○7番（平岡博君） 飯野良治さん。

〔「あと1人は誰ですか」と呼ぶ者あり〕

○7番（平岡博君） 海野さんです。

〔「ああ、そう。そうじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○7番（平岡博君） だから、それ以外を除いては、一応、全員のを集めてですね、議長席に私が持っていったんですよ。それを持ってたのを受け取ってないと、そういうことなんですね。あなたに手渡したの、私、記憶にあるんですけど。それでも受け取ってないんですね。

〔「質疑打ち切りにしよう」と呼ぶ者あり〕

○7番（平岡博君） この人はうそを言ってます。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 嚴重注意の形を文書化して、まあ、皆さんにお配りして、皆さん、それ読んだわけですね。こういう事実があつて、こういうことは議員としてやってはいけないということで、議長が直接藤井議員に注意をした。そのことを見て、藤井議員は反論したんですね。何を根拠にこういうことを言うのかと。私はそれだったら倉持議長を訴えろとまで、あのとき言ったんですね。これを見てなければ、そういう反応はできないし、裁判に訴えろとまで言ったんですね。こんなね、開き直った態度は許せないという感じを私は持ちました。

○5番（海野隆君） 私に質問してるの。

○6番（飯野良治君） そして、平岡議員が回収したのは、どういう権限で、彼は、その議長が配布した書面を回収したのか、私はわかりませんが、今認めたように、私と海野議員は、いや、そういうことは許されないと。一度議長が配付したものだ。私は回収に応じないで持ってました。海野議員も、何か別な理由なんでしょうけど、持ってました。それは、今、平岡議員が認めたとおりです。だから、この非常にね、今回の撤回する決議の内容は、事実と反したことに基づいて書かれているということが、本当にね、議事録ができてくれば、それがわかると思うんですけども、第三者が回収して持ってったから、これはね、配付してないと。こんな話はないと思うんです。だって、渡した人が皆さんに配付してあるんだから。私はね、この事実と違うかどうか、じゃ、教えてくださいよ。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） じゃね、私は総括的にお話しします。

まずですね、この当時の阿見町の顧問弁護士はですね、名誉毀損に当たらない。正当な……。

○6番（飯野良治君） そんなことは聞いてないや。ちゃんと話したか質問してんだよ。

○5番（海野隆君） 議会活動であると、こういうアドバイスがですね、明らかになりました。そうするとですね、当然、名誉毀損であるということを前提にですね、つくられた文書、これを藤井議員が拒否するのは当たり前の話です。そして、藤井議員は、見事に現在ですね、名誉毀損ではないということを求めてですね、これは法に訴えてるんじゃないですか。

そういうことを考えますとですね、ここに書いてある名誉回復する決議、これは当時の阿見町顧問弁護士が、いみじくも名誉毀損に当たらない、正当な議会活動であると言う、この大前提を考えるならば、ここに書いてある議員辞職勧告決議はね、撤回されて当然。

それから、いろいろとね、記憶に基づいたり、実際に回収されているのにもかかわらずですね、回収してないとか、それから、その場で嚴重注意ということも一切決まってないのにもかかわらず、嚴重注意したというようなことを言うておりますが、それは、もうそのとき、異論が噴出して、会議はですね、まあ、成り立たなかったと、流れ解散のようになってしまったと、こういう事実からして明らかです。

以上、私は、もう総括的に述べましたので、あとは決議をとっていただけるよう、お願いいたします。

○議長（柴原成一君） ちょっと待ってください。2名の方が、今、手を挙げておりますが、今現在は、動議提出の説明に対する質疑の時間でございますので、それにのっとって発言してください。

川畑秀慈議員。

○9番（川畑秀慈君） 海野議員に事実をもう一度確認します。

全員協議会では、倉持議長から藤井議員は嚴重注意を受けたという事実がないと、ここに書いてあります。嚴重注意は受けていないんですか。これが1つ。

もう1つ。議長が、この文書を自ら回収したのか、しないのか。

この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） もう既にですね、私は総括的なね、回答で申し上げてます。何度も言うように、嚴重注意は受けておりません、正式な形では。つまり、異論が噴出してしまったわけです。ですから、これは正式な形で嚴重注意を受けたというような事実はありません。

それから、文書は回収されました。

以上です。

○議長（柴原成一君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 嚴重注意はいたしました。それから、議会軽視と私も判断しました。それからですね、名誉毀損、顧問弁護士の話が出ましたが、私が顧問弁護士なんかには相談はいたしておりません。

〔「おっ」と呼ぶ者あり〕

○15番（倉持松雄君） 相談はいたさない、相談は。

〔「おお」と呼ぶ者あり〕

○15番（倉持松雄君）　　そうですよ。これはまだ、名誉毀損か毀損でないか、それ以前の問題で、これは、議会だよりの原稿は、本人の責任で書いています。その本人の責任で書いた原稿が、相手に名誉毀損だと疑われただけで、そういうことを書いてはだめだと。問題となるような原稿を書いてはだめだということを厳重注意したわけです。ですから……。

○議長（柴原成一君）　　倉持松雄議員に申し上げます。提出者への質問の形にしてください。

○15番（倉持松雄君）　　ですから、ここで、今、海野議員から、採決とか何とか言いましたが、そういう段階に至っておりません。

それからですね、名誉回復の弁護士に相談しているという話が聞きましたけども、ひどくないですよ。ですから。

〔「ひどいよこれ」「何回も弁護士行ったでしょう」「同じことやってたってしょうがないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君）　　あくまで、提出者に対する質問でございますので、それ以外の……。

○5番（海野隆君）　　じゃ、私、回答します。いいですか。

○議長（柴原成一君）　　じゃあ、5番海野隆君。

○5番（海野隆君）　　まあ、ベテラン議員ともあろうものですよ、しかも全協です、きちんと報告をされたにもかかわらず、本人が弁護士と相談もしたこともない、こういうようなね、事実と異なることを、こんな神聖な議場で、しかも傍聴者がいる中でね——傍聴者いますよね、中で発言するというのはね、これは驚きです。私は、もう質疑を打ち切って、議長にはですね、採決をしていただきたいということを申し上げて終わりにしたいと思います。

○議長（柴原成一君）　　すいません、倉持議員、飯野議員、大体同じことを言ってらっしゃいますので、とりあえず、ほかの……。

では、最後で、倉持松雄議員、最後でお願いします。

○15番（倉持松雄君）　　海野議員に、これ大変、私も名誉毀損されました。私が何回も相談行っただと。

○5番（海野隆君）　　何回もとは言ってませんよ。

○15番（倉持松雄君）　　1回だって同じですよ、言えば。それでですね、弁護士に言いました。そういう弁護士、弁護士にそんな話は聞いてないと。私は、そういう先生の答えでは、先生に相談はいたしませんからと、そうやっていって来ましたよ、ちゃんと。

〔「おいおい、行ったんだ」と呼ぶ者あり〕

○15番（倉持松雄君）　　いってこない。局長いってない。そんな先生相談しないって行きましたよね。そうですよ。おいおいじゃねえよ。行って、そういう先生に私は相談はいたしませんと、いって来ましたよ。

○議長（柴原成一君） 先ほどから申してますように、質問をしてください。

○5番（海野隆君） 私にちょっと発言があったので、申し上げます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議長には仕切っていただいて、そろそろ繰り返しのね、やりとりになっているので、そろそろね、打ち切っていただきたいと思いますが、今、重大なことを言ってますよ、本当に。私は弁護士のほうに行きましたと。しかし、弁護士は私の考えと違うからというような話をしています。私はさっき、弁護士と相談をしたと。これ、相談というんじゃないんですか、行って話をしたら。私はね、そういうね、少しくう、何ていうのかな……。まあ、いろいろとやりとりがありました、そろそろ打ち切りをして、議長のほうでね、決議をしていただくということでお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 倉持議員に申し上げます。堂々めぐりになってしまいますので、この次、討論の機会がありますので、討論のときに述べてください。

〔「議事進行、討論、討論しましょう」「暫時休憩」「暫時休憩しない。議事進行、討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 倉持松雄議員に申し上げます。挙手しておりますが、質問でよろしいですか。

○15番（倉持松雄君） はい。

○議長（柴原成一君） 倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 海野議員に質問します。私が何で相談をしてきたと、何の相談をしたんだと、私はそれが聞きたいです。

それからですね、この文章に書いてあるのが、どのくらい正確なのか。これを再三、確かめてから、それから採決してください。

○議長（柴原成一君） 海野隆君。

○5番（海野隆君） 私、ブログでもよく書いてるんですけども、全員協議会でですね、まあ、これは実際にね、御報告されたのは、事務局長が御報告されておりますけれども、議長がですね、職務をもって事務局長がということでしょうけれども、顧問弁護士のところに御相談したということを御報告したということは、はっきりと記憶にしておりますし、記録にも残しております。これをもってですね、相談していないということになりますとですね、何をもって相談をするということになるかと思しますので、もう堂々めぐり。そろそろですね、議会の意思を明らかにしていただくためにですね、討論に入っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） はい、わかりました。では、これで質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私は、今回の藤井孝幸議員の名誉を回復する決議に反対する討論をしたいと思います。

ここは議会で立法府であります。司法の場ではありません。そういった意味で、私の今回の反対討論は、政治的、道義的責任を藤井議員に問うものでございます。

議員の議場における発言とその責任は、地方自治法第132条に、普通公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼な言葉を使用または他人の私生活にわたる言論をしてはならないと規定されている。議会は、言論の府であるから、議員の発言は保障されているが、それでは、議員は何を発言してもよいかとなると、地方自治法会議規則運営の基準に反する発言はできない。地方議員には、国会議員のように、院内での発言は院外では責任を問われないという免責特権は認められていません。したがって、市町村議員が本会議や委員会において——ここが大事です、うわさや風評で発言することは許されない。これはまさに、今回の藤井議員が4通の無記名の手紙、いわゆる怪文書をもとに議会で質問する、こういう態度は許されないと規定されています。発言しようとするとき、自ら調査し、その確信、いわゆる証拠ですね、証拠をもって発言をする。このことが必要だということを書かれています。

したがって、藤井議員が唯一ですね、名誉を回復するには2つあります。藤井議員にその2つを、私は、議場でやっていただきたいというふうに思います。

1つは、100%が不正があったのかどうか、その証拠を、まず皆さんの前に本会議で示してくれることです。そのことがあれば、我々は、ははっと頭下げます。

もう1つです。4通の匿名の手紙。この手紙が正しかったかどうか、その根拠ですね。なぜそれが正しいと思って、不正があるのではないかと。火のないところに煙は立たないのか。そんな表現で、最初は議会報告には載っているわけです。

だから、そういう2つのところからいけば、法律にのっとって、非常に藤井議員の今回の質問、そして議会だよりのことは、道義的、政治的には大きいものなんですね。だからこそ、12名の議員が、この間提出した——柴原議員がまだ議長になる前ですけども、提出されたときに、これは道義的責任は重いと。しかも、事前に、倉持議長だったときに嚴重注意をしたにもかかわらず、逆に訴えるとまで開き直った態度、これは許せないと。そういうことから、今回の決議に至って、12名が賛成して、決議案で。それを回復する。回復するであれば、この議場で起こったことなんだから、この議場で、藤井さんが証明をすること、それ以外ないですよ。先ほ



ど、海野議員が、何か訴えがあったと。500万を2週間以内に振り込めなんていう、こういう非常なね、おかしい訴えがあったというようなことは、私は許せないと。

〔「何だそれは」と呼ぶ者あり〕

○6番（飯野良治君） 後で教えます。私に聞いてください。そういうね、藤井さんが起こした今回のね、柴原議員に対する訴訟は、とても許せない。私はオレオレ詐欺じゃないかと思っ  
てね、警察に相談に行きました。

○議長（柴原成一君） 飯野議員に申し上げます。関係のない話はしないでください。

○6番（飯野良治君） わかりました。これはね、でも関係がないことではないんです。関連して、そういうことに発展している。そういうことまでね、500万をね、2週間以内に指定口座に振り込めなんていうことをやるような、そういう態度じゃないんです。彼がね、自分で名誉を回復したかったら、この席で、この席で証明をする。4通の怪文書さえも提出してないんです。それが正しいかどうかの証明。その2つの証明を、私は求めて、今回のことについて反対をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに反対の意見はございますか。

倉持松雄議員。

○15番（倉持松雄君） まずは、この提案者の提案理由、この厳重注意の文書を回収したと。してない。これも正確に調べてください。それから、議会軽視と私が判断しました。どうして議会軽視ではないのか。それからですね、弁護士のところに行って、何してきた。これもよく調査をして、調査を詳しくしてください。

それからです、それから、今、聞きましたけど、500万振り込めなんて、とんでもない話です、これは。これは、内々で済ませるかもしれませんから……。

○議長（柴原成一君） 倉持議員に申し上げます。この議会に関係のない話はしないでください。

○15番（倉持松雄君） 議会として正確に取り扱ってください。これは重大な問題です。

〔「全然、話がわかんないんだけど」「全然、話が違う話だぞ、これ」「裁判かなんかやってくるのか、これ」「何だこれ、500万円とか」「何でみんな知ってるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ほかに反対討論はございますか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ございませんか。

永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっと議場が混乱してますけど、ちょっと静かにさせてください。

○議長（柴原成一君） 静かにしてください。

○4番（永井義一君） 今ね、いろんな質疑応答、私も聞いていまして、もう堂々めぐりになっているということで、今回、討論に入ったわけなんですけれども、私は……。静かにしてください。

〔「静かにしろよ」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） おまえです。

〔「おまえだろ」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） あなたが静かにしてください。議長、ちょっと言って。

○議長（柴原成一君） 皆さん、静かにしてください。

〔「そうじゃなくて、ちゃんと指名して言ってください。誰がうるさくしてるのか」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 永井君の発言以外は慎んでください。

どうぞ、永井議員、どうぞ。

○4番（永井義一君） そういったことで、前回の議会の中でもね、私はこの藤井孝幸議員に対する辞職勧告決議案には反対したわけなんですけれども、ここに書かれているとおり、やはり、ああいった活動は、これは議会活動として、議員が執行部のチェックをする、税金の無駄遣いがないかどうか、そういったことは、やっぱり議員の仕事なわけですね。その議員の仕事を取り上げるような、こういったね、決議案が前回されてしまったわけなんですけれども、私は今でもね、このことをね、非常に汚点だと、はっきり言って私は思っています、議会の中で。

今回、この名誉を回復する決議案に対して、私はもちろん賛成の立場で討論しますけれども、やはりそういった中で、町民から負託されて議員になっているわけですから、しっかり議員を活動できるような形でですね、今回名誉を回復させるということに対して、私は賛成の討論をいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、賛成の討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ほかにないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

藤井孝幸議員の名誉を回復する決議（案）の動議に賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 賛成8名です。ただいま起立8名。今、藤井議員退場して、私がいまいませんので、賛成者起立多数であります。

よって、藤井孝幸議員の名誉を回復する決議（案）は可決することに決しました。

ここで、13番藤井孝幸君の入場を許します。

〔13番藤井孝幸君入場〕

---

○議長（柴原成一君） 審議に移ります。

議長より報告いたします。今定例会に提出された案件は、町長提出議案第45号から議案第62号のほか……。

○13番（藤井孝幸君） 議長、ちょっと私の発言をさせてください。

○議長（柴原成一君） 規制改革会議農協ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願、以上19件であります。

次に、本日まで受理した陳情等は、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情、阿見町内防犯灯LED化工事に関する陳情書、地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売に関する調査協力のお願ひ、「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する陳情書の4件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成26年3月分から平成26年4月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、御報告いたします。

次に、本定例会に説明委員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、平成26年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、6月9日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成25年度阿見町土地開発公社決算書及び平成26年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

議案第45号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第46号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第47号 土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、議案第45号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第46号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第47号、土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第45号から議案第47号までの条例の一部改正及び廃止について提案理由を申し上げます。

まず、議案第45号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

阿見町在宅医療・介護連携推進協議会につきましては、町内の医療・介護・福祉の多職種間の連携を推進し、町の実情に応じた包括的かつ継続的な医療・介護サービスを提供することができる体制を構築するために設置するものであります。

阿見町スーパー食育スクール事業推進協議委員会につきましては、学校・家庭・地域の連携による食育の推進を目的として、スーパー食育スクール事業の推進に係る計画の検討等を所掌するため設置するものであります。

次に、議案第46号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見町在宅医療・介護連携推進協議会委員、阿見町スーパー食育スクール事業推進協議会委員会委員について、議案第45号と同様の理由で別表に追加するものであります。

次に、議案第47号の土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例の廃止提案理由を申し上げます。

本案は、町が施行した岡崎地区の土地区画整理事業に関し、必要な事項を定めることを目的に制定された本条例について、当該事業が完了したことにより廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案3件については、委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 議案第45号ですけれども、このスーパー食育スクール事業、この事業の内容を具体的に、どのような事業なのか、先ほど町長さんがちょっとおっしゃいましたけれども、詳しくお願いします。

それから、推進協議委員会の人数と構成メンバーをお聞きしたいと思います。何名か、どのような構成メンバーになるのか。

これでは、補正が110万3,000円計上してありますので、もう決めて進行していくものと思われるので、その協議委員会の人数、メンバー、そしてまた、公募の有無があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。

4月の11日なんですけど、文科省からですね、これ文科省の事業なんですけど、正しい食習慣を教える、食習慣を充実させる、それから体力の向上の効果を検証するモデル事業を、対象校として茨城県で4つの小中学校が選ばれた。これは町長が先ほど説明したとおりだと思うんですけど、1つは阿見小学校、それから吉原小学校、それから第二小学校、中学校では阿見中学校でありまして、具体的にはですね、1つは、先ほど町長が説明したとおり、基本的な生活習慣、望ましい習慣の定着、それから、栄養教諭を計画的に活用しまして小中連携による食の指導。

目標として考える、今の段階ですけど、朝食の摂取率を100%、それから家族との共食ですか、その回数を目標にする。それから朝食の内容を充実させるとか、それから家庭における地元産の食材の利用の増加、それから商業施設との連携ちゅうような形で考えて、その推進、そういう部分の推進にかかわる計画に検討すること。

それから、食育に関する実態調査するちゅうことで、この委員を25人以内で、今進めているところで、1つは学識経験者、それから地域の代表、それから推進地区における校長先生、小中学校の先生、あとJAの職員、それから教育委員会の職員ち形で、今回は公募という形はとっておりません。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 阿見町在宅医療・介護連携推進協議会について御質問にお答えいたします。

この協議会は、在宅医療・介護連携推進事業と、今回の介護保険特別会計で補正を上げておりますけども、この事業の中の1つでございます。この事業ですけども、病気や障害を持った方が住みなれた場所で自分らしい生活を送るようになるために、介護・医療にまたがるさまざま

まな支援を提供する体制づくりが必要になってきております。この事業で、医療・介護・福祉関係者が連携しまして、共同して支援体制を構築して、包括的・継続的なサービスの提供を行なうことを目的としてやる事業でございます。

初年度の取り組みでございますので、医療・介護・福祉各事業者が連携できるような土台づくり、仕組みづくりを行うものでございます。事業幾つかございますけれども、その中の1つで、在宅医療・介護連携推進協議会を設置するものでございます。

御質問の人数ですけれども、15人を予定しまして予算を計上してございます。20人以内ということで組織することを考えておりますけれども、15名ということでございます。

構成ですけれども、稲敷の医師会、それから東京医科大学茨城医療センター、県立医療大学附属病院、それから歯科医師会、薬剤師会、町内に所在します介護老人福祉施設、介護老人保健施設、それからケアマネジャーの集まり、民生委員児童委員協議会などの方をお願いする予定でございます。

協議会は、在宅医療・介護に係る連携に関すること、それから多職種の共同による在宅医療・介護の支援体制の構築に関すること等の協議を行うものでございますので、専門的な立場の方、機関の方をお願いする予定でございます。公募は考えてございません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 公募は考えていないということですが、じゃあ、その委員のですね、任期というのはあるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） この議決をいただきました後に、要綱の案はつくってるんですけども、要綱を制定する予定ですけども、委員の任期は2年ということで考えてございます。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） これ文科省のですね、県におりた受託事業で、3年間のモデル事業になっておりまして、一応3年が任期ということになっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君に申し上げます。委員会は民教委員会ということ。でしたら、委員会での質問をお願いしたいと思います。それで、委員長報告で聞きたいと思しますので。

ほかに質問は。

2番藤平君。

○2番（藤平竜也君） スーパー食育スクール事業のほうに関してなんですけれども、先ほど

構成メンバーを聞きましたが、食育ということだと家庭も重要だと思うんですが、PTAの方と代表する方とかが入ってくる予定はないんですか。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 失礼しました。保護者の代表という形ですね、推進地区のPTAの代表ということで考えております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） じゃ、先ほど言われた地域の代表というのはPTAの方が入ることによろしいんですね。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 地域の代表はですね、食生活改善推進地区代表、それから、ちょっと言い漏れましたけど、保護者の代表としてPTAを考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号から議案第47号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会、産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それではここで暫時休憩をいたします。会議の再開は午前11時25分からといたします。

午前11時14分休憩

---

午前11時25分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第48号 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第49号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、議案第48号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第49号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第50号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第51号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第52号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第53号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第54号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第48号から第54号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第48号の一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に4億7,347万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ152億5,476万2,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入から申し上げます。

第15款国庫支出金では、平成25年度の大雪により被害を受けた農業施設に対する被災農業者向け経営体・育成支援事業補助金を新規計上。

第16款県支出金では、国庫支出金と同じく、茨城県が支出する被災農業者向け経営体・育成支援事業補助金を新規計上。

第19款繰入金では、財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するほか、予科練平和記念館整備管理基金繰入金を増額。

第21款諸収入では、学びの広場サポートプラン事業及び地域連携食育推進事業に係る受託事業収入を新規計上。

第22款町債では、地方債同意等基準の改正に伴う財源調整のため、防災行政無線整備事業債及び消防機械力整備事業債をそれぞれ増額。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで、人事異動等に伴う職員給与関係経費の補正があるほか、第2款総務費では、財産管理費で、庁舎耐震改修の事前準備として必要な仮設庁舎の整備に係



る経費を新規計上。電子計算費で、社会保障・番号制度導入に向けた住民記録、地方税務及び宛名管理システムの改修に係る電算システム委託料を増額。地域安全対策費で、国庫補助との調整に伴う事業の一部前倒しにより、防災行政無線放送施設整備工事費を増額。

第3款民生費では、児童福祉総務費で、子ども・子育て3法の制度実施に伴い、条例等の新規制定及び関連する既存例規の見直しが必要なことから、当該例規整備に係る支援委託料を新規計上。保育所費で、南平台保育所の雨どいの施設等修繕料を増額。

第5款農林水産業費では、農業振興費で、平成25年度の大雪で被害を受けた農業施設の再建、修繕及び撤去に係る経費を支援するための被災農業者向け経営体・育成支援事業補助金を新規計上。

第6款商工費では、商工業振興費で、昨年度の事業改善等の成果を踏まえ、消費税増税に伴う消費の落ち込みに対する町内消費拡大と商業振興の観点から、阿見町商工会が発行するプレミアムつき商品券に係る補助金を新規計上。

第7款土木費では、道路橋梁総務費で、阿見吉原地区東工区の換地処分に伴う道路台帳等更新委託料を増額。

第9款教育費では、小学校教育振興費で、事業費の確定等に伴い、学びの広場サポートプラン事業に係る経費を新規計上。予科練平和記念館費で、原材料不足に伴う調達期間、価格上昇の影響等により、今年度中の完成が困難となったゼロ戦模型について、年度内執行額に合わせ、作成委託料を減額するとともに、掩体ごう型格納庫の設計に係る経費を新規計上。学校給食費で、文部科学省新規事業であるスーパー食育スクール事業の指定校として、阿見小、吉原小、阿見第二小及び阿見中学校が指定されたことを受け、家庭や地域と連携した児童生徒の食育の一層の充実を図るため、当該事業実施に係る経費を新規計上。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正については、事業期間が翌年度にわたる仮設庁舎借上料及びゼロ戦模型製作委託料について、複数年契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、6ページの第3表、地方債補正については、防災行政無線整備事業及び消防機械力整備事業の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第49号から第53号までにつきましては、それぞれの特別会計において、主に人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するもので、議案第49号の国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に123万円を追加し、歳入歳出それぞれ53億423万円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するほか、産休代替臨時職員の雇用に係る経費を増額するもので、その財源については、一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第50号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に2億628万円を追加、歳入歳出それぞれ28億2,028万円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するほか、社会資本整備総合交付金の過配分を受け、荒川本郷地区の事業計画の一部を前倒しするとともに、同地区の下水道受益者負担区設定に係る業務委託料を新規計上するもので、その財源については、社会資本整備総合交付金、一般会計繰入金及び公共下水道事業債を充てるものであります。

次に、議案第51号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から757万6,000円を減額、歳入歳出それぞれ1億5,942万4,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するほか、福田地区農業集落排水施設の局所排気ファンに係る施設等修繕料を増額するもので、その財源については、一般会計繰入金のうち、福田地区農業集落排水事業繰入金を増額する一方、一般管理費繰入金を減額するものであります。

議案第52号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から350万9,000円を減額、歳入歳出それぞれ26億9,149万1,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するほか、医療・介護サービスの利用者増に伴い、高額医療合算介護サービス費を増額し、県補助事業の採択を受けた在宅医療・介護連携推進事業に係る経費を新規計上するもので、その財源については、国・県介護給付費負担金、在宅医療・介護連携拠点事業費補助金等を増額する一方、事務費等一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第53号、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に63万4,000円を追加、歳入歳出それぞれ7億1,363万4,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第54号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ255万3,000円を増額するものであります。

その内容としましては、給料、職員手当、法定福利費を増額するものであります。

他会計負担金の増963万4,000円については、上下水道課合併に伴う兼務職員に係る人件費の負担金となっております。

また、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出について、6,100万円を増額するものであります。

その内容としましては、配水施設拡張費の工事請負費等を増額するものであります。

なお、増額により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する6,100万円は、過年度分損益

勘定留保資金から補填をいたします。

また、債務負担行為につきましては、上下水道・農集料金共同徴収業務及び上下水道・農集関連業務が平成27年4月から円滑に進められるよう、準備期間を考慮し債務負担行為の期間と限度額を設定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） じゃあ、委員会で審議しないところをお聞きしたいと思います。

議案48号のですね、一般会計補正予算、これは総務委員会が担当となると思いますが、14ページ、防災行政無線放送施設整備工事、これは今年度ですね、消費税込みかな、約6億——まあ、6億にはなりません、そのような予算を計上してですね、防災行政無線を整備していくと、この一環だろうと思いますが、具体的な、この整備工事の内容について教えてください。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。防災行政無線につきましては、26年度と27年度の2カ年で整備を進めるということで計画しておりまして、今年度は、固定系として親局1局と子局を87局、再送信局を3局、また、遠隔制御装置、それと、移動系のほうでは、基地局を1と車載を30、携帯型を30、可搬型が21、中継局1局ということと、その統制制御装置を1つ設けるというようなことで、事業費としては6億684万4,000円というような内容でございます。

27年度については、当初3カ年で進めておった計画を2カ年で前倒しということなものですから、27年度については、固定系として個別受信機、それと無線LANの整備、そういうものを計画しておりまして、約、事業費としては1億1,870万というようなことでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それ、全体のね、防災行政無線整備事業の全体だと思いますね。私がお聞きしたのは、今回、2,169万6,000円補正されたわけですよ。この補正予算の具体的な内容についてお伺いしたいと、こういうことなんです。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、すいません、お答えいたします。今回ですね、補正で2,169万余り補正をいたしております。その内容といたしましては、携帯型の無線機の予備のバッテリー、そういうものを追加するということと、あとは、Jアラートが整備されているんですが、災害があった場合に、そういうJアラートに自動起動を装置するというようなものを追加するというようなことでございます。

それとですね、今回、減額補正となっておりますんですが、これは3カ年で実施するのを前倒しということ、2カ年ということになったもんですから、その設計内容、労務費の圧縮というようなことで減額というような内容でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうすると、整備事業としてね、プラスは工事請負費2,160数万円ね、それから、その委託料としてマイナス800万ぐらいですか。プラスマイナスして1,360万7,000円、これが増えたんですけど、そのいわゆる追加して、この分が追加になって全体が膨らむという理解でいいんですか。

○議長（柴原成一君） 横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。そのとおりでございます。追加する分が約2,100万で、減額する分が800万ということで、約1,300万の増というようなことでございます。

○5番（海野隆君） わかりました。

○議長（柴原成一君） そのほか質問はございませんか。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 一般会計補正予算の18ページですけども、この中の1116番ですか、子ども・子育て支援対策推進事業、これは年初の一般予算にも同じところがあるんですけども、この中では、年初の3月にもらったやつの中では、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料ということで232万ですか、入っているわけなんですけども、今回、業務委託料としまして、子ども・子育て支援法例規整備支援委託料、ちょっとこれの内容まで、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 業務委託料、子ども・子育て支援対策推進事業の業務委託料について御説明いたします。

子ども・子育て関連の3法なんですけども、支援法等が公布をされてまして、その子ども・子育て支援の新しい制度が27年の4月から本格施行になります。それにかかわる町の例規等、

変更もございますし、新たな条例も制定しなければいけません。かなりの業務量になりますので、その整備の支援を委託するものでございます。

○議長（柴原成一君） 永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、年初に出したやつの中で、町の例規集というんですか法令集っていうんですかね、それを直すやつで100万——今回103万7,000円がかかるということではないわけですか。その27年の4月からの行われる新しい法律に沿うために、町のやつを書きかえるということではないわけですか。ちょっとそれを確認したいんで、お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。当初予算の計上は業務委託料で、子ども・子育て支援事業計画の計画策定の業務の委託料、計画のほうの策定でございます。支援制度は来年の4月からですけども、それに向けて、また計画も新たに更新すると、策定するものでございます。

今回の補正予算は、それにかかわる例規等ですね、それが整備するものが多いものですから、その支援を委託して整備するというものでございます。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号から議案第54号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第55号 社整東公第1-1-1号公園整備工事請負契約について

議案第56号 社整東公第1-1-2号公園整備工事請負契約について

議案第57号 国補下1-1公共下水道管路工事請負契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、議案第55号、社整東公第1-1-1号公園整備工事請負契約について、議案第56号、社整東公第1-1-2号公園整備工事請負契約について、議案第57号、国補下1-1公共下水道管路工事請負契約について、以上3件を一括議題といたし

ます。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第55号，社整東公第1－1－1号公園整備工事請負契約について，議案第56号，社整東公第1－1－2号公園整備工事請負契約について，関連しますので，一括して提案理由を申し上げます。

本工事は，阿見吉原土地区画整理地内において事業を推進している近隣公園の整備工事を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から平成27年3月31日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

次に，議案第57号，国補下1－1公共下水道管路工事請負契約について申し上げます。

本工事は，荒川本郷地区の公共下水道整備のため工事を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から平成27年1月30日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案3件については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 議場での名誉回復は一応できたみたいですが，まだまだ本質的な名誉回復はできていないんですが，堂々と晴れて質問させていただきます。

これはまた私が一般質問のときに言いますが，議長がブログか何かでね，あなたブログか掲示板か何か，俺よくわかんないんだけど，一般質問をするときにね，一般質問をすると，町長を挑発しているというように書いているからね，これは，俺は一般質問というのは挑発するわけじゃないから。

〔「質問，質問」と呼ぶ者あり〕

○13番（藤井孝幸君） その点をね，いいですか，事前に議長の見解を，俺は聞きたいと

ころだけど、これはまた別なときにね、やるんで、よろしくね。

で、55、56、57号ね、について質問します。

これですね、55号、56号は、吉原地内の公園整備ですよ。で、57号は荒川本郷地内の下水管の整備ということですが、この議案のね、それぞれ最低制限価格を設けているんですよ、最低制限。これについて、私、ちょっと関連質問するんですが、55号の5者のうちに1者が辞退している。これはもう、入札調書、書き取り調書見ればわかるんですけども、2者が最低制限価格を下回って失格。5者のうちに2者ですからね。

56号は55号と同じ業者が入札してて、1人は取りおりでおりた。すると、4者のうちですね、1者が辞退をして3者が最低制限価格を下回って失格と。これはほかにもあるんですけどね、町内の発電機のこととかいったら、10者のうちに7者が最低制限価格で失格という。これはですね、どう見ても、高どまりになるんですよ、高どまりに。安かろう悪かろうという感覚もあるんですけども、町内のしっかりした事業所が、これでやりますと言って、最低制限価格で、おまえたちはだめだよと言われてたら、当然高どまりになりますよね、入札の価格は。これはだから、我々の素人から考えてみても、町に損害を与えているということになりますので、競争入札とは言えないんじゃないかというふうな気持ちでございます。

まずですね、1つの質問は、予定価格は誰がどのようにして決めるのか。そして、その根拠は何だ。そして、事前に誰と誰が知り得るのか。これをまず1つ目、質問します。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。予定価格を決定するのは町長でございます。それで、それを事前に知り得る者は誰かということですが、これはおりません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） じゃあ、町長に質問しましょう。その予定価格はね、どのような根拠で——今、私も根拠と言ったんですけど、答えになってないんでね、答えてくれなかったんで、どのような根拠で——町長しか知らないつつうんだったら、町長、どのような根拠でしたのか教えてください。

○議長（柴原成一君） 横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。予定価格は、決められた一定の算出に基づいて、いろいろな労務費や直接工事費とか、そういう価格を設計を組みまして、その設計額から、町長がある一定の範囲内で予定価格を決めるというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） その算定をするのは、町でそういうパソコンで入力するものは持つ

てないでしょ。その予定価格を決めるの。それはどこでやるんですか。町長が入力するわけじゃないでしょ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。横田健一君。

○総務部長（横田健一君） 予定価格を決めるに当たっては、町でその工事に関する設計を組むわけでございます。その設計の価格に基づいて決定していきます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） その決定するのにね、パソコンがあるでしょう、その入力したら出てくるやつがね、どれだけ、おおむねこれだと。そのソフトがあるでしょ、パソコンじゃねえや。そのソフトに誰が入力をしてるのか。町なのか、町の担当者なのか、町長なのか、業者なのか。見積もり。

○議長（柴原成一君） 横田健一君。

○総務部長（横田健一君） これは担当課のほうで設計を組みますので、担当課のほうで設計書を計算しております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そうすると、担当課で、予定価格を——そのソフトがあるわけですね、そうするとね。あるんでしょ。ソフトはないの。あるんだったら、担当課が、その価格を知り得るわけ、予定価格をね、おおむね。それから、本番の入札に関して、この前、私、質問したら、歩切りはないとか言ってたから、前後して予定価格を決めるでしょう。それはだって、町長しか知らないと言うんだからね。町長は、どれぐらい、その設計価格から——聞いてますかね。どれぐらい、設計価格に対して、どれぐらいの上乗せしたり下乗せしたりという、その基準があるのかどうか、それを教えてください。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） 設計は、先ほど申しましたように、担当課が作成しまして、その設計図書を参考に、町長が予定価格を手書きで書きますので、それは町長が手書きで記入して決定するというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） だからね、町長に、俺、聞いてるわけ。何で、その設計価格に対して、どれだけ歩切りをしているのか。歩切りって言ったら、歩切りはないって言ったから、昔の言葉で言うと歩切り。どれだけ上乗せする、どれだけ設計価格より下げるのか、その決める根拠を教えてくださいって言うてるんですよ。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） 歩切りはしないというようなことでございます。端数処理はする



というようなことですので、設計価格が予定価格になると。まあ、端数処理するしないは、ちょっとわかりませんが、そういうことで判断しております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 設計価格はイコール予定価格じゃないでしょ。その中に……。だったら、設計価格イコール予定価格だったら、担当者が知っているわけですよ、価格は。だから、町長とその担当者が、設計価格イコールだったら、2人知っているわけだ。そうでしょ。そこは違いますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えいたします。設計価格は当然担当者が作成していますので、設計価格は担当者も知り得ています。ですが、あくまでも予定価格というのは、実際、端数処理をしていますので、設計価格イコール予定価格となるものは、中にはあるかもしれませんが。本当に端数がないものについては、イコールとなるものがあるかもしれませんが、端数処理しているので、設計価格とイコールとならないものがあります。予定価格はあくまで設計価格とは別物です、これは、この制度で言われているのは。あくまで入札のためにですね、それを下回るものを落札するためにつくっているものが予定価格であります。設計価格は、町のほうで、この金額であればこの工事が妥当にできると、適正にできると定めているものでございます。若干意味が違うんでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） わかりました。それでね、設計価格の端数を切るという、どれだけ、何百万単位で切るのか、何十万単位で切るのか、ちょっとわかりませんが、大体どれぐらいの単位で切るんですか。

○議長（柴原成一君） 管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） 予定価格を決定しているのは町長ですので、それは私はわかりません。どのぐらいの単位で端数切っているのか。

○議長（柴原成一君） 管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） 私は、先ほど言いました、知りませんと言いましたけど、その端数の切り方については、ここでお答えすることはないかと思えます。

以上です。

あくまでも、町の執行部として決めてる、町長が決めてることでございますので、それは非公開ということだと思います。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番(藤井孝幸君) 町長, 町長, 町長, 予定価格は町長が決めるんですよね, それは, ね。だけど, それは質問したらだめなの。金額はここ出てるんだから。それをどういう形で決めたのかちゅうのを聞きたい, 知りたいんです。それは聞いたらだめですか。

○議長(柴原成一君) 管財課長朝日良一君。

○管財課長(朝日良一君) はい, お答えします。何度も同じ説明になってしまいますが, 設計図書があります。そちらを参考にですね, どういう端数処理するかわかりませんが, それをもとに町長が予定価格を決めているということです。端数処理の, どのぐらいを端数を切ったのか, それは個々の案件によっても違いますし, 考えによって違いますでしょうから, それは一概に言えないということで。それも, どういうふうにするか, ここでははっきりと申し上げられないということです。

○議長(柴原成一君) 13番藤井孝幸君。

○13番(藤井孝幸君) だから, 予定価格は, 俺は, ここは出てるからわかってんのよ。で, 設計価格イコール予定価格じゃないということもわかってますよ。だから, 町長が決めると, 予定価格を決めると言ったから, その予定価格を決めるのに, 何か根拠とか基準はないのかって言ってるわけ。

〔「いやいや, しゃべってるんだったら, ちゃんと手挙げてしゃべったらいいんじゃないか。答弁したら」と呼ぶ者あり〕

○13番(藤井孝幸君) 自分がしゃべればいいんだよ。

〔「議長, うるさくてしょうがないから, ちょっとね」と呼ぶ者あり〕

○議長(柴原成一君) 静粛に, 皆さん, 静粛にお願いします。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「議長, 指名しなけりゃだめなんだよ」と呼ぶ者あり〕

○13番(藤井孝幸君) 町長に, 町長に聞いているんだよ, おれ。

○議長(柴原成一君) まず, 管財課長朝日良一君。

○管財課長(朝日良一君) お答えが何度も繰り返しになってしまって申しわけございませんが, それについては, 今, その場で決めていると思いますので, ちょっとここでお答えすることはできないかと思います。

○13番(藤井孝幸君) だから, だから町長に聞いている。答えられねえから。町長が決めるんだったら, 職員答えられないでしょ。

○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 予定価格を決めるときには, その予定価格になる範囲内の中で予定価格を決めているということ。今のところは, 端数処理という形の中で大体決めています。も

う十分、それに見合った予定価格になると思います。

最低制限価格は、今回は自分……。あ、まあ、言わなくていい。早く言っちゃったのがいいかなと思って。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 切らんでいいか。まだ長いよ、俺は。いいですか。

要は、町長が端数処理をして予定価格を決めると。それはどれぐらいの単位でやる。100万単位、それとも円単位。それは言わない。ああ、わかった。

まあ、予定価格はいずれにしても町長しかわからないということですね。ね。正確なところはメモで、設計価格を町長にメモか何かで渡す。町長は、そのメモを見て、端数を処理して予定価格を決めると。そしてこれは事後公表だと、こういうことですね。わかりました。

じゃあね、最低制限価格というのを、全部、今私が言ったやつ、55、56、57、最低制限価格を全部設けてるんですよ。この最低制限価格はですね、これを誰がどのようにして決めてるのか。そして、事前に誰と誰が知り得るのか、教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） 最低制限価格につきましては、やはり町長が決めていただいております。決め方につきましては、今年度、最低制限価格の方法を改正しまして、これは直接工事費とかそういう経費の、その経費に率を掛けた、これ茨城県でも実施しているやり方は、全く同じやり方に準じて決定しております。それはあくまで最低制限基本価格という呼び方をしておりますけど、それをですね、その価格をもとに、それを町長に決めていただきまして、その基本価格を、それをもとに、最終的には、入札会場でくじ引きをして出た値が最低制限価格となります。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町長が決めるということですね、最低制限価格は、この工事の予定価格はこれだけ、この工事の最低制限価格は幾つと。そうすると、最低制限価格を決めるというね、根拠をちょっと詳しく教えてほしいんですよ。どのような根拠で最低制限価格を決めているのか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。横田健一君。

○総務部長（横田健一君） お答えいたします。最低制限価格につきましては、ただいま課長が答弁したとおりでございます。今年度から改正して実施してるんですが、一般競争入札における建設工事につきましては、公表しているわけです。これは建設業者のほうにも公表している内容でございます。例を申しますと、土木工事等については、直接工事費が0.95、それと共通仮設費が0.9、現場管理費が0.8、一般管理費が0.55、これらの価格を最低制限の基本価格

というようなことで算定をしております、その予定価格の10分の9から10分の7の範囲内で設定をするというようなことで、この制度を一部変更して運用しているというようなことでございます。その最低制限価格については、先ほど課長申しましたように、そのランダム係数を用いて、当日の立ち会い人がくじを引いて決定しているというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 管理費とか何とかでね、経費率を掛けてやる。そして、いずれにしても、町長がその最低制限価格を決めると、こういうことですよね。ランダムで何とかかんとかつちゅうのは、これはどういう管理をしているんですか。例えば、入札の応札業者が入ってきた。その当日ね。ほいで、ランダムで計算したやつは、パソコンか何かの画面に出るようにしてらるんですか。それはどういうふうにして管理してるんですか。

○議長（柴原成一君） 管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えします。当日の入札会場でのやり方ですけれども、まずそのランダム係数出すのに、一応くじ引きを行います。くじ引きは、表があって、縦軸・横軸の表がありまして、それぞれの表の縦横が合致したところのランダム係数を使うというふうになっています。縦軸を引く者と横軸を引く者を、まず2人選びます。その2人選ぶのも、事前にまたくじ引きをするという、そういう形で、誰が引くかわからない形で選びます。それを引いた形で縦軸横軸を出しまして、その出された係数をですね、先ほど言いました、その経費に掛けて出した最低制限基本価格に、またそれを乗じまして最低制限価格を出すという、このようなやり方をやっております。

今回は、町長が決めていただいているのは、先ほど言いました最低制限基本価格、その経費率を掛けて出したものの最終的な価格を町長に決めていただいております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） だからそこなんですよ。町長が決めるちゅうのがね、最低制限の基本価格を決めるということですよ。そこだったら、町長は、その基本価格というのは、どのようにして決めるんですか、いつ。町長が決めるから、課長が答えんでいいよ。

○議長（柴原成一君） 管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） 最低制限基本価格の設定の方法はですね、先ほども説明しましたが、土木工事の場合にはですね、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に決まった係数を掛けます。町の設計書の中に載っている金額にこの係数を掛けると。それで合計額が出ます。その合計額で、これもですね、端数があれば端数処理します。これは、端数処理する額は、たしか1万円ですね、1万円未満の端数について処理すると。それで出したものについて、それを最低制限基本価格とします。その基本価格を当日までに決めまして、当日入札す

るまでに決めまして、その最低制限基本価格をですね、当日の入札会場でランダム係数を乗じて最低制限価格を決めると。このやり方は、阿見町だけがやっているやり方ではございませんで、茨城県も他の市町村も結構それに準じてやっているやり方でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） じゃあ、最低制限価格。今、町長が基本価格を決めると言いましたよね。朝日課長が答えてる。だから、朝日課長も当然、知っているわけですね。その最低、基本価格は。町長が決めるとか言ったけども、その端数の1万円は処理はするんだろうけども、町長が決めるというのは、その端数の処理だけでしょ。そしたら、朝日課長もそれは知っているということになります。ああ、この端数1万円以下は処理するんだなということを決めるということは、町長と、少なくとも朝日課長か、その担当者ちゅうのは、承知しているということですね。

○議長（柴原成一君） 管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） 私は今、制度の説明をしまして、ここの案件について私が決めるとかそういうの、この金額を知っていることはございません。これ、全ての案件について言えます。私が担当しているものについては、私は当然、設計書の内容を知っておりますので、それはわかりますが、私が担当してない個々の案件については、その金額については知り得ないと。あと、今説明しましたが、あくまでも制度のやり方です。を説明させていただきました。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） だから、経費率を掛けたりするのはあなたたちでしょう。そうでしょう。そして、それを見て、町長が制限価格を決める。これに間違いがあるかないか、もう一度確認。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど課長が言ったとおり、設計価格に直接経費とかそういうものをパーセンテージを掛けて、もう最低制限価格は、私が、これよりちょっと高いからこっちに低くすると、そういう、もうシステムじゃないんですよ、今年度は、もう。全然、私自身が入れないような状況になって、前はほら、いや、これは100円のものなら85円だ75円だにしろって言うけど、設計価格がある程度決まったら、その中での歩合が出てるんですから、それを最低制限価格にしなさいって言ってるんだ。それに対してランダム係数で、業者が来て、縦軸と横軸引いて、それでその線で最低制限価格が決まるんですから、もう本当にそういう面ではね、全然違うんですよ。よく勉強したんじゃないんですか。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町長しか知らないちゅうから、私は町長に聞いているんだよ。いやいや、課長も、経費を掛けたとか何とかかんとか言ってるから、知ってるのは町長だけじゃないでしょ言ってるんですよ。課長も知ってる、町長も知っていると。いや、さっきの質問の答えでは、町長が決める、町長が知ってる、町長しか知らない、こういう言い方をするから、私が聞いているんです。だって、知ってる人は、もう一遍、誰と誰がわかるんですか。

○議長（柴原成一君） 管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えします。最低制限基本価格の決定の責任者は町長であるということです。あくまで設計図書を作成した者、担当者からですね、その担当課長まで含めて、この経費率、先ほど言いました経費率はこうしてますので、これを掛ければ、その幾らに最低制限価格になるかというのは知ることができます。ただ、それについては、当然知ったとしてもですね、守秘義務がありますので、当然、ほかに漏らすことはございません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） まあね、ちょっとね、時間も過ぎて、俺も、まだ3つ、4つあるんですよ。徹底的にやっていいかな。

○議長（柴原成一君） 大丈夫です。どうぞ、続けてください。

○13番（藤井孝幸君） いいかい。じゃあ、その最低制限価格というのは、どういう業種の仕事するとき、工事、もしくはね、どういうときに設けるのか。どうですか。

○議長（柴原成一君） 管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えします。阿見町では、一般競争入札、予定価格が2,000万円以上の建設工事ですけども、一般競争入札でやるものについて、全て最低制限価格を設けて実施するというので、今年度から改正しております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 私がね、ちょっと心配——心配というのかね、危惧するのは、町長しか知らない額が、町長しか知らない、町長が決めるという答えであったから、私は、人為的なものがね、結構入るんじゃないかと、こういうふうに私は認識したわけですよ。ほいで、県がやっているように、今さっき言ったら、係数を掛けて、さらにランダム係数を掛けて、それで決まるでしょうから、これは県がそのとおり県はやっている。それを阿見町が準用しているちゅうことでしょ。ということは、人為的な行為というのか、人為的なものは入らないということですか。そこをちょっと確認します。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えします。端的に申しますと、これはもう、設計図書のある決まった金額に決まった係数を掛けますので、それについては、もう答えが誰がやっても出るということです。そういったことをやれば、逆に人為的なものは入らないと。さらになおかつ今回、ランダム係数というものをここにまた加えましたので、その対応によっても、さらに人為的なものは排除できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） だからね、私が先ほど冒頭に言ったように、この最低制限価格、前は低入札価格ちゅうのがあったでしょ。低入札調査何とかかんとかつちゅうのと、それから最低制限価格に切りかえたわけですよ。それは県のほうもそういうふうにしたんで、県の通知か何かがあるから、規則みたいのがあるからね、そのとおりにやっただけでしょうけども、要は、この県もそうですけども、人為的な作為ができないようにやろうとしているわけですよ、これはね。だから、町長しか知り得ないとか、町長しかわからないとか、そういう答弁はね、やめたほうがいい。どうしても町長に、町長、作為なことをやってるんじゃないのというふうに疑問を持つから、ね。だから、そういうところは、やっぱりね、回答の仕方をしっかりと考えとかなないと、だめですよ。

で、最低制限価格を設けるのは、これはそれでいいですよ。まあ、人為的なものをなるべくなくしてという。そうすると、透明性とか公平性とか、こういうのは、この事後公表をするんだったらいいんですよ、最低制限価格を。県はやってますからね。最低制限価格が決まったら、ちゃんと担当者がフロッピーに入れたやつを持って、それで当日にそのパソコンの中に入れて、そして最低制限価格は誰も入らないような形で決めてるんですよ。それを、最低制限価格が決まったら、業者が応札をして、決まったら、聞いたら、教えてくれるんですよ。明らかにするんです。今、阿見町はどうしてますか。

○議長（柴原成一君） 管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えします。今、阿見町のほうとしましては、最低制限価格については非公表としております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） その理由は何ですか。よそので、土浦とかはやってるよ。県もやってる、土浦もやってる。ちゃんと規則を設けて。何で阿見はやらないの。

○議長（柴原成一君） 管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） ほかの市町村がやっている理由はわかりませんが、阿見町

としましては、この最低制限価格を公表することによりまして、阿見町がどういった最低制限価格を設定するのかが、類似の工事ですね、事後の類似の工事に推測できると、そういうことが懸念されるという判断で、今はやめております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） それはおかしいよ。類似の工事であって、透明性が図れてたらいじやない。だって、よその市町村や県がやってるんだ。阿見町がやらない理由はないじやない。類似の工事で価格がわかるっちゅったって、それは端数を切ったりとか何とかすれば、価格なんかわからないよ。予定価格があって最低制限価格があって、その最低制限価格をよその市町村、県は公表している、事後ね。事後、公表してんよ、幾らでした、ランダム係数は幾らだと。それをしないということに、しないという理由が私はわからない。その理由、類似の工事で価格がわかるから。そんなのは理由にはなりませんよ。わかったっていいじやないですか。だから、何で土浦とか県がそういうことをやってるかっていうと、人為的に作為が入らないように、それと、それから、透明性とか公平性、公正性が確保されるから、やってるんですよ。阿見町はそれを確保できないようにやってるじやないですか。それを私が言ってるんですよ。どうですか。

○議長（柴原成一君） すいません。時間も押してますんで、とりあえずここで暫時休憩します。町長の答弁は、その暫時休憩終わりましたら。暫時休憩します。ですから、議会の開催は13時15分といたします。

午後 0時17分休憩

---

午後 1時15分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、7番平岡博君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど、うちの管財課の課長のほうから言われたとおり、いろんなものが、やっぱり込み入ってるんで、今回の件においては非公表にしていきたい。私自身も非公表ということで決断しております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 非公表にするということが人為的ないろんな作為が入るというおそれがあるわけですよ。だから、県も近隣の市町村も、そういうことがないように、ちゃんと公表しているわけ。これが正しい姿だと思うよ、俺は。何も次の工事の額がばれるかとか、そん



な同じ工事なんかあるわけないんだもん。たとえられたとしても、それは関係ないです。非公表は間違いだと私は思う。

それで、要は、私がこうやってね、質問したもう1つの理由は、高どまりすることによって、町が損するわけですよ。だって、この3つの55、56、57で足してね、3,900万ぐらい、最低価格のところは落札したらよ、3,000万以上、町としては得をするわけですよ。それが高どまりの入札、落札になってるから、おかしいんじゃないの。私はこの前のやつもね、だから、入札を、業者を私は責めているわけじゃないのね、業者を。町の執行の方法が仕方が悪いち言うてるわけ。それをね、ちゃんと自覚をしてもらって、担当者としては、なるべく、なるべくじゃない、人為的な作為が入らないような施策を講じていくことが担当者の役割です。でないと、町に損害を与えるわけですよ。小手先のことをやってったら。

〔「議長、一般質問じゃないから、質問だけやってください」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） はい、わかりました。

○13番（藤井孝幸君） いや、今から質問するんだから、いいんだよ。

○議長（柴原成一君） はい、どうぞ。

○13番（藤井孝幸君） 前座を言ってるんだから。だから、そういうことで、損害を与えるような施策はやらないで、近隣の市町村みたいに、公明、公正、透明性をもってやってくださいというふうに、俺はお願いしている。あとは、まあ、ここで言ってもしょうがないだろうから、何か町長、えらい、言いたそうだから、ちょっと聞こうか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 非常におもしろいことを言うなと思って。最低制限価格を一番低価格制度にっていうことですよ。やっぱしそれではね、工事のね、やはり保証っていうものが受けられないんですよ。それこそ、企業が大きかったら、どんどんどんどん、海野議員の一般質問にもありますよ。内容も。やっぱりね、金額が、大体、作為が入らないように、もうシステムができちゃってるもの、あなた、勉強したんじゃないんですか。勉強したんでしょう。そして、そのとき、何か質問したんですか。俺はどういう質問したか知らないけど、作為が入らないように、なるべくそういう形にしようとして、こういう最低制限価格の設定金額をやったんじゃないんですか。そういうの自分でわかってて、それでこれがどうのこうのって、それではもう、話のほかになっちゃうな。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町長、あなたはそんなことを言うけどね、作為が入らないと言うけども、公表しないということは、事後公表、ほかの市町村は公表してんだよ。しないということ、何で……。

〔「全部してるってわけじゃないでしょ」と呼ぶ者あり〕

○13番（藤井孝幸君） 全部してるわけじゃない。多い過ぎるっちゅってるの、多い過ぎる。その制限価格より下回ったから失格という回数が多い過ぎる。じゃあ、今まで阿見町でこういう状況がありましたか。管財課長、どうですか。

○議長（柴原成一君） 管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） 最低制限価格制度は、阿見町では去年、おととしと、これを適用させておりますけど、過去においても、その最低制限価格制度によりまして失格となった案件はございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 数は極めて少ない。ということで、要は、人為的なものが入らないような制度で、担当者もこれだけ損しているちわかるでしょ。これがわからないような担当者はおかしいよ。こんだけ損をかけてるちゅうのが……。ほいで、いいですか。ここでの町の業者を全部入札させて、町の業者は、みんなここでは一流の業者ですよ、町の。その業者が信用ならないんですか。そんな業者を全部落として、高い金で、何で落札させるんですか。それを言っているわけですよ、私は。町の業者ですよ、町の。信用ならないちゅうことは、安かろう悪かろうという話を今、町長はやってたけども、一流の業者じゃないですか、ここはみんな。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君に申し上げます。質問の形にしてください。

○13番（藤井孝幸君） そういうところだから、もういいや、質問しないよ、もう。

それで、要は、私もこれはね、ここでまたいろいろ町長も言いわけするけども、これは建設のそれぞれの委員会にお任せします。それで結論を出して、正当な結論を出してください。委員会の産建の方々、よろしくお願いします。終わり。

○議長（柴原成一君） 本件3件についての質問、ほかにございますか。本案3件について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号から議案第57号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第58号 実穀小学校耐震補強工事請負契約について

議案第59号 吉原小学校耐震補強工事請負契約について

議案第60号 本郷小学校校舎耐震補強工事請負契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第7、議案第58号、実穀小学校耐震補強工事請負契約について、議案第59号、吉原小学校耐震補強工事請負契約について、議案第60号、本郷小学校校舎耐震補強工事請負契約について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第58号、実穀小学校耐震補強工事請負契約について申し上げます。

本工事は、実穀小学校校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成26年11月28日までであります。

工事概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

議案第59号、吉原小学校耐震補強工事請負契約について申し上げます。

本工事は、吉原小学校校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成26年12月19日までであります。

工事概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

議案第60号、本郷小学校校舎耐震補強工事請負契約について申し上げます。

本工事は、本郷小学校校舎の耐震補強工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成26年10月31日までであります。

工事概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案3件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号から議案第60号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第61号 財産の取得について（高規格救急自動車購入）

議案第62号 財産の取得について（阿見町LED防犯灯購入）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、議案第61号、財産の取得について（高規格救急自動車購入）、議案第62号、財産の取得について（阿見町LED防犯灯購入）、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第61号、財産の取得について申し上げます。

本案は、消防署の高規格救急自動車は20年を経過しており、老朽化に伴い更新するものですが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めます。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成27年3月23日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

次に、議案第62号、財産の取得について申し上げます。

本案は、町内に設置してある防犯灯をLED化するため購入するものですが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めます。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成27年3月31日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議案62号、総務委員会に付託される予定の議案ですけれども、これを見ますとですね、4,100と落札者の金額で割るとですね、1本といいますかね、1灯当たり3,000円弱、2,998円ということで計上されているようですけれども、計上というか、その契約が成立したようですけれども、これ、定価は1万5,120円のような感じです。ネット販売では5,000円ぐらいで売っていると。これが約3,000円ぐらいになったということで、こういうものっていうのは非常に安く買えるんだなあというような感想を持ちました。押しなべて、大体ね、1,200万とか1,300万ぐらいになってますので。

それでね、1つだけお聞きしたいのはですね、これは今ある防犯灯を取り替えるというものと、それから、新しく防犯灯を取りつけるということがあると思うんですよ。参考までにといいうわけじゃないんですけど、関連でね、1灯当たり、ポールがついてですね、その工事費込みで、この防犯灯を、これから多分、それぞれどういうふうな割り振りで各地域、各行政区から上がってきた要望をですね、実現してやるということのかな、そのルールはよくわかりませんが、新規につけるということもあると思うんですね。そうすると、全く新しくポールをつけて防犯灯をつけると。これは幾らぐらいになるか教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。今回の工事のほうにつきましては、基本的には取り替えということで、既存のものに取り替えをしていくということが工事のメインになります。ただ、今、議員御指摘のようにですね、木柱とかいろんな地域によって状況が、今現在既存のものについても異なっておりますので、それを、今お話がありましたような専用ポールというふうなものに設置をしてつけ替えをしなければいけないということもあります。

それとあと、年度の継続の中で、新設要望ということも当然ございますので、それも順次対応をしていかなければならなくなるということで、金額については、まあ、ざっくりとということではしかないと思うんですけども、4万円前後ぐらいが、今の段階では、そのぐらいのところ

が、ポールをつけてということになるかと思えます。ただ、あと、そのつける場所の条件によって異なりますので、参考程度の金額にはなりますけども、そのような状況でございます。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） LEDに関してなんですけども、この機種は、統一であることによって安く購入をするということなんでしょうけども、ひたち野うしくの西大通から来る通りに設置してありますLEDを——あそこは早かったんですけども、あれを見ると、夜間ですね、特に雨の日なんか通ると、LEDの光が非常に直線的で、白熱電球みたいな光で目に入ってくるんですね。非常にそれが気になるのが、私は、大きな車が通るところは、多少ね、あっても、カバーをすることによって、そういう蛍光灯みたいなやわらかい光に変わるのではないかという気もしてるんですね。そういうことがLEDでできるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。確かに、LEDと蛍光灯のランプの光源といいますか、その光の質が違うというのは御指摘のとおりだと思います。確かに直線的で、まあ、感覚というものがございまして、それがいいか悪いかというところは非常に難しい判断だろうかと思うんですけども、部材でいろんなものを変化をさせるということは、当然、工夫の中ではできると思うんですね。ただ、現行進んでいる計画の中では、一応そのような考えはございませんで、通常のを交換をして設置をしていくと、そういうことで進めたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 普通の各地区の防犯灯のところは、別にね、非常に明るくて、電気代も3割も安くて、半年くらいのやつが15年ももつ。これでLEDのね、一斉に導入するメリットは十分あると思うんですけども、例えば、荒川沖から来る荒寺線とか、上郷に向かう、そういう大きなね、通りに新設するLEDについては、多少ね、灯の基数もそんなに多くないんで、そういうものをちょっとね、阿見町は工夫してやってるんだよというところをね、お金はかかるかもしれないんですけど、そんなに高いもんじゃないと思うんですね、カバーは。多分カバーでね、その光を変化させることは十分可能だと思うんで、ちょっと検討していただけたらと。大きいとこだけですね、メインの。よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号から議案第62号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

請願第4号 規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、請願第4号、規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 1時35分散会

第 2 号

[ 6 月 11 日 ]



## 平成26年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成26年6月11日（第2日）

### ○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長 青山壽々子君		
総	務	部 長 横田健一君		
町	民	部 長 篠原尚彦君		
保	健	福	祉	部 長 坪田匡弘君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
秘書課長	武井浩君
管財課長	朝日良一君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長	佐藤哲朗君
都市計画課長	大塚芳夫君
道路公園整備課長	湯原一博君
学校教育課長	菊池彰君
学校給食センター所長	遠藤康裕君
指導室長	根本正君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成26年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成26年6月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成26年第2回定例会

一般質問1日目（平成26年6月11日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 藤平 竜也	1. 町内への宿泊施設誘致について	町 長
2. 野口 雅弘	1. 自治金融について	町 長
3. 海野 隆	1. 不適切な最低制限価格の設定は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という地方自治の原則に逸脱していないか 2. ふるさと納税制度の改善を図り増収に努めるべきであると考えているがどうか 3. 名誉町民条例の制定を行い郷土の先人や歴史を正しく伝承するべきであると考えているがどうか 4. 児童・生徒の自転車安全対策及び事故補償について十分な対策をとるべきであると考えているがどうか 5. 本郷地区に計画されている新小学校に温水プールを併設すべきと考えるがどうか	町 長  町 長  町長・教育長  教 育 長  教 育 長
4. 永井 義一	1. 給食センターの外構工事について 2. 住宅リフォーム助成制度について 3. 予科練平和記念でのゼロ戦模型と掩体壕作成について	教 育 長 町 長 教 育 長
5. 飯野 良治	1. 筍の出荷制限等の解除について 2. 自転車道の整備を生かすための戦略を持っているの	町 長 町 長

	か	
--	---	--

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（柴原成一君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、2番藤平竜也君の一般質問を行います。

2番藤平竜也君の質問を許します。登壇願います。

〔2番藤平竜也君登壇〕

○2番（藤平竜也君） 皆さん、おはようございます。今回私、初めて一般質問トップバッターということで、夕べもいろいろ考えながら寝たんですけども、思いのほか夢見も悪く、朝起きましたら首を寝違えておりました、非常に痛いです。

あと、何か今日、上郷地区内のファミリーマートに強盗が入ったということで、まだ犯人捕まっていないようなので、そちらのほうもちょっと気になるところですが、私の一般質問のほうさせていただきたいと思います。

今回、私は宿泊施設の誘致について質問させていただきます。

当町には福田、香澄の里、東部と3つの工業団地を初め、多くの企業が立地をしております。また、それぞれの企業をビジネスで訪れ、阿見町に宿泊する方も数多くおります。

当町では1件のビジネスホテルが営業しておりますが、平日に関してはほぼ満室の状態のようです。今後、雪印メグミルクの本格稼働や吉原地区の開発等により、より多くの方々が当町を訪れ、宿泊を希望することも予想できます。ビジネスホテルに宿泊をするという方というのは、単に宿泊するだけにとどまらず、周辺の飲食店で食事をし、人によってはお酒を飲み、買い物もします。つまり、周辺地域の活性化にもつながる、阿見町にとっては重要なお客様だと私は思います。

実際、チサンインの周辺にある飲食店でお話を伺ったところ、宿泊されている方々の利用も

多いようです。そのお客様を、満室を理由に近隣市町村に逃がすということは非常にもったいないことだと私は思います。

そこで、その大事なお客様を逃がさないためにも宿泊施設の誘致を考えてもよいのではないかとと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 町内の宿泊施設誘致について、藤平議員の質問にお答えをいたします。

前々からもう1つ、もう1つというようなことでいろいろ考えていたんですけど、今のあれはオルティエ本郷のね、カスミの前に阿見の土地があったときに、あそこあたりが一番ホテルにいいんじゃないかなというような思いはしてたんですけど、なかなかそれができなかったっていうのが今の現状であります。

議員御指摘のとおり、当町には3つの工業団地を初めとして多くの企業が立地しており、また、雪印メグミルクの本格稼働や阿見吉原地区への企業立地も見込まれ、当町を訪れるビジネスマンは増加傾向にあると考えられます。先ほど藤平議員の言われたとおりだと思います。

現在、町内においてはビジネスマンが利用できる宿泊施設は、ビジネスホテルが1件、旅館が3件ありますが、ビジネスホテルの稼働率は非常に高く、ほぼ満室状態が続いているとのことで、宿泊施設が不足している状況であると考えられます。また、茨城国体のヨット競技の開催等により宿泊施設の需要が増加し、宿泊施設誘致の必要性はますます高まるものと考えられます。

町内の宿泊者の状況は、工業団地等での工事関係者の宿泊が多く、駐車場が充実し交通アクセスにすぐれたホテルが好まれ、また、都心からのビジネスマンには、なるべく駅に近いホテルが好まれる傾向にあるようです。また、ビジネスホテルの立地により、町内の企業を訪れるビジネスマン等の利便性の向上が図れることは言うまでもありませんが、例えば、宿泊者の飲食店等の利用増加も見込まれるなど、一定の経済効果や商業の活性化が期待できます。

このようなことから、ビジネスホテル等の宿泊施設の誘致につきましては、企業等のニーズの把握や立地の条件等を整理する必要がありますが、さまざまな機会を捉えて進めてまいりたい、そう考えております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 進めてまいりたいという回答なんで、これから積極的にやっていただけるのかなというふうに私は捉えましたけれども、幾つか質問させていただきます。

まずこれまでに、例えばですけれども、ホテルの経営側のほうから阿見町に対してそういう問い合わせがあったとか、逆に町のほうから誘致に向けて動いた、そういった経緯はこれまでにあったのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。これまで、業者からの問い合わせ等についてはございません。また、町のほうからの積極的に働きをかけて誘致をするというふうなこともしてはおりませんでした。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） これまでにはなかったということですが、私もチサンインさんのほうにちょっと出向きまして、話を伺ってまいりました。そしたらですね、やっぱり稼働率非常に高く、年間の平均でも80%台の後半、平日に関しては、まず火曜・水曜・木曜はもうほぼ100%だそうです。これで年間に……。要するにホテル側からお断りをしている件数というの週に10件以上あるということでした。つまり、その10件以上の方はこの近隣のほかのホテルを選んで泊まられてるということだと思います。やっぱり土日——週末に関しては、やはりあいてる日も多く、日曜日はあいてるということです。

どういったお客様が多いかという、やっぱり工業団地の工場関係——町内というのがやっぱり一番多いようですが、次に多いのが美浦それから稲敷市、そちらで仕事される方の宿泊が多いということです。つまり稲敷方面の玄関口として阿見が認識されてるのではないかなというふうに思います。そう考えると、もっともつとあれば、もう1件あればもっともつとお客様は増えるんじゃないかなというふうに私は思います。

こういった現状を聞いて、やはりホテルの誘致は有効だと思います。もし、先ほど町長のほうからオルティエ本郷がいいんじゃないかというふうなお話ありましたけれども、私もホテル誘致するのであれば、やはりホテルの経営面を考えても125号のバイパス沿いか、やっぱり本郷地区——駅に近い地域だと思います。そういった地域にホテルを誘致するに当たり、何か障害となるようなことはあるのでしょうか。あったら教えていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 生活産業部部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） お答えをいたします。ホテルを建てる条件としましては、やはり調整区域には原則は建てられないということにはなっております。建てるということになりますと、用途地域で言いますと、市街化調整区域で言いますと、第一種住居地域と第二種住居地域、それと準住居地域、それと近隣商業地域、それと準工業地域。この用途地域であれば建てられるだろうというふうなことだと思います。

今、藤平議員が言われたとおり、オルティエ本郷、それと荒川本郷地区については、そうい



った地域がございますので、例えば荒川沖寺子線の沿線上ですとか、あるいはオルティエ本郷の中でいいますと本郷ふれあいセンターの前の通り沿線上ですとか、そういった部分については建てられるというふうには認識しております。

それから、チサンインがあるところから——125号線ですけれども、チサンインがあるところからカスミストアの沿道沿い、それからカスミストアから大竹橋沿いの沿道沿いについては建てられるというふうな認識はしてるんですけども、125号線の沿道上についてはなかなか、いろいろもう立地されている場所がなかなかないだろうというふうには考えております。

ですので、今言われた本郷地区ですとか、そういった部分については建てられるのではないかなというふうには考えてはおります。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。ということは、問題はないということですよ。はい。

そのほか、何か障害となるようなことは何か考えられますか。特にはないですか。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。障害となるといいますか、町が保有している土地があるわけではございませんので、あくまでも民地を利用するというふうな形になると思いますので、その辺のところ、やはりそこら辺のホテル業界の方がそのニーズに合わせてどこを選ぶかというふうなところが、まだ大きな問題になってくるんじゃないかなというふうに思います。

それと合わせて、今の阿見町の状況について、そういうホテルを運営されてる方が、そこに果たして来ていただけるかどうかというふうなところのニーズもやはりしっかりと把握しなければならぬというふうなところはあると思います。その上で、ぜひ阿見町のほうにホテルを建設したいというふうなことになるれば、町としても積極的に支援をしていくというふうな形にはなろうかというふうには思っております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。今、ニーズという言葉出ましたけれども、今日の読売新聞の茨城版に来年11月キャノンの子会社が阿見に移転という記事が出ておりました。これ見ると700人規模で雇用する——あ、失礼いたしました。ということで、これも1つの起爆剤になるのではないかと思います。

先ほど国体という話もありましたが、何か今の部長の答弁聞いてると、向こうからお話があればということだったんですが、町のほうからも積極的に動くべきだと私は思うんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私も前にルートインのほうにもいろいろ話をかけた機会があります。やはりそういうチェーン展開をしているビジネスホテル、そういうところに声をかけていくことが大事かなと。前にも家電が非常に阿見町はないということで、ケーズデンキ等にも声かけたいろいろさしていただきましたけど、やはりこちらから動かないことにはなかなか進まないということだと思いますので、そういう面ではもう少し町が積極的な形で進めていきたい。そういうことを考えております。

また、キャノンが今回……。昨日、読売新聞社の記者の方が、こういうことで今日新聞にこういう形で出ますよっていう話はしてくれました。そういう中で本当に、今まではキャノンは外に外に出ていってしまったんですけど、今回400名向こうから来ていただける。坂東市のほうは本当に大変かなとは思いますが、そういう面では阿見町にとっては非常に大きな朗報だなっていう思いをしております。

やはり福田工業団地遷都を積極的にやった。また、今年度いっぱい大栄ジャンクションまでつながるといって、そういう立地的な状況が非常に大きく寄与したのかなと、そういう思いしております。そういう中で、やはりこれだけ、今後福田工業団地、またこの近隣の工業団地、阿見町の3つの工業団地が相当見直されて、企業が、まず企業のそれぞれが大きな力になって、そしてまた、増築等をしていけるような状況になってくるのかなと。

そういうことからしても、やっぱり大きなニーズが生まれてくるなという、そういう思いしておりますので、阿見町としてもやはり、もう少しきちんと声かけるところには声かけて、そしてその立地に合う、またニーズに合うようなそういう場所もまた地権者と話をしながら進めていくっていうことが大事かなと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい、ありがとうございました。どんどん積極的に行ってほしいなというふうに思います。

まあ、町のほうから動いたほうがいいということで、先ほどルートインなんていうお話も出ておりましたけれども、今、現に阿見にあるチサンインさんなんですけれども、つい最近経営のほう星野リゾートというところにかわっております。これ、星野リゾートというのは、かなり有名な宿泊施設の関係の会社で、例えばですけども温泉地域でちょっとお客様減ってってというようなところを立て直したりとかっていうすごいすばらしいところなんですね。

で、お客様が入るといって一番よくわかってるのは、私チサンインさんだと思ってらんで、例えばですけども、チサンインさんの第2チサンインという発想があっても私はいいいんじゃないかなというふうに思うんですね。同じ町内にホテルつくるかどうかというのは向こうの判断だと思うんで、そういうところにもぜひ積極的に声かけていっていただきたいなというふう

に思います。

それとあと、ちょっと本筋からは離れてしまうんですけども、この阿見の観光ガイド、チサンインさんに私ちょっとお伺い、何回もしてるときに思ったんですけども、これ置いてないんですね。何か最初何冊か持ってきたけども、すぐなくなっちゃいましたっていう話で、持ってきてくれば置きますよというふうに言ってるんで、ぜひ持ってほしいなと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） ありがとうございます。早速、すぐお持ちするようにします。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい、お願いします。ほんとこれ、町外から来た方からこれ見れば本当にわかりやすい、いいガイドブックだと思いますので、ぜひ持って行ってほしいなと思います。

町長からも積極的に動いていくというような話だったんで、ぜひともお願いしたいと思います。先ほどから述べてますけれども、宿泊施設の誘致というのは周辺地域の活性化にもつながる素晴らしいことだと思いますので、ただ待つだけではなく町のほうからも積極的に動いていていただきたいということを要望しまして、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで2番藤平竜也君の質問を終わります。

次に、3番野口雅弘君の一般質問を行います。

3番野口雅弘君の質問を許します。登壇願います。

〔3番野口雅弘君登壇〕

○3番（野口雅弘君） おはようございます。今日は5人全員1期生だそうです。その中で一番多分短いのは私だと思います。長いのは誰だかは言いません。

それでは、もう早速質問に入らせていただきます。

昨年度はアベノミクスという言葉が日本中に旋風を巻き起こしましたが、政策が効果を起こすのが大企業、地域差があり、中小企業にとっては景気回復を実現するにはまだまだ多くの時間がかかると思います。その上消費税増税で経営自体に圧迫している今、少しでも有利な条件の融資が受けたいのが中小企業の経営者です。その中であって今、中小企業に対する有利な融資は国民生活金融公庫改め日本政策金融公庫と自治金融しかありません。

そこで質問しますが、阿見町では中小企業の発展振興のために自治金融を規定し利息の一部負担を行い町の中小企業を助けていますが、現在その事業も一部経営者だけが知っているだけです。このように素晴らしい事業なので、ここで改めて町の事業の内容を教えてください。よ

ろしくお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 野口議員の質問にお答えをいたします。

本当に自治金融は使いやすい——中小企業にとってはですね、使いやすいと思います。

そういう中で自治金融制度は、町が茨城県信用保証協会、町内金融機関、町商工会の協力を得て、町内中小企業の事業者に対し、事業資金の融資・保証をあっ旋し、金融の円滑化を図ることを目的として実施している制度であります。

自治金融制度の内容につきましては、阿見町中小企業事業資金融資あっ旋規則で規定しておりますが、融資あっ旋の対象者は、阿見町に1年以上住んでいるか、事業所を設けている、農業、林業、漁業、金融・保険業を除く中小企業を営んでいる者で、申請時には全ての町税を滞納していない者となっております。要するに、農業、林業、漁業、金融、保険業を除くということであります。

また、融資あっ旋の資金の種類は、設備資金、運転資金で、どちらも融資限度額は1,000万、融資期間は7年以内となっており、保証人は、個人事業者は原則不要、法人は原則代表者のみとなっております。非常に保証人がいないということで、借りやすいということであります。

現在、町では借入者の債務負担を軽減するために、借入利息の1%分の利子の補給を行っており、この制度がより一層低利で活用できるように支援しております。

平成25年度は、新規で124件のあっ旋利用があり、合計で347件に利子補給を行いました。平成26年度は、新規で130件のあっ旋、合計470件の利子補給を見込んでおります。

また、町ではあっ旋事務を町商工会に委託しており、商工会では、平成25年6月から町商工会の会員以外からはあっ旋手数料を徴収し、制度利用者に対し商工会への加入促進を図っております。平成25年度の124件のあっ旋利用者のうち18件が商工会員以外であり、過去3年間の新規あっ旋利用者の224件のうち、35件が商工会員以外の利用者となっております。

自治金融制度の周知につきましては、町では窓口で中小企業向け融資制度の案内の冊子やリーフレットを設置しており、商工会では商工会広報や商工会ホームページ、経営指導員の巡回指導時に周知を行っております。

今後は、商工会や町内金融機関と連携し、広報紙や町ホームページなどを活用して自治金融制度のPRの強化に努めてまいりたいと思います。特にやはり商工会がやっぱり一番この問題に対しては力を入れていただいて、町とやはり一緒になってやっていくということが大事なかなと思います。本当に使いやすい自治金融なので、大勢の人に使っていただきたい、そう思います。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） お答えの中で、あつ旋の件数ですけど25年度は124件の利用で347件、26年度は130件のあつ旋見込みで470件を見込んで、予算書で見ますと1,100万8,000円を今年度の予算に組み込んでいますが、これ以上件数が増え、利子補給が増えたときはどうなりますか。また、そのときに限度枠っていうのはつくってるんですか。例えばもう2,000万を超えたら、これはやりませんよとか、そういう限度枠っていうのはあるんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。今回の利子補給の補助金につきましては、阿見町中小企業事業資金融資利子補給金交付要綱というのがございまして、その中に基づいて交付をするというものでございます。あくまでもこれは予算の範囲の中っていうようなことになっておりますけれども、補給金が今年度の予算で1,000万余り計上してありますけれども、それがなくなるということになれば——その見込みを上回るということになれば、やはり補正予算で対応するということになると思います。

ただ、限度額についてはその既定の中には入っておりませんので、利用の範囲の中で予算を上回るというふうなことになるれば、補正で対応していくということになるろうかと思えます。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） あとですね、あつ旋規則の除く対象者、除くほうに金融・保険業っていうのが——金融業・保険業って入ってますけども、阿見町には自動車保険の代理店っていうのがあるんですけども、そういうところもやっぱり保険業に入っちゃうんでしょうか。その辺を……。そして、その場合はなぜそう……。入った場合はなぜそうなるんですかっていうのを聞きたいんですけども。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。あつ旋事業者の対象外ということで、農業を営む者、林業を営む者、漁業を営む者、金融・保険業を営む者についてはあつ旋は受けられないということになっています。これは中小企業保険法施行令第1条に定める業種ということになってるんですけども、ただ金融・保険業につきましては、保険媒介・代理業と保険サービス業は除くというふうな規定になっておりますので、保険代理店もあつ旋を受けられる事業者に入ることになります。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 1%の利子補給についてですけども、他の自治体によっては7年の借りられる限度があるのに、5年とか4年とかで切っちゃう場合あるんですね。その場合、どうしても5年で借りるしかなくなって、その限度額で借りるしかないっていう市町村があるらし

いんですよ。それ、阿見町は7年間全部、全額補償でいいんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えします。他の市町村ではそういう実例もあるようですけれども、阿見町についてはそういう規定はございませんので、7年間の中で利子補給をしていくということになるかと思えます。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） すばらしい制度だと思います。ですから、これ、こんだけすばらしい制度なんで商工会もやるしかないでしょうけども、阿見町としてもどんどん宣伝してもらって中小企業を助けていただければ、これこそ阿見町の発展にもなるし、中小企業の発展、商工会の発展、全ての発展になると思えますので、最後によろしくお願いして質問を終わります。

○議長（柴原成一君） これで3番野口雅弘君の質問を終わります。

次に、5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） 議長にお願いしたいんですけれども、あらかじめちょっと資料があつてですね、それを議員の皆さんにですね、質問の関連で配りたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長（柴原成一君） はい、結構です。どうぞ配ってください。

○5番（海野隆君） それじゃ、まもなく質問にかかわる資料が配付されると思いますので、それはもう少したってからということになりますけれども。

皆さん、おはようございます。新人議員3人目の海野隆でございます。69年前の6月10日――昨日になりますけれども、阿見地域は米軍のB29ですね、爆撃機30機による250キロ爆弾の投下によって371名の人命が犠牲となる悲劇の1日でありました。まず犠牲となられた予科練生や町民の御冥福をお祈りしたいと思います。中央ではですね、この憲法の解釈をめぐるさまざまな動きがあるようですが、やはり平和を希求すると、こういう心というものはしっかりと持っていくということにしていきたいと思えます。

4月の臨時議会におきまして、同僚議員の御推薦もいただきですね、産業建設常任委員長に就任をさせていただきました。この間、町内外の関係機関に御挨拶を兼ねて時間をとっていただきながらですね、町政や議会への要望や意見を伺ってまいりました。その中でいただいたさまざまな御要望や御意見はですね、今後の委員会運営、議会活動に活かしていきたいと考えております。

前置きはこういう具合なんですけど、今回の定例議会ではですね、5つの項目について質問を

したいと思います。第1の項目では、現在行われている阿見町の行政執行に対する問題点を指摘し、改善を求める項目でございます。第2項目から第5項目までは、新たにこの阿見町に必要と思われる政策を提言するものでございます。

それではまず第1の質問に入ります。昨年から今年にかけて阿見町が実施した入札では最低制限価格により失格する業者が続出するばかりか、最低応札価格と落札価格で1,000万円を超える入札金額差がある契約が続出しております。このような入札はまことに異常な事態で、私は議会議員として町民から預かった税金が不当に支出されることを見逃すことは到底できません。

昨日も議案審議で明らかにされましたように、本定例議会に提出された工事入札契約でも最低応札価格と落札価格で1,800万円内外——これ1件、もう1件は1,400万円内外の入札金額差がある契約が議題となっております。

私ども議会は、少なくとも私は、議会議員としてこのような議案については相当詳細で私の納得できる理由と説明がなければ是とするわけにはいきません。

以下、具体的に1から6の質問に回答をいただきたいと思います。

第1番目、最低制限価格設定により応札業者10社中7社が失格した契約があると。この失格についてどのような原因が考えられるか。

2番、直接工事費、発電——これは役場の非常用発電装置の契約ですが、直接工事費及び共通仮設費や現場管理費、一般管理費の割合はどの程度だったのか。

3番、この工事で最低制限価格を設定しないと品質の維持ができなかったと考えるか。低入札価格調査制度を適用しなかった理由は何か。

4番目、最低制限価格の設定権者は誰か。設定権者はどのような資料に基づいてその価格を設定したのか。

5番目、最低応札価格と落札価格では1,439万円の価格差がありました。統計処理する場合には上下——一番高いところと低いところの2社を排除するんですけども、失格応札価格平均は3,494万で落札価格と845万円の価格差がありました。この結果に対して執行部はどのように受けとめているか。これをお聞きしたいと思います。

最後の6番目、応札業者の中では最も価格競争力があると思われる業者——これ電気の評点で最も高い業者ですけども、この業者が最低価格を出しています。この入札制度に問題がなかったのかどうか。これをお聞きしたいと思います。この入札制度に問題がないと思われたら、これは本当に公務員として自分の責任を果たしていないと。私はこのように思います。

以上6点について明快な回答をお願いします。

残余の質問は、質問者席で行います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは，海野議員の質問に明快にお答えをしたいと思います。

まず1点目の役場庁舎非常用自家発電設備工事についてであります。今，資料等配っておられましたので。

ダンピング受注の排除を図る制度である最低制限価格を適切に活用した結果から，ダンピング受注と判断される過大な価格競争が働いたものと考えております。これは，金額だけですね。落札者が4,339万，最低の人が2,900万でありますね。

次に2点目の直接工事費及び共通仮設費，現場管理費，一般管理費の割合についてであります。町では，設計価格に関する情報公開制度上の取り扱いについては，阿見町情報公開条例第7条第7号イの規定に基づき非公開としており，その割合については，同様の取り扱いとしております。

次に3点目の最低制限価格の設定と品質の維持，低入札価格調査制度を適用しなかった理由についてであります。先ほども言ったとおり，ダンピング受注の排除を徹底するとともに，品質の維持が図られるものと判断してこの制度を活用しており，低入札価格調査制度については，この制度と比較して低入札価格の調査に伴う事務手続の増加，契約締結の遅延などの課題が想定されることから，適用は考えておりません。

次に4点目の最低制限価格の設定権者，またどのような資料に基づき設定したかについてであります。最低制限価格の設定権者は私，町長であります。設定する際には，設計図書等を参考に予定価格の100分の70から100分の90までの範囲内で適正に設定をしております。

次に5点目の落札価格と失格応札価格との差についてであります。ダンピング受注と判断せざるを得ない過大な価格競争が働いた結果と考えております。

最後に6点目の，この入札制度に問題はなかったかについてであります。町では，建設業者の健全な経営環境や工事の品質の確保を図り，工事に必要な経費が適正に反映された金額で契約を締結するため地方自治法独自の制度である最低制限価格制度を適用しており，問題はないと考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ何というか，非常に不明快な回答でございましたね。質問に対して何も答えていないというのが今の回答だったと思います。

町長ね，町長にお伺いしますけれども，町長はね，地方自治法のね，第2条14項わかってますか。町長。



○議長（柴原成一君） 通告上ない質問なんですけど、それでも質問いたしますか。

○5番（海野隆君） じゃあ、こちらから言います。

○議長（柴原成一君） 海野隆君。

○5番（海野隆君） あのね、この程度のことは知ってほしいんですよ。地方公共団体ってのはね、地方自治法に基づいて運営されてるんですよ。そこの地方自治法の第2条14項でね、何て書いてあるか。地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに——こっから大事ですよ、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定めてるんですよ。

でね、17項で何て書いてありますか。これもわかりませんか。これ大事。前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為はこれを無効とするって書いてあるんです。この入札行為は無効ですよ。と、私は思います。

それでね、1つ1つ改めて聞いていきます。この平成25年5月30日午前10時にね、役場庁舎非常用自家発電設備工事入札、これを実施しました。今、私が先ほど申し上げましたようにね、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというね、この地方自治法に規定された原則をね、私は著しく逸脱しているというふうに思います。

この入札ではですね、応札した10社中ですよ、応札した10社中7社が最低制限価格を下回って失格してしまっただけですよ。最低応札業者と落札価格ではね、何と1,439万もの入札の金額差がありました。これ予定価格5,500万でね、1,439万円の差があるんですよ。これについて本当にこの入札は問題がなかったというふうに考えていますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほども町長答弁しましたとおり、町では適正な予定価格を設定して執行したということで問題はないというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いやあ本当にね、これ民間業者だったらね、背任行為ですよ。民間業者だったら。これ背任的行為ですよ。町民から貴重な税金をね、お預かりするんですよ。みんなね、3月の申告の時期になるとみんな、庁舎に皆さんいらっしゃって、それでそれぞれ申告をして税金を納めると。この税金をですね、いかに効率よく最大の効果を上げていくと。こういうことが皆さんに課された課題じゃないですか。特に、このトップである町長はその責任を一身に負わなければいけないんですよ。

今のね、答弁では全然何の問題もありません。何の問題もなくもないですよ、これ。もう数字見ただけだって何の問題もたくさんあると私は思いますけども、じゃあまだ次行きますよ。

でね、応札した中にですね、これ10社ありますけど、地元の業者はいますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。10社応札といたしますか、この一般競争入札の参加条件ということでございますが、これについては県内に本社を有しているものということで、電気工事の総合評定値が800点以上であるというようなことで、町内にはおりませんが県内の事業者であるということです。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 条件の800点以上の町内の業者はいますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） 800点以上というほかにですね、条件としては元請完成工事高が5,000万円以上であるということと、電気工事の元請実績として……。その実績を有しているということで、その同規模の工事を——自家発電の工事を設置してるとか高圧受電設備の新設または増設工事の実績があるとか、高圧受電設備に係る配線を含む機械改修工事の実績があるというようなことも加味したことで、町内にはそういう業者はございません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 町内の業者は応札できないような条件がついていたというふうに理解しますけれども。次に行きます。

この契約——入札のですね、最低制限価格は幾らでしたか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは昨日の藤井議員の質問にもお答えしたとおり、これは非公開ということで公表はしておりません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 今、入札書き取り書をね、皆さんにお配りして、私がある一番下にメモしてきましたけど、端数処理するとね、4,300万。落札した人が4,339万。それで失格して一番高かった人が4,254万。間をとると大体4,300万だと思われま。

そうするとね、これ予定価格に対して78.18%なんですよ。ね。先ほどね、2番目で直接工事費云々、これは非公表だと、こういうふうにおっしゃってるんですよ。ね。で、私が見たところ、私も現物も見させていただきました。職員の方のお時間とってですね、鍵をあけて内外ともに見させていただきましたけど、まあ、この工事ですね、最も主要になる金額というのは発電機そのものですね。あとはコンクリートの架台があってフェンスがあって、まあ、アスファルト敷きも新しくしたかもしれませんが、あとは電気の配線だけです。そこが私は知りたかったんですよ。ね。ところがこれ、非公表ですか。もう1回聞きますよ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。非公表としております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのね、非公表だって言っているから、これ幾らやったってここではとれないようですけども、このね、入札書き取り書の中でセンター電機、これはね、968点。一番価格競争力があります。通常はですよ。で、2番目は大堀電気、965点。で、落札したね、河村電気工事さんも889点ですから、まあ低くはないと私は思いますが、この一覧表を見ればね、一目瞭然。ね、このセンター電機にしても大堀電気にしてもこの金額で責任を持ってこの工事を行えるという自信を持って入れた金額だと私は思いますが、執行部はどう思いますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの……。

○5番（海野隆君） ごめんなさい。執行部はこの金額では、先ほどね、るる述べていたように品質の保証ができないと。ね、ダンピングを防止するためにはこの金額ではだめなんだと。こういうふうな話をしていたと思いますけども、どう思いますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。町長答弁いたしましたとおり、やはりダンピング——不当な価格競争が働いたものというふうに判断しております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、今から例を出しますけれども、そんな答弁してたら……。さっき言ったでしょう、税金を本当にね、これみんな汗水垂らして税金払いますよ。その税金をね、これ最低制限価格立てないで、以前のね、低価格入札調査制度——低入札価格調査制度だったかな、これでやったらね、1,439万どぶに捨てなくて済んだんですよ、これ。まあ、どぶに捨てるってのはちょっと表現悪いかもしれないけど。不当に支出しなかったんですよ。

それを今のようなね、答弁したらね、これ町民は悲しい。もう町民泣いちゃうぐらい悲しいと思いますよ。今の答弁でいいんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） この制度でやってる以上は、これでいいと私は確信しております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そこが問題だって言ってるわけですよ。私はその壇上からね、お話をしました。このシステムはおかしいんですよ。それでこれね、まず予定価格それから最低制限価格、この2つがまずおかしい。だから、こんな結果が続出しているというふうに考えなかったらですね、これ本当に税金をね、何ぼあったって足りないですよ。5,500万ぐらいの予定価格の工事ね、1,439万も不当に支出しちゃうんだから。

私はね、前回の質問でもですね、最低制限価格について触れました。そのときは9件で

1,100万だったかな、10月まででね。で、これ、おかしいんじゃないかと問題提起をしたつもりですよ。それから本当にこういう工事が続出して、今のシステムはおかしいと、こういうふうに執行部は思わなくちゃいけないですよ。町長だけじゃないですか。おかしくないなんて言ってるのは。職員の——担当者の職員はちょっとこれおかしいなど、失敗したなど私は思ってるんじゃないかと思ってますけどね。

まあ、それは見解の相違と言われればそれまでだから、それ以上言いませんけれども、平成22年かな、平成22年にね……。いや、平成21年だ、平成21年7月にね、土浦市でね、防災行政無線の整備工事が実施されました。23年の4月にね、完成しておりますけども、この工事ではですね、6億5,800万の予定価格でした。これ幾らで落札したと思いますか。わからないですか。はい、じゃあ……。

○議長（柴原成一君） 海野隆君。

○5番（海野隆君） これはですね、何とですよ、何と、いいですか、通信局1基、親機1基、再送信局1基、遠隔制御装置1基、屋外拡声子局——こきょくというのかな、しきょくというのかな、176局、個別受信機229台、こういう装備でですね、予定価格に対して36.4%、2億3,958万9,000円でね、これ落札してるんです。これはダンピングだったですか。それから、工事の品質を損ないましたか。全然損なってないですよ。これ沖電気ですよ、沖電気。入れたのはね。

今度阿見町でもですね、これ防災行政無線、約6億ですね、6億。このこれ入札を予定しますよ。この工事もこれ、最低制限価格付でやるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。今のところ最低制限価格の制度で入札は執行しておりますので、その運用でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのですね、昨日是正措置というのがありましたね。あるね、時代、この町にとって、あるいは町民にとってですね、これちょっとまずいぞと、これまずいぞという時代じゃないですか。5,500万で1,439万も不当に支出しちゃったんだから。もしですね、この防災行政無線、これ幾らで最低制限価格は……。それわかりませんよ、私はね。わかりません。しかし、大体過去の——昨日の2件、ね、私が指摘した、何パーセントだって指摘したやつ、これ見たらね、相当高い最低制限価格を設定するってのは明らかじゃないですか。

これをね、何の反省もなく何の危機感もなくですよ、このままのシステム、制度でね、入札執行しますなどという言葉でね、吐けるっていうのはね、本当に公務員としてね、失格ですよ、これ。そう思いませんか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。土浦市さんがどういう経緯でそういう入札をしたかっていうことは私どものほうではわかりませんが、仮に当町においてそういう結果が出たということになった場合ですね、やはり不当なダンピング受注による行き過ぎた価格競争があったのではないかというふうに判断をせざるを得ないというようなことで考えております。

そういう昨今ですね、入札の状況を鑑みますと、当町においては確かに海野議員がおっしゃってるような異常な事態っていいですか、最低制限価格を下回る失格者がいると。片や、ほかの公共事業の発注においては昨今の震災等の復旧工事の影響、こういうことによる公共工事の工事量が増えて、その結果、労務費や材料費が高騰しているということによって、その設計価格が公共工事による価格が低いということで、応札しないということで不調に終わってるケースがかなりあると。これも新聞報道等でされてることも事実でございます。

そういう中において、国においても昨今のそういうダンピング工事の受注が大きいとか、あとは現場の担い手不足や若年者の入職者の減少があるとか、あとは——これは地方自治体の状況ですが、発注者側のマンパワーの不足とか、そういうものが背景にありまして、国では公共工事の品質確保の促進に関する法律というのがあるんですが、その法律の一部を改正してございます。

これはまだ、今年の——26年の6月4日に交付されて施行されたというようなことでございまして、その改正の背景には、今述べたとおりでございまして、その改正の趣旨としましては、やはり国としては公共工事の品質確保をするという狙いで、担い手の中長期的な育成や確保をしていく必要があるというような、そういう理念のもとに、その発注者側の責務としましては、担い手を中長期的に育成・確保するために、受注者側——その事業者側の適正な利益を確保できるように市場における労務・材料費の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を設定しなさいよというようなこと。

それと、先ほどから申しましているように、地方自治体に唯一制度として認められている最低制限価格、そういうものを活用して最新の価格や実態を反映した予定価格を設定して歩切りの根絶をするとか、あとはダンピング受注の防止に努めなさいというような改正がされているところでございます。

そういう趣旨に鑑みまして、町としても今後も最低制限価格という制度で運用していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ長々とね、お話をされましたけれども、ね、私は最初から言ってる

でしょう。ね、この設備工事というのは大半が非常用発電装置のお金ですよ。昨日LEDの議案提出がありましたね。定価1万五千幾ら。ネットで5,000円。町が買ったらね、2,900……。まあ3,000円以下。これダンピングじゃないですか。ね。これJIS規格で全部決まってるんですよ。同等品ですよ、みんな。これメーカー全部違いますよ。この7社。まあ全部ではないかもしれないけど。センターは多分日立だろうし、入れたのはどこだったかな、忘れちゃったけど。

ね、JIS規格でやってるのに、どうしてそれなのに品質がね、品質を保証できないというふうに言えるんですか。部長、教えてください。明快に。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。最低制限価格の制度の適用については、一般競争にする建設工事について、これについて適用するということですので、物品の購入については、そういう最低制限価格は設定してないということでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それじゃあ、部長。今言ったことはとても大事なことですよ。そうすと発電機そのものは最低制限価格かけなかったんですね。分けたんですね。工事と装置を。そういう理解でいいですよ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。今の発電機とそれを分けたということじゃなくて、先ほどLEDの購入についておっしゃったので、そのことについて今答弁した予定でございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） だから、LEDはね、器具とかね、設備。設備でもそういう機械。そういうものの例で挙げたんですよ。ね。私言ったでしょう。2番で質問してるでしょう。そして公表できないって言うからこうやってやりとりしてるんですよ。公表してくれればいいんですよ。

聞いているのか聞いてないのかわかんないから、もう次行きます。聞いてないんでしょう、だって。聞いているの。今質問わかる。じゃあ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。ただいまの質問ですが、発電機の購入とその設備工事分けたのかということですが、これは一体で、その設備工事として発注してるので、工事として実施してるということでございます。

○5番（海野隆君） だから聞いているんじゃないですか。

○議長（柴原成一君） 海野隆君。

○5番（海野隆君） その全体の工事の中から、ね、全体の工事の中から直接工事——コンクリート打ったりフェンスを立てたりアスファルトやったり、それと発電機本体の値段あるでしょう。それどういう割合だったんですかって聞いてるわけですよ。それ非公表だって。ちゃんと行ってもらえればいいですよ。そうするとね……。

〔「最初から言ってるでしょうよ、非公表」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） 何も言っていないじゃない。非公表だっていうことを言ってるんじゃないですか。何で非公表なんですか、こんなの。しかも工事も終わったのに。何の問題もない、次の工事契約に。

まあ、いいや。もう、こんなことやってもしやあない。時間もないだろうし。

それでね、私はですね、今のやりとりを聞いていて、町民の多くの人たちは今の入札制度がおかしいと、こういうふうに思うと思います。それは執行部——まあ横田部長とね、町長は何の問題もありませんと、このままで行きますと、こういうことを言っておりますが、町民の前でそのようなね、回答を堂々とされることを私は期待しますが、私は少なくともね、町民の税金をお預かりしてね、最小の経費で最大の効果を上げなければいけない、ね、それに違反する行政行為、それは無効だと。

ね、この地方自治法の原点に戻るならば、これは直ちにこのシステムのね、変更、改善、これをしないっていうと不当な支出をこれからもどんどんとしていきますよと、こういうことを申し上げてるんです。

私はね、今回の非常用発電装置、この入札にはね、最低制限価格を設ける必要はないと、あるいは設けてはならない入札契約案件だったと思います。にもかかわらずですね、これは最低制限価格を設けて、正直言うと民間の自由に、自由競争に任せればですね、5,500万の予定価格で1,439万円もの税金を不当に支出してしまったと。こういう事実だけは残るわけですよ。

これはね、地方自治体の財政運営をね、町民から委託されてるんですよ、町長は。自分の金じゃないですよ。善管義務があるんですよ。これは私は背任的行為だと。最低制限価格をね、設けなければ、低入札価格調査制度でやれば、1,439万は支出しませんでした。にもかかわらず、無自覚にというかな、本当に、その最低制限価格を設けて、この不当な支出をしたっていうのは背任的行為だと私は思います。この不当な公金の支出によってね、被った町の損害、これはこうした原因をつくった者がね、本当は自ら賠償する必要があると思います。

以上、そのように申し上げてですね、この質問は終わりにしたいと思います。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時10分からいたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） もうちょっと議長ね、しっかりと議事運営してくださいよ。

それではね、続いてね、第2の項目に入ります。第2から第5まではね、今、阿見町で必要と思われる政策、この新しい政策をね、提言をするわけですけれども、2番目の項目はね、ふるさと納税制度について質問します。

これはね、もう25年——去年の3月の議会でね、浅野栄子議員がですね、熱心に執行部とね、やりとりがあって、執行部からもね、その時点でのね、丁寧な説明はあったと思います。しかしね、そのときの質疑のやりとりではですね、どちらかといえば消極的だったような感じがします。改めてね、ふるさと納税制度の改善を図り、増収に努めるべきだと考える視点・観点からね、次の5点について質問をいたします。

まず第1点、これは簡単にね、もう一度おさらいという意味で、ふるさと納税制度の仕組み、これはどういうものなのかということをお説明いただきたいと思います。

2番目では、茨城県内市町村のふるさと納税の状況と実績、これについてお伺いします。

3番目はですね、全国や茨城県内での特色ある取り組み及び特典制度について御説明ください。

4番目はですね、阿見町におけるふるさと納税のこれまでの実績、継続した件数と金額についてお伺いします。

5番目、これは阿見町のふるさと納税の特典と、今後のふるさと納税制度の阿見町における改善と財源確保についてお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは1点目の、ふるさと納税制度の仕組みはどのようなものかについてであります。ふるさと納税制度とは、自分の生まれ育ったふるさとや応援したい自治体などへ寄附することで、所得税や個人住民税が軽減されるものです。

控除内容としましては、従来からの寄附金に対する税額控除に加え、平成20年4月30日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入されたものです。平成23年度の改正を経た現行制度においては、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。また、地域振興と連携した取り組みとして、寄附金額に応じて地元の特産品を



送付するなどの特典を設けている自治体もあります。

次に2点目の、茨城県内市町村のふるさと納税の状況と実績についてであります。県全体の寄附金の総額としましては、平成23年度は約9,300万円、平成24年度は1億8,700万円、平成25年度12月現在まで約9,700万円となっております。

次に3点目の、全国や茨城県内での特色ある取り組み及び特典制度についてであります。全国的にはさまざまな取り組みがなされておりますが、最近の事例としては、北海道夕張市において、市外在住者からの寄附に限り、全国的に特産品として知られる「夕張メロン」が特典として贈られています。また、県内においては、石岡市で、地元観光果樹組合、酒蔵会社等による59品目の特産品から特典が選べるなど、その種類の豊富さが特徴的であるほか、温泉施設がある自治体では、招待券を贈ることで、寄附者の市への来訪を促す取り組みがなされております。

次に4点目の、阿見町におけるふるさと納税のこれまでの実績、継続した件数と金額についてであります。当町に御寄附をいただきました寄附金の過去3年間の実績につきましては、平成23年度が14件で43万1,000円、平成24年度が10件で69万8,000円、平成25年度が11件で27万7,000円となっております。

最後に5点目の、阿見町のふるさと納税の特典と今後のふるさと納税制度の改善と財源確保についてであります。当町では、寄附をされた方の意向に沿って、各種基金への積立や事業に役立てており、特典につきましては、予科練平和記念館の整備・運営に対する寄附について、招待券等をお贈りし、感謝の意を表するとともに、来訪を促す取り組みを行っております。

町としましては、今年度より、民間ホームページの「ふるさと納税総合情報サイト」への情報掲載を行い、周知方法の改善を図ったところです。今後は、町外の方が多く来訪される阿見プレミアム・アウトレット内にある阿見コミュニケーションセンターでのPRなど、効果的な情報発信により財源確保につなげてまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 4番目の回答でね、これまでの実績はわかったんだけど、継続してね、阿見町にそのふるさと納税制度を——寄附ですね、納税といっても、をされてる方ってのは触れられていなかったと思うんですけど、いかがですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。毎年ふるさと納税、阿見町に寄附していただいている件数については把握はしてございません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あ、そうですか。他のね、市町村を見ると本人がオーケーしたところで

すけれども、氏名まで——氏名・金額まで載せているというところもあるようですけれども、ま、わかりました。いずれにしても継続したところについてはわからないということですね。

それで私がね、なぜね、この今回……。昨年の3月にですよ、浅野栄子議員が熱心に質問をしたにもかかわらず、もう一度改めて同じような質問をするのかということなんですけれども、東京のあるね、会社にお伺いしましたらね、私の名刺当然見せますし、私とは何回かもうお会いして知っている方だったんですけども、役員の方ですが、海野さんと、阿見町ではふるさと納税すると何かくれるのかと、何くれるんだ、みたいな話あったんですね。

くれるっていうのもちょっとね、抵抗はあったんだけど、それにしてもですね、何か特典、どんなもの——つまり特典っていうのは特産品ですよ、特産品。銘品、特産品。こういうものはどんなものがある、ふるさと納税——寄附をするとどんなものもらえるのかなと、こういう問いかけだったと思うんですね。

いろいろ聞いてみるとね、その会社では役員レベルでは非常にふるさと納税ブームっていうような感じでね、全然自分に縁もゆかりもないところでは少ないと思いますが、いずれにしても過去住んだところとか、それからもちろん生まれ育ったところとかね、それから仕事で何らかの縁があるところとか、そういうところも含めてね、ふるさと納税の特典をね、比較しながらそういう話題をしていると。こんな話を聞きました。

私もあのね、実は一瞬ね、いや阿見町ではふるさと納税で何か特典あったのかなと思っておりまして、ちょっとね、即答できなかったもんですから、改めて調べてね、実は予科練平和記念館のですね、チケットを差し上げることができるんですよ。こんな話をしましたけれども、余り反応は芳しくなかったようなんですね。

それでね、先ほどね、ポータルサイトに載せて、ふるさと納税のね、拡大を図ったという話がありました。それで先ほどね、御回答にもありましたけど、平成25年12月末現在で、ふるさと納税制度が始まってからの——平成20年度からですね、25年度12月末現在までの県内44の市町村のね、一覧表があります。で、平成20年度はですね、これはもう金額・件数ともに断トツで阿見町。これは予科練平和記念館への寄附をですね、ふるさと納税制度で受け取ったと、こういう形で1,099件、1,531万5,000円。ね。それが21年度からこういうふうになります。163件、399万7,000円。37件、256万4,000円。14件、43万1,000円。10件、69万8,000円。まあ、これちょっと12月で、先ほどここから少し増えてたようですけど、9件、25万7,000円と。まあ、右肩下がりというんです、これをね。

結局予科練平和記念館にね、寄附をしようという人たちのね、気持ちは当初の20年、21年度でね、大体終わったと。ね、もちろん継続してされてる方もいると思いますが。しかし、例えばそのときにね、新聞記事が出ておりまして、大洗町はですね、そのときに57件、157万7,000

円。平成20年度ですよ、もらったんですけど、阿見町にはとてもかなわないと。ああいうテーマを持ったね、ふるさと納税というものをやらなければ今後だめだと、こういう話をしてたんですね。しかし、このテーマを持ったふるさと納税制度ってのは2年で打ち止め。

で、大洗は、ところがですよ、57件、157万7,000円から始まって、67件、147万1,000円。85件、250万1,000円。87件、199万4,000円。117件、287万1,000円。164件、343万8,000円と。これ、右肩上がりっていうんですね。

で、県内市町村で最も顕著な上昇を示した——これ新聞報道にも載りましたし、メディアでも放送されてました石岡ですね。石岡は当初3件、9万から始まってですね、今泉市長がかわった途端にですね、1,781件、2,087万2,000円と。これはもう右肩上がりじゃなくて急上昇ですよ。これは何らかの工夫をやっぱりしているからこうなっていると思うんですよ。

私は一覧表ずっと見てね、平成20年度では件数・金額ともに断トツ1位、平成25年では件数で44のうち23位、金額では30位と阿見町は落ち込んでしまってるわけですね。ですから、この表を見てね、件数・金額が非常にこう、頑張ってるなというところのホームページを見てみるとですね、やっぱり特典メニューがすごいんですよ。これ本当に石岡のメニューなんて驚くようなメニューでね、カタログよく——結婚式なんかでカタログをもらってね、そこから選んでいくと、こんな感覚でやっています。

まあ、話は戻ってですね、先ほどの企業の役員に言わせると、海野さん、そう言ったって1,000万集めてね——つまり1万円寄附してもらって3,000円特典与えたって1,000件あったら1,000万で300万、つまり700万収入が増えるじゃないかと、こんな話なんですよ。それで彼が言うには、単なる特典だけをあげるあげないの話じゃないんだと。さっきね、藤平議員がね、ホテルに来ると非常に経済効果が大きいって話をしました。ね、交流人口をどれだけ増やすかってとても大事です。

そうすると、阿見町でね、これ贈るものは特産品・名物なんですから。特産品・名物をきっちりね、メニューしてそろえなければ、もらったほうもうれしくないわけですよ。で、阿見にはいろいろありますよね。もう既に。さらにもっと育つかも知れません。これをね、やっぱり阿見町の特産品・名物を増やすと、育てると。そういうことも含める。そして、それは買うわけですからね、生産者から。これ費消につながるでしょう。消費に。そういうことも含めて。

それからもちろん、これ寄附してればね、一度ぐらい行ってみたいと思うかもしれませんよ。いろんな意味で。そうすると交流人口が増える。そうすると、これは町の活性化につながる。つまり単なる特典をね、与えるっていうだけではないんですよ。

これを僕はですね、私は担当者にですね、もっとしっかりと取り組んでいただいて制度改善、それから財源確保を行っていただきたいということを申し上げますが、いかがですか。そうい

う考えはありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。特産品を送付するということにつきましては、先ほど町長にも答弁ありましたように、当面は町の予科練の記念館に足を運んでいただきたいということで、そういう無料の招待券を寄附者には送付してるということでございます。今後もそういうあみプレミアム・アウトレットのコミュニケーションセンターで町外から訪れるそういうお客様にPRをして、寄附の——ふるさと納税の周知を図っていききたいということで考えておりました。

総務省で、これは25年の9月にですね、そういうふるさと納税を実施して、その市町村にアンケート調査をした状況がちょっと取りまとめてありまして、その総務省からの通知によりますと、やはり昨今特産品を贈って寄付を募るといような動きがあるということで、その中で寄附者との関係づくりについて、総務省のほうでは地方自治体のアンケート調査の結果において、寄附者との関係づくりの取り組みとしてお礼状とか感謝状の送付、これはほとんどの市町村が、これやってるわけですが、そのほかに広報誌やパンフレットを送付してる——毎月その町の広報誌を寄附者に送付してるというように大体7割ぐらい実施してる。で、市町村で約5割がその特産品を送付してるというように状況もございます。

そういう中で、その特産品の送付につきましては、この市町村のアンケートでも問題はあるが、その地方の良識に任せるべきだといような判断をしてる実態。あと県においても約3割と、市町村では2割がそういう判断をしてるということで、総務省では適切な良識を持って対応していただきたいといようなことで、決して地域間競争をあおるようなものではないといようなことでございます。

確かに特産品を贈ることによって、その地域の振興・活性化につながるという趣旨もございますが、当町においては今のところそういう考えは持ってないといことでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 地域間競争を図って何が悪いんですか。地域はそれぞれ独自の経営戦略があり、ね、それに基づいて競争していると。これ地方自治体のあるべき姿だと私は思います。

それで、非常に後ろ向きなといかね、消極的な姿勢は浅野議員が質問したときとね、一切変わらないで、非常にがっかりしてしまったんですが、やっぱりね、その指定寄附といかな、こういうものに使いますといことの明確化とか、それからホームページ、せっかくこれホームページもね、リニューアルするわけですから、それに応じてせめて他の市町村と同じぐらいのね、レベルに達していただきたいと、こういうふうに申し上げて、この問題は終わりにしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 次の質問に移りたいと思います。次はですね、名誉町民条例のことについてお伺いしたいと思います。この阿見町というのはですね、過去営々と長い歴史の中で先人がですね、築き上げてきた地域でございますので……。

私は今ですね、阿見学講座っていうのを受講しておりますですね、去年は全然行かないんじゃないんですけど今年はしっかりと——3回ですけども、しっかりと全回行ってます。ちょうど今、近代——阿見町の近代のですね、歴史を学ぶと。そういうことで十数名——年齢・職業ね、それぞれ異なる方がほとんど毎回熱心に来られております。講師の方はね、町長と高校が同級生のね、元霞ヶ浦高校の教師だった栗原先生ですね。栗原先生、阿見町史をもとにですね、講義をされて、その後いろいろと感想を述べ合うと。こういうことで和気あいあいとやっておりますけれども、その中でね、阿見町史に残る幾つかの人物というものが出てきます。

私はその、例えば外から、阿見からどんな人物がですね、活躍してきたのか、活躍しているのか、こう聞かれるとね、なかなかね、答えにぱぱっと出てこないんですね。最近はね、元阿見図書館長の寺田章さんがね、光を当てた下村千秋さん、これ継続的に下村千秋さんの業績をですね、再評価してますから、これ、下村千秋ってすぐ出てきますけれども、その他ではなかなか出てこない。

この前私、役場の駐車場にいたらですね、阿見小学校の多分児童だろうなと思って、まあ5年生か6年生がいたのでね、あそこにある巨像はどんな人か知ってるかと聞きました。そしたらね、いや、見事に答えてました。ただね、湯原一って名前出てこないんですよ。ね、この人は偉い人で、ね、政治家で、この小学校の敷地もね、寄附したんだと。こんな話があって、ああ、ちゃんと教えてあるというかね、伝わってるなど。で、卒業生に聞くとですね、湯原一の命日にはですね、代表が湯原一の墓前に参って、それで感謝の意を表したと。こういうことがあったようでございます。今やってるかどうかわかりませんよ。

それで質問ですけども、阿見町でもですね、ぜひ、この阿見に貢献し、そして子供たちが誇りとするような先人、この人たちをですね、顕彰するということで、名誉町民というんですかな、名誉町民条例の制定をすべきだという観点から4つの質問をします。

1、茨城県内で名誉市民条例あるいは名誉町民条例、名誉村民条例の制定状況について御説明ください。

2番は、阿見町の先人の業績、何人か。代表したらこういう人がいますということで、自信を持ってお話できる先人の業績について説明してください。

3番。3番は義務教育における先人の業績の学習について教えてください。これはその茨城県がですね、多分副読本をつくっていると思うんですけど、その学習状況とか、先ほど言った

ですね、阿見小学校における湯原一の学習とかですね、それについて御説明ください。

4番目、阿見町における名誉町民条例の制定について。つまり、これは今後制定をして、しっかりと取り組んでいくかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは1点目の、県内での名誉市町村民条例ですね、の状況についてであります。県内の44市町村中、当町及び2市村を除く41市町村で条例化されている状況でございます。

次に、2点目の阿見町の先人の業績についてであります。主な先人の業績として、当町が出生地である文学家や、明治時代に衆議院議員を務められた方が2名おります。

次に3点目の、義務教育における先人の業績の学習については、教育長より答弁をいたしますので、よろしく申し上げます。

最後に4点目の、阿見町における名誉町民条例の制定についてであります。県内市町村の状況を見ますと、もう41の市町村でやってるってことであります。そういう中で、やはり阿見町も名誉町民条例の制定を積極的にやっていきたい。そう思っております。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 3点目の、義務教育における先人の業績の学習についてお答えします。

小学校3年生の社会科では、社会科副読本「わたしたちのあみ」の中に「郷土に伝わる願い」という単元があります。その中の「地域の発展に尽くした人」において、鈴木村を開拓した「鈴木安武さん」や阿見町が生んだ小説家「下村千秋さん」の業績について学習しております。

また、4年生の社会科では、県が発行している「輝く茨城の先人たち」の中で、41人の茨城の偉人について学べるようになっております。なお、道徳の時間にも、この41人の中の何人かについて、例えば、中学校の「理想の実現」「強い意志」などの内容で、学生野球の父「飛田穂洲」の人生を学んだりしております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いや、取り組んでいただけるということで、ぜひね……。まあ、いろんな基準があると思いますね、名誉……。大体私どもが名誉町民というふうにイメージすると、例えばノーベル賞をとったとか、直木賞とか芥川賞をとったとか、文化勲章を受けたとか——いろんな賞をとったとかね、あるいはスポーツでは顕著なね、全国大会のメダルをとったとか、そういうことがあると思いますね。現役世代では。過去の世代でもね、いろんなものがあって、

先ほど教育長がね、茨城県における輝ける茨城をつくった先人たちと。これ、残念ながらこれ阿見町の方は入っていないんですよ。

で、私町のホームページからね、とって見たらね、5人、5人ね、出てました。まず湯原一ね。それから下村千秋、それから中山倉夫——この方は君原地区で小学校の合併に力を尽くして、もちろん村長もやられて、衆議院議員もやったのかな、衆議院議員はやってないのかな、県会議員をやられてたんですね。それから吉田貞蔵さんという人が出てきますね。これは中央自治功労で藍綬褒章を授与されたという立派な碑が島津に……。島津のあそこはどこでしたかね、島津に立ってるようですね。それからこれ大久保意吉さんという上長の、これは同僚議員の近くの街道沿いに立ってますね。

しかし、ほとんどね、一般の町民の人は知らないと思いますね。もちろん一般の町民が知らなくてはいけないんだけど、とりわけてね、阿見町の未来の担う子供たちにですね、しっかり教えていただきたいということで、この問題は終わりにしたいと思います。

ぜひ基準も決めていただいて、できれば、もう既に亡くなっただけでいるんだけど、やっぱり顕著な例でね、みんなが納得できるような方についてはね、どなたかやっていただければありがたいと思います。というのはね、こういう例があるんですよ。

阿見町のね、近代の歴史をつくったのは紛うことなきね、軍隊とその後の教育施設なんですよ。この軍隊はね、戦後ここは……。その後ね、武器学校なんか出て自衛隊の町になってますけども、霞ヶ浦高校と、それから現在の茨城大学農学部、この学校の前身になる霞ヶ浦農科大学これをつくったのは中井川浩さんという人と株木政一さん——株木建設の元社長さんですね。この二人がこの大学と高校をつくったということになってます。この二人がいなければ、多分ここに茨城大学農学部があるってことはなかったと思いますね。なかったと思います。

そのほかに戦後ですね、今の武器学校のあるあたり、それから自動車学校のあるあたり、ここに日本体育大学がね、来ましたね。実際。5年いましたか。しかし、これは東京へ帰っちゃうわけですね。そうすると、今のようになっちゃったと。そうすると、霞ヶ浦農科大学が今の茨城大学のキャンパスと、それから霞ヶ浦高校のキャンパスを持ってたわけですから、これも一時期非常に厳しい経営状態の中であってどうしようかと。それが運よくですね、県立に移管し国立に移管して現在の3大学、まあ学園の町・教育の町・阿見につながったんですね。

そういう意味からすると、この阿見町の近代を形づくった株木政一であり、それから中井川浩であり、こういう方々をね、顕彰してあげると。こういうことも必要なのではないかと考えております。ちなみに中井川浩っていうのは、私出身が那珂なんですけど、この那珂出身ですね。で、土浦に在住して土浦の町会議員から国会議員を長くやって、戦後公職追放を受けたんですけどね。ま、そういう方がいるということでお話をしてですね、ぜひ取り組んでいただき

たい、取り組んでいただくということですので御期待を申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次はですね、これもですね、以前にですね、私は一般質問をしております。自転車の通学とかですね、自転車の通行あるいはサイクリングロード、こういうことについて全般的に質問をしておりますけれども、今回はですね、特に児童生徒が自転車を乗ったときに思わぬ事故がある、あるいはけがをする、そういうことについての事故補償、これについて十分な対策をとっておくべきだと。こういうことをですね、前回はそんなようなお話をしましたが、今回これに絞ってお話をしたいと思います。

7項目質問をしたいと思います。

1項目は、自転車通学をしている町内小中学生の児童生徒は何人くらいおりますかと。

2番、その自転車通学、通常ですとね、小学校から中学校に上がって中学生が通学をね、許可されると思いますが、安全教育、この実施の責任はね、家庭にあるのか学校にあるのか、これが2番目。

3番はですね、その通学による事故件数及び通学以外——つまり小学生はですね、おうちに帰るとですね、自転車を乗ってますね。私もよく乗ってる姿を見ます。通学以外の児童生徒の事故件数を把握してるかどうか。これ前回は聞いたと思いますけどね。

それから4番目、事故があったとすると、その事故の原因ってのは分析されてるのかどうかと。

5番目、5番目はですね、児童生徒の自転車事故に伴う全国の損害賠償額の例を把握してるかと。これは裁判でも大変な高額なですね、賠償を請求してる。もちろん賠償請求されるのは保護者に請求されるわけですね。本人は未成年ですし賠償能力ありませんから。そういう例を把握してるかと。

6番は、自転車の保険に加入している割合。どの程度か把握してるかと。中学校は何割ぐらいいるかわかりませんが、義務化ではないということだったので、どのぐらい保険に入ってるのかということをお聞きしたいと思います。

7番、最後は保険をかけるってのは予防原則に立つことですから、で、予防原則に立つってことはですね、自動車保険加入を積極的に推進するべきだと思ってます。で、自転車保険加入の助成制度をつくる考えはあるかどうか。

この7点についてお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 児童生徒の自転車安全対策及び事故補償について十分な対策をとるべきであると考えているかどうか、についてお答えします。



1点目の、自転車通学をしている町内小中学校の児童生徒は何人くらいいるか、についてお答えします。平成26年度、中学生が1,113名います。

2点目の、自転車通学の安全教育実施の責任は家庭か学校か、についてお答えします。いずれか一方の責任ということではなく、家庭、学校のいずれもそれぞれの立場での安全教育をすることが必要であると考えております。各学校においては、毎年、学校安全計画に基づき、牛久警察署、牛久地区安全協会阿見支部に御協力をいただき、交通安全教室を実施しております。内容としましては、自転車の正しい乗り方の実技指導、講話や映像の視聴による指導、自転車点検などです。また、随時教員や保護者が交通安全指導もしております。

3点目の、通学による事故件数及び通学以外の児童生徒の事故件数を把握しているか、についてお答えします。平成25年度に自転車に係る事故件数は9件あり、いずれも被害者でした。そのうち登下校中のものが3件あり、けがの内容は打撲とすり傷でした。

4点目の、事故の原因は分析されているか、についてお答えします。交差点や道路横断時の安全確認が不十分で、自動車と接触した事例が8件、バイクと接触した事例が1件となっております。

5点目の、児童生徒の自転車事故に伴う全国の損害賠償額の例を把握しているか、についてお答えします。新聞報道等によりますと、被害の大きさにより9,500万円支払われたというような判決例も紹介されております。

6点目の、自転車保険の加入状況について把握しているか、についてお答えします。現在、加入状況については正確には把握しておりません。

7点目の、保険をかけるということは原則予防に立つということで、自転車保険加入を積極的に推奨すべき。自転車保険加入の助成制度をつくる考えはあるか、についてお答えします。

自転車保険につきましては、入学直後に茨城県PTA連絡協議会の「小中学生24時間補償制度」という傷害総合保険のパンフレットを配布し、情報提供をしております。また、中学生の家庭に保険会社から同様の保険の申込書を郵送されているという話も聞いております。現在のところ、助成制度をつくる考えはございません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。日本損害保険協会っていうのがあります。これは損保のね、各社が加入している協会のようなんですけど、そこでね、つまりどんなところが危ないのかっていうランキングがあってですね、茨城県でワースト1はどこかわかりますか。

わかんないですよ。はいはい、じゃあこっちから言います。ワースト1は何とね、住吉の交差点なんですよ。阿見住吉の交差点。これは茨城県でワースト1ですね。ここに交差点の形状とか、なぜここがワースト1になってるかとかが、事細かく載ってます。事故の原因とかね、

要因。

で、2番目はどこだと思いますか。2番目はね、これ茨城県内ですよ。1、2位が阿見なんですよ。2番目はね、カスミの前のあの信号のある小さい交差点ですね。あそこが県内で2番目なんですよ。これはね、24年度ですから25年になったら変わってるかもしれませんが、やっぱり事故が多いとかそういう統計でもって書いてると思うんですね。

そうして見るとね、町内の、言ってみると、それは車に限らないんだけど、自転車も含めて危険な箇所というのは、相当阿見町というのは危ないよと、こういうことになってると思うんですよ。

それから、もう1つ例を出しますとですね、私京都の立命館大学という大学を卒業いたしました。それで立命館大学でですね、2011年にですね……。学生1万6,000人ぐらいがですね、立命館大学は自転車通学をしていると。私は自転車通学しませんでしたけれども、学生の半数ぐらいが自転車通学だそうです。それで、2011年6月にですね、自転車を運転中にある人をつっかけたんですね。それで死亡事故を起こしてしまったと。それで相当な金額をですね、賠償請求されてるんですね。さっき9,500万で話がありましたけど。直ちに立命館大学はですね、全生徒にですね——あ、生徒じゃないですね、全学生にその保険を義務づけて、その保険の加入の証明がない自転車は校内に入れないと。こういう処置をとったようです。

これはね、本人を守ると同時に、ね、保護者……。いやいや、本人・保護者——保護者っていうのかな、まあ学生だから、本人を守ると同時に相手も守ることになります。さっきね、9,500万の損害賠償があったっていいですよ。これ無保険だったら誰が補償するんですか。保護者ですね。本人ですね。ところが払えないでいっぱい……。裁判はもらえますよね。裁判もらったって金がなかったら払えないんだから、払ってもらえないってことで苦労してる人いっぱいいます。保険制度ってそういうことですよ。

ね、だから私はこの9件、幸いね、こちらから加害者にはなっていない。しかし、その事故の詳細な分析をするとね、自転車の過失の割合も相当あったものもあるのではないかなと、こういうふうに思うんですね。ですから、この特に7番ですけれども……。7番というか、ごめんなさい。もとに戻ります。

済みません、1番でね、前回はね、生徒数把握してなかったんですけど、今回は生徒数把握していただいてありがとうございます。中学生1,113名がね、自転車通学をしていると。その人たちは日々、日々っていうかな、毎日登下校時にそのような危険にさらされていると思います。ですからこれはね、本当に直ちにそういうね、処置をとるべきだと私は思いますが、町としてとれないというのであれば助成制度——これは収入基準があるかどうかは別としてね、そういうことをやったらいいと思います。

で、埼玉県の杉戸町というのがありますね。これはね、2013年この町内の小中学生——これ約3,700人ですけどね、加害者になった際に最大5,000万円を支払う賠償付保険にね、町が入ったんですよ。費用負担185万円。全額、もうとにかく有無を言わせないで入っちゃうと。ね、保護者とか生徒に自覚を持たせるのではなくて、有無を言わせず町として入ってしまうと、安全を守る予防原則に立つと、こういうことをやっているようです。

さっき私言ったでしょう。ね、1,439万。こんな不当な支出をしてたらね、これ幾ら金があっても足りませんよと。こういうとこにこそしっかりとね、お金を使うと。こういうふうにしていただきたいと思います。

最後にもう一度、自転車保険加入の助成制度をつくる考えはないということなんですけども、それとあわせて今後ね、保護者ですね、保護者に自転車加入を確認をして、それでその確認がとれない生徒は自転車通学は許可しないと。このぐらいのことをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。海野議員さんが心配していることが起きないように、先ほど教育長も答弁しましたが、家庭や学校のほうで安全対策、児童生徒に安全指導を今後も徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 先ほどわざわざ私がね、茨城県内ワースト1、ワースト2は阿見町の交差点ですよということを申し上げました。つまり、そういう危険が潜在してるっていうことはもう既に言いましたからね。これでもってやらないっていうことは、これは怠慢になりますからね。それを申し上げて、この質問は終わりにしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 最後の質問ね。最後の質問はですね、先日本郷小学校の運動会に行ってみりました。来年は167名でしたか、160名を超える生徒が入るんですよ。まさに芋を洗うような状態でね、しかし皆さん楽しく運動会をやられていて、みんなにこやかに先生方も生徒も、それから見守る私たちも含めてね、和気あいあいとやってみりましたけれども、いよいよね、本郷地区に新しい小学校をつくるということが決まりました。

町長選挙のときにね、この本郷地区の小学校の温水プールの件がね、政策論争っていうかな、考え方が少し違ったというふうに思います。それで私はね、前々から……。私は以前にですね、民生教育委員会にも所属をしております、そのときにひたち野うしく小学校をね、見学をしたということもあって、特にあの地区はね、本郷地区はひたち野うしく地区と地域間競争をや

ってると、こういうことも含めてね、やっぱりあそこにつくられるべき小学校というのは相当装備をですね、ほかのところと比べて遜色のない装備をしておかなければならないと。

そういう観点からですね、今回ですね、本郷地区に計画されている新小学校に温水プールを併設すべきではないかと考えるがどうかという観点で1から4までの質問をさせていただきます。

1 番目は、本郷地区に計画されている新しい小学校の審議の進め方。

2 番目、地区住民やP T Aなどに意見や要望を聞く機会はあるかと。

4 番目、施設の概要についてと。あ、3 番目ですね。

4 番目、これがこの質問のですね、眼目の質問になりますが、温水プール併設の計画はあるかと。ぜひその計画をつくるべきではないかと、こういう観点から質問したいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） まず、1 点目の本郷地区に計画されている新しい小学校の審議の進め方について、及び2 点目の地区住民やP T Aなどに意見や要望を聞く機会はあるか、についてお答えします。

本郷地区新小学校建設については、平成30年4月の開校を目指し、今年度中に基本設計業務を完了する計画です。基本設計を進めるにあたりまして、本郷地区新小学校建設検討委員会を設置し、調査・検討していく計画であります。なお、当建設検討委員会は、地域を代表する者、P T Aを代表する者、小中学校校長を代表する者、町議会を代表する者、教育委員会を代表する者など、15人以内の委員で組織し、御意見をいただきたいと考えております。

次に、3 点目の施設の概要について、お答えします。新小学校については、1 学年4 クラスを想定して、建設を計画しております。校舎の構造は、鉄筋コンクリート造り、延べ床面積は8,000平方メートル程度、保育教室は、通常学級24教室、特別支援学級4 教室、特別教室9 室程度を計画しております。その他、屋内運動場、及び校庭の整備等を含めた外構工事を計画しております。

最後に、4 点目の温水プール併設の計画について、お答えします。本郷地区新小学校建設事業においては、温水プール併設の計画はございません。

○議長（柴原成一君） 5 番海野隆君。

○5 番（海野隆君） まあ、何とも残念なね、回答だなと思っています。教育長は教育的な観点から述べられたかどうかわかりませんが、現在の小学校……。まあ、小中学校といふかな、屋外プールの年間の使用日数はたったの平均して16日。ね、このために1年間あれを維持補修して管理するわけですよ。

そうではなくて、私は町内2カ所程度、町内2カ所程度にですね、温水プールをつくって、

それを11——今後学校再編があるから何学校になるかわかりませんが、それを年間を通じて使うと。そうすれば……。だって今霞ヶ浦で泳げないんだから。そうすると年間を通じてそこでね、プールが使えるようにするといろいろいいことがあるよと。1つはですね、やっぱり霞ヶ浦沿岸の町だから、水泳についてはやっぱり特に力を入れなければなりませんよ。水の事故がある可能性が高いですから。

それからもう1つ、もう1つは小学校って6年間でね、縁が切れちゃうんですよ。父兄のね、ところが温水プールをつくとですね、子供たちが卒業してからも、あるいはひょっとしたらその学校に子供たちが行っていない人たちも、その温水プールを市民が共用して使って、それでもって子供たちを見守っていく。つまり、地域全体として見守りをしながら学校を運営できると。こういうメリットがあるんですが、これやらないと言ってるわけですから、私はここでね、やるべきであるということを申し上げて、あとは町民の皆さんにですね、少し御相談しながら町にですね、要望を出していきたいと思います。

以上で終わりにします。

○議長（柴原成一君） これで5番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時03分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、15番倉持松雄君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

次に、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） 皆さん、こんにちは。あ、傍聴者が誰もいない。ま、いいです。

お昼も食べ終わって、おなかがいっぱいになって、そろそろ眠たくなる方もいると思うんですけども、私の一般質問を始めさせてもらいます。

3点ばかりあって、まず最初のやつを質問させていただきます。

学校給食センターが昨年8月に完成し、稼働を始めています。今年に入り久しぶりに行ってみましたら、駐車場が整備され、余りにも立派な外灯が設置されていました。ちょっと写真を撮ってきたんで。これがちょうど給食センター入り口の外灯ですね。非常に見にくいと思うんで拡大したやつ。これですね、これが拡大したやつです。まあ、執行部の方はもちろん知って

るかと思うんですけども。いいですか。傍聴者がいないのがちょっと寂しいんですけども。こういった立派な外灯が設置されているんですけども。

これにちょっと私行って、非常に驚いたわけなんですけども。それで今期、今回の一般質問するに当たって、私は今期総務常任委員会というところに所属することになりまして、この前入札制度の学習会にも参加させていただきました。私自身、仕事柄その入札というのはあんまり縁がなかったもので、こういった形かと思って参加させていただいたんですけども。

それで今回ですね、給食センターの外構整備工事、これについて何点か質問をいたします。

まず1番目としまして、給食センターの外構整備工事の工事内容、これについてまず1つお伺いします。

2つ目に、給食センターの外構整備工事の入札の経緯ですね。これはちょっといろいろ調べたら1回目が入札の不調ということで、2回目に今度は入札を分けたということになっております。ですから、その不調の原因とですね、なぜこの2回目に分けたのか。これを2つ目としてお伺いします。

3つ目、先ほどのこれにかかわるんですけども、給食センター勤務時間は何時から何時までなのか。要は、これを使う時間があるのかどうなのかですね。というのを1つ、3番目としてお伺いします。

4番目に、駐車場にあるこの立派な外灯ですね、これ付けてすごい……。これ大きさどのぐらいか皆さん想像つきますか。ちょっとね、上のほうにあるんで直接はかってはいないんですけども、ちょっといろいろ調べたら、この幅が大体130センチ——1メートル30ぐらい。こんなんですよ。こんだけかい立派な外灯。太陽光でやるというやつなんですけども。ですから、それちょっと外灯の機種名の価格ですね。ちょっとこの価格が非常に私は心配してんですけども、その価格はどうなのかと。

それで5番目として、あそこの駐車場になぜあのような外灯を採用したのかと。一般的な外灯でもよかったのではないかと。これ、先ほど給食センターの入り口のところの写真ですけども、皆さん御承知のとおり給食センター、中に入って行って左側の駐車場に入るわけなんで、一般の人はなかなかあそこは通らない道だと思うんですよ。ですから、その一般の人が通らない道に、このようなものがあるということは、言ってしまうと一般的な外灯でよかったんじゃないかと思ひまして、5番目として質問します。

6番目として、要はトータル的に、この仕様書ですね、誰がこれを見積もりをしたのかというところを6番目としてお伺いします。

以上6点の質問なんですけども、単純に私はもう素朴な疑問として、こんだけ立派な外灯をあそこに必要なのか、というのはまず大きな疑問として残ります。ですから、そういったとこ

ろをですね、答弁の中で払拭していただければと思います。

午前中の答弁の中でもね、なかなか回答が出ないっていうかね、ということも多かったんですけども、明確なる回答をよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 給食センターの外構工事について、お答えします。

まず、1点目の給食センターの外構整備工事の工事内容について、お答えします。主に駐車場の舗装工事、フェンスや門扉等の外構工事、水路や側溝等の排水構造物工事、外灯設備工事等となっております。

次に、2点目の給食センターの外構整備工事の入札の経緯について、お答えします。1回目の入札においては、2者が参加しましたが、見積金額が予定価格を超過していたため入札不調となりました。2回目の入札においては、1回目の入札不調を受けて、入札参加者の間口を広げるため、入札条件を見直し、外構整備工事と車庫建設工事の2つの工事に分離しました。

次に、3点目の給食センターの勤務時間は何時から何時までか、についてお答えします。給食センター職員の勤務時間は、午前8時から午後4時45分までとなっております。

次に、4点目の駐車場にある立派な外灯の機種名と価格は、についてお答えします。外灯の名称は、ソーラー発電・LED一体型照明器具エコルーナといいます。価格については、公表はしておりません。

次に5点目の、あの駐車場になぜあのような外灯を採用したのか。一般的な外灯でも良かったのではないかと、についてお答えします。現在、給食センターは、阿見町の食の発信基地として、とても重要な役割を担っております。昨年の開所にあわせて、児童生徒への公募により決定した愛称「ぱくぱくセンター」とともに、外灯についても給食センターのシンボルとして親しんでもらえるよう、みんなの心に残るようなデザインを重視して採用しました。

最後に、6点目の誰がこの仕様書を作成し、見積もりをしたのか、についてお答えします。仕様書の作成、及び見積もりの徴取を行ったのは、阿見町であり、担当は学校教育課です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、一応6点についてお伺いしたんですけども、給食センターの外構整備工事の内容——舗装、フェンスとか、門扉、水路、外灯等の設備工事という回答だったかと思うんですけども、入札で1回目が不調になったということをお聞きしたんですけども、これ1回目の予定価格というのはお幾らなんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、失礼しました。予定価格については、これ契約締結が決定できなかったため、非公表でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 午前中に引き続きというところですかね。じゃあですね、別な角度から聞きますけども、その不調になった入札の金額はお幾らですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「公務員が税金使って、使ったやつを公表できないって、そんなのないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 議員諸君は言動を慎んでください。

はい、教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。入札書き取り書つてのがありましてですね、教育長が答弁したように2者がやりました、1者が辞退、もう1者が7,800万で、2回目がですね、1者はなしで、もう1者も辞退ということで不調となっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっと、1回目の入札で2回やったわけですか。

〔「2回連続……、3回」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） 3回になるのかな、ああ、3回になるのか。じゃあ、要は7,800万が予定価格よりも上だったからということですね。はい。

〔「いいんですか」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） ん、いいんだよね。そういうニュアンス、感覚でいいわけですよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） はい、わかりました。

そうですね、金額はね、そのぐらいになるかと思ったんですけども、これ私いろいろ調べて、これは平成24年7月の臨時議会の議事録なんですけども、ここでね、ちょうど竿留次長のほうが外構工事ちゅうのが——そういうしゃべり方だったんで、このまま読みますけども、今から出てくるんですよ。これ何か1億からの今から外注工事出てます。そういった感じで、まあ1億って。この段階ではそのぐらいだったのかなとは思んですけども、一応7,800万でも不調に終わったということですね。

それで、2回目の入札なんですけども、先ほど教育長の答弁の中では、間口を広げるため外構、車庫に分けたということなんですけども、これはインターネットのほうでとれる資料で金



額が入ってたんですけども、これに関しては外構整備工事ですか、それとあとは車庫建設工事の2つに分かれているんですけども、この中で外構工事が3,660万か。で、応札されたと。車庫のほうが1,736万。というと、5,400万ぐらいの落札価格なわけですけども、予定価格を見ましても6,000万ちょっとだと思っんですよ。ですから、感覚としては町のほうではこのぐらいの感覚でやったって認識でいいわけですか。ちょっと、それお答えください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今言われたとおり、給食センターの外構工事3,660万落札。それから車庫工事、これについては1,736万ということで落札価格が決定しております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、最初に不調になったところでの金額が大体7,800万という出した金額ですけども、大分これ、2回目のときは分けた関係で安くなったわけですよ。それで外構工事のほうが、これが丸隆建設というところですか、落札したとこなんですけども、これに関して、これが3,660万。ですから、仮に2つの工事をやったとしても応札した業者というのはかなり低い金額になってたみたいなんですけども、これは何か原因があるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 低いか高いかはわかりません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 低いのは事実だと思っんですよ。わかるでしょう。

〔「議員も真剣に質問してんだからさ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 数字を見れば低いってのはわかりますよね。低いか高いかわかりませんじゃなくて。ですから、もうちょっとちゃんと答えてください。

○議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。

○4番（永井義一君） あ、答弁ありますか。じゃあ、どうぞ。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） この外構整備工事については、入札書き取り調書お持ちでわかると思っんですが、予定価格が4,354万のところ3,660万でこちらの業者が落札したってとこです。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃ、ちょっとお伺いしますけども……。そうか、1回目のときは、

これ、あれですね、分けてやったから丸隆建設ってのは応札してないんですね。だから、そういう価格になったっていう認識でよろしいわけですね。いや、これは質問ではないです。確認です。

じゃ、そういった1回目から2回目の推移があったわけですけども、私が今一番、先ほどの質問でも話が出た、この外灯ですね。機種名のほうはエコーナということなんですけども、価格は公表していないってことだったんですけども、これ町で工事やってあそこについてるわけですから価格わかりますよね。お願いします。

と、あと、あそこの給食センターにこれが何本っていうんですか、立ってるか、ちょっとそれも教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。今日の午前中にですね、情報公開条例7条第7号のイってことで、こちらも設計額と一緒になんです、これは公表できません。

あと、それからもう1つ。7基ついております。

以上です。

〔「情報公開出せって言うのかよ」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） それで非公開になってますっていうことです。

○議長（柴原成一君） 質問者以外の言動は慎んでください。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっと一般質問で質問しても答えられないわけですね。ていうと、どういった形で尋ねれば金額がわかるわけですか。わかんないの。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。今、永井さんが言われてることは、設計書を見せてくださいよと同じなんです、これは非公開でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、こちらのほうでは全然知り得ることができないというわけですね。じゃあ、こちらのほうで。

ちょっと私も、これ非常に珍しいやつなんでね、いろいろネットで探しました。で、先ほど何だ、先ほど何つたっけ、エコーナという名前までは到達しませんでしたけど、同じ機種を見つけました、これを。それでですね……。ちょっと待ってください。

先ほど私が大きさを話をしましたよね。はっきり言って、これ下から見たんじゃ大きさはわかりません。何で大きさが言えたのか。この、私がやっとたどり着いたのがですね、太陽ソー

ラーパネル付LED街路灯っていうところからいろんな形で調べまして、パワーグリーンっていうところにたどり着いて、ここでちょっと見えないか……。皆さんから見えないかも。こういったとこやってるんですよ。

それで、ここで確認をしました。1基幾らだと思います。次長、次長、これ1基幾らぐらいだと思います。これは別に金額正確じゃなくてもいいんですけども、次長が見た感じでお答えください。教育長でもいいですよ。給食センターの所長でもいいですよ。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。失礼ですけど、わかりません。

〔「わからないじゃなくて答えられないんじゃない。自分たちが入ってるんだから」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 感覚でもわかりませんか。太陽光がついてるとね。私もいろいろ調べました。太陽光付のポールでソーラーLED。大体まあ平均すると……。平均ってことはないかな、ピンキリなんですけれども、14万ぐらいから、あとは一番高くても58万とかいうのが、これがネットに出ていたやつなんですけれども。で、これは幾らかわかりますか。全然想像つきませんか。メーカーに聞いたんですよ。100万超えてます、これ。1基。

〔「ほおー」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） わかりますか。

〔「すごいや」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） そんだけの金額なんですよ、これ。ですから、これをあそこの給食センターの外灯に必要なのか。100万ですよ。で、先ほど7本って言ってましたよね。700万。これは工事……。このままですよ。工事入ってなくて。ですから、工事費入れたらもっとなるわけですよ。

そうなるよ、これ2回目のこの丸隆建設ですか。とったとこで、これ7本入れてこの3,660万でできるんですかね。どうです、これ。今、聞いた感想だけでもいいですよ。次長、どう思います。

〔「できねえだろ、それ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。感想でもよいそうです。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今回、1回目で当然不調になりまして、先ほど教育長が広く阿見の業者が入れるような形で車庫と外構工事を分けまして、実際にそういうこと……。外灯については、予算の範囲内ですから、1回目、これは外灯は入ってません。で、変更契約で外灯を

追加したって形になっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

〔「これ1回目に入っていないのか、1回目」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） ん。今、次長の話だと、2回目のときに追加をした。外灯工事を。という……。じゃあ、1回目のときは、不調になったときは入ってたんですか。それちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。1回目のときは外灯は入ってました。2回目のときは当然車庫と外構で、その中には外灯は入ってませんでした。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 何か当たり前のように次長おっしゃいましたけど、先ほど私は給食センターの外構整備工事の工事内容って聞いたときに、教育長のほうが舗装とかフェンスとか門扉とか、あと外灯も入ってましたよ。ね。何で2回目にそれを分けたんですか。あ、分けたんじゃない、ごめんなさい。外灯をとったんですか。その理由をちょっとお聞かせください。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。予算がありましてですね、1回目不調、2回目は2つに分けて、契約差金が——当然予算がありまして契約差金が出ます。その差金で何基つけられるかちゅう部分で、分けたちゅうことです。

以上です。

予算の残額で外灯を発注するという形になります。予算の範囲内で、それが3基なのか4基なのか。で、今回は7基を発注したものでございます。

以上です。

〔「議長、異議あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 飯野議員、ちょっとお待ちください。

海野隆議員に申します。不規則発言は控えてください。

○5番（海野隆君） わかりました。

○議長（柴原成一君） もう2回ぐらいすると、退場を命じます。

○5番（海野隆君） はい。

○議長（柴原成一君） 永井義一君。

○4番（永井義一君） いいの。

○議長（柴原成一君） どうぞ。

○4番（永井義一君） 要は、じゃあ分けたときの入札ね、分けたときの入札で、この丸隆建設が落札した中には外灯は入っていなかったわけですね。この3,660万——落札価格か、には外灯入ってなかった。となると、よっぽど町として外灯のこの金額、それはやっぱ必要になってくると思うんですよ。100万でいいんですか。700万。そういう認識でいいんですか。町のほうとして。どうです。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） あくまでも予算をいただきまして、当初計画どおり達成したって形で、それが100万なるのか200万なるのか、それはお答えは控えさせていただきます。最終的には当初目的である外構工事、車庫工事は当初と同じ目的が達成されたということで、お考えください。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃ、別に聞きましょう。この外灯が追加になったって、先ほどおっしゃいましたよね。追加工事は幾らなんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○4番（永井義一君） 実際ね……。わかんないですか。こういう……。

○議長（柴原成一君） 少々お待ちください。

○4番（永井義一君） はいはい。じゃあ、待ってます。

〔「追加した工事の額ぐらいわかるだろう、おい」「質問するときにきちんと書いてあるんだから。だめだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 契約書ちょっと手持ちにないんで、ちょっとお待ちください。

○4番（永井義一君） 議長どうします、休憩します。金額がわからないとね、次の進めないかもしれない。

○議長（柴原成一君） 永井議員、これが、答えが出ないと次の質問に進めないと。

○4番（永井義一君） そうなんですよ。

○議長（柴原成一君） いうことであれば、暫時休憩します。休憩は1時40分まで暫時休憩いたします。

午後 1時30分休憩

---

午後 1時40分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま16番佐藤幸明君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 失礼いたしました。この工事につきましては、外構工事につきましては、第1回変更840万円を増額しております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃ、追加工事が——840万の追加工事があったというわけですね。

はい。で、これ、どうして外灯だけ外したんですか。非常に素朴な疑問なんですけども。外す必要があったのかな。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 第1回目が不調になりまして、結果的には第2回はですね、まずは外灯を抜いて、外灯を抜いてですよ、外構工事と車庫工事で、予算の残額が出るわけですよ、予算残額。その残額を見て、予算の範囲内で7基を設置したものでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 珍しい考え方ですね。何で外すの。最初は、1回目は入れといて2回目に分けて——車庫と外灯と分けて。そのときに外灯を外す理由ないでしょう。ねえ。何で外したんですか。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほども申し上げましたけど、当初7基をつける予定でいまして、予算が7基なのか6基なのかちょっとわかんないんで、予算、予算、予算の中で当初の目的を達成するために、まずは外構工事と車庫工事を発注したんです。はい。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 意味が分かんないですね。設計するわけでしょう。そのときに何で、1回目の入札のときにはちゃんと外灯を何基入れるって考えてなかったんですか。ちゃんとそれは予定に入ってるわけでしょう。だって予定価格出さなきゃならないわけだから。それが何基になるかわかんないって、それじゃおかしいでしょう。もう1回お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 当初7基——当初ですよ、当初7基、予算も7基。

○4番（永井義一君） 1回目。

○教育次長（竿留一美君） うん。だから、当初の目的を達成するために、そういう方法をとりました。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） だから……。もういい加減嫌になってきたけど。最初から7基って決まってたわけでしょう。分けたときにどうしてそれを外したの。

〔「誰か分かるものいないのか、おい」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） ねえ。そこを俺、もう今3回も聞いてますよ。同じ質問を。

〔「次長、しっかり答えさせろよ」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） ねえ。だから、そこを私は、私はそこを聞いているわけなんで。次長の答弁だと、答弁になってない。自分もわかるでしょう。私答えてないなって。どうなん……。答えられないんですか、それとも。どうなんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「何か打ち合わせしたほうがいいんじゃないか、それ。次長がそうやって言ってるだけじゃなくてさ。正しい答えを言うように言わないとさ」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） 町長もおかしいと思うでしょう。

〔「いやいや、こうやってやってないで休憩とってさ、もう1回……」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） はい。それでは、ここで暫時休憩します。

少々お待ちください。休憩取り消し。

教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。再度お答えします。1回目が不調になりまして、2回目も不調になっては、これ、だめなため——だめちゅうか、ちゅうのを懸念されたため、それを外した形で第2回目の、やったわけでございます。

以上です。

〔「何で外したか……」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質問者以外の不規則発言は控えてください。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） それで、追加工事にしたのかな。それじゃ答弁になってないでしょう。はっきり言って、そう考えると追加工事ってのはどこにも、私が質問しない限りはどこにも出てこないんですよ。ね。それでさっき言ったように、これ100万。こんな高いものを追加工事をつけてるんですよ、町が。120万か。まあ、工事費も入れてそうでしょう、きっと。

で、もう何回言ってもね、同じ答弁しか次長のほうは答えられないかもしれないけど、じゃ

あこれを……。

〔「町長が答弁する」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） いえいえ。ちょっと今何かやってんな。

〔「座ったらいい」「何回も同じやりとりしてるから」「休憩したらいいでしょう」「そうだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 再度お答えします。当初不調になりましたよね。で、先ほど教育長が答弁したとおり業者を多く、Bランクの業者も入れるような形で、これ2つに分けたんで。そうすると、2つに分けることによって経費が上がるんです。そうすると外灯の予算が足らなくなるんです。ですから一度外構工事と車庫工事を決定して、その予算残額を見て外灯を発注したものです。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 何かとってつけたような回答で、ねえ。だから、それ最初聞いたときには追加工事も言わずに、ねえ。いろいろ質問する中で追加工事が出てきて、今はもうそれで予算がどうのこうのつつって。それじゃだめですよ。ねえ。午前中も出たでしょう。税金の無駄遣いどうのこうのって。午前中はこっちのほうのずっと重心を置いたけど、午後はこっちのほうに今来てますけどね。だから、だめですよ。お互いに税金の無駄遣いしてちゃ。

もう、そこはもう何度やっても同じ回答が出ると思うんで、だから、じゃあこれにした理由。これ1つ教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） これは教育長も先ほど答弁しましたけど、シンボルちゅう形なんです。1つはですね、この愛称ぱくぱくセンターができて、永井議員も御存じのとおり、あれ2階には学習室があり、それから、そこから調理をするところが見られる。それから、1階については窓が大きくて洗浄機とか炊飯器が見られるような形になってるのは御存じですよ。で、それからロビーについては、これは太陽光のモニターがあって、当然環境教育ちゅう形になっている。

で、さらにはこの外灯についてもですね、自然エネルギー、これエコルーナ——エコロジーとエコノミー、何かスペイン語で月ちゅうことでエコルーナちゅう形で、で、当然教育長が言ったように、あそこは食育の発信基地であるし、もう30年以上もあそこであるわけで、そういう形で町のシンボル、デザイン性で決めました。

以上です。

〔「食育と何で外灯が関係あるんか」と呼ぶ者あり〕



○議長（柴原成一君） 不規則発言はやめてください。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ほかの議員の人もね、今の次長の答弁聞いてればいろいろ言いたいことはわかります。

今、給食センターの内部は私も見てますし非常にいいものができたなってことなんですけども、それでこの外灯と全然イコールになんないんですよ。シンボルといてもですね、先ほども聞きましたけども、給食センターの勤務時間が8時から4時45分。今の時だったら勤務時間中点灯しませんよ。これ、日没を自動的に検知して点灯する形だと思うんですよ。ですから、誰もいなくなって、ね、誰もいなくなって……。それで次長ももちろん知ってるかと思うんですけど、あそこの道は車が通りますか、普段。通らないでしょう。あそこの道は給食センターに入っていくための道ですよ。ですから、そっから中にそういった7本の100万近くするやつがシンボルとして置いてある。これこそ税金の無駄遣いじゃないですか。

先ほど私が太陽光のポール付のソーラーのLEDでも、ピンキリですけどね、10万、20万、高くても……。これは幾らだ、58万。要するに高いなと思いますけども。それはあくまでも夜の外灯で、防犯も含めてのやつですよ。で、大体このソーラー見てると、こういったデザイン性というよりは、どっちかという上と上にソーラーパネルがあって下に外灯がついててっていうのが多いわけです。ですから、これ探すのに非常に苦労しましたよ。こんなもの。

最小の費用で最大の……。利益とは言いませんけどもね、効果を上げるってのがね、やはり町としてやるべきことだと思うんですよ。これが最小の費用でやってますか。どうしてこれを決めたのか、もう一度伺います。これが最小の費用でできたのかどうかを含めてお願いします。

〔「教育長が答えるといい」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 1つは最小の費用で最大の費用対効果っていうことなんですけど、この考え方としては今、教育長も言ったように、今から30年以上もですね、長く使う施設であって、夢があるデザインを重視してこの……。要するに太陽光のですね、ソーラーパネルがむき出しになったものじゃなくて、その一体型のカーボネイトっていうんですか、そういうもの——デザインで選んだわけで、それと今、今はですね、町民も見られないかもですけど、今後は開放するようなことも考えられるんで、そういうのも考えられるんで、そういうことでデザイン、それから夢のあるもの、それから当然さっきも言ったように食育の発信基地、今から目玉なんですから、阿見町の1つの目玉。ということで、お金の問題ではないところもありますので、よろしく申し上げます。はい。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 次長ね、今ソーラーパネルね、耐用年数はもっとあるんですよ。わかりますか。わざわざこの……。これ多分この中に、上に入ってんのかな。私上まで上っては見てないからわかんないけど。こういうのを使わなくたって、耐用年数同じですよ。適当に答えなくてください。

ね。先ほども今から、これからオープンにしてどうのこうのって、給食センターそんなことできないですよ。本当にそれやるんですか。そんなことないでしょう。子供の食育だとしたらもっと慎重にやらないと、いつどこで誰が入って、極端に言えば悪さをするかなんてこと考えたら、そんなこと言ってらんないでしょう。どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今、昼間見学者が来てるわけでごさいますて、昼間皆さん見るわけで、今後はね、そういうことが可能であれば、皆さんに見てもらえるような、例えばコンサートを開くとかそういうのも考えられるような感じもあるわけで。まだあれなんで……。ただ、もったいないですよ。ああいう太陽パネルを、一体型なエコーナを皆さんに見てもらえないのは、夜見てもらえないのが非常に残念だっっちゃうのが私の思いなんで、はい。そういう思いで言いました。はい。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） びっくり。コンサート。所長、あそこでコンサートやりますか。所長の考えどうですか。

〔「夜あかせるのかよ、あそこ。夜オープンにするの」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ただいま町長より答弁を求めてありますので、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 最小のお金で最大限の効果って言いますが、やっぱりその場所のね、やっぱりコンセプトっていうか、やっぱりエコっていうのは非常にほら、大事なものだと思います。そして、あの中でコンサートをやるわけじゃなくてね、やっぱりきちんとした駐車場があるわけですから、あんだけ広いものが。あれをやっぱり、あそこの一区南とかそういうものに開放したり、夏祭りに開放したり、またあそこでやっぱりコンサートを開いたり、これはもう暗くなくすればいいわけですから十分できると思います。

やっぱり全てがね、金、金、金じゃなくて、やっぱりそこにはね……。違うと思いますよ。だって、物事だって鉄骨でつくるよりは木でつくろうっていう、そういうコンセプトもあるわけだから、それはやっぱり金額だけの問題じゃなくてね、そこはやっぱり議員各位も考えていただいて、やっつけりゃいいっていうものではない。このことだけ言っときます。

○4番（永井義一君） 所長にも聞いてください。私は所長にって言ったわけですから。

○議長（柴原成一君） 給食センター所長遠藤康裕君。

○学校給食センター所長（遠藤康裕君） はい。お答えいたします。教育委員会施設であるという前提に尊び、その中での複合的な利用というのは当然考えられることではありますので、将来的には駐車場の屋外施設としての中でのコンサートというのは選択肢の1つとしてあり得ると個人的には思います。ただ、それは教育委員会の事業として今後どう展開していくか、その中で判断されるものだと判断します。

以上です。

○議長（柴原成一君） 永井義一君。

○4番（永井義一君） 一般質問の中でね、そんな考えてもいなかったことを次長が言っちゃったから、所長も大変な騒ぎになっちゃったでしょう。町長はとってつけたように言うし。ねえ。ですから、そういったことじゃなくてね、さっき次長が言ってたんだけど、その……。あれを見てもらうとか、先ほどおっしゃいましたよね。だから、違うんですよ、用途が。給食センターの外灯には。だから、これこそ本当の無駄遣い。思いませんか。で、コンサート開くにしてもこんな立派なやつじゃなくても同じ採光でもっと安い機械はありますよ。機械っていうか電灯ね。あと同じようなソーラーパネルになってるやつで、もっと安いがありますよ。半額以下ですよ。言ってしまえば。

だから、さっき7本ね、ついたわけですけども、7本で840万。半額でできますよ。だから、私が聞いているのは何でこれにしたのか。ほかのメーカーのほかの機種——もっと安い機種で同等の性能があるのがありますよ。なぜそれにしなかったんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「誰かの指示があったんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 再度言いますけれど、エコーナうちゅう部分はきっと1つしかないと思うんですよ。同じようなものはあるかと思うんですけど……。

○4番（永井義一君） エコーナにこだわってるからそういう話になっちゃうんだよ。

○議長（柴原成一君） 答弁者が答弁中です。

○教育次長（竿留一美君） ともかくデザイン性と夢のある阿見町給食センターのシンボルとして、これを選んだっていうことです。

以上です。

○議長（柴原成一君） 永井義一君。

○4番（永井義一君） だから何回も言っているように、それはいら……。いらないでしょうよ、それは。給食センターにそこまで追求する必要があるんですか。それを私は聞いてんです

よ。どうなんですか。今度は町で外灯を、LEDのやつやりますよね。あれはまあ、ソーラーじゃないけども。昨日の建石課長の答弁の中では1本ポール付で4万円ぐらいって言ってましたよね。次長も聞いてたと思うんですけども。こっちは何万……。120万ぐらいか。

〔「恐ろしい気分だよ」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） だから、そこを行政のほうとしてどう考えますか。税金ですよ、これも。何かほかの意図が感じられちゃうんですよ。はっきり言って。何でこれ使ったのかなって。そう思いませんか。思いませんかって言われたって思いますとは言えないでしょうね、これね。だからもう、これもう時間もだんだん迫ってきちゃってるんで、何回やっても変わらないんですけども、これでは本当税金の無駄遣い。それ以外の一言もありませんよ。

だから、これ今回6つのところで質問しましたけども、結果的には最初の入札が不調になって、で、分けて、分けたときにこの外灯だけ外した。で、追加工事にした。で、追加工事にしたってのは今初めて聞いて、で、金額も今初めて聞いてだから、これ質問してなければ全然わかんないでしょう。闇から闇ですよ。ね、そうでしょう。だから、もし議員の誰かが質問しなかったら、こういう事態がたくさん起こる可能性が十分あり得るわけですよ。一事が万事ですよ。

だから、金額だって最初からもうちゃんと答えればいいものを、わざわざ休憩とって答えるとかそういうことやってるし。ねえ、無駄な時間を費やしてるんですよ。本当、私たち議員ってのはね、行政のチェックをするっていう機能——仕事があるわけですよ。ですからこれ、はっきり言って町民の人に「こういうのあそこついてっけど、どうなの永井さん」って聞かれたら、いや、あれは食育どうのこうのって説明したって、一般の人は何言ってんのこの人はって思うでしょう。それでなおかつ、あそこで、いやコンサートをやるみたいですねって騒ぎになったら、大変な騒ぎになっちゃいますよ。

だから、はっきり言ってこの問題に関してもね、本当悪いように考えれば幾らでも悪くできる。あるわけですよ、それが。まあ、町はそんなことしないと私は思いたいですよ。ただ、現実としてこういうことが行われて、なおかつ、これを肯定してるっていうことが……。だから、じゃあこの質問最後にしますけども、これをつけて金額的なのも含めてよかったなと思いますか。どうです。教育長お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「教育長だよ」「議長、指名してるんだから」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） 教育長お願いします。

○議長（柴原成一君） 教育長、答弁お願いいたします。

○教育長（青山壽々子君） 食育の発信地である給食センターのシンボルとして親しんでもら

えるよう、訪れた人の心に残るような、そういうデザインでとてもいいものだと思っております。

〔「よくはねえぞ」「失格だ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時15分からといたします。

午後 2時03分休憩

---

午後 2時15分再開

○議長（柴原成一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番平岡博君、14番吉田憲一君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は14名です。

次に、4番永井君の質問を続けます。

永井義一君。

○4番（永井義一君） 一言でこの質問終わろうかと思ったんですけども、言う前に休憩になっちゃったんで。

今、先ほどね、教育長の答弁いただきましたけども、やはりもうちょっと考えて答弁していただきたいと思うんですよ。最初の文書に書いてあったことを言うのではなくね、この間の今の一般質問でのやりとりも含めてどうなのかってこともね。やはり、町民の税金を預かってそれを執行してくわけですから、そういった観点でね、ぜひとも物事を考えていただきたいとひとつ思います。

それで、これに関しては私は非常に疑問を持ってる。ね。こんないいのを使う必要がないと私は思います。ですから、これはもう答弁は要りませんけども、そういった行政の無駄遣い、税金の無駄遣いをしないように、これからもね、ぜひともよろしく願いいたします。

それで、ちょっと2つ目の質問に移ります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 2つ目の住宅リフォーム助成制度について質問いたします。

この質問なんですけども、私が議員になって最初の一般質問でやったわけなんですけども、あの当時は震災家屋に対しての住宅リフォーム助成制度でした。当時は東日本大震災で被災した家屋がまだたくさん残っており、屋根には土のうを積んである家も多く見られました。震災から3年がたち、町の中も表面上はもとに戻ってきたんじゃないかと思えます。

私が今回ですね、この2つ目に取り上げるこの住宅リフォーム助成制度の導入なんですけども、御承知のとおり国土交通省も昨年度の補正予算と本年度の本予算で補助制度を設けました。

これ、県内でも10市町村が実施しており、お隣の美浦村でも実施しております。また、この制度は地域経済への波及効果が大きく、地元業者への発注により町内にお金が回ります。

京都府の与謝野町というところなんですけども、住環境向上と町内商工業の活性化に資するというので、住宅リフォーム助成制度を行っておりますけども、これ京都大学の調査でこの3年間補助金の総額が2億6,400万に対してですね、約40億の工事が町内で行われ、その経済波及効果が63億400万に及んだといわれています。この補助金に対しての経済効果が実に23.84倍になっています。

また、大阪のほうではですね、この補助金を金券として渡して地元工務店以外の商店にもその経済効果を及ぼしているということで、いろいろ関西のほうでは取り組まれています。

阿見町でも経済活性化のためにもですね、この住宅リフォーム助成制度を導入を求めます。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君登壇願います。

○町長（天田富司男君） 住宅リフォーム助成制度についての質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成事業は、大きく分けて次の3点の対策事業が挙げられます。

1点目が、住宅対策として、住宅所有者の住宅環境の改善を目的としたもので、国土交通省が平成25年度より一部条件を付して実施している事業です。

2点目が、福祉対策として、高齢者・障害者住宅の住環境の改善を目的に行っている事業で、当町においても実施しております。

3点目が、経済対策として、施工業者を圏域内に指定することで、圏域内事業者の経済波及効果を目的としたものです。現時点で、県内16市町村が実施していると聞いております。

議員の御提案は、3点目の経済対策を目的とした助成事業の創設ですが、過去の提案にもお答えしたとおり、現時点では取り入れる考えはございません。理由は、事業の優先度並びに事業規模等から判断したものです。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 取り入れることはないという回答だったわけなんですけども、町長もわかっているかと思うんですけど、経済対策かなり県内でもやられていますし、これはもう全国的にやられていることがあるかと思えます。

で、阿見町としては福祉対策のほうではね、やられてるのはもちろん私も知ってますし、これはまあ、かなりの多くのところで福祉関係の対策ではやっているかと思うんですけども、私は今回この質問をしたのは経済対策ということなんですけども、やはり、今やっているとかがどういうふうな町が、または市が、村が元気になってるか、私はちょっとね、1つ、2つ例を

挙げてお話したんですけれども、まず町として多分やりませんという答えだと全然これシミュレーションとか何もしてないかと思うんですよ。

で、一般質問でこういった質問を出したから、今回一応こういう形でちょっとシミュレーションをしたんだけど、やはり町のほうとしては今できないとか、そういったことはなされましたか。それ答弁をお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。町長から答弁がありましたように3つの対策事業っていうようなことで、その辺で検討しましたのは住宅対策っていうようなことで検討いたしました。住宅対策となりますと、やはり高い公共性が、公平性が問われますので、そうなりますと対象者がですね、持ち家という方々がマックスになるかと思えます。で、国勢調査では、1万2,000件の持ち家が阿見町にありますので、そうしますと1万2,000件、例えばそこに補助の限度額10万円としますと合計で12億円ですか。そういったことで相当事業費がかかるっていうことから、マックスとしましてはそういう莫大な事業費となりますので、今の経済情勢ですとか、それから優先順位等で難しいという判断になったものです。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私がこの一般質問を出してから、担当課長のほうから電話が来たんですよ。で、そのときに私は経済対策の話をさせてもらいました。でも今、部長のほうからは住宅対策で考えたと言いますけれども、ちゃんと通ってないんですかね、担当課長からの電話が。私は一般質問出して執行部のほうから質問が来るのはね、わかっていたんで、一応そういった形で経済対策、経済効果のために必要なんだよっていうことを電話で話したんですけれども、その辺はどうなってるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 経済対策としてというふうな観点だというふうなことで、生活産業部のほうにも話は来ておりまして、その部分についてこの住宅リフォームについてどういうふうな考え方を持つかというふうなことを検討した経緯を……。

○4番（永井義一君） もうちょっとゆっくり。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 住宅リフォーム対策についてどういうふうな経済対策の波及効果があるのかっていうことを検討しないわけではありませんでした。その中で、美浦村さんですとか土浦さんでも住宅リフォームの補助制度を持ってるというふうなことで、10万円が限度ですかね。ただ、その中では——美浦村と土浦市さんではやっぱり補助の対象事業メニューも若干違ってる部分があるし、考え方としては町内の事業者がどのくらいあるのか、そこまでの把握まではできなかったというふうな——この時間の中ではね、できなかったというふうな

こともあって、どこまで経済対策の波及効果があるのかっていうのは、なかなか今の時点の中で見えていないというふうなのが実態です。

ただし、あくまでもこれは町としては第6次総合計画に沿って商工業の振興、あるいは経済対策の部分については、さまざまな形でいろいろ施策を推進しているというふうな状況もございます。で、考え方としては、この住宅リフォームを施策として取り入れるか取り入れないかというふうな判断である程度考え方が整理されるべきもんだらうというふうには考えております。ですので、今の段階で町の考え方としては住宅リフォーム補助制度については、従来から現段階では行えない、行わないというふうな判断になっておりますので、その辺の部分で御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 土浦とか美浦とか聞いたって話が部長のほうからありましたけども、阿見町のほうでまず悪い……。私が議員になって2年たちますけども、この間一般質問する中で、まずやらないって決めてからそれに対して後追いで何か理由つけるってのは非常に多いんですよ。で、私が言いたいのは、こういった制度ですから、金額が上限幾らとかそういうのまず……。そういうのはもちろん執行部のほうに任せるわけですけども、まずはいろんな小さいところからでもいいから、こういった制度をやってどうなのかっていうのをまず1つ検証していただきたいなと。

で、土浦のほうは結局震災絡みでやって、それでそのまま続けるっていうことになったかと思うんですけども、この間ずっと町のほうの答弁に関しては最初からやらない……。結局最初結論が決まって、それでそれに対して理由づけが入ってくるというのが非常に多いんですよ。ずっとこの間私が放射能の質問、ずっとやってましたけども、まず放射能に関してもやらない、大丈夫だということからの理由づけに入ってきたと思うんです。だから、少しでも町民のためにとかね、町をよくしようとかいう気持ちだったら、まず施策として1つ考えてみる中でどういうふうにやればいいのか、だからはっきり言って小さくね、最初は小さくても、それで町民の人が「あ、いい制度ができたんだな」って言えばだんだん大きくしてくってこともできると思うんですよ。

ですから、はっきり言ってもうこの間まずやらないっていうことになってる。だから、私はその最初の質問でも、午前中の質問聞いたときもそうでしたけども、やっぱりその税金の使い方、ね、町としての税金の使い方が違うんじゃないかと。まあ、蒸し返さないけども、こういったね、外灯を平気でつける。なおかつ、こちらではそういった経済効果があるっていうにもかかわらずやらないよっていうところからの理由づけになってくる。だから、こんなのつけたって最初からやらないよっていうことでやれば幾らでもお金は生まれるんですよ。だから、お



金の使い方の問題。そういった形が非常にこれは私はもう間違ってるんじゃないかと思うんですよ。

で、もう1回再度聞きますけども、こういったことをまず町としてやってみようかなって発想で物事を考えたのか、または先ほど町長が答弁したように最初からやらないっていうことで物事を考えたのか、どっちかちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、事業の優先度並びに事業規模等から判断して住宅リフォームについては現段階ではその必要性はないだろうというふうに判断をしております。ただし生活産業部の立場としては、商工業の活性化ですとか町の経済対策については十分に考えていかなければならないという立場もございます。で、その中で例えば商品券の問題ですとか、あるいは商品開発の部分ですとか、あとはさっき午前中の野口議員が言われた自治金融の利子補給ですとか、そういったものに対していろいろとそういう施策は展開しているというふうなことも御理解いただきたいと思えます。

その中で、まずやらないことありきということではなくて、町の施策として優先度としては今の段階では低いだらうという判断の中で取り扱っておりますもんですから、やるという——やって検討しようということになれば、どういうふうな制度設計をしていいかというのまで検討する必要性はあると思えますけれども、今の段階ではそこまで至ってないというのが現実であるということですので、よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 生活産業部のほうとしては、そういった形でスタンスになるかと思うんですけども、ちょうど今回の補正だったかな、商品券のやつ入ってますよね。私も先ほどこの住宅リフォームに関して大阪のほうで補助金を金券としてって、これ珍しいパターンなんですよね。ですから、そうするとお金が今度はお店のほうにも回ってくってというようなシステム、これは全国でも非常に珍しい形をとってるわけですよ。ですから、いろんなやり方があるかなと思うんですよ。

ですから、今現在制度としてはやらないと話が今ありましたけども、まず町としてどんなことであれば町内にお金が回っていくのかなってことをですね、ぜひともちょっと考えていただきたいんですよ。で、プレミアム券にしてもね、実際やはりあんだだけ、私なんかも何セットか購入しましたけども、やはりそれ使うことによって町内のお店にね、潤ってくってというのがありますよね。ですから、やはりそういった形での税金の使い方の問題っていうのはね、ぜひとも検討していただきたいんですよ。

この住宅リフォームの問題に関しましてもね、結構大きい市よりも小さい町——美浦は村ですけども、多いんですよ。ですから割とこう、そういった観点から言うと割ととっつきやすいのかなと私は逆に思うんですよ。そんな予算規模がばかでかかない。水戸とかね、そういったとこじゃなくてね。

で、結構調べていると何々町っていうの結構多かったのがありますんで、やはりこれは町の姿勢ももちろんあるでしょうけども、やはりそういった町内にお金を回すっていう観点で、ぜひとも検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ということで、2つ目終わります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 最後の質問に移ります。3つ目が予科練平和記念館の零戦模型及び掩体壕についてですけども、本年度の予算で零戦模型製作及び掩体壕建設で3,707万4,000円の予算が計上されています。3月の予算特別委員会で私はこの件に関して反対をいたしました。残念ながらこの予算は通ってしまいました。この零戦模型と掩体壕ですか、零戦が1,045万——今回何かちょっと補正で変わってますけども、その前の段階ですけども、1,045万2,000円。で、掩体壕が2,662万2,000円と。この予科練平和記念館に設置されると聞いております。

同館は平成22年2月に開館して今年で5年目を迎えましたが、予科練平和記念館のホームページを見てみますと「戦争の記録を風化させることなく次の世代に継承し、命の尊さや平和の大切さを考えてもらうために建設しています」と書かれています。今、ここにこのゼロ戦と掩体壕が必要でしょうか。

過日、私は阿見町九条の会——これこの前できたんですけど、この阿見町九条の会主催の戦争体験者の話を聞く会ってのに参加しました。これ予科練平和記念館で実施したわけですけども、お話をされた方が戸張礼記さんって予科練平和記念館で語り部として勤めている方でした。私は事前に予科練平和記念館を見学してから話を聞いたわけですけども、話を聞く前に見学した私の感想としては、やはり館自体が暗いイメージで、ちょっと7つブースがあるわけですけども、最後の特攻のブースでは回天を初めベニヤ板でできたモーターボートの特攻艇震洋、あとは人間魚雷の伏龍などが展示されて、暗い気持ちでそこを出ました。

その後戸張さんの話を聞きましたが、話の最後のほうで、「この平和を守るということは戦争をやめて和やかに命の安全・安心を守ること」と言ったのが印象に残ったわけですけども、今、世の中や安倍政権が解釈改憲で集団的自衛権の行使容認を行おうとするなどですね、国の政治でもきな臭い動きが出ていますと。

また、昨年暮れに百田尚樹氏の「永遠の0」という小説が映画化されヒットしたわけですけども、御承知のとおり百田氏に関しては軍隊の創設を主張したりですね、南京大虐殺はなか

ったなどと持論を展開してるタカ派の作家です。この映画がきっかけになったのかはわかりませんが、なぜ今零戦と掩体壕なのでしょうかとと思うわけです。

で、私は改めて提案したいんですけども、この予科練平和記念館というところに7つのブースがあるわけですけども、8つ目のブースとして未来に向けた平和というね、ブースをつくってもらいたいと思います。

以上、そういった形で私が提案も含めて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 予科練平和記念館での零戦模型と掩体壕作成についてお答えします。議員御承知のとおり予科練平和記念館は、平成22年2月に開館し、来年開館5周年を迎え、記念事業として実物大零戦模型と掩体壕型格納庫を敷地内に製作することを、議会の承認を得て、現在、取り組んでいるところです。また、製作にあたっては、予科練平和記念館運営協議会の答申を受けて進めております。

記念館に平和というブースをつくるという御提案につきましては、館には7つのブースがありまして、すべてが平和を考えていただく部屋となっております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） いや、もうちょっと答弁が続くかと思ったんですけども。5周年記念ということでやるということ、私も3月議会からもうずっと聞いているわけなんですけども、その予科練運営協議会——予科練平和記念館の運営協議会ですか、そこで答申を受けてやったということなんですけども、その運営協議会の中の話で、まず零戦をつくろうとか掩体壕をつくろうっていう話はこういった形でその話が出たんですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 平成22年からですね、25年度末で全国からですね、寄附金、これやっぱりこれからそういう予科練のですね、運営っちゃうか後世に残る設備をしたりですね、そういうものは議員おっしゃられるように命の尊さ、平和の大切さを未来まで続くのには何がよかろうかっちゃう部分でですね、零戦がありまして、それをつくりまして、で、零戦が入っていた今上郷にあります——これ近代文化遺産になります、掩体壕を後世まで残して飾っちゃうよっちゃうような、要するに予科練平和記念館の基金、要するに皆さんからいただきました基金を有効に将来まで使いましょうよということで、そういう形になっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 後世に残るといって、平和といっことで、零戦。つながらないんです。つながらないでしょう。私、予算委員会の中でもこれを兵器って書いてあったから、そ

の話をして次長も御承知かと思うんですよ。最終的な予算の概要の中ではその兵器って言葉は消されてますけども。平和と零戦ってどうつながりますかね。

私は零戦というと靖国神社の遊就館にも飾ってあるんですよ。零戦が。で、靖国神社の遊就館に関しては、これは平和っていう感覚はない館なんです。で、その中で零戦があって子供たちが零戦を見る。または大人の人も懐かしい……。懐かしいって言い方おかしいけども、見てるわけですけども、そっから平和っていうのはまずちょっと出てこないと思うんです。やはり零戦は何かっていうと戦闘機。戦争の道具。そっから言ってしまうと、ねえ、殺人とか人を殺す道具っていうのが成り立つと思うんです。

ですから、私が聞いたかったのは、その予科練の運営協議会で、どうして零戦になったのかと。その会議の中で、やはりただ単に予科練平和記念館だから零戦なんだ、掩体壕なんだっていうんじゃなくて、やはり今、先ほど言ったようにきな臭い世の中の中で、やはり今私どもがやっていますけども——九条を守ろうっていうこともやっていますし、集団的自衛権の問題もやはりいろんな議論してます。その中で、やはり戦争につながるものってのは、これはこれからの時代はもうないんじゃないかと。あんな中で散々——7つのブースの中であつたわけですよ。たまたまそこに零戦がなかったから零戦をつくろうっていう感覚が非常にあるんじゃないかと思うんです。

で、私は提案してるのは8つ目のブースっていうことを1つ考えて。7つだから七つボタンっていうことで、あそこ7つのブースになってるかと思うんですけども、やはり先ほど答弁がありましたけども、そのブース、ブースが平和ってことを言ってるんです。それはまあ、あのブースが戦争を賛美してんですよなんてことは、もちろんそういう感覚じゃないとは思いますが。けども、やはり前も誰か一般質問したときに、やはり予科練平和記念館が暗いイメージだっているのをちょっとおっしゃった方がいたかと思うんですけども、やはり私もちょうど出てきて最後の特攻というところ、特に人間が海に潜ってこうやって棒で船を突き刺すような、ああいった模型が出てましたけども、やはりそういったところが最終出口になって、その後やっぱりちょっと違うなって気がしたんです。

ですから、ちょっと1つお聞きしたいのが、再度聞きますけども、運営協議会の中でなぜ零戦だったのかっていうのを、ちょっともう一度お聞かせください。

それともう1つ、ブースの関係、そういった平和のブースっていうのも私は必要じゃないかと思うんですけども、その辺の御意見をお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 1つはですね、予科練平和記念館の直接にはですね、会議の中でゼロ戦と予科練関係の直接にはこれ関係ないですよ。予科練習生ですから。ただ、あそこに通

われた予科練生はいずれは零戦に乗りたいちゅうような、この思いがあったちゅう、そういう関係もありまして。

あともう1つはですね、これ兵器っちゅう言葉は余り使いたかないんですけど、零戦が、これ兵器が二度と使われたくないよう、それから二度とこの空に零戦が飛ばないように、今の平和な時代を長く続くようちゅうような思いを。で、永井議員さんが言うように命の尊さ、平和の大切さ、根本的な部分をこれで考えていただきたいですよっていう部分なんです。

あともう1つ暗いイメージっちゅう部分でありましたけど、それはあそこを来館された方が一人ひとりブースを見ていただきまして、感じて平和を自分で考えていただきたいちゅう部分。それから御提案のですね、8つのブースっちゅうことでございますが、今日、先ほど答弁いたしましたけど、全て7つのいろいろな部分が、これ思いがあるんですよ。

1が入隊——あこがれの予科練、それから2番訓練——厳しい訓練の毎日、で、3番が心情——予科練生の気持ち、で、4番飛翔——これは空へ、それから5番が交流——思い出と戦時下の暮らし、で、6番が窮迫で空襲の恐怖、で、最後は言われるように特攻——戦時下の悲劇ということで、この7つの展示にこだわってるちゅう部分については、1つは予科練は「七つボタン」ちゅうのは御存じ。で、もう1つは世界の7つの大陸と海をあらわしてまして、もう1つ「月月火水木金金」ちゅう言葉が——これ歌でもありましたけど、これが7つなんで、ここで御提案の8つになったらこれがちょっとできなくなっちゃうんで、7つちゅうことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 永井議員ね、これ先ほども言ったよね、3月の予算議会で可決されてる。それでもう6月に今度はこうやってやれっていう、この平和のブースをこれに変えてやれっていう、この質問が、やはりこれはちょっと……。せっかく3月にね、予算通って今からやろうとしてる。そんで、反対したのは永井さん反対してるから、反対の意見はいいんだけど、やっぱりこれはちょっと一般質問にちょっと合わないんじゃないかなと私は思いますけどね。

3月に予算可決して、みんなこれでいいですよって言ったわけでしょう。だから、平和っていうブースを今後新しくつくる、そういう提案ならいいんじゃないかと思うけど、その金をね……。

○4番（永井義一君） 町長勘違いしてるみたいだよ。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 町長勘違いしてるみたいなんで。だから私は反対しました。それはね、事実で。反対してるわけだから。で、何で零戦をつくるんだって話も言ってます。ただ、じゃ

あそれを反対したからそういう質問はしてるわけでしょう。ただ私は零戦のお金を平和ブースにしろってことは言ってませんよ。うん、ね。いや、そうですよ。だから、言ってしまえば、その「七つボタン」とか「月月火水木金金」まで出てくるとは思いませんでしたけども。

私は7つってのはいいんです。ね。先ほどこちょっと教育長の答弁の中で7つそれぞれが平和のって言いましたけども、今次長のほうからの話の中ではなかなかこれ平和に結びつく気は、ちょっと私はしないなと思うんですよ。だからこそ、7つのブースで戦争が終わり。で8つ目に新たに未来へ向かう平和なっていうイメージがあるわけですよ。ね。ですから、そこをちょっとね、履き違えないでいただきたいんですけども。

ですから、予算がどうのこうの……。もちろんね、零戦が中心になればいいですよ。それはそれで。ただ今、町長が言ったようにね、やっぱ通ったわけですから、これはもういたし方ない部分なんですけども、なおかつ最初の次長の答弁の中でね、零戦ってものに関してやはりそれと、やっぱり平和ってのはどうもまだイメージが沸かないと私は思うんですよ。ですから、そういったところで零戦と平和を幾らでも結びつけようと思えば言葉では結びつきますけども、やはり感覚・心情の問題として、やはりそれは結びつかないんじゃないかと私は思うんですよ。ですから、私は3月議会で反対したというのがあるわけなんです。

で、やはりこれからの、今回、来年で5周年なるわけですけども、もちろん予科練平和記念館としては5周年からね、10周年、15周年というふうになっていっていただきたいわけなんですけども、その中で本当に今のきな臭い世の中のことを考えて、今本当、このままで行くとね、安倍首相は本当何をしでかすかわからないっていうような状況になってきてね、同じ自民党の中でもええ加減にせえって言うてる人もいるみたいなんですけども、そういった、非常に世の中が切迫している時期の中で、やはり1つ予科練平和記念館としてもやはりしっかり平和、もう戦争はしないんだっていうね、ところをしっかりとアピールするためにも、やはり8つ目が改めて——要するに7つプラス1っていう言い方にしたほうがいいのかもかもしれませんけども、そういったブースが私は必要じゃないかと思うわけですよ。

ですから、そのために今回このね、質問をしたわけで、町長のほうのね、話もわかりますけども、一応私の質問の意図としてはそういった形で考えているということで、ですからこれは考え方の問題だからなかなかね、平行線になってまた同じ行ったり来たりの話になっちゃうとは思いますが、まず1つ今、先ほどの提案じゃないですけども、やはりこういう将来的にこの5年、10年、15年と見据えた中で、そういった形で……。もう本当どんどん戦争体験者ってのは亡くなってるのが事実だと思うんですよ。やはり戦争が風化されてきて、若い子供たちが簡単に武器を手にするっていうようなこともあるんですよ。

この前、沖縄の中で——米軍のキャンプの中でね、子供たちホビーを見せるよっていうこと

で、おもちゃですけども銃を海兵隊員が持たせるというようなこともあるわけですよ。ですから、そういうことがどんだん戦争が風化されて、ね、子供たちが戦争っていうと何かもう、おもしろいもんだ、楽しいもんだっていうようになってっちゃうとやっぱり困るわけなんで、やっぱり教育っていう観点からいっても平和教育っていうのは非常に重要だと思いますので、ぜひとも、この予科練平和記念館ね、5年、10年、15年って見据えた中で、こういったのもひとつ考えていただきたいと思って今回一般質問したというわけですので。

じゃあ、これで私の一般質問を終わります。

○議長（柴原成一君） これで4番永井義一君の質問を終わります。

次に、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔6番飯野良治君登壇〕

○6番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。もう最後の質問です。

今、永井さんの質問をじっくり聞かせていただきました。ちょっと質問入る前に前段で、私が3月議会に給食センターの搬入口にインターホンがないということで、ぜひつけてくれということを申しました。つきました。このことによって非常に生産者あるいは納入業者の人が中にいる係員とのやりとりにわざわざ向こうまで回らなくてもいいということで、非常に便利になりました。本当にこれはありがとうございます。

もう1つですね、永井さんの話を聞いて、私の感想をちょっとだけね、言いたいと思ってるんです。これはですね、前に永井さんが質問した食器の件がありましたね、絵柄のついた食器がいいか、それとも……。この比較の中で、経済的に言えば絵柄のないやつが安くて食器として通用するからこれでいいんだという話もありましたけど、私はね、なぜ……。竿留次長の答弁を聞いててね、これが選ばれたのかっていうの、私なりに考えました。これは、私はね、ぱくぱくセンターというコンセプトで名前であれば、これぱくぱくに見えませんか。

○4番（永井義一君） 関係ないでしょう、そんな話。

〔「議長、注意しなくちゃいけないよ、それ」「だめだよ、それ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 飯野良治君に申し上げます。前段は手短にお願いいたします。

○6番（飯野良治君） わかりました。

それでは、通告に従って質問に入ります。

6月4日付朝日新聞の記事で、魚介類を形そのまま放射能検査ができる検査施設の完成式が北茨城市の天津港で開かれました。式に出席した小泉進次郎復興政務次官はこう語っています。「風評被害を防ぎ、食の安全に不安抱いている人に安心を抱かせるようなデータを提供していきたい」と話しています。

私はタケノコ生産者でもあります。阿見町にとっても町おこしの大事な資源でもあります。旬の食文化と環境を守るためにも出荷制限の解除は、私は急務であると考えています。

1点目は、まずタケノコの出荷制限の解除について質問いたします。この質問するに当たって、まず県の出荷制限自粛の対象となっている6市町村の1つである阿見町の現状と今後の対策を聞くために、先日県南農林事務所を訪ね、振興・環境室長の加藤氏、林業振興課の専門員の中村氏の二人から県の考え方を聞いてきました。それを前提に次の8つの質問をいたします。

1つ、県の出荷制限解除に向けた公文書、もう1つは案の文書は阿見町に何通来ているのか。

2番目に、町はタケノコ生産者に対して解除に向けたお知らせは何回、どのような内容で説明をしてきたのか。

3番、阿見町の竹林110ヘクタールの分布把握はできているのか。

4番、出荷解除の前提である検査箇所60カ所の選定は誰がどのような基準で決めているのか。

5番、タケノコを生産者台帳の作成はどのくらいできているのか。また、台帳作成の目的は何か。

6番、風評被害を出さないための手だてはあるのか。そのために県との連携はどのようにとるのか。

7番、県内の20市町村において国14市町村の制限、または県6市町村の自粛措置がとられている市町村との連携はあるのか。

そして8番目は、阿見町は制限解除に向けてリーダーシップをとる用意があるのか伺います。

以上8点について答弁を求めます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 飯野議員の質問にお答えいたします。

タケノコの出荷制限等の状況を説明をいたします。

東日本大震災翌年の平成24年3月28日より、阿見町産のタケノコは、県より販売及び出荷の自粛が求められています。この出荷制限等の解除には、国の承認等が必要ですが、その手続はマニュアル化されていないため、県は国との協議においてどのような資料作成が効果的か検討を行ってきました。これは、タケノコに対する放射性物質を減少させるための生産管理の方法を科学的に証明できないことが要因だと聞いています。しかし、昨年10月23日、千葉県の5市町でタケノコの出荷制限の解除が認められたため、茨城県もこの手法を参考に「たけのこの出荷制限等の解除に向けた放射性物質検査実施要領」を作成し、来シーズンに向け出荷制限等の解除への取り組みに着手したところです。



それでは質問1点目ですが、県の出荷自粛に関する公文書、また案は町に何通来ているか、であります。出荷自粛の公文書は1通です。

次に2点目の、町はタケノコ生産者に対し解除に向けたお知らせは何回、どのような内容で説明してきたのか、であります。平成24年10月と、平成25年4月の2回、県が作成した資料に基づいて町が作成した文書を、タケノコ生産者等宛に通知いたしました。それぞれ「竹林における放射性セシウム測定結果の考察について」、「特用林産物の出荷制限等の解除の考え方について」という内容です。これらは、町のホームページにおいても掲載いたしました。

次に3点目の、竹林分布の把握はできているのか、であります。これは、県が策定する「森林計画区域」の区域図で確認することが可能であります。

4点目の、検査箇所60カ所の選定は誰がどのような基準で決めているのか、であります。先ほどの「森林計画区域図」に基づき、町が町内満遍なく60カ所を選定します。

次に5点目の、タケノコの生産者台帳の作成はどのくらいできているのか。台帳の作成目的は何か、であります。町は産直センター及び直売所にタケノコ生産者リストの提出を依頼し、現在、生産者の把握に取り組んでいるところです。また、生産者台帳は出荷されたタケノコの竹林の管理状況や出荷先及びその時期が確認できるよう作成するものです。

次に6点目の、風評被害を出さないための手だてはあるのか。そのために県との連携はどのようにとるのか、であります。タケノコは「出荷自粛」という制限により実害を受けています。出荷制限等を解除するには県が実施する放射性物質検査を受ける必要があります。この検査結果は原則公表されるため、基準値を超えることはもとより、他の関係市町村より高い数値が検出されれば、阿見町産の他の農産物への風評被害に直結することが懸念されます。よって、検査時期は慎重に見きわめなくてはなりません。今後は他市町村における検査結果や解除に向けた国との協議状況等、的確な情報を把握する必要があり、県との情報交換を密にすることが重要と考えます。

次に7点目の、県の出荷自粛の6市町との解除に向けての連携はあるのか、であります。制限解除等における国との協議は、県が一括して行いますが、制限の解除は市町村単位となることから、6市町村の連携は現段階では考えていません。

最後に8点目の、阿見町は解除に向けてリーダーシップをとる用意があるのか、であります。国との協議を県が一括して行うため、国の考えや国が求める資料等、協議に必要となる情報は県を介さなくてははいけません。よって、町は国と協議を進める上での的確な資料を速やかに作成することが求められることから、県との連携強化による協同作業が重要と考えているところでございます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君）　まず1番目の県から来た公文書の数ですが、1通ということです。確かに公文書としては1通ですが、その前に県から出されている案の文書ですね、その文書について——平成26年3月14日付のタケノコの出荷制限解除について案の内容について伺います。どういう内容だったんですか。具体的にちょっと教えてください。案です。正式文書が発行される——4月18日の公文書の前に町のほうに、関係市町村に出された3月14日の案の内容について、ちょっと簡単にお知らせください。

○議長（柴原成一君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長村松利一君。

○農業振興課長（村松利一君）　はい、お答えします。そちらタケノコの出荷制限等の解除に向けての案ということでよろしいでしょうか。

○6番（飯野良治君）　はい。

○農業振興課長（村松利一君）　これは現状まず県内の20市町村において国の出荷制限、または県の出荷自粛の市町村のところがまず紹介されまして、国の出荷制限については北茨城市、東海村、ひたちなか市、大洗町、茨城町、小美玉市、鉾田市ということで14市町村入っています。そして県の出荷自粛について6市町村——水戸市、かすみがうら市、土浦市、阿見町、牛久市、稲敷市ということで。先ほど御質問のありました20市町村というのは、国の出荷制限の14と県の出荷自粛の6ということの合計の数字だと思います。

それと2番目に解除に向けて国と協議していくための県の考え方ということで、市町村内の竹林分布を考慮の上満遍なく選定、約——そのときには60カ所を目標と検査するというです。その上で全ての検体が50ペクレルパーキログラム以下であれば解除に向けて国と協議していくということでありまして、その後解除に向けて各機関の役割ということが市町村の農林事務所林政課の業務が書いてありまして、最後に、その他タケノコ生産台帳についてということで、解除後の出荷管理を行う必要があることから、市町村は県と連携してタケノコ生産者台帳を作成するというような内容でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君）　6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君）　先月ですね、産業建設常任委員会が開いた研修会で、この案をもとに説明を農業振興課のほうでされたと聞きますが、どんな説明をしたのか。で、議員のほうからどういう質問があったのか、そのやりとりを簡単にいいですからポイントを教えてください。

○議長（柴原成一君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君）　はい、お答えいたします。産業建設常任委員会の中でタケノコ制限の現状の状況を説明させていただいてます。それと、今タケノコの出荷といいますか、時期だったもんですから、そのときの阿見町の今の検査器ではかった状況などもそのときに説

明をしているところがございます。あとはその解除に向けた考え方についても説明をしたということでございます。

質問に対する内容についてはちょっと失念をしておりますので、ちょっとわかりません。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） このとき「満遍なく選定し、60カ所を検査する」という表現で県のほうから案の段階では来ています。その後に来た公文書——4月の18日の文章ではどういう説明になっているか、その違いについてちょっと御説明を願います。

また、この4月の18日に来ているいわゆる解除に向けたタケノコ放射能物質検査についてということでの関係市町村長宛の公文書ですね、これは議員にお知らせをしたかどうかをちょっとお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長村松利一君。

○農業振興課長（村松利一君） はい、お答えします。タケノコ放射能物質検査についてということ、4月18日の文書でよろしいですか。はい。その内容につきましては、タケノコの出荷制限等の解除に向けた放射性物質検査実施要領ということで、様式もいろいろありますが、その中で、先ほど御説明の中と、案とちょっと違うところを御説明させていただきます。

最後の解除に向けた協議というところで、市町村内の竹林から満遍なくタケノコの検査をして以下の条件を満たす場合、林政課は国との協議を進めると。

1、全ての検体が基準値を超えていないこと。

2、検査結果を対数正規分布に当てはめ、95%タイル値が50ベクレルパーキログラムを下回っており、基準値を超える確率が低いことが確定できること。ということが一応あります。

この文書について、議員さんのほうに配付してるかということについては配付しておりません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） どの程度の議員さんが18日付の公文書を見ているか、ちょっとそれがわかりましたら。

○議長（柴原成一君） 質問を続けてください。

○6番（飯野良治君） わかりました。私が初めて県に行って、こういう公文書が市町村に行っているんで、市町村からその資料をいただいでくださいということで、中村室長に私言われました。それを受けて村松課長のほうにどうですかと、こういうの来てるんだけどちょっと見せてくださいということで見せていただきました。できればですね、この件については、そういう公文書が案じゃなくて公文書ですから案で出されたものとは違っているわけですね。その

違ったものは、やはりきちっと議員に届けていただきたいし、今からでもお手元のほうに届けていただきたいと思うんですけど、どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。大変失礼しました。ただ、公文書といいますと、いろんな部分で公文書ってのがかなり広範に来ているものですから、その判断基準の中で町の取り組みをどういうふうな方針で行くかということの方針が決まらない中で、そういったものが出回るということが必要性があるかどうかを見きわめた中で判断してるもんですから、今回は配らなかつたということでございます。

ただ、町としましては出荷自粛に向けた茨城県の放射能物質検査実施要領が出ましたので、その部分にのっとりまして、今、来年度に向けてそういったタケノコの出荷自粛の解除に向けた取り組みをしようということで今進めているわけでありまして。ですので、公文書云々ということよりもまず、町がどういうふうな対応をしていくかということがやっぱり重要なことだというふうに考えておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今の部長の説明、まあ、わからなくもないんだけど、町長の先ほどの答弁で、これは町独自というよりも県が主体だと。県と国が協議して進めていく案件だということで、県の方針っていうのは非常に大きな影響力を持つし、出荷制限解除についても県が主導を握ってくということなんですね。だからそれは、町でそれをたたき台にして阿見町に合ったような基準をつくっていくということではないんですよ。

だから、公文書を来て、こういうふうなのは案じゃなくてね、決まったということであれば速やかにね、議員にこういうことで6カ所のやつも生産者台帳もつくって、来年生産者解除に向けてね、阿見町は積極的に取り組んでいくんだというような姿勢でいけば、やっぱりそれはね、別に隠しておくことではないんで、県のほうも町のほうからもらってくださいって私に言うわけだから、それは当然ね、配っていただきたいと。ぜひ、今からでも遅くないんで配っていただきたいというふうに思うんですけど、どうでしょうか。再度、しつこいようだけど。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。配ることについては特に問題がございませんので、配らせていただきたいと思っております。

○6番（飯野良治君） ありがとうございます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それで、案とタケノコの出荷制限解除に向けた放射能物質検査実施要領の違いですね、これがね、結構……。案はね、案と違ってるんです。で、決定はね、こう書

いてあるんです。「市町村は森林分布を考慮の上、出荷を前提として採取している」これがね、入ってるんですね。出荷を前提として採取している竹林から……。この満遍なくというのはもちろん同じなんですけども、その前提で、「出荷を前提として採取をしている竹林」ということは、生産目的で販売目的で管理をしている、いわゆる本当に伐採をして草を刈ってきれいにしている竹林から60カ所ということで県の指導はしてるんですね。で、今年の検査でも、私ももちろんやりましたけども、管理されてる竹林については大概ですね、基準値以下なんですね。これは当然ですよ。

茨大の小松崎先生なんかも実験の竹林をつくってやってみましたけど、動かしてるところはね、セシウムの粒子をね、土が取り込んでしまって放射線を遮断するんで……。なくなっちゃうわけじゃないですよ、もちろん。セシウムなんかは。滞留してるんだけど、その放射線がね、なくなってしまうと。土がそれを包んでしまうからだ。こういうね、見解を示しています。

だから、60カ所をね、満遍なくランダムにやったら当然ね、これは管理してあってもホットスポット的にあるところから採取したらね、これ基準値以上のものが出るの当然なんです。このことは、県の中村室長も……。私再三聞いたんです。その60カ所の選定はどこが選定するんですかと。そして、採取して検体するんですか。どこですか。ちょっと。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 先ほども町長の答弁で言いましたように、森林計画に基づいて町内満遍なく阿見町が60カ所を選定するというふうなことでございます。で、今お話がされましたとおり、飯野議員がお話されましたとおり、その60カ所については基本はタケノコを出荷されている方の竹林を対象にして満遍なくというふうな概念でよろしいというふうなことで、町のほうもそういうふうな認識をしております。

ただ、それはあくまでも60カ所——そういうふうな考え方なんですけれども、県との調整の中で、もしそれが60カ所に満たなかった場合には、ある程度それ以外の竹林も対象にせざるを得ないというふうな話も聞いております。ただ、考え方としては出荷されている方の竹林を対象にするというふうなことで、今、町のほうでもその辺の竹林分布を参考にしながらその箇所を選定していこうというふうには考えています。

ただ、一番難しいのは、その風評被害の話が先ほど飯野議員からもありましたけれども、これは県のほうの機関で50ベクレル——全てが50ベクレル未満でなければならないと。1カ所でも50ベクレルを超えとなると、それが制限解除にはならないということがございます。あわせて、それが公表——国から公表されるということがありますので、その辺のやはり出たときに阿見町産の他の農作物・林産物についての風評被害っていうのが非常に大きく懸念されるというふうなことだと思えます。

ほかの市町村でも、その辺のところ非常に難しい問題を抱えていて、なかなか積極的にならないというふうな現実もあるわけですので、その辺はやはり慎重に進めていかなければならないというふうには考えてます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 湯原部長のとられる、行政としてはね、確かにそういう慎重性はとらなきゃいけないという立場はわかります。そこでですね、先ほど風評被害の話も出ましたけども、それを防ぐ手だて、これはね、後からももちろん県の指導もそうなんですけども、やっぱり水際でどうやってその風評被害を……。解除した後ね、出ちゃいけないわけですよ。もし出たら、またなっちゃうから。

だから解除した以上は、その基準値以上のタケノコが出回らないようなシステムを、県は当然ね、てすみを入れてそこまで二重にチェックをするシステムをちゃんとこの資料の中に入れてるんですね。だから、それをやるかやらないかってのは、本当は行政なんですけども、その行政の姿勢を私は今回のね、一般質問で聞きたいなというふうに思ってるんですね。

で、先ほど言った6カ所は阿見町で選定するということなんです。ランダムでやらないでちゃんと整備されてきれいになってるところであれば大丈夫だってことはもうわかってるんですから。110町歩ですよ。阿見にある竹林は。それをさっき航空写真なんかの区域図で照らし合わせて、上から見てね、こうやるんじゃないかって現場、その地域で例えば上長だったら私も上長でどことどことどこと、小池だったらどことどこと。こういうふうなことを、やっぱり地元の生産者とね、ちゃんと話し合っ、協力を得ると言ってるわけだから、生産者との連携がなく勝手に役場のほうでここがいいだろうって、こうやらないで、そこはね、選定のやり方をちゃんとね、県のほうでもそういう形でやっていいですよ。

で、出ないようにするためにはこういう方法ですよ、解除の後。ちゃんとそこまで言うんですね。だから、その点で選定をするときに生産者の代表、その地区の代表を入れるという考えはないですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 今、先ほど答弁の中で、産直センターと直売所にタケノコ生産者リストを提出していただいております。ですので、飯野議員が言われるように、その生産者の方の竹林、竹林についての管理の仕方、もちろんこれは出荷先……。失礼しました。生産者台帳をしっかりとつくるわけですから、その辺の中でやはり啓発はしていかなければならないというふうなことです。代表入れる入れないは別としても、それはタケノコ生産者に対してはちゃんとした形でそういった啓発はしていかなければならないというふうには考えてます。

○6番（飯野良治君） はい、わかりました。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それはね、一番大事なポイントに、解除に向けてのポイントになってくると思うんで、生産者の代表あるいは販売団体ですね、そういうところとも選定に当たってはよく協議をしてですね、選んでいただきたいということを要望して1番は終わります。

そして2番目ですね。

○議長（柴原成一君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は3時35分といたします。

午後 3時23分休憩

---

午後 3時35分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 済みません。関連質問の2番目に入ります。

生産者に対して町は平成24年と25年に2回「タケノコ生産者の皆様へ」ということで文書を配付しています。この文書の中で——去年25年の4月19日の中で、翌年の収穫時期までに出荷制限等の解除が可能となるよう対応していくものと思われまして。町内の生産者の皆様には御迷惑をおかけしますが御理解をいただけるようお願いいたします。ということで、検査結果が策定され次第、町においても速やかに出荷制限等の解除に向けた手続をまいります。この出荷制限等に向けた手続の2つの条件をもう一度確認したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。2つの条件と申しますか、まず検査箇所60カ所を満遍なくやるということでございます。それから、そのサンプルが全て50ベクレル未満であるということが条件であるということになります。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 2つ目はあれじゃないですか。生産者台帳の作成ということではないですか。

○議長（柴原成一君） はい。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 失礼しました。解除の基準としてはそうなんですけれども、生産者台帳ももちろんその中に入ってくるというようなことです。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 2回出してあって、速やかに……。と、去年の文書で今年は解除が可能となるように対応していくものと思われましてということで、非常に希望的観測をこの文書の中から読み取れるんだけど、今年検査をした結果、制限が続くという結果になってしまったわ

けですね。それに対して町は生産者に、いや、こういうことをやって努力したんですけども実は今年も申しわけないっていうか、その影響で制限解除にできませんという文章は配りましたか。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 現段階ではまだ配っておりません。それと、むしろ先ほどちょっと全ての検体が50ベクレル以下でないとだめだっていうふうなことを申し上げましたけれども、先ほど村松課長のほうからもありましたとおり、基本的には全ての検体が基準値を超えていないことと、検査結果を対数正規分布に当てはめ95パーセンタイル値が50ベクレルを下回っていないなければならないということでもあります。パーセンタイルってのは100の中で95は50を下回るということと、あと5つはそれに、そんなには多く出てなくて今後もその見込みはないよというふうな判断が示されるということが条件であります。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ぜひですね、この……。今年に向けて私もね、聞かれたんですね。今年は大丈夫なのか。多くの生産者からね、今年の出荷についてどうなんだという問い合わせが私んところありました。中にはね、もう待ちきれないで土浦の市場に持っていったら、今制限解除がまだ凍結されてるんで受け付けませんということで、持ち帰った事例もあります。そういう思い——生産者の思いをね、早く私は解除に向けて制限をね、取り払っていきたいという思いで今質問をしています。

それで、3点目です。あ、5、6番目ですね。制限解除の取り組みで一番大きかったのは、先ほど湯原部長も言われた風評被害が他の農産物に波及するのではないかっていうことが一番懸念されると。私も村松課長といろいろ話してく中で、まあ、ここを慎重にやらないと、もし出た場合には全ての阿見町の農産物が危ないんじゃないかという風評被害になるんで、そこは慎重に行かないとということで、今年の状態というかね、今年が過ぎてしまったんですね。

しかし、これね、黙って静かにですね、安心の努力をしないで時が解決してくるのを待って、そういう姿勢で行った場合には、来年もですね、やっぱりこの状態が続いてしまうということが予想されます。さっき冒頭に、私も話した小泉復興政務次官のね、「風評被害を防ぎ、食の安全に不安を抱いている人に安心感」この積極性がなければね、なかなかね、この制限解除を——制限を解除することには、切り開いてはいけないんですね。

この解除の、県が言ってる水際でのチェックですね、生産者台帳。これをきちっと町が作成することによって、台帳の出荷情報の中で出荷先を明記してあって、その出荷先で台帳にない生産者は販売先で受け入れない処置をとる、これを徹底することができれば、解除されたから阿見町で誰もがね、出荷できるという不特定多数が販売に参加するということはできなくなる



し、そこでチェックの確認が入るということですね。この考え方は間違いないですか。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。生産者台帳の考え方というのは、まさに飯野議員が言われているとおりだと思います。出荷されたそのタケノコの管理状況と出荷先、あとは時期ですね、そういったものをやはり明確に記録しておくということがやっぱり重要だということで、こういう生産者台帳をつくることの必要性があるんだろうというふうに思います。そういったことからすれば、やはり生産者台帳についてはやっぱり精度の高いものとして取り扱わなければならないし、タケノコ生産者の方についてもその辺の啓発というか認識をしていただくということになろうかと思えます。

それから、先ほどタケノコ生産者の方のタケノコの出荷の制限の解除についてどうなのかというふうな話をされておりましたけれども、今冒頭申しましたとおり、タケノコ生産者のリストを今整理を、仕上げているところで、その60カ所についても今後どういうところにしていくかというふうなことを今、進める作業に入っているということでございます。で、来年度そのタケノコが出てきたタケノコのサンプルをもとに制限解除がされるかどうかというものを、やるかやらないかの判断をしていくということですので、最短でも来年、再来年……。解除が早くても来年、再来年になるということですので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 生産者台帳というのは、ほかの野菜については栽培履歴ですね。トレーサビリティがもう徹底していて、産直に参加している農家の皆さんや農協なんかでは栽培履歴がないと、もう生協でもどこでもね、受け付けないんですね。だから、問い合わせがあったらどういう肥料で、どういう農薬使ってるのかを瞬時にね、明快にできないものは受け付けないということが常識ですね。

ただタケノコの場合には、これは肥料をね、やる人はもちろんまれですけども、無農薬で無肥料が前提となってますね。もとかかかないんですよ。だから、トレーサビリティは余りね、タケノコには適用されなかったんだけど、今度やっぱりこの放射能関係でこういう生産者台帳が必要になってくるということは、当然と言えば当然なんですね。ちょっとおくれた感じもあって。で、これ見ると、生産者番号・竹林情報・竹の管理状況・出荷状況、全部ここに書かなければ出荷できないし、この情報は販売先のほうでも当然持ってて、見て、あなた登録してないですねっていうチェックがね、そこでされるわけです。

だから、罰則についてはね、私もまだ県のほうに確認はしてないんですけど、もし仮にこういうことを守らないで出荷した生産者がいた場合は、それに対して何らかのペナルティーがあるとか、そういう罰則まではね、まだ県のほうでも触れてないみたいなんですけども、それ

が必要になってくる時代があるのかなっていう感じもしますね。ぜひですね、この生産者台帳を今年1年ですね、整備していただいて、今まで把握できなかった阿見町の竹林の存在と生産者のあれを町がきちっとつかんで、これからのいろんな情報管理に活かしていただきたいというふうに思います。

7, 8ですね。私はこれで今年ですね、行政がだめであれば立法府の議会、いわゆる議員たちがこの生産者の思いを取り上げて何らかの動きをしてね、今年ではできなくても、これからこういう方向性でやっていくことで、制限解除が可能になるよというようないわゆるシンポジウム、サミットを議員会で提案しました。

これはね、行政ではなかなかできないんですけども、議員だったらね、自由——フリーな立場もあるし、そういう意味で十分ね、生産者の願いに応えるということは議員の務めでもあると私は認識して、そういうことでやったんです。結果は残念ながら私個人の「食べる会」ということで50名くらいの人が集まって、タケノコを食べながらですね、今の状況をいろいろと話し合うという結果で終わってしまいましたけど。

私はね、来年はもしね、町ではもちろん主導的になってシンポジウムを開くということはなかなか難しいでしょうから、小泉政務次官とかいろんな人にね、声をかけて、本当にね、大々的にシンポジウムを開いて、で、安全性の発信をね、マスコミも含めてしていきたいなというふうに思ってます。そのときに町のほうでシンポジウムの講演くらいはしていただけるかどうか、それをお伺いします。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 御提案として承っておきますので。今、講演ができるかどうかの判断は、私のほうからは何とも言えないというふうなことです。よろしくお願いします。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私は今回の提案で、公文書偽造とか私文書偽造、名誉棄損などの根拠のないたわいもないおどしに、これは屈することなくね、町民・生産者の利益を守るために先頭に立ってこの制限解除のために頑張っていくということをお誓いして1つ目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それでは2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目は、自転車道の整備を活かすための戦略を持っているのかを質問いたします。

震災後、サイクリングが急増しているデータが出されました。都市と地域の交流人口を進める上で交流人口の拡大は重大な問題です。阿見町のイメージアップにつなげ、定住を促進し、

人口増加を目指し、戦略的に売り出すことが阿見町にも求められています。

そこで、5つの質問をいたします。

阿見町における自転車コースは何キロあるのか。

2つ、観光スポットを組み合わせたルートの開発、地図の作成をするべきだと考えるが、準備はあるのか。

3、アウトレットから霞ヶ浦湖畔に至るサイクリングのレンタルの考えはあるのか。

4、首都圏からの愛好者を呼び込むための戦略はお持ちか。

5、町の移動手段としての自転車を阿見町の道路整備の中に取り入れる計画はあるのか。

この5つの点についてお伺いします。

○議長（柴原成一君） 飯野議員に申し上げます。もう1つ、最後にもう1つ……。

○6番（飯野良治君） え。

○議長（柴原成一君） 阿見町における道路整備は急激に進んでいるがというやつがありません。

○6番（飯野良治君） ごめんなさい。これね……。

〔「要らない……」「いいじゃない。カットだ」と呼ぶ者あり〕

○6番（飯野良治君） ちょっと待ってください。

〔「答えるわけにいかないのか」「聞かないところは答弁もカットしなくちゃいけないな。議長から言ってるのに言わないの」「飯野さん、後ろ後ろ」「後ろに……。いらないですか」と呼ぶ者あり〕

○6番（飯野良治君） あ、これね。ごめん、ごめん。済みません。ページが1つね……。

阿見町における道路整備は急激に進んでいるが、湖岸周辺の市町村とどのような連携を考えているか、ということですね。よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、いよいよ最後ですね。

自転車道の整備を活かすための戦略を持っているのか、についての質問にお答えいたします。

1点目の阿見町における自転車コースは何キロあるのか、についてであります。町では、国土交通省のかわまちづくり計画に登録し、サイクリングロードの整備を進めておりますが、県においても、霞ヶ浦周辺を日本一のサイクリング環境にしようと、平成25年度から水郷筑波サイクリング環境整備事業に取り組んでおり、現在、県と町及び霞ヶ浦湖岸市町村が連携し、サイクリングロード整備事業を進めているところでございます。

当町のサイクリングロードは、自然遊歩道として指定されている「予科練ゆかりの道」を活用し、コースを設定しております。具体的には、土浦市の境の霞ヶ浦湖岸道路から、武器学校

を迂回し、予科練平和記念館を經由し、町内の霞ヶ浦湖岸道路を通り、島津小公園を経て、美浦村境の霞ヶ浦湖岸道路までの約7.4キロであります。

2点目の観光スポットを組み合わせたルート開発、地図の作成について、であります。予科練平和記念館、桜堤、島津小公園などの霞ヶ浦湖岸の観光スポットを結ぶルートとして、今年度から整備する予定であり、サイクリングロードの整備に合わせて、案内看板の設置やマップの作成等を予定しております。今後は、アウトレットや雪印メグミルク阿見工場などから霞ヶ浦湖岸までのコースの設定等について検討してまいりたいと考えております。

3点目のアウトレットから湖岸にレンタサイクルの考えはあるのか、についてであります。町では、予科練平和記念館を起点としたレンタサイクル事業の計画がありますが、まずは、霞ヶ浦湖岸のサイクリングロードを早急に整備し、茨城国体におけるヨット競技の実施や道の駅構想の具体化に合わせて、それらの要素を勘案し、ニーズ等を見きわめながら、レンタサイクル事業を検討してまいりたいと考えております。

4点目の首都圏からの愛好者を呼び込むための戦略はあるのか、についてであります。当面は、県と霞ヶ浦湖岸市町村が一体となって進めている水郷筑波サイクリング環境整備事業と歩調を合わせPRしていくことが、より効果的、効率的であると考えておりますが、将来的には、茨城国体や道の駅構想という大きなプロジェクトの具体化に合わせ、独自性や差別化を図る戦略も必要であると考えております。

5点目の移動手段としての自転車を阿見町の道路整備の中に取り入れる計画はあるのか、についてであります。自転車専用道路や既存道路拡幅による自転車専用レーン等の整備は計画してはおりませんが、都市計画事業においては、自転車も通行できる幅員の歩道を整備しており、自転車での移動の利便性向上を図っております。

6点目の阿見町における道路整備は急激に進んでいるが、湖岸周辺の市町村とどのような連携を考えているのか、についてであります。前述したとおり、水郷筑波サイクリング環境整備事業の中で、県と霞ヶ浦湖岸市町村が広域的に連携して、整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 済みません。1番目の関連質問なんですけども、霞ヶ浦大規模自転車道ですか、これは土浦市から阿見町を通って美浦村。まあ、潮来までの道路を言ってんですけども、今40.1キロということなんです。これを一体的に捉えていくという構想——霞ヶ浦大規模自転車道、これがね、つながらないと、なかなか単独の市町村でそれを整備してもね、なかなか魅力が十分でないということもあるんで、これをね、本当に連携をとってこれからやっていただきたいというふうに思うんですけども。

そのときに、一番必要なのはサポートステーションって、大概サイクリングのときに空気入れがあったり、そこで雨宿りができたり、そういうちょっとしたね、ステーションがところどころにないとなかなかね……。まあ、事故もあつたり、ちょっと具合悪くなって休むときとか、そういうことも考えられるので、このサポートステーションっていうのはね、各市町村が1つぐらいずつ持っても——そんなにね、立派なものじゃなくても大丈夫なんですから。

その考えがあるかどうか、ちょっとそういう構想を聞かせてください。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） サポートステーションの件ですけれども、今県の部署でいうと地域計画課というところで、霞ヶ浦環境創造事業の一環として霞ヶ浦沿岸14市町村の中で水郷筑波サイクリング環境整備事業というものに今取り組んでいるわけです。その中でも多分そういう話は出てるんじゃないかというふうには思いますし、もし出ていなければそういった提案もさせていただきながら、今後そういった必要性についても取り組む必要があるのであれば取り組んでいきたいと思っておりますけれども、ただ、各市町村に1カ所なのか、その辺の基準がちょっと私には今の段階ではわかりませんので、その辺のところはちょっと研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ぜひですね、このサポートステーションをこの自転車道の中に取り入れていただけるということなんで、その数はともかくね、各市町村に1カ所ぐらいは多分必要になると思うんで、それをやっていただきたいということをお願いしておきます。

そして2番目なんですけども、高速道路が阿見町は2つもインターチェンジがあつて、常磐道との連携で非常にアウトレットなんかもお客さんが年間400万人とかいうことでみえているポテンシャルの高い町だということは、ほかからも聞くんですね。阿見町自体が自然もそんなに荒れてないし整備されてて、ここ急激に道路がよくなつてると。非常に魅力のある町だと。で、人口もやっぱり、そう急激な増え方はないけども、やっぱり少し増加傾向にもあるということで、それにもっと拍車をかけるための施策として、これは柴原議員なんか前にはとバスとの連携っていうかね、企画をしたらどうかということなんですけども、バスと自転車ですね、その企画を組み合わせた観光会社と提携する考えはあるのかということですね。

これはね、ただ、自転車をただこいでやるっていうんじゃなくて、当然阿見の自然のグルメとかね、農業体験、で、阿見には育成牧場もあつて乗馬体験なんかね、あつて、それを季節ごとに組み合わせた仕掛け・企画ができる地域なんで、そういうことがアイデアではないけども構想としてね、できるんじゃないかと思うんですけどね、そういう考えがもしあつたら願ひします。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 今、御提案をいただいた中ですので、構想を持つてるとい  
うわけではございません。ただ、前にも柴原議員のほうからアウトレットの関係ではとバスを引  
き入れたらどうなのかというような提案もございました。それと、自転車サイクリングとのど  
ういうふうな形でリンクさせていくかというふうなことは、今御提案をいただいたので、ちょ  
っと研究をさせていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） はとバスばっかしじゃなくて、国際興業が自転車の……。載せてね、  
現場まで連れていって、そこで楽しみをするという企画をね、特化してやっているということ  
があるんで、そういう観光会社を動かして、阿見に来ていただくということ。そういう1つの  
ね、観光ルートができ上がれば阿見の自然を満喫していただけるわけで、それをね、積極的に  
町から……。さっき1番目の藤平議員の話じゃないけど、来るのを待ってるんじゃないで、こ  
ちらからこういう提案をしますということをしていただきたい。

そしてですね、そこで阿見の観光ガイドを私もね、サイクリングであるのかなと思ってい  
ろ見たんです。乗馬体験はあるんですよ。農業体験もあるんですよ。ただ、サイクリング  
体験つつうのはね、これは載ってないんです。グルメもあるんですよ。だから非常にね、盛りだ  
くさんであるんだけど、これに……。

〔「まだできてないから」と呼ぶ者あり〕

○6番（飯野良治君） ああ、そうですか。ぜひね、入れていただきたいというふうに思っ  
てます。

それで、3番目の質問なんです。関連質問なんですけど、レンタサイクルですね。これはそ  
んなにね、設備投資も要らないし費用もかからないで、やる気になれば大きな投資じゃなくね、  
最初は少ない台数から始めて、もし需要が多ければだんだん増やしていけばいいわけで、今ま  
でのそういう仕掛けってのは、まず設備をつくっちゃって、それから人を呼び込むというよ  
うな先行投資型が大体地方自治のやり方だったんですけど、今まるっきり変わっちゃったん  
です。先に営業をしてお客をまず見つけて、そういう要求を見つけて、じゃあ、そういう要求が、  
要望が、お客さんがいっぱいあるのであればやりますよと。

だから、逆にほら、観光会社と提携をまず先にして、それで年間どのぐらい来るんだと。そ  
れをレンタサイクルと結びつけてやることは十分できると思うんで、町長もね、いろんな形で  
町を売り込むための先頭になって、セールスマンになるということも言ってますから、ぜひで  
すね、そういう機会があればですね、そういうことを提案して、まず営業をして……。これは、  
じゃあレンタサイクル買っちゃったけど誰も利用しないつつうんでは、これは先ほど言ったよ

うに幾ら小っちゃい投資でも無駄になっちゃうんで需要をまず見定めて、それからそういう事業を始めていただくというような手法を逆に取り入れていただきたいという要望を提案しますが、どうですか。そういう先行投資型から後方投資型へということは。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、ありがとうございます。答弁の中にもレンタサイクルの計画については湖まちづくりの中で位置づけをしております。ただ、今湖まちづくりでサイクリングコースの整備等についてもしっかりしたものをつくっていかなければならないということ、それから先ほどから、アウトレットから雪印メグミルクの工場見学ですとか、霞ヶ浦へつなぐそのルートについてどういうふうにしていくかということ。

それから大きなのは国体の問題と、あと道の駅が整備のテーブルに上がったということになりますので、まずはそういった観光資源の環境をまず整えて、その中で先ほど飯野議員から言われたようにそういったレンタサイクルのニーズというものを把握した中でどこにそういったものが必要なのか、あるいはその観光会社との連携の中でそういうレンタサイクルもできるのかどうかというのは検討していくべきものだというふうには考えておりますので、そういうことでよろしく願いをいたします。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 町のほうで、例えば雪印メグミルクで見学コースをつくることになれば阿見町のほうで300万ですか、そのコースの作成に援助をするというようなことが言われました。これはぜひですね、このレンタサイクルと合わせてメグミルク、これからつくられようとする道の駅、そして霞ヶ浦ですね。ここでヨットもいいけども、私は湖水のカヌーをね、これから阿見町のほうで導入していく。

そのレンタサイクルはね、予科練記念館まで行って、それから道を上がって阿見市内を回ってこうぐるっと回ると。じゃないと、阿見町のこっちの市内には絶対ね、アウトレットの人たちっていうのは若い人たち来ないと思うんです。だから、これはぜひね、そのコースをね、魅力あるものにしていく上でちゃんと町が提供をしてやっていくということが必要になってくると思います。よろしく願います。これは提案です。

もう1つですね、戦略についてはこれからっていうのが非常に多いわけですが、マスコミですね、これもマスコミのうちに入るんだけど、いろんなアウトドアのマスコミが今いっぱいありますよね。そういうマスコミをね、いかにやっぱり活用できるかっていうのは1つの、戦略の1つではないかというふうに思ってます。

私は去年1年小学館のアウトドア雑誌BE-PALと一緒に木村さんのね、米づくりをやって、つながりがぐっとできて、いろんなことができるようになったんですね。その1つは、小

学館の飛行場が今度4メガのね、太陽光の発電に小学館不動産でやるということで、それも見学コースの1つにはちょうどね、なるわけです。だから1つ1つね、そういう魅力あるものが阿見町にはあるんで、それをですね、活用してこれを利用しないという手はないと思うんですね。ちょっと町長にその辺の小学館との連携も答えていただきたい。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 小学館ばかりじゃないですけど、今ほら、飯野議員がもろもろの提案等していただきました。道の駅にしても雪印メグミルクにしても、また霞ヶ浦湖岸のサイクリングロードにしても桜堤にしても、国体等の誘致にしてもですね、それをうまくつなげていくということが大事だと思います。アウトレットから、じゃあどちらのほうに回るのかとかね、やはりそれぞれのコースを今後やはり検討しながら、町がやはり外から来ていただけるような、そういう町づくりをやはり積極的にしていきたいなど、そう思ってます。

やはりもろもろね、いろんな面で今提案を受けましたんで、その提案をいろんな面でつなげていくと。点から線にしていくっていうことが町は大事かなと、そう思ってますので、御理解よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 阿見町のポテンシャルっていうのは本当にね、工業団地とか大学とか高速道路とかがね、本当にあるんだけど、総合的にね、見ると、本当にね、恵まれた地域で、歴史も豊か、しかも新しい近代的な工場も建つ。これをね、最大限活用することによって町がね、本当に飛躍できるチャンスの時期に来てると私は思ってますね。だから、利用するっていうか活用するものはどどんね、活用していただきたいということをお願いします。

5番目に入ります。町の生活道路のところ自転車を活用ということ。このイメージはね、つくばがもちろん一番ね、自転車道路もあって、普段の通勤や買い物に自転車を使っていると。エコと健康とね、やっぱりこれからの乗り物は、自動車よりは自転車という方向性には行くことは間違いないと思うんですね。これだけ燃料が高くなっていく中で、自動車だってね、今までは一定の役割は果たしたけど、もう果たす役割から次にバトンタッチするということは、やっぱり自転車の方向には行くと思うんですね。

だからぜひですね、これを、自転車道をわざわざつくるというよりもそういうレーンをね、つくっていただくということが大事かなというふうに思うんですけれども、その辺の考え方をもう一度伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問の答弁お願いいたします。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。自転車専用レーンの御要望ということでございますが、今阿見町としましてはですね、都市計画道路がですね、広幅員の歩道を



整備しております。道路構造令では3 m以上の歩道はですね、歩道と、それから自転車道、両方兼ね備える自歩道っていうようなことで、今整備されてるほとんどの都市計画道路が自歩道っになっておりますので、こういった形で整備を今進めてるところでございまして、御要望の、御提案の専用レーンについては今のところ計画がございません。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 荒寺線の道路と歩道の大きさとね、見れば、歩道があれだけ広いつていのはね、やっぱりもったいないつつか自転車も活用できるということなんでしょう。だから、そこをね、もっと町民の方にあそこの活用の仕方を提案をしてね、あそこでウォーキングするのもいいし、また自転車で歩くのもね、かっこいいわけですね。だから、これから上郷のほうに寺子から向かう道路と含めて、あそこがね、そういう……。オルティエ本郷含めてね、ちょっと都会的な感じの自然とする場所になってきてるんで、自然と融合する道路で、ぜひね、この日常の自転車の活用を町のほうで啓蒙していただきたいなということをお願いして終わります。

長い間ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで、6番飯野良治君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 4時12分散会

第 3 号

[ 6 月 12 日 ]

## 平成26年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成26年6月12日（第3日）

### ○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
17番	諏訪原実君

### ○欠席議員

16番	佐藤幸明君
-----	-------

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	坪田匡弘君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
管財課長	朝日良一君
町民活動推進課長	湯原勝行君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須 徹君
児童福祉課長	青山広美君
児童館長兼 指導福祉課長補佐	村田敦志君
障害福祉課長	煙川 栄君
国保年金課長	岡田 稔君
健康づくり課長	篠山勝弘君
商工観光課長	佐藤哲朗君
環境政策課長兼 放射能対策室長	岡野 栄君
廃棄物対策課長	野口恭男君
都市計画課長	大塚芳夫君
道路公園整備課長	湯原一博君
学校教育課長	菊池 彰君
学校給食センター所長	遠藤康裕君
指 導 室 長	根本 正君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	青山公雄
書 記	大竹 久

平成26年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成26年6月12日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

平成26年第2回定例会

一般質問2日目（平成26年6月12日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 大介護時代を地域で支える取り組みについて 2. 命を守る教育から動物を慈しむ地域社会について 3. 教育行政・食育と健康について	町 長 町長・教育長 教 育 長
2. 紙井 和美	1. 介護保険制度と障害福祉サービスを調整する相談窓口について 2. 域学連携による地域づくり活動について	町 長 町 長
3. 浅野 栄子	1. 定住促進と人口維持について 2. 健康の向上と健康づくり	町 長 町 長
4. 藤井 孝幸	1. 阿見町の教育行政について 2. 在宅医療の廃棄物適正処理について	教育長・町長 町 長
5. 久保谷 充	1. 都市計画道路の整備について 2. 環境問題への取組みについて 3. 阿見町のキャラクター戦略について	町 長 町 長 町 長
6. 吉田 憲市	1. 入札監視等委員会の設置，阿見町指名委員会議事録の公開，阿見町入札制度全般に係る現状及び将来の対応について	町 長

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（柴原成一君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

通告に従いまして、大介護時代を地域で支える取り組みについて質問させていただきます。

厚生労働省によると、65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人、2042年には3,878万人に達すると予測されています。高齢者だけの世帯も増加。2025年には、65歳以上の単独世帯と夫婦のみの世帯を合わせると、全体の25.7%を占めるとされています。こうした世帯は、社会から孤立しがちなため、認知症など病気の早期発見、ケアのおくれも懸念されています。

そこで、政府与党は、団塊の世代が75歳となる2025年をめぐり、医療・介護・予防・住まい・配食などの生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を急いでいます。このシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される中学校区など、日常生活ゾーン域を単位として想定。具体的な仕組みは、保険者である市町村や都道府県が地域の特性に応じてつくり上げていくことが重要です。

3月議会でも質問いたしましたが、第5期介護保険事業計画の総括をし、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定作業に向けて、担当部課が事務局として3年の見通しに加え、2025年までの中長期的なサービス量、保険料水準が適切に推移していくことができるかが重要となります。

阿見町では、在宅医療・介護連携推進協議会を設定し、在宅医療・介護連携拠点事業ネット

ワークの構築に取り組むとしております。

そこでお伺いいたします。

1点目、日常生活ゾーン域ニーズ調査、基本チェックリストの内容把握はどうか。個人の実態から地域の課題はどのように見えてくるのか伺います。

2点目、地域包括ケアシステムの成否を占う主要施策の1つに認知症対策があります。予備軍を合わせて862万人が認知症と言われていています。阿見町でも10年前より2倍以上増加しています。厚生労働省は、初期段階の認知症高齢者の早期診断、早期対応を行うための専門家チームを2015年から順次全市町村に設置することにしています。認知症は早期治療で改善する可能性が高いとされています。ところが、従来の対策は、施設や精神科病院への入院が一般的でした。そこで、今回の支援チームは、高齢者の症状が悪化する前に集中的に支援することで、住みなれた地域で暮らし、病状の安定化とともに長期入院を防ぐのが狙いです。

厚労省は、2014年度予算案に、全国100カ所で専門家チームを設けるモデル事業や、認知症地域支援推進員の拡充などに33億円を盛り込みました。本格施策実施に向けた課題や効果を検証する考えです。2017年までに全市町村で設置していくこととなりますが、認知症地域支援推進員の配置はどのようにしていられるのか伺います。

次に、国は2012年9月に策定した認知症施策推進5カ年計画——オレンジプランで、認知症カフェを今後の対策の1つとして位置づけています。日常生活で「おかしい」と感じ始めた人が、いきなり病院に行くのはハードルが高い。そこで、カフェに気軽に足を運んでもらい、早期発見、治療につなげる。交流を通じて、病状の進行をおくらせる効果も狙っています。カフェ活動の形態はさまざまですが、認知症の人と家族、地域住民、医療・介護従事者など、誰もが集える場として定義され、各地で取り組みが始まっています。

今月9日は、牛久で開設されましたオレンジカフェに参加してまいりました。大変盛況でありました。阿見町では、認知症ケア向上推進事業、地域支援事業の任意事業のメニューとして、認知症の人と家族を励ます認知症カフェ——オレンジカフェの取り組みはできないのか伺います。

また、テレビ、新聞等、マスコミでは、徘徊等による行方不明者が増加していることが問題視されています。広域的なネットワークを早急に確立する必要があります。認知症患者や家族への声かけや見守り等を担うのが認知症サポーターやキャラバンメイトです。認知症サポーターは、現在、茨城県内で8,400人、反復して地域で取り組む形態はどうか伺います。

また、早期発見のスクリーニングとして認知症チェックシステムがあります。平成24年、「こころの体温計」を導入していただき、年間3万件強のアクセスがあり、町民の関心の高さをうかがえるということですが、今年1月からはメタボチェック導入となり、心から感



謝する次第であります。昨年12月議会でも質問させていただきましたが、認知症チェックシステム等、順次拡大して、早期発見に取り組むとの答弁がありました。認知症チェックは大変有効であります。チェックした結果とともに、相談先や制度のリストが示され、認知症に特化したホームページのサイトも充実し、認知症の相談できる医療機関も表記されます。導入はどうかお伺いいたします。

3点目として、26年度から、地域支援事業で取り組むことになっていきます生活支援コーディネーターの配置と多様な生活支援サービスに取り組んでいただいておりますが、今年の今後の取り組むべき課題はどういったものがあるのか、また、何度も質問させていただいておりますが、自治区、行政区のゾーン域での交流サロンの推進と助成はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

4点目、地域コミュニティの活性化を図るために、お隣の牛久市では、自治組織、行政区が集会所を積極的に開放しています。高齢者も気軽に足を運べて、健康増進やひきこもり防止にもなっているということです。新聞掲載されました記事を担当課でもお持ちかと思いますが、活動場所として提供し、要件を満たした行政区に事業への活動助成を行っています。通称「たまり場補助金」であります。こういった取り組みを阿見町としても、ぜひぜひ取り組んでいただきたいと思っております。御見解をお伺いいたします。

5点目、今年10月より、成人用肺炎球菌ワクチンの定例化がスタートします。このワクチンの定例接種化によって、高齢者の肺炎による罹患率、入院率が減少することで健康寿命の延命につながり、また、医療費削減効果が高いため、保険医療費削減につながることを期待されています。

しかし、今回決まった定期接種の手法に関しては大きな問題があります。それは接種年齢の問題です。平成26年から平成30年度の接種対象者は、65歳以上5歳刻みで100歳まで。平成26年度のみ101歳以上も対象です。が、平成31年度以降の対象は、65歳の方のみ接種します。つまり、公費助成による接種は生涯に1回のチャンスしかないということになります。そこで課題になるのが、いかに接種勧奨を進めるかということと、阿見町では今年4月から65歳以上の任意の助成が始まりましたが、継続する必要があると考えます。御見解を伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 難波議員の、大介護時代を地域で支える取り組みについての質問にお答えをいたします。

1点目の、実態調査の内容把握はどうかについてであります。

今年度は、3年間で1期とする阿見町長寿福祉計画・介護保険事業計画の見直しの年となっており、現在、第6期計画の策定作業を進めているところであります。この策定作業の中で、介護保険サービス利用者約1,000人と65歳以上の高齢者の中から無作為に抽出した1,000人の合計2,000人を対象に高齢者実態調査を実施いたします。

調査は記名式で実施し、本人の健康状態から介護保険サービス及び保険外の高齢者関連サービスに関するニーズの把握までを行い、介護保険サービスの事業量の推計を行うとともに各種サービスの質の向上及び提供体制の整備に活かしてまいります。

2点目の、認知症対策関連についてであります。

現在、町では、社会福祉協議会に委託している地域包括支援センターにおいて、認知症サポーター養成講座や、県立医療大学との連携事業の中で認知症予防講座等を実施し、認知症に関する正しい知識の普及と、認知症高齢者やその家族を見守り地域で支える体制づくりを進めております。

認知症地域支援推進員の配置については、県内で配置している市町村は、現時点ではつくば市のみとなっている状況です。

また、認知症のカフェの取り組みについては、現在、牛久市で「認知症の人と家族の会」茨城支部の協力を得ながら検討していると聞き及んでおります。住民団体などのマンパワーも不可欠なことから、こうした先進的取り組み事例の推移を見ながら検討してまいりたい、そう思っております。

認知症チェックシステムの導入については、多種のシステムが存在するとともに、チェック診断後のフォロー体制も含めて、慎重に検討が必要とされますので、今後の課題として整理して参ります。

3点目の、生活支援コーディネーターの配置と今後生活支援サービスに取り組むべき課題はどうかについてであります。

先ほど、難波議員からも、もろもろの提案がございました。そういう中で、やはり地域の生活支援コーディネーターの配置は非常に大事な観点かなと思いますが、町では特化したコーディネーターの配置はしておりませんが、地域包括支援センターにおいて、生活支援に関する相談に対して個別に支援サービスをコーディネートして助言や支援を実施しております。

また、交流サロンの推進と助成については、社会福祉協議会と協議しながら具体的な事業につなげてまいります。

4点目の、地域コミュニティの活性化を図るために公会堂や集会所を開放し、活動場所として提供し要件を満たした行政区に事業への活動助成をしてはどうかについてであります。

地域コミュニティの活性化というのは、もう、先ほどもまた難波議員からの提言等もありま

したが、やっぱり、社会福祉計画等も踏まえながら、やはり、いろんなものをつなげていきたい、そういう考えを持っております。今後、やっぱり、きちんとした調査をしながら、前に進めてまいりたいと考えております。

最後に、5点目の、成人肺炎球菌ワクチンの定期化がスタートするが、接種勧奨と任意接種の継続についてであります。

高齢者の肺炎球菌予防接種費用助成事業につきましては、平成26年4月から高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種費用助成事業を開始したところでございます。実績といたしましては、4月に13名、5月に16名の助成を行っております。周知の方法につきましては、広報あみへの掲載や、町内の医療機関及び土浦医師会に属する医療機関に、町で作成したポスターの掲載と接種勧奨の依頼をしているところです。

厚生労働省では、今年10月1日から高齢者肺炎球菌を定期接種化する方針で進めておりますが、現段階ではまだ内容が決定していないため、詳細等が決まり次第、進めていきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） ただいま、7番平岡博君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は16名です。

難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

何せ、これからの事業ということで、なかなか先が見えない施策が続くかと思えますけれども、手探りの中でも、しっかりとニーズに合わせて、一步一步着実に、見えるような形で、お一人お一人をサポートしていくという、そういう強い信念で、皆様方にぜひお願いしたいなと思えます。

まず、1点目でございますけれども、このニーズ調査で、今回、チェックシート2,000名ということですが、この根拠と、また、前回の調査と今回の調査のニーズの項目の違うものがあるのかどうか。また、国からの、今回ニーズの依頼があったと思えますけれども、町独自としても何らかのそういうニーズを加えたのかどうか。私、今回、見てないので、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） はい、お答えいたします。今回のアンケート調査の内容につきましては、現在ですね、調整している、内容を検討しているところでございます。

それと、2,000人のアンケートの人数等の根拠でございますけれども、一般的なアンケート調査の数量として、2,000ケースというか、そういうのが一般的な中で実施されているところ

でございますので、それに倣った数として実施する予定でございます。

それと、前回のアンケートのやり方と同様でございます。また、先ほど申しましたように、中身につきましては、まだ今、案を作成しているところでございますので、その辺は、まだ調整しているところでございます。

それと、次年度の計画策定の中で、国からのガイドライン的なものも示されておりますので、それに倣ったアンケートの内容にしていくというところでございます。また、町独自の項目につきましても、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） これはいつから始まって、いつ集計終わるんでしょうか。

○議長（柴原成一君） 社会福祉課長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） 今、夏までにアンケートの内容を固めて、また、協議会等の中で示した中で確認していただいた後に決定して、発送する予定でございます。それで、集計の分析等、秋になるかと思えますけれども、まだ具体的な日程等については決めておりませんが、そのアンケートの調査等も踏まえた中で、今度は具体的な計画内容の策定に入る予定でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。26年度中にはしっかり、今年度中にはしっかり精査できる、しないと間に合わないと思いますので、よろしく願いいたします。

また、御存じだと思いますけれども、和光市のほうでは、高齢者、全世帯は、ここはすばらしいところですが、調査して、また、今回のこういったチェックシート、ガイドラインをいろいろ国からいただいた中で、氏名の記入もしっかりとしております。それで、お一人お一人がどういった状況かっていうのもわかるようにされ、また、その担当者は情報を当然把握しまして、また、来たところに個人カードをしっかりと起票できるまでの、そういった内容をお一人お一人把握している。こういった、2025年を見据えて、毎回きめ細かな調査をして、どのようにしていったらいいか、そういうようなことをしております。

阿見町といたしましても、そこまで細かに、きめ細かな調査を、今後考えておられますでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） そのまま細かくする予定は、まだ町のほうではございませんけれども、今回の調査におきましても、今、議員がお話しされたように、アンケート実施する中で、サービスを受けている方に対しては、記名等もしていただいた中で、

個人のサービス内容、状態等、あとはこれからの課題とかっていうのも、それによって把握されると思いますけれども、先ほど御指摘のあった、そこまでの細かいようなまとめ方、また反映のさせ方については、まだ考えてはございません。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。またそういった先進事例のところにぜひ行っていただいて、また学んでいただければ、より我が町にとってもプラスになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

あと、介護認定率は、この和光市さん、非常に、そういうことをして下がったという、前回もお話ししたかと思うんですけれども、国が今、17.6%、県は14.6%、町は今現在幾つでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） 申しわけございません。詳しい数字は、今、手元にご覧できませんけれども、13%から14%の間でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） すいません、後で、しっかりした数字いただきたいと思っております。1%も差がありますので、よろしくお願ひいたします。

この2010年から2025年の推移なんですけれども、しっかりと捉えておられますでしょうか。大体推定というものが、阿見町はどの程度人口が増えて、また、高齢化率は2025年にはどの程度になっているか。それ、ぜひお伺ひしたいと思っております。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） それらにつきましては、これからの計画づくりの中で、想定できる中で、必要に応じて想定していくところでございまして、まだ今は、現在の中では、想定しておりません。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） すいません、国でも県でも、しっかりと推定は出ております。阿見町は、高齢者人口、高齢化率の人数ですけれども、2010年から2025年ですけれども、138.8%、統計が白書で出ております。高齢者率も、2025年には30.5%、出ております。人口の多い、守谷とかそういうところは、逆の方向になっておりますけれども、もうちょっと勉強していただいて、もう失礼な言い方ですけれども、単純なこのくらいのことは、しっかり、常時、新聞にも載ってきますので、その想定をしていただいて、阿見町はどの推移にいるのか。例えば守谷でありましたら、高齢化率は非常に低いけれども、高齢者人口は非常に一番高い。2025年はそのようになっています。例えば県北のほうでいきますと、高齢化率は高いけれども、

高齢者人口は逆に減ってきている。そういったことも、今回のアンケートのニーズ調査の中で、しっかりと見えてくる1つ1つを積み上げて、見えてきて、我が町にはどういった施策が必要かっていうことが、今回の国からの指針で、3年じゃなくて、25年を見据えて、団塊の世代が75歳になったときにはあっていう、そういった観点がなければ、言われて、そのままアンケートをやる。そのまま、そのまま、結果、なかなか自分のものというか、町のものとして、やっぱりアピールできない。そういうビジョンが見えてこない。とつても、それは、阿見町の住民にとつてもマイナスかなと思いますので、その辺は、ぜひぜひ、展望に立って、この阿見町の、この高齢者人口を引っぱっていく阿見町でありますので、その辺、心して、ぜひ、よその市町村に、人口減で行くことのないような、そんな高齢者、また当然子育てもそうですけれども、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあと、阿見町の、今回、予算出ておりますけれども、補正予算、今回、在宅医療・介護連携推進協議会ということで補正を組んでおりますけれども、これは、全県の中でも、本当に阿見町は数少ない中で、今回、手を挙げていただいて、取り組んでいただいたということは、非常にありがたいなと思ひます。東京医大、いろんな大学がありますので、こういった面で、できているのかなということ、とても恵まれているところだと思うんですけども、今回、多職種連携の、そういった工夫は、今回の中で、どういったことを、今までと違って組み入れているのか。25人と伺ってますけれども、今回は、これは変えましていうのを教えていただきたいと思ひます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。やはり、医師会、歯科医師会、それと東京医大とか県立医療大学、それから介護関係の方等々の関係者に参加していただいて、推進協議会の中で協議していただく。それと、実態の調査ですね。医師の方、それから患者さんの実態調査を行いまして、その実態調査に基づきまして、問題点・課題点等を、協議会の中で検討していくというような特徴がございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） これは、普通の、公募等の、民間の方も当然、考えていらっしゃるのでしょうか。今回は、そういったことは考えてませんか。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。推進協議会の中では、やはり専門の担当されている方ということで、医師の方とか介護に携わっている方という方でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。しっかりとまた、よろしくお願ひしたいと思ひま

す。また、今回、こういった連携を組んで、しっかりと協議を組んで進めていくわけですが、そういった中で、実質部隊というのは、地域包括支援センターになるわけですが、非常に今、手いっぱい、本当にスペシャリストの方が精いっぱい献身的に働いてくださっておりますけれども、とてもこのままでは厳しい状況じゃないかなと、私個人的に思うんですけれども、その人材登用、補充、そういったことは考えられないでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。地域包括支援センターは社会福祉協議会のほうに委託して実施をしております。それで、社会福祉協議会のほうも、なかなか多様な業務を行っておりますので、人材が不足しているというような状況でございますけれども、社会福祉協議会自体の経営の問題ですね、町から補助金を出して、その中で事業を組んでいるというようなことで、経営の問題もございますので、そういった観点の中で、健全な経営を図りながら、いろんなサービスを展開していくというような、その兼ね合いがございますので、人員は本当に欲しいんですけれども、そこは必要な最小限の人員の中で業務をこなしていくというような、基本的な考え方の中で進めてございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。今の現状だと、しっかり推移を見ていただきたいなと思います。

あとですね、次の質問に行きたいんですけれども、認知症地域支援推進員というのは、つくば市、今のところ、配置だということで、国のほうでは、平成30年4月までには、こういった認知症初期集中支援チームの設置、また運営もあわせて、また窓口や地域包括支援センターにもって、しっかり設置をしていくとなっております。そういったことで、認知症ケアパスという、そういう作成も、今度、地域ケア包括センターの中でやっていくようになりますけれども、これは平成25年、26年、27年度の計画に反映させていくように、そういった状況になっておりますけれども、この辺は、もう万全な準備はできていますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。現在のところ、先ほど町長から答弁しましたとおり、認知症地域支援推進員の配置は、近隣ではつくばのみということでございまして、2027年までには整備をなささいという国の指針もございます。ですので、次の介護保険事業計画の中で、認知症の対策も十分盛り込んで、こういった支援推進員の対応も図っていただけるように、計画のほうでしっかり立てていきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） よろしくお願ひいたします。

その次ですけれども、次の質問ですけれども、つい最近ですけれど、NHKの「クローズアップ現代」、最近、認知症の特番が多いわけがございますけれども、今現在、日本では、認知症予備軍を入れて、65歳以上、6人に1人が認知症という、そういう中で、日本では、非常に立ちおけているという、そういう番組をやっておりました。イギリスでもスコットランドをやっておりましたね。その中の取り組みとして、認知症をオープンにしているという、まあ日本と違う。で、オープンにして、認知症であっても、楽しんでいるというんですね。認知症であっても、使える脳があると。その人の脳に合わせて、この方はアラスカの旅行に御夫婦で行った。あと、結婚式に出たい、その目標を持って、そういったワーカーがいるんですけれども、そういった方が全部やってくさるといふ、そういう、番組でありましたけれども、日本と違って、隠さない、そういうすばらしい、日本も、今後、そういった支援を、リンクワーカーということでやっていくということで、今、日本でもモデル的に始まっておりますけれども、すばらしい番組を見させていただいたなと思ひました。

そして、次の質問ですけれども、オレンジカフェ開設に向けてなんですけれども、先進事例をね、見ながら研究していくということでありまして、今、県の「認知症の人と家族の会」といふ、代表の方と、阿見町関係部課で意見交換をしたといたしましたけれども、全自治体に今後開設していくとしております。公益社団法人家族の会の理念は、認知症になつたとしても、介護する側になつたとしても、人としての尊厳が守られ、日々の暮らしが安穩に続けられなければならない。「認知症の人と家族の会」は、ともに励まし合い、助け合つて、人として実りある人生を送るとともに、認知症になつても、安心して暮らせる社会の実現を目指していく。活動といたしましては、無料電話相談、これは日曜日以外毎日と、月1回の水戸とつくばの認知症の集いを開設しております。これは、認知症の人を抱える介護者同士の、お互いに話し合い、耳を傾け、会う場であります。一人で悩まずに、ここで日ごろの思ひ、そして情報交換の場となっております。私も、はからずも認知症の身内を抱えており、参加いたしましたけれども、皆さん同じように悩んでおられ、本当にそこから経験者からアドバイスをいただいで、どれほど助けられたかわかりません。このような対応に備えることが、非常に家族の一人としてもありがたいし、また必要になってくると思ひます。近隣からも、行つたときには、稲敷、取手、あと、本当に遠いところから来ておりました。関係事業者、また医師、施設の方、多くの方が勉強に来られておりました。阿見から勉強に来てる、そういう方がいないのは、非常に残念でありました。こういった団体から援助を受けながら、ぜひぜひ、家族を救う、そういった介護施設を、阿見の地にも、ぜひ開設して、お願ひするものでございます。また、厚労



省では、平成12年から5カ年計画で認知症等、オレンジプラン支援が始まって、その中で、運営補助金を出すことになっております。そういった体制等は、どのように捉えておりますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） お答えいたします。認知症カフェの関連の補助金のことでよろしいでしょうか。これ、昨年度まででしたか、この厚労省からの認知症施策推進5カ年計画の中での補助金というものが位置づけられてましたと思いますけれども、今年度からでしたか、介護保険事業の任意事業の中で取り入れていくというようなふうに変わったかと思えます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。ありがとうございました。しっかり調べていただいて、その節には、そういった介護施設の保険事業の中から、ぜひお願いしたいなと思うものでございます。

それですね、次の質問に入りたいと思います。

徘徊等による、先ほどの認知サポーター養成ということで、今現在、徘徊等による行方不明者が増加しておりますけれども、阿見町でも、今までにあったのかどうか、また、そういった届け出で不明者がいるのかどうか。全国では1万人を超えているという報道があります。また、そういった中で、徘徊SOSネットワークなど、広域なネットワーク、警察等としっかり連携を結ぶ、そういったことは、しっかり県から早急に来ているかと思うんですけれども、その協定、あとは福祉施設、バスとかタクシー会社とか県警、消防との、そういった公的機関との連携は、今後、捜索に協力するという、そういう協定は、今後結ばれていくのでしょうか。また、防災無線等でも情報配信を、今後は、つければ、されていくのかどうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。先日、新聞等で報道されました認知症の不明者ですね、の件でございますけれども、阿見町にも調査が参りまして、回答したところですが、過去にですね、23年に1人、平成24年に1人と。25年はいなかったんですけども、23年と24年に行方不明者が1人ずつありました。それで、結果的に、親族の方、施設等で引きとっていただいたというようなことでございます。

それと、SOSネットワークの件でございますけれども、今までも町内で行方不明になった方がいたときはですね、やっぱり、いろんな関係機関、地域の住民の方の協力をいただきまして、

捜索に当たったというふうなことがございます。ですので、普段からですね、防犯、警察と消防団とかですね、いろんな方の協力をいただけるような関係を常に築いておきまして、それで、こういった事案が出たときは、声をかけて、すぐ協力体制になっていただくと、そういうような話し合い、連絡体制は築いていきたいというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） それは何か協定書とかはなくて、口約束でお願いしますという程度で……。どうでしょうか、その辺は。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、今のところは、そういった会議の場とかですね、そういったときに持ち出してお願いすると。的確な連絡体制を築いておくというようなことを考えておりました。ただ、今の御提案ありましたSOSネットワーク、協定に基づくネットワークということですので、こういった内容も、ちょっと研究・検討させていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） よろしく願いいたします。

ちょっとずれちゃうんですけど、防災無線のほうでは、来年になるかと思うんですけども、よく聞かれることは、牛久あたりは、よくうちにも聞こえますけれども、誰々さんがいなくなってという、捜してください、見つかりましたとかって、そういった、阿見町でも、その辺は考えていらっしゃるんでしょうかね。お願いいたします。よく聞かれますので、住民から。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは、これ設置してからということになりますが、その前段で、その防災行政無線の運用についての計画を審議するというので、これから、どういう情報をどういうふうにお知らせするかというようなことにつきまして、これから詳細を決めていくというようなことでございます。ただし、そういう行方不明の捜索につきましては、やはり牛久警察署のほうからの依頼というようなことがあろうかと思ひまして、牛久警察署は、御承知のとおり、牛久と阿見が管轄ということですので、牛久でやって阿見がやらないというようなことにはならないかと思ひますので、その辺も検討しながら、運用については決めていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） よろしく願いいたします。

あとですね、認知症サポーターの養成なんですけれども、今現在何名ということをお聞きしたいんですけれども。そして、目標を決めて、国、県もやっていますけれども、阿見町としても、そういった想定があるのかどうか。また、企業、中学生、広い意味で皆さんがそういった知識

を身につけていこうということになっておりますけれども、その辺、どこまで力を入れていられるのか。先ほど、県立医療大学でそういった方をやっていくというお話でしたけれども、かなり人数が絞られてきますので、広域にどんどんどんどんやっていって、みんなで支えようという、そういう流れが、今、なってますけれども、その辺は、阿見町としては、どこまで出前講座をやられていくんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 受講者の数ですけども、25年度は499人いまして、累計で1,118人の方が受講されてございます。それで、幅広く受講していただきたいということで、出前講座を実施しております、これは、学校でも、団体、企業の方でも申し込んでいただければ、伺って講座を開設するというようなことで、現在も出前講座を実施してございます。

目標のほうは、特に定めてございません。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 最後聞こえなかったんですけど、目標はないということ。目標ないということでそれちょっと寂しいなと思うんですけども。今現在、企業なんですけれども、平成23年には水戸信金、平成24年には常陽銀行、筑波銀行、それから茨城信用金庫、25年にはカスミ、ウエルシア関東、そういった企業が全部受けるということで、すごい勢いで、全職員が受けるという。企業が、どんどん、そういった形で、23年度からやっているというのが、そういった状況であります。県内を見ても、中学生においても、全校中学生徒にそういった養成講座を1時間半ですね、90分、受けている。そういったこともありますので、ぜひ、そのような、しっかりとまた進めていただきたいなと思います。

全国を見てみますと、横浜市では、もうネットで、Eラーニングで、ネットのそれを見ながら、聞いて、サポーターになる。いろんところで、心があれば、自分はサポーターをしようという、認知症のサポーター、そのようになっていますので、ぜひ、しっかりと進めていただきたいなと思います。

そして、あと聞きたいのは、先ほど、認知症疾患医療センターということで、今度は、専門の認知症の医療機関が指定されたんですけども、それをお教えください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） これは、茨城県内で、御承知かと思っておりますけれども、7カ所の医療機関が指定されておるところでございまして、この近辺では、稲敷市の宮本病院さん、それと、つくば市の筑波大学附属病院ですか、の2カ所と思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。そういったことも、皆さん全然わかりませ

るので、しっかりそういった、伝えてあげられる、そういう準備をしていただければなと思います。

あと、年齢、認知症というのは、本当にとめることがないということで、85歳の約半数は、もう認知症という。もう95歳以上の約8割以上は認知症ということで、これ誰しも認知症になると。そういう、私だけということはありませんで、そういったことで、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

先ほど、認知症チェックシステムなんですけれども、これは慎重にやっていくということでありますけれども、阿見町では、ぜひ、そういった、「こころの体温計」もありますので、小美玉のような、そういったところにつけていただくと、すごく、小美玉だと、そのままのところ、毎月管理料が2,000円から5,000円で済みますので、新たにほかの、国分寺市とかいろんなどころでやっている、もっと詳しく新たにやる場合は2万円ぐらい、初期費用としてかかりますけれども、やはり、初期の集中、発見が、とっても非常に大事でありますので、その辺もしっかり研究していただいて、前向きな研究をしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。この辺はどうでしょうか。もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） インターネットのポータルのほうから入ることができる「こころの体温計」とともに、その認知症のチェックのシステムができるというふうに伺っております。そういったことで、予算経費をかければ、そういったシステムも用意はできると思いますけれども、そのシステムで、認知症が、こう、御本人がやられた方が確認されたときにですね、その後、どういうふうに対応するかというようなところ、まだまだ町のほうでも勉強不足ですので、もしや、そのチェックされて、認知症がある程度進みつつあるというような方に、どういったフォローをするのかと、町の対応をどうするのかというところを、ちょっと、もっと勉強をして、その対応も考えつつ整備していきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。あんまり進み過ぎないうちに、早期ですので、受けていただくためのあれなんです。もうなってしまう、抑えるというか、最初が肝心ですので、もうその部分で一刻を争うというか、いろんな皆さんのお手をつないでいくことが、当然医療費削減にもなりますので、まずそういった初期を、今、ぜひお願いしたいなと思います。

認知症5段階で、私も1になったり2になったり、レベルが。ああ、これはだめだなと落ち込むことは余りないんですけど、自分で、ああ気をつけなければっていう。ぜひやってみてください。ちょっと今日、置いてきちゃいましたので……。あ、持ってきました。例えば、すいません。「わたしも認知症？」って本人向けなんですけれども、「同じ話を無意識のうち

に繰り返す」「知っている人の名前が思い出せない」「物のしまい場所を忘れる」あと、「漢字を忘れる」「今しようとしていることを忘れる」あと、「器具の使用説明書を読むのが面倒」「理由もないのに気がふさぐ」「身だしなみに無関心である」「外出がおっくうだ」あと、「物が見つからないのを他人のせいにする」これが初期です。それで、そういったことで、皆さん、なると思って、その中で年齢をいかに遅くするかっていうことで、いろんな人の支え、またあるということで、御納得していただければ、ありがたいなと思います。ちょっとこれは言ったんですけども、ぜひ、日々日々変わりますので、よろしく願いいたします。

あと、交流サロンでございますけれども、これは前向きに検討するというので、どういった単位でやっていただけるのでしょうか。いつごろ。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） そこまで、まだ具体的に進んでおりませんで、大変申しわけないんですけども、社会福祉協議会が一時助成をしていたということがございますので、そういった過去の実績もありますので、社会福祉協議会とよく協議をしまして、もう交流されている方、交流サロンのものをお持ちの方、団体もいらっしゃるというふうに向っていますので、そういった方が活動が活発にできるように、前向きに進めていきたいと思っております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） よろしく願いいたします。国からも、25年度で地域支援事業の中で取り組む。また、30年度までには、全ての町村で実施する、そういうような感じになっておりますので、ぜひぜひ、よろしくお願い申し上げます。

そしてあと、地域コミュニティカフェでございますけれども、公会堂を積極的に開放していく。今まで、公会堂におきましては、いろんな、公会堂を建てる時には、半分補助があるよ。また、防災、そういう機材を買うときには、半分まで出しますよ。最高、上のあれもありますけれども、そういったことから、いよいよ、こういうソフトな面にもしっかりと押さえていく、皆さんにもコミュニティをやっていただく、そういう分岐点ではないのかなと思います。以前に、地域交流福祉課のほうで、初期にいろんな事業を立ち上げるときに、地域活性化推進といたって、そういう助成がしていただいて、すごく立ち上げが、五、六年やっていただいて、2年くらい前になくなってしまったんですけども、そういったものがあつたときには、たくさんそういうものができたんですけども、そういった、今度、町民部のほうで、またそういったコミュニティ、またそういった公会堂のそういった拠点に関して、どのような考え方で、今後進んでいかれるのか、また、こういった行政区が盛り上がるのが、町全体の活性化にもつながって、多くの人が使っていただく。当然、認知症とか高齢者のみではなくって、当然、お子様から若い方からも使っていく。そういう中で開放していく。この間、テレビでもや

ってましたけれども、今人気の巨大マージャンですか、とっても脳にもいいってことで、人気があつて、マージャンがね、やりたいっていう、ちょうど時期がそういう方が多かつたと思うんですね、若いころ。あと、防犯パトロールでそこに行ったら集まる。あと、ゴルフ大会、あとは社交ダンスとかね、いろんな、そういうのを拠点にして、さまざまな団体が、牛久では、ちなみに、サロンのほうは63行政区で50行政区でもサロンは50の団体。こちらのほうは、公会堂を自由に使ってくださいということで、63行政区のうち、今、25まで、一気に増えているということで、毎月7万円という、かなり大きい金額をいただいてますけれども、そういったこともちょっとお聞きしたいなと思います。どうでしょうか、考え方、よろしくをお願いします。

○議長（柴原成一君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 今、いろいろとお話がありまして、どの辺をどんなふうにお答えしたらいいのかなって、ちょっと頭の中がなかなかまとまらないんですけども、牛久市さんの例が、今、出ました。それで、牛久市さんの例でいえば、各地区の集会施設、公会堂等ですね、そういったところを開放している場合に助成をすると。その開放っていうのは、あいている時間であれば、誰がいつ来てもいいっていうような、本当に開放しているというような運営の仕方ですけれども、ただ単に、誰にも貸し出しますよというようなことではなく、もう、常時といいますか、あいてる時間には誰が来ても結構ですよというようなスタイルのようなんですけれども。新聞記事等を見ますと、かなり地域の交流の場として成果を上げているというようがございます。そもそも、その助成の制度ができた経緯としては、集会施設をかなり頻繁に使う行政区なんかの場合には、光熱費等がかなり負担になっているというようなことで、市のほうへ、何か助成はしてもらえないかっていうようなお話があつて、今、月額7万円というお話がありましたが、当初は4万円くらいから始まったというようなことで聞いておりますけれども。

今、阿見町で、牛久市さんが行っているようなものが、今導入できるかっていいますと、なかなか、今すぐというわけにはいかないだろうというふうに思っています。コミュニティーの活性化ということで考えますと、いろいろな手法があるかと思うんですね。そういったことを体系的に調査・研究をして、その中の1つ、いろいろな手法の1つとしては、牛久市さんのような例も、まあ、研究する対象だなというふうには思っておりますが、総合的にいろいろ調査・研究をさせていただきたいというように、現時点では考えております。

回答になったかどうか、ちょっと。漏れている点があれば、再度、御指摘をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時10分からいたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） すいません、大変にありがとうございました。

1点だけ、最後の、成人肺炎球菌のワクチンは、任意接種の町でやっているのは、今後ともやって、ずっと、いただけるのかどうかは。先ほど、すいません、答弁、私ちょっと。もう一度確認したいと思います。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。現在のところ、今の接種助成は続けていくという考えでございますけれども、国のほうで、また接種をやると、やり方、方法が、またちょっと、考え方が違うみたいですので、そういった情報、まだまだ町のほうに詳しくは来ておりませんので、その情報を見ながらですね、再度調整が必要なのかどうかは、考えていきたいと思っておりますけれども、今年始まったものは、原則続けていくということで考えています。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

以上で1項目めは終了させていただきます。

次の2項目めの質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（柴原成一君） 難波千香子君、少々お待ちください。

社会福祉課長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） 先ほどの御質問の中で、介護認定率の数字のほう、直近のほうで御回答させていただきます。私の、ちょっと勘違いがありまして、平成26年4月末の直近の認定率のパーセントは12.9%でございました。大変失礼いたしました。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 先ほどは13%から14%の間って言ってたんですね。わかりました。ありがとうございました。

それでは、引き続き、次の質問をさせていただきたいと思っております。

命を守る教育から動物を慈しむ地域社会について質問させていただきます。

改正動物愛護管理法、動物の愛護及び管理に関する法律が、昨年9月1日に施行され、動物の愛護や管理の一層の推進のために、動物の所有者の責務の追加や、動物取り扱い業の適正化

等が新たに定められました。終生飼育の努力義務を課した上で、自治体が引き取り拒否ができる措置を設けるなど、さまざまな対策が盛り込まれております。茨城県におきましては、ワースト1位脱却宣言を掲げております。犬・猫の殺処分数は年間6,000頭を超え、8年間連続でワースト1位であります。阿見町では、平成25年4月1日に動物愛護条例が施行し、6月25日には、阿見町の動物愛護協議会が発足し、行政、獣医、町民、愛護団体等が参画して、積極的に推進しておられます。心から敬意を表したいと思っております。感謝申し上げたいと思っております。阿見町も具体的な数値目標を掲げて、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

5点質問させていただきたいと思っております。

1点目、殺処分ゼロに向けた今後の取り組みについてと、保護犬、保護猫の譲渡会の定例化と周知拡充について。

2点目、愛犬の健康管理や飼い方の注意、情報を記載した冊子、犬の母子手帳「ワンワンBOOK」を作成し、飼い主のマナーの向上を図るためにも町民に配布し、啓発活動はできないか。

3点目、地域防災計画の一部修正の中に、このたび、災害時における愛玩動物の避難対策が加えられました。避難所における動物の適正飼育対策とあわせて、どのように推進していくのかお伺いいたします。

4点目、動物の死体処理について。

5点目、学校教育で命を守る教育として、動物を介した獣医師による「ふれあい教室」を開催し、継続的に取り組むことはできないかをお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、命を守る教育から動物を慈しむ地域社会についての質問にお答えします。

1点目の、殺処分ゼロに向けての取組みはどうかについてであります。

町では、平成25年度に動物愛護条例を制定するとともに、関係者でつくる協議会を立ち上げ、町民とともに、殺処分ゼロに向けての取組みを進めています。

具体的には、不妊・去勢に要する補助金制度を設け、不要な繁殖を防止する一方、協議会活動により保護した犬や猫の新しい飼い主を探す譲渡会を実施しております。あわせて、動物を殺したり遺棄すると法律で罰せられることを伝える啓発活動を行っております。

譲渡会の定例化と周知拡充については、開催場所や人員、時期等の問題もありますので、今後の協議会活動の中で検討していきたいと思っております。

2点目の、愛犬の健康管理や飼い方の注意・情報を記載した冊子を作製し、マナーの向上を図るためにも町民に配布する啓発活動はできないかについてであります。



このような犬の健康手帳については、守谷市が取り組んでいることは承知しております。動物の飼い方の冊子は、猫の室内飼いの方法や犬のしつけの方法等、人と動物の共生を進めるために有意義な取り組みだと考えております。冊子の作成を含め、効果的な啓発活動について、今後の協議会の検討課題とさせていただきたいと思っております。

動物愛護事業につきましては、獣医師やボランティアで構成する動物愛護協議会を中心に町民とともに進めていきたいと考えております。

3点目の、災害時における愛玩動物の避難対策と避難所における動物の適正飼育対策はどのようにしていくのかについてであります。

このことについては、阿見町地域防災計画に基づき対応していくこととなります。愛玩動物の避難対策としましては、県動物指導センターを中心として、被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、動物愛護団体等との協働により愛玩動物の一時預かり協力者や飼い主の発見に努めてまいります。

避難所における動物の適正飼育については、ペット同伴の避難者には、ケージ内での飼養を求めたり、飼育スペースを指定します。動物が苦手な避難者がいる屋内にはペットの持ち込みを禁止する措置を講じてまいります。

次に、4点目の、動物しかばねは火葬場で供養し処理をすべきではないかについてであります。

動物の死体については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、一般廃棄物として定義されています。町においてもペットを含め動物の死体は一般廃棄物として扱い、他の廃棄物と同じ焼却施設で処理しております。その後、簡単ではありますが敷地内の供養碑に、担当職員が線香を上げて供養をしております。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日の道路上の動物死骸については、専門業者に回収と処分を委託しております。大切なペットを亡くした飼い主の心情は理解しておりますが、動物の死体専用の焼却炉を整備し、供養して処理することは、現在の町の財政状況や民業圧迫などを考慮すると難しいと考えています。十分な供養を希望する場合は、飼い主の判断で民間のペット霊園に依頼されることをお願いしております。

私も、自分の犬が11年やったんで、守谷のほうで供養させていただきました。

最後の、5点目については、教育長より答弁していただきます。

動物を飼うということは、やっぱり飼い主が、一番やっぱり責任を持つっていう、これが一番大事だと思います。そのことはね、やっぱり、飼うからには自分で責任を持つという、そういう意識をやっぱり啓発していくことが大事かなと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 5点目の、学校教育で命を守る教育として動物を介した獣医師による「ふれあい教室」を開催し、継続的に取り組むことはできないかについてお答えします。

学校教育においては、道徳の内容項目「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」の中で、生命のとうとさを知り、命を大切にすることを学んでいます。

また、生活科では、アサガオ、ミニトマト、オクラ、ウサギ等を、理科では、ヘチマ、ゴーヤ、ジャガイモ、メダカ等を育てており、動物や植物は生命を持っていることや成長していくことを学んでいます。

一方、茨城県保健福祉部からは、「動物ふれあい教室」実施校の募集について案内が出されており、各学校に周知しております。

獣医師による「ふれあい教室」を開催することは、これまで述べましたようなことから、とても大切であると考え、機会あるごとに、各学校に働きかけております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。何点か再質問させていただきたいと思います。

最近の新聞ですけれども、神奈川の県動物保健センターが、2013年の集計で、犬の殺処分がゼロになったって報道されておりましたけれども、もう本当に、すごい、茨城県は6,000頭ですよね。すごいああいう大きいところでゼロになって、それは何をしたかという、まず、鑑札をつけたということと——マイクロチップ、そして、譲渡会を定例化していた。またあと、きめ細かな、そういうマナーアップをしていた。そのようなことが書かれておりました。

聞きたいんですけれども、マイクロチップのことと、また、避難のときに、ケージですね、当然、町長も先ほども言われたように、自分で用意する、愛犬、愛猫で用意するのは当然ですけれども、そういったものがどうしても足りないとき、そういったときに、不要になったものを今から呼びかけて、1つでも御用意できないものかどうか。そういったことを、まず2点聞きたいと思います。

あともう1点は、町内の飼育されている犬の届け出は何頭なのか。そういったことをお聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 1点目の、マイクロチップですとか、犬のケージの再利用といますか、要らなくなった人のほうからいただくというような話ですよ、その部分についても、今、動物愛護協会の中で、譲渡会とかそういった中でも、持ってきていただける方もいらっしゃるようです。ですので、そういった部分については、協議会とも相談をして、もし使えるものであれば、ぜひそういったものを、その協議会のほうにいただいて、有効に活用でき

るようにしていったほうがいいというふうに思いますので、啓発については、していきたいなというふうに思います。

今、犬の届け出件数については、今、ちょっと調べますので、ちょっとお待ちいただきたいと思います。すみません。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 譲渡会のことで、ちょっと御注文あるんですけども、天候がすぐれないとき、雨あられ、それでも日程が決まっていますので、来る方、いらっしゃると思うんですけども、そういったときに、牛久のような、周り、ガレージとか庁舎内、そういった、何とか工夫していただいでできないものかどうかという御要望を伺っております。それとあと、譲渡会も、いつどこでやっているのかわからないということで、このような、結構ほかの市町村では、ばーんと大きく犬の譲渡会やってますよってなって、ああっていうことで、阿見では、全然わかってませんので、その2点、まず御要望とさせていただきたいんですけども、お答えできますでしょうか。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 譲渡会について、難波議員のほうから、定例的にやったほうがいいんじゃないかという御提案をいただきました。答弁の中で、なかなかその辺の部分については、今後ちょっと検討させていただくというふうなこともお話をさせていただきました。昨年度25年度から、そういう協議会を立ち上げ、譲渡会をやっているわけなんですけれども、実績としては、4回開催をいたしまして、8月、11月、12月が阿見町役場でやっております。これは役場の、雨が降れば、車庫の中でやっているということなので、その辺はクリアできるかなということです。3月には、カスミ阿見店のほうでやられたという実績もございますので、今回もカスミ阿見店を借りてやっているということでございます。

あとは、そのPRについては、広報等でPRをしているわけなんですけれども、それが不足であるということになれば、また協議会ともよく相談をして、どういったPRをそれぞれするか、あるいは、その動物を飼養している人たちに、そういう譲渡会が必要であれば、働きかけをして、なるべく譲渡会の中でスムーズに犬・猫の譲渡ができるような体制はつくっていききたいなというふうに思います。

ただ、そういう譲渡会以外でも、やはり、飼養している方の中では、いろいろ情報があるのかもしれないけれども、里親会、この譲渡会以外でも、犬とか猫が引きとられたというふうな実績もあるみたいですので、そういう動物愛護条例ができましたので、その辺のところの趣旨を踏まえながら、啓発活動はしていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いたします。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひ、啓発活動、とても阿見町は一生懸命やっただいているようですので、よろしくお願い申し上げます。

それとですね、教育長のほうにお聞きしたいのですけれども、一生懸命、今、この学校の「ふれあい教室」というのをお声がけをさせていただいているということで、大変にうれしい限りなんですけれども、今、なかなか成績優先ということでね、なかなかこういったものが後回しになってきているというのが現実でありますけれども、本当に、ぜひ、そういう学校側でも、こういった、暴力、そしていじめ、そういう中で、とても優しい心ができるということで、獣医さんが4人いらっしゃって、本当に皆さん、御利用できる状況にありますので、ぜひ、何らかの形で、子供たちの命を守る教育ができればなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ちょっとお聞きしたんですけれども、体験2つだけで、すぐ終わりますけれども、その飼育係を積極的にやってらっしゃる子っていうのは、アンケートをとったときに、「いじめに遭った子を助けますか」っていうと、「助けます」っていう方が、本当に非常に多かった。それ飼育係だと。そして、あともう1つは、「ワル」というか不良仲間に、やっぱり飼育係の子がいて、学校からウサギを持ち出して、それをサッカーボールでぽんぽんぽんぽん蹴り出してしまった。だけど、それを見たときに、その飼育係をしていた男の子が、不良仲間なんですけど、土下座して泣きながら「やめて」って言って、本当、命のとうとさを……。それでみんな帰っていったという。そのウサギちゃんが死なないで済んだという、そういった1つの例でありますけれども、命を守る、そういう教育はとっても大切でありますので、ぜひお願いしたいなと思う次第でございます。

また、「ワンワンBOOK」のほうは、ぜひまたみんなで考えていただいて、よろしくお願い申し上げたいなと思います。時間がありませんので、これで終わりにして……。

○議長（柴原成一君） 難波千香子君、少々お待ちください。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 先ほどの、犬の届け出、登録数ですけれども、25年度の実績で3,287頭ということになります。

○議長（柴原成一君） 難波千香子君。

○10番（難波千香子君） すいません、増えてるんでしょうか、減ってるんでしょうか。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 24年度が3,334頭、23年度が3,264頭、22年度が3,426頭ですので、若干上がったり下がったりしているというようなことで、そんなには大きく乱高下はない状況です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。あと、要望ではあります。あと、なかなか「ふれあいの教室」が、やっつけていただいているんですけれども、今、環境省のほうで、こういった、「ほんとうに飼えるかな？ 飼う前に考えよう」という、子供用のこういう冊子が出てますので、ぜひぜひ、そういった、なかなか、「ふれあい」のときには、図書館とか、あとは環境のほうで取り寄せていただいて、結構、贈呈で図書館にあるんですけど、阿見町は1冊もなかったもので、こういったものも、子供の目に触れると、とってもよろしいかなと思いますので、お勧めしたいと思います。よろしく願い申し上げます。大変にありがとうございました。

それでは、次、最後の質問にさせていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 教育行政・食育と健康についてお伺いいたします。

6月は食育月間であります。食育基本法に基づき、食育を推進するための基本計画が策定され、2009年に改正学校給食法が施行され、学校給食の目的が、これまでの栄養改善から食育の推進へと改められました。その際、栄養教諭の役割も明記され、校長が食に関する指導の全体的な計画を策定することなども義務づけられております。

去年は、新給食センター開所、また、愛称「ぱくぱくセンター」として、公募でも決まりました。そしてまた、今後、現状から課題を検証し、さらに、地域、JA、大学等々連携し、町長が言っておられます食育の先端を目指していただきたいなと思っております。

今年、文部科学省の正しい食習慣を考える、食育を充実させ、体力や学力向上の効果を検証するモデル事業対象校に4校が指定され、今まで取り組んできた成果でもあり、今後の取り組みにエールを送りたいと思います。

そこでお伺いいたします。

1点目、学校での食育の取り組みはどうか。モデル事業、スーパー食育スクール——スリーエスの取り組みはどのようにしていくのか。町、地域、家庭等の連携した取り組みはどうか。親子で食育を学ぶ家庭教育座談会や、親子でつくる給食コンテストや、夏休みを利用した生涯学習、給食センターの見学等、親への働きかけはどのようにしていくのか。

2点目、栄養教諭の配置の増員はどうか。

3点目、給食センターのホームページ上に給食メニューのアップの進捗状況。

4点目、給食費の未納対策はどのように考えていくのか、実態はどうかお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 1点目の、学校での食育の取り組みについてはどうか。スーパー

食育スクール——スリーエスの取り組みはどのようにしていくのかについてお答えします。

難波議員からもお話がありましたように、スーパー食育スクールは文部科学省から指定を受けた事業です。阿見町では、「学校・家庭・地域の連携による食育の推進」をテーマとしました。朝食を毎日食べるなどの基本的な生活習慣や望ましい食習慣の定着を通して、心豊かな児童生徒の育成と、保護者の食育に関する意識の高揚などを目的とします。

また、栄養教諭による食育指導をさらに効果的・効率的に進めるため、阿見中学校区の小中学校をモデル地区に指定し、栄養教諭を中心に、食育推進のモデル的な取り組みを3年間継続して行います。

阿見町の小学校では、農協や茨城大学農学部と連携し、「学校農園」「阿見町を食べよう事業」などで、10年ほど前から児童が食について学んでいます。

また、家庭教育座談会では、平成25年度の実績で、全ての学校で食育に関する講演会や親子料理教室等に取り組んでおります。さらに、公民館等での少年少女教室や、ふれあい地区館青少年部会での親子クッキング等も随時開催しています。

今後は、栄養教諭を中心に、食に関するパンフレットを作成し、家庭や地域を取り込んでいくことや、のぼり旗を立て、地元産の食材を使った食事を町民に周知するなど、アピール方法を研究してまいります。

2点目の、栄養教諭の配置の増員はできないかについてお答えします。

栄養教諭は県職員であるため、町では増員はできません。

3点目の、給食センターのホームページ上に給食メニューのアップ進捗状況についてお答えします。

町ホームページのシステムを見直す際に、近隣市町村等を参考に検討してまいります。

最後に、4点目の、給食費の未納対策はどのように考えているのか、実態はどうかについてお答えします。

給食費の未納につきましては、口座引き落としができない家庭には、毎月、各学校から文書で催促しています。また、過年度の滞納者には、7月に給食費滞納対策会議を開き、教育委員会から文書で催促をしております。9月には2回目の給食費滞納対策会議を行い、学校の管理職と教育委員会職員が直接自宅を訪問し、滞納整理を行っております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。また、今回、本当にこのようなモデル地区に選ばれたということは、日ごろの食育に対する、勉強もそうですけれども、その成果のあらわれだと思います。誇りに思います。これがまた、結果として、どのようにあらわれていくのかも、一町民として、とても興味深く持って見ていきたいなと思っております。よ

ろしくお願い申し上げます。

それですね、質問したいと思います。

今後、いろいろ考えていただいて、今回、審議委員会ということで補正もやりましたけれども、その中で、これも25人だったかと思うんですけれども、その中で、先ほど、審議をしていきながら、いろんなものをつくっていくとおっしゃいましたけれども、ちょっとその辺、こんなことを話し合うということで、教えていただければ。3年間ということでしたね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。この4校なんですけど、目標がありましてですね、1つは、基本的な生活習慣、望ましい食習慣の定着。もう1つはですね、朝食の摂取率を100%にしましょうよ。それから、家族との共食の——ともに食べる回数を目標とします。それから、朝食の内容の充実として1品増やしましょうよと。それから、家庭における地元食材の利用の増加。それから、今回モデル地区なんで、阿見中地区学区のですね、商業施設との連携ちゅう形で、そういう部分をどのように進めていくかというような調査・研究をする検討委員会になろうかと思えます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 続けてください。

○教育次長（竿留一美君） はい、失礼しました。22人いましてですね、学識経験者が2人、それから地域の代表が1人、それから保護者代表が1人、それからですね、JAの職員、それから教育委員会の職員——これ2人ですね。あと、町職員が4人で、あと、各この4つの小中学校の校長先生、それから、この小中学校の学校教諭の代表というような形になります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。しっかりと練っていただいて、これからいいものをつくっていただければなと思いますので、期待しております。よろしくお願い申し上げます。

ぜひ、いろいろどうやって広報するかということで、こうやって、これはよそのところなんですけども、人気投票で、給食がとってもよかったというものを、学校の中ではなくて、地域の人にも、これが人気があったよという、そういうのも、ちょっと1例ですけれども、いろいろ研究されていくとは思うんですけれども、そうやって発信していければ、巻き込んで、コンテストにしても何にしても、一緒になって食について学んでいけるのかなと思いますので、またよろしくお願い申し上げます。

それで、あと、給食のことなんですけれども、未納総額と不納決算はどのくらいになってい

るのかお示してください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 平成25年度6月末でよろしいでしょうか。25年で今、調整中なんです。総額ですとね、1,050万680円。これは中学校と小学校の合わせてでございます。人数についてはですね、小学校と中学校で221人になっております。不納欠損処分については、25年度はしておりません。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） これは増えてるんでしょうか、減ってるんでしょうか、横ばいなんんでしょうか。去年とは……。いつもこのくらいなんんでしょうか。お示してください。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今、不納欠損ちゅうことで、整理が今年できなかったんで、これ増えている状況であります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。あと、公会計化という、教職員の方が事務費、いろんなそういったものを集めに学校の職員が行っておりますけれども、そういった先生方の、よくお話ししたときに、一番大変なのが、この給食費を集めるのが一番大変だという、本当におっしゃっております。その何とか軽減してあげたいという、その中で、こういった公会計化というものも1つのあるということなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 阿見町ではですね、PTA、それから任意団体の学校給食会が集めてないんですよ。あくまでも、歳計内現金で、一部の公会計なんです。給食雑入ちゅうことで、町の収入に入れてます。ただ、ただなんですけど、この給食費っていうのが、今、小学校で4,100円、それから中学校が4,550円なんですけど、これ内部規約ですとね、取ってます。これは当然、今後、議員の皆様の承認を得ましてですね、小学校は4,100円ですよ、それから中学校は4,550円ですよということで、今後、消費税等もありますんで、そこらの部分を踏まえて、もう皆様に認めてもらったですね、金額にしてくちゅうことなんです。

それから、今、学校はですね、ほとんど口座引き落としになっておりまして、当然、口座引き落としができませんよ、要するに残高不足ですよという方々が不納処理で、これ銀行から紙ベースで学校に来まして、それをですね、学校の事務員さんが、エクセルか何かでちょこちょこ入れて、誰の誰が幾らちゅうことで滞納管理をやってるわけで、そういうことを踏まえ



ですね、今後はですね、やっぱり、そういう収納、管理システムの構築が必要でありまして、もうそういうことで進めていきたいと思います。条例化と滞納管理システム、一応収納管理システムと、そのことによってですね、学校の事務員さんの事務量も減る。それから、学校教育課、給食センターで、同時に、要するに、誰さんが口座で引き落としできなかったよっていうことで、それで常時、滞納整理ができる。悪質な方には、当然、条例化で決まった給食費がありますから、もう当然これは私債権でありまして、町で自立執行権がありませんので、預金を差し押さえたり、不動産をできませんので、当然、裁判所に申し立てして、裁判所から督促を出してもらって、そんで納めなければ、不動産を押さえる、それから預金を押さえるという形を、今後ですよ、今すぐにはできないので、今後そういう形で、本当に、皆さん未納のなしで、きれいに給食を食べていただきたいというような考えでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひ、子供のことを思ったら、とってもせつなくなりますので、もうその辺は、ぜひぜひお願い申し上げたいと思います。

こういった、羽村市で、私たち、産建のときに視察に行ったところなんですけども、悪戦苦闘しているんですけど、学校給食申込書というのがありまして、これは阿見ではないかと思うんですけども、ここで払えるか払えないかって、こういう契約を結んで、それでやっている。払えない場合は、お弁当を持っていく、牛乳のみ、給食なし、そこに丸をするという。ここまでして、これはほとんどあれなんですけど、半分以下になったっていう、未納が。東京のはかなり多いということで、本当にいろんなことをしながら、それが残念なんですけれども、家庭にきゅうきゅうした人じゃない場合が多々あるということで、それがとっても残念だということでした。そういう、どこも全国的に御苦労されておりますけれども、今、前向きにやってくさるということですので、よろしくお願い申し上げます。

あとはですね、システムの、そういった、先生が集めなくて、そういうシステム、先生が、あの子がどうだという。やっぱり、先生が集めるのは変わりなしで、しっかりと不納欠損ができる財産口座、それは同じだということですかね。やっぱり先生の負担はそのまま変わらないということなんじゃないかな。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ともかくですね、生活保護とか、そういう生活保護に準じた方々には、当然、免除とかそういうものがありまして、あつて払えない人はちゅうことで、さっき申しましたけど、ただ、今やってるのは、当然、連携しながら、当然、事務の負担は軽減しますけど、今の段階では、学校教育課、給食センター、それから、学校の教頭先生、管理職と

一緒に、督促を催告をしても納めない方については、ちょっと御苦労ですけど、今、ちょっと、はやらないですけど、訪問徴収していただく。事情を聞きながら、分納誓約書っちゅう部分をやってるっちゅうのが今の現実で。だから、今後、そういう形で、どのように。例えば、先進地ではですね、最初に申し込みのときにですね、口座番号、当然聞きますけど、不動産がありますかとか、そういう財産の同意書みたいなのを書いてるところがありますので、そこらも踏まえた中で、申し込みについても、今後、検討していきたいと考えております。これ、本当は、未納者がいないというのがいいんですけど、ただ、経理上、当然、8校、それから中学校の3校が、どこでも同じシステムでやってる。今、ちょっと微妙に違うところなんで、どこへ異動しても、同じシステムでできるような感じで、今後、まあ、これは予算のかかることなんで、当然、要望してくっちゅう形になろうかと思えますけど、つくりますよっちゅうことだけは、ともかく、そういうことで、条例をつくって、そういうシステムの構築を予算の範囲内で要望してくっちゅう形が、今の考えでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 詳しく、大変に、2回もありがとうございました。お世話になりました。

あと、給食センターのホームアップは、また楽しみに、しっかりと、なったときには、給食センターを押すとぱっと出るということで、各課になるということなので、それもあわせて、また食育と一緒に、またいろんなアップをできるのじゃないかなと思います。

以上で質問は終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで10番難波千香子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時ちょうどからいたします。

午前11時51分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議時間は、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

次に、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔11番紙井和美君登壇〕

○11番（紙井和美君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

現在、国では、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身近な市町村を中心として相談支援事業を実施し、地域の状況に応じて柔軟な事業形態をとれることとなっております。

厚生労働省から、障害のある人に対する相談支援についてとして、障害福祉サービス等の利用計画の作成で、計画相談支援、障害児相談支援などについて出され、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するとされています。

現在、阿見町では、親が介護保険、子が障害福祉サービスを利用しているなど、さまざまなケースが寄せられています。そこで、以下についてお伺いいたします。

1、阿見町の利用者の現状と課題について。

先ほどの例のほか、65歳を過ぎて障害福祉サービスから介護保険を希望する方や、65歳未満で介護保険を利用していたが障害福祉サービスを検討したいなどの要望も、指定特定相談員に寄せられます。現状と課題についてお伺いいたします。

2、指定特定相談支援事業者と障害福祉サービス事業者の関係と連携のとり方について。

障がい者が福祉サービスを受ける場合、それぞれの事業者が個別支援計画を立てるということになっていますが、その役割と連携はスムーズに行われているのか。

3、相談者からの要望は、介護保険はケアマネジャー、障害者総合支援法では相談支援専門員が受けることになっているが、連携はとれているのか。

4、個別支援協議会の現状について。

昨年発足した個別支援協議会の現状と内容について。

5、以上のことから、今後は利用者の相談に適格かつ迅速に応えるため、介護や障害の相談を一括して調整を図る総合的な相談窓口が必要と考えるが、いかがか。

以上の内容についてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 紙井議員の、介護保険制度と障害福祉サービスを調整する相談窓口についての質問にお答えいたします。

1点目の、利用者の現状と課題についてであります。

高齢者世帯及び高齢者と障がい者が混在する世帯で、介護保険と障害福祉サービスの2つのサービスを利用している世帯があり、今後もこのような世帯が増加することが予測されます。

このような世帯に対して、サービスを必要とする本人の要望等を踏まえ、それぞれ適切な利用計画等を作成し、サービスの提供を行うことが重要であると考えます。

2点目の、指定特定相談支援事業と障害福祉サービス事業者の関係と連携のとり方についてであります。

障害福祉サービスは、相談支援事業者のサービス等利用計画に基づき、障害福祉事業者が個別支援計画を作成しサービスの提供を行うことが原則ですが、現時点では障害者自立支援法から障害者総合支援法への移行・経過期間であり、両事業者が円滑な事業及びサービスを提供できるよう、町としても関係機関と調整を図ってまいります。

次に、3点目の、相談者からの要望は、介護保険はケアマネジャー、障害者総合支援法では相談支援専門員が受けることになっているが、連携はとれているのかについてであります。

相談者の要望に対して利用計画等を作成し、円滑なサービス提供を行うためには、ケアマネジャー及び相談支援員の連携が必要と考えています。町としても、障がい者や家族が地域で生活することへの安心感を高めるため、関係機関との調整を図ってまいります。

4点目の、個別支援会議の現状についてであります。

町では、平成25年度に、障がい者の自立支援に係る困難事例に対応するため、福祉・医療・教育・就労に関する関係機関で構成する阿見町障害者個別支援協議会を設置し、困難事例ごとに専門委員を招集し協議しております。平成25年度については、3月に開催し、困難事例として1事例を検討しております。

最後に、5点目の、利用者の相談に迅速に答えるため、介護や障害を含めた総合的な調整を行う窓口が必要と考えるが、いかがかについてであります。

迅速に対応するための体制は必要なことであります。相談者の要望は個別事例ごとに多様でありますので、相談者からの要望を聞き取り、関係課と連携し、迅速な対応を図る体制を構築してまいります。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。まず、障がい者に関することで、問いの2番の、指定特定相談支援事業者と障害福祉サービス事業者についてでありますけれども、これは何者あり、その名称も教えていただきたいんですけども、よろしく願います。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。指定特定相談支援事業所、町内にある事業所ですけれども、2事業所ございます。1つが社会福祉法人恵和会、もう1つが社会福祉法人若草園でございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 障害福祉サービス事業者は、社協ですか。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 民間の事業者もございますけれども、社会福祉協議会も行っております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 障害福祉サービスの事業者を教えてくださいなんですけれども。

○議長（柴原成一君） 障害福祉課長煙川栄君。

○障害福祉課長（煙川栄君） はい、お答えいたします。町内のサービス事業者としては、今、部長のほうから申しあげました社会福祉法人恵和会、それから社会福祉法人若草園、それと町の社会福祉協議会、それから、もう1カ所ですね、あすなろ会ですか、4カ所、私のほうでは確認をしております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 指定特定相談支援事業者が若草園と恵和会なんですけれども、障害者福祉サービス事業者のほうに社協とあすなろだと思いませんか。

障害者サービスを受けている方、おそらく300人ぐらいいらっしゃると思うんですけれども、その人たちを特定指定相談事業所の2者——先ほどおっしゃいました若草園と恵和会、この2者で見るのは、とても賄い切れないということを聞いております。

先ほどの、社協とあすなろ、社会福祉サービス事業者のほうですけれども、ここから研修を受けて、事業所の参入もしなくてはいけないのではないかなと思うんです。指定特定相談支援事業者の数を増やしていただきたいというふうに思うんですけれども、その辺のお考えを教えてください。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。確かに、指定相談事業所、2カ所しかございませんので、なかなかそのサービスの利用計画を作成するには大変だということでございます。

それで、事業所を増やすということで、現在、社会福祉協議会が事業所になっていただきたいということで協議中でございます。前向きに社会福祉協議会も事業所の指定を受けるように取り組んでいくということで、現在、研修とかですね、そういったものを計画中だということでございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ぜひ、もう1者参入していただけるように、研修を受けて、よろし

くお願いしたいと思います。

それで、先ほど答弁の中にも出てきましたけれども、障がい者の個別支援計画、これについて、もう少し詳しく御答弁をいただきたいと思うんですけれども、個別支援計画というのは、御承知のとおり、福祉事業所を利用するに当たりまして、各事業所ごとに個人の計画を毎年定期的に立てるといふものなんですけれども、利用者と家族の意向、また支援の方針とか、QOL——クオリティ・オブ・ライフですけれども、これはいわゆる精神的・身体的に豊かに向上するための課題、また、福祉サービスを利用するに当たっての、その方の目標、あとは留意する事項、利用者に確認をとって、家族に確認をとって、記載して、捺印をしてもらって作成したもの、これが個別支援計画書なんです。それを作成するために、その給付費が支払われているんですけれども、各事業所に支払われています。

個別支援計画を立てている事業所と、そこに支払っている給付費の金額について教えていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。障害福祉課長煙川栄君。

○障害福祉課長（煙川栄君） はい、お答えいたします。給付費全体の件数、それから金額等については、ここで手持ちの資料がございません。申しわけありません。私どものほうで、今ここでお話しできるものとして、その支援サービスを受けている中での訓練等の給付サービスがあるんですけれども、その訓練等の給付事業者数としては32件、利用者数が109人、25年度支払い実績で1億1,000万円ほどの額を払っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 個別支援計画を立てている事業所に給付費が払われているんですけれども、それはわからないんですか。

○議長（柴原成一君） 障害福祉課長煙川栄君。

○障害福祉課長（煙川栄君） こちらにつきましては、お調べして、後ほど回答させていただくことでよろしいでしょうか。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 実はですね、ある事業所で、個別支援計画を立てないで、その利用者の方は、別の事業所のところに行って、個別支援計画を立ててもらっているという事例があります。しかし、計画書を出していなくても、それでも給付費は支払われているんです。そのような事業所があるということを、私も最近知りまして、担当窓口のほうにお話しに行っただかと思っております、私も。そのときにお話しさせていただきましたけれども、こういうことは、県からですね、個別支援計画を立てるに当たってのチェックリストということで、あります。

これは必ずやってくださいということで、全てチェックをするんですね。もちろん御承知のことだと思いますけれども。ここにあるのは、個別支援計画簡易チェック表ということがありまして、ここの最初に、サービスの——だからその事業所のサービスの管理責任者が個別計画支援書を作成しているかっていうところが、一番最初にチェックがあるんですね。ですから、その事業所の、その障害の方が通っている、その事業所のところの責任者が計画書を立てないことには、その子を全体的に見ることができないんですね。しかしながら、そのある事業所——私は1つしかわかりませんが、もしかしたら幾つかあるのかなっていうふうに感じているところなんです。

そういったことで、先ほど申し上げたチェックリストもきちんとあるんですが、利用者個人の支援計画も立てられないで、それできちんとした支援ができるはずがないと思うんですね。

土浦市は、個別支援計画書を出して、その出したときに給付費をいただくという、交換のような形にしています。阿見町はどうなんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 町の場合、現状ですね、サービス事業者から町への給付費の請求がございます。そのときに、個別支援計画を添付させるということにしております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 出してないところ、ありますよね。出してない事業所ありますよね。把握してらっしゃると思うんですけども。

○議長（柴原成一君） 障害福祉課長煙川栄君。

○障害福祉課長（煙川栄君） 実際にですね、そのサービスの申請が上がってきたときに、個別支援計画のついてない事業者があることを確認しております。この部分につきましては、紙井議員が今おっしゃられたように、本来、きちんとその計画書を提出させて給付費を支払うものと理解しておりますので、是正に向けて、今現在ですね、対応を検討中でございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ぜひよろしくお願ひします。給付費も、その個別支援計画立てるの、結構大変なんですね。年に2回ほど立てるんですけども、そのお子さんの目標とか細かいことを、半年また1年でどういうふうやっていくかというのを細かく立てるので、非常に大変、ということで、給付費がその対価として支払われているということですので、ぜひとも、土浦市と同じように、個別支援計画を立てて、それで給付費をいただくという、そういうきちんとしたシステムにしていただきたい。これはお金の問題だけではなくて、そういった子供全体を、その事業所が責任を持って見るというくせをつけていただきたいというのがありまして、ぜひとも、もう一回、皆さんに図っていただいて、是正していただきたいと思うので、よろし

くお願いします。

あと、引き続きまして、問い3の、介護保険のケアマネジャー、相談支援専門員についてですけれども、これ現在、介護と障がい者の両方を、地域包括支援センター、社会福祉協議会が請け負っております。本年度からは法制度が改正されますので、障がい者の部分を個別支援協議会で受けることになるのではないかなというふうに思っているところなんですけれども、そこで、先ほどお話に出てきました個別支援協議会について、これの専門委員の人数と、あと役職、教えてください。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。個別支援協議会の要綱を作成しております、協議会の委員は20人以内で組織するという事になってございます。それで、相談支援事業者、これは恵和会と若草園、それと障害福祉サービスの事業者——事業者ございましたね、社会福祉法人阿見福祉工場と社会福祉法人美しい森・虹の里、社会福祉法人明清会ほびき園、それと保健医療関係者で湯原病院の院長さん、病院相談員、ソーシャルワーカー、茨城県難病相談支援センター、土浦看護専門学校、茨城県土浦保健所、それと雇用就労関係者で障害者就業・生活支援センターかすみ、学識経験者で茨城県立医療大学、権利擁護関係の機関ということで地域包括支援センター、地域ケアコーディネーター、関係行政機関で茨城県の土浦児童相談所、その他の関係機関で美浦特別支援学校、それと社会福祉課、教育委員会の指導室、児童福祉課というメンバーになってございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。そうそうたるメンバーで担っていただいているということは非常にありがたいことだと思えます。しかも、昨年スタートしたときに、皆さん、本当に御厚意で、もし何かあったときには協議会に呼んでくださいということで、本当に御厚意でボランティアでやっていただいております。本当にありがたいなというふうに頭が下がります。

しかしながら、これからも、そういったニーズがどんどん増えてくるというふうに予想されるんですね。民間の専門家の、先ほど言っていたそうそうたるメンバーの皆様ですから、本当に協力していただいているんですけれども、今後ずっとこのままボランティアでやっていくというのは、なかなか厳しいのではないかなと思うんです。そういったことから、報酬を検討すべきであるというふうに思うんですけれども、その辺の御見解をお示してください。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。紙井議員おっしゃるように、現在、立ち上げ時にボランティアでお願いしますということでお願いしました経過がございまして、



無償で委員会に出席していただいております。ただ、今、御指摘のとおり、大変お忙しい方が時間を割いて出席して協議していただいておりますので、近隣の市町村の状況等も踏まえながら、報酬を支払うように検討してまいります。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。そしてまた、個別支援協議会が本当に中身の充実したものに、またどんどん発展していくように、利用者が本当によくわかるというふうに、納得していただけて喜んでいただける協議会になってほしいなというふうに思ってますので、どうぞよろしく申し上げます。

それと、あと、今回の法の改正によりまして、児童発達支援センターを中核とした障害児の支援が強化されるんですけれども、児童発達支援センター、これを中心にして——もちろん、これは皆さん御承知のものですけれども、児童支援センターを囲みながら、障害者入所施設ですとか児童相談所、発達障害者支援センター、医療機関、保健所、相談支援、先ほど名前が連なってきた皆さん方も、ここの中に入っていますけれども、こういったことで、児童の発達障害に関して、なかなか国のほうでも、まだまだ進んでいないというところでしたので、ここに力を入れて強化していこうというふうになりました。それが強化されまして、通常、通所サービスの実施主体が身近な市町村に変更されるというふうになります。就学前のお子さんの訪問支援などが創設されます。今までは、ぺんぎん教室ですとか、就学前のお子さんが相談に行くところ、そういうのをつくっていただきましたけれども、これからは、訪問支援などが加味されてくるんですけれども、相談支援事業所も対応する案件が非常に多くなってきます。そこで、阿見でも、このたび、計画期間が満了を迎える障害者基本計画、また障害者福祉計画の新たな基本計画の中に、ぜひともこれをしっかりと盛り込んでいただきたいと。もちろん、もう今から計画を練っていらっしゃると思いますけれども、ぜひともきめ細やかに、そして現場の声を反映させた内容で盛り込んでいただきたいと思うんですね。これ、今からですので、ぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 今言われましたとおりに、障害者基本計画等、作成中でございますので、御指摘のあった内容につきまして、よく検討して計画に盛り込むように進めたいと思います。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。この件につきましては、また次の機会に質問させていただきたいというふうに思っています。

このように多岐にわたる利用者からの相談に迅速に的確に伝えていくということに対応する

ためには、ぜひとも総合的に統括をして、そして調整をする窓口が必要だというふうに思っています。

最後に、もう一度お尋ねいたしますけれども、この5番目の問いの中の、関係各課で早急に協議を進めて、今後の検討をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） なかなか、この1つの窓口でですね、全てが完了するというわけにいかない難しい面がございますので、障害福祉課を中心としてですね、いろんな事業者等とも絡みながら、また関係課と、すぐ相談できるような体制をとっていきたいと。まあ、現在も、とっているつもりなんですけれども、それを強化していきたいと思えます。

実際、介護の方だったと思うんですけれども、社会福祉課のほうに相談にいられて、障害福祉の福祉サービスも受けられるという方がいらっしゃって、すぐ、障害福祉課と社会福祉が協議しまして、そういったサービスの相談に乗ったという事例もございますので、そういったことで、連絡体制を強化して、いろんな御相談に対応したいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。先ほどおっしゃったように、1つの窓口で全部網羅して、それがわかるというのではなく、先ほどおっしゃったように、そこでもらったところで交通整理をして調整していくというものなんです。

先ほど部長がおっしゃった、1つの社会福祉問題、生活保護の関係とか、そういう相談のときに、交通事故で片足を切断してしまった若者が、7年前からずっとそのまま何の支援も受けずに過ごしてきたという方を、役場の門もくぐれずにずっといたという方を、役場にきていただいて、社会福祉課、国保年金課、障害福祉課、そういう方々が一堂に会して、いろんな説明をそこでわあっと説明をしてもらったということで、御本人は非常にびっくりして、驚いていました。7年前は、「これはどうしたらいいでしょう」「いや、障害福祉課です」「社会福祉課です」「さわやかセンターのほうに行ってください」「あっちです」というふうになったので、それで諦めてしまったというふうにおっしゃっていましたが、それがそうではなく、一堂に会して、その方、義足ですから、歩きも不自由ですから、非常に喜んでいました。

そういったようなことで、1つのところで全部、いろんなところをたらい回しにならないような形で、これからの役所のあり方というのは、このことに限らず、いろんな分野でそういうふうにしていけると、本当に喜ばれるのではないかなというふうに思っていますので、どうぞこれからもよろしくお願ひしたいと思えます。

高齢者も障がい者も、本当に住みなれた自分の地域で幸せに暮らしていけるようにするという意味で、本当にいろんな意見を皆さんで持ち合いながら、よい、福祉に強い、温かい町にし

ていただきたいというふうに心から念願しまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） それでは、2項目めの質問に移らせていただきます。

総務省では、平成22年度より、域学連携、地域づくり活動で自治体を支援する取り組みを進めています。域学連携・地域づくり活動とは、大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO法人等とともに、地域の課題解決また地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に資する活動であります。

こうした取り組みは、地域に若い人材が入り、大学の知を地域活性化に活かすとともに、都会の若者に地域の理解を促して、地域で活躍する人材として育成することによって、地域で不足している若い人材力を地域活性化につなげるものとして現在注目されているものであります。あわせて、地域に気づきを促して、地域住民の人材育成にも大変期待をされております。

この取り組みは、地域の活性化や人材育成など、地域と大学双方ともにメリットがありまして、さらなる充実が求められているところであります。

そこで、お伺いいたします。

阿見町の、その連携の状況と課題、そして今後の計画について。

阿見町は3つの大学がありまして、大変に恵まれた地域であります。そして、その大学等を連携を結びながら地域活性化につなげております。文科省で実施している内容の、やはり同じような内容のものなんですけれども、「地（知）の拠点」地域の「地」に知るの「知」ですけれども、拠点整備事業、大学COC事業と言いますけれども、も、早くに阿見町では着目していただいて申請を出されている、企画財政課のほうでそのようにお聞きしました。本当にすばらしいなっていうふうに思います。これに補助金が出ましたら、本当にありがたいことだし、でも、担当課のほうでは、補助金が出なくても、これから先もずっとこれをやっていくというふうにおっしゃっていただきましたので、非常に頼もしいなというふうにしてお聞きいたしました。

そして、2番目として、特別交付税措置の活用についてということであります。

平成26年度当初予算において、「域学連携」地域活力創出モデル実証事業として2,000万円が盛り込まれました。これは、域学連携の取り組みを長期的に継続するため、必要な人員の派遣やコンサルティング、実際の活動のサポートなどを担う組織づくりを行う、地域を支援するために、モデル実証事業として実施するものであります。

域学連携についての特別交付税措置の活用についてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、域学連携による地域づくり活動についての質問にお答え

します。

1点目の、現状と課題、今後の計画についてであります。

域学連携につきましては、議員の質問の中にもありますように、総務省が地域活性化を推進するため、地域と大学等の連携のもと、滞在型の地域づくりの活動環境を支援するものであります。具体的には、過疎、離島等、大学のない地域に首都圏の大学などから学生が訪れ、一定期間滞在し、地域の現場で実践的な活動に取り組むものです。平成25年度の実績といたしましては、全国で5つの市町村において事業が行われました。

大学と自治体との連携により地域活性化を推進する国の制度といたしましては、文部科学省が所管する「地（知）の拠点整備事業」というものがあります。

この事業は、地域社会と連携し、地域志向の教育・研究・社会貢献を進める地域のための大学を目指そうというものです。平成25年度は、全国で52の事業が採択されました。

現在、町で連携協力協定を締結している茨城大学や県立医療大学、東京農業大学などにおいても、さらなる連携事業の強化を図るため、この「地（知）の拠点整備事業」の制度の活用を目指しており、町としましても事業採択へ向けた支援を行っているところであります。

具体的な連携の取り組みですが、町内にある茨城大学、県立医療大学、東京医科大学霞ヶ浦医療センターにおいては、専門的な立場から各種審議会等に参画いただいております。また茨城大学と県立医療大学においては、「あみまちを食べよう学校給食推進事業」において、町の特産品を学校給食に提供する際に行う食育授業に講師を派遣していただき、児童への食育教育に携わっていただいております。

さらに、本年5月に東京農業大学との連携協力協定を締結したところであり、今後は同大学の持つ農産物加工技術を活用した農業の6次産業化の推進を図ってまいります。

町は、そのほかにも、企業や研究機関等と連携した産学官連携事業の推進に取り組んでおり、今後も引き続きそれぞれの機関が持つノウハウや人材を活用し、町の課題解決や活性化に向けた連携を図ってまいりたいと思っております。

2点目の、特別交付税措置の活用についてであります。

域学連携においては、特別交付税措置が設けられております。これは、地方公共団体と大学等が連携して行う活動経費のうち、地方公共団体の一般財源から支出した経費の一部が財政力により算入されるものです。

大学等との連携に関する国の支援制度の活用につきましては、域学連携の制度も含め、各大学と連携を図りながら調査・研究を行ってまいりたいと思っております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。先ほど、加工技術に先進的などところとい

うことで、私も、これ、企画財政課と、あと農業振興課のほうに教えていただいて、東京農大、5月から連携を組みますということをお聞きして、これ、農業振興課のほうで非常に尽力していただいたということなんですね。すごく尽力していただいたおかげで、このようなすばらしい大学をこちらのほうに向けていただくことができるということなんですけれども、これは先ほど町長の答弁にありましたように、加工技術がすぐれている。私も執行部からお聞きして、すぐにネットで調べさせていただきましたが、生協と連携して、いろんなものを加工したものを売る技術なんかもあるんですね。ですから、加工するだけではなく、販売経営能力なんかもすごく長けているという。ちょっとほかの農業関係の大学とは一味違う大学ということで、茨大さんも非常にすばらしいですし、湯苺ですとか、バイオマスですとか、いろんなことをやっていただけてますけれども、それとはちょっとすみ分けをして、農大のほうから、いろんなそういったノウハウをお聞きするのは、本当にいいことなのではないかなというふうに思うんですね。

先ほどの域学連携の特別交付税措置に関しましても、これ規定がありまして、大学が近くはないところとか、そういうところをっていうふうにも書いてはありますけれども、それでもその中に、複数大学連携型っていう形もありますので、都市農山漁村交流型っていうのと、複数大学連携型っていうのと、被災地復興支援型っていうのがありますから、これ複数大学連携型で、何とか行けるのではないかなっていうふうに思うんですね。しかも補助金があれば非常にありがたいですけれども、それがなくても、これは本当にこちらに来ていただいて、いろんなノウハウを教えていただくと、町の活性化につながるなっていうふうに思うんです。

その中で、この成功している例が全国で幾つか、域学連携の成功例があるんですけれども、いろんな分野に分かれています。スポーツ振興だったり、あとICTだったり、あとは健康福祉ですとか——健康福祉なんかは医療大学なんか、すごく力を注いでいただけてますけれども、そういったことを見ていく中で、石川県の元町というところで、交流人口の拡大とかそういうことを目指しながら、ブルーベリーを使った加工品づくりを町の活性化につなげているということで、ジャムはもちろんなんですけれども、いろんなノウハウをつくっているということで、私、ブルーベリーを栽培している方、3名ぐらいしか、今のところ知らないんですけれども、それを何とか加工して運用できるといいなって、もうずっと前から言われていたんですね。そういったことで、阿見町の中で、いろんな農作物できますけれども、第6次産業として発展していく、これはすばらしいことだし、行く行くは道の駅ができたときには、そこで阿見独自の、ジャムだけではなく、ちょっとこう、趣向の変ったものなんかをレクチャーしていただきながら、名産品にすることができるんじゃないかなっていうふうに思うんですね。ブルーベリーだけじゃなく、あとは南高梅ですとか、あとメロンとか、そういうものも阿見は非常に皆さん

頑張らっしゃいますので、そういったことで、町内で栽培したものを販売して、私の知り合いの方は、趣味でやってる方も、そういった、ちょっと何か資格をとって、ブルーベリーをつかって、カスミさんかなんかに販売しているっていう方もいらっしゃいましたし、農業振興課のほうで見せていただいたのは南高梅で、シロップ漬けですとかゼリーみたいなのですとか、そういうものなんかも、もっともっと、いろんなノウハウを教えていただければ、いろんなものができるんじゃないかなっていうふうに思うんですけども、そういったことで、それをつくる場所も、やはり必要だし、それに興味を持ってくださる県外の若者ですとか、もちろん町内の若者もいいんですけども、つくるだけじゃなく、つくったものを加工して売るっていうふうにすると、若い方も非常に興味がわくんじゃないかなというふうに思うんですね。

そこでお尋ねしたいんですけども、町内で遊休地とか耕作放棄地を利用しながら、そういったブルーベリー——ブルーベリーなんか、すごく簡単にできるって、私、教えていただいたんですが、簡単にできるけれども、20種類ぐらい、すごい種類があって、奥の非常に深いものっていうのもお聞きしました。そういったことで、そこでつくって、いろんな方を呼び寄せてみる。大学から指導を受けて、それを商品化してみる。そういうような考えはいかがかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） すいません、ありがとうございます、いろいろ御提案いただきまして。今回、農業の関係の御提案ということで、域学連携はいろんな分野でかかわってくるんですけども、農業分野でのお話ということで、私がさせていただきたいと思います。まず、ちょっとお話しさせていただきます。東京農大との関係では、生産・加工・販売まで、非常に東京農大さんのほうも民間とのつながりが非常に強いということで、町としても実践的に取り組むことが、スピーディーに取り組むことができるだろうということで、東京農大さんと5月に連携協定を締結させていただいたところでございます。

今、遊休農地を活用して、いろんな農作物——ブルーベリーが主体だと思うんですけども、そういったものの加工、それと販売、そういったもので都会から若者を呼び寄せることができないかというふうなお話ですけども、今の御提案については、いろいろそういった方が農業者なのかどうかということも、まず考えなくっちゃいけないと思いますし、具体的なことが、今即答は、ちょっとできませんので、もしそういう人がいれば、ぜひ農業振興課にも来ていただいて御相談をされたほうがよろしいかなというふうにも思っています。ただ、遊休農地として活用して、島津の南高梅、非常にこれは遊休農地活用事業で非常に成功した例がございまして、その辺で、東京農大さんばかりではなくて、これからいろんな部分で南高梅の6次産業化についても、今、積極的に検討していくというふうな段階になっておりますので、そういっ

たものが遊休農地の対策に非常に有効に働くのであれば、町も積極的にかかわっていくことは可能だと思います。

ただ、そのブルーベリーが町の特産としてできるのかどうか、どういうふうな加工があるのか。まだ東京農大さんと、町のほうの状況をまだ十分にお話し合いをしているわけではございませんので、ある程度、こういったものができるんじゃないかという話、アドバイスはさせていただきますけれども、今後、農大さんとの話し合いが具体的に詰まっていくものだというふうに思いますので、もし、ブルーベリーの関係でどういうふうなことを要望したいのかというふうなことがあれば、ぜひ御相談をさせていただければなというふうに思います。

それから、都会から若者が来るというふうな話なんですけれども、実は、東京農大との連携の話を進める中で、東京農大さんがアルビオンという化粧品会社と連携を組んでおりまして、町のほうでも、東京農大さんからの御提案の中で、おいしいお米を、ぜひアルビオンさんのほうでも活用したい、取り入れたいというふうな話がございまして、もう連携協定を締結する前から、昨年度から、阿見町の米について、機械で乾燥したのではなく天日で乾燥したお米について、ちょっと試食をしてみたいという話がございまして、そういった、「おだかけ」というんですけれども、天日干しをしたお米を試食して、東京農大さんでも、そのうまみというか、そういった数値的なものも非常に天日干しにしたほうがいいんだというふうなデータを拾うこともできたし、アルビオンとしても、食したときに非常においしいというふうなことで、昨年ですか、25年度に、そのアルビオンの社員の方も来ていただいて、「おだかけ」も実践したというふうなこともありますし、今年は、ぜひアルビオンのほうでも、研修センターが港区にあるらしいんですが、その食堂で、阿見町産の米を、その天日干しした米を使いたいというふうなことで、今年5月の10日にアルビオンの社員の方と東京農大の学生さん、それから東京農大の先生、教授の方なんですけど、その方も来ていただいて、田植えを実践していただいたというふうなこともございますので、東京農大さんとのかかわりの中では、そういう若い人たちが、もし来るのであれば——若い人というか学生さんとかね、そういった人たちが町の補助を活用していただいて、研修ですとか学問につなげていっていただければなというふうな期待は持っているというふうなことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。何かすごく大きなチャンスのような感じがします。今からすごく何かいいものがスタートできるかなって。農業って非常に大事なものでありまして、口の中に入る。ですから、食育には一番大事な部分なんですけれども、そういったことで、農業に対して、どの年代の人にも興味を持ってもらえるような内容にしていけるといいなって。農業に従事している方は、本当にそれなりの誇りを持ってやってらっしゃいます

し、その方の意見ももらいながら、また、違う角度からの意見も出しながら、いろんな角度から、ちょっとこうおもしろいものやっているといいんじゃないかなというふうに感じております。

先ほどの「地（知）の拠点の整備事業」なんかも、町では、もう申請してくださいましてね、今、申請が通るかどうかを待っている状況なんですけれども、これなんかも、いろんなところにアンテナを張っていただいているということは、非常にありがたいことですので、これからも、今回は農業に特化して話をさせていただきましたけれども、いろんな分野のいろんな知識を私たちも吸収しながら、より一層発展性のある町にしていきたいなというふうに思っております。どうか今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで11番紙井和美君の質問を終わります。

次に、12番浅野栄子君の一般質問を行います。

12番浅野栄子君の質問を許します。登壇願ひます。

〔12番浅野栄子君登壇〕

○12番（浅野栄子君） 皆さん、こんにちは。

通告いたしました、定住促進と人口維持についてを質問させていただきます。

2010年の国勢調査で、日本の人口は1億2,806万人であることが明らかになりました。ところが、それから人口が急速に減少し、2040年代には、毎年100万人以上のペースで減少し、48年の20年後には1億人を切り、50年後の2060年には8,674万人と、4,000万人も減少してしまうとのことです。これは茨城県約300万人ですから、茨城県があつと言う間に吹っ飛んでしまって近隣県も消滅する驚くべき数字です。22世紀には5,000万人になってしまう、そういうことです。でも、5,000万人どころか、純粋な日本人はいなくなってしまうよと極端におっしゃる方もいるようですが、減少が加速している現況を見ると、感じられなくもありません。

近頃の人口関連記事のトップタイトルを集めてみると、すごい表になったんですけども、人口激減社会日本、東京はブラックホール、若者吸収自らも衰退、働き手半分、企業変身、ストップ少子化、若者定住、子供減少1,649万人、少子化対策知恵比べ、一気に4,000万人が消える、人口減克服、人口減、社会衰退74%、などなど、ここ1年、目に触れただけでも、件数が多く、とても書き切れません。

人口減の人材不足を身近に感じた例として、飛行機会社がパイロットが不足し、多くの飛行機が就航困難となり運休になってしまったとか、飲食業で店員がいなくてチェーン店舗を閉店したとか、ゲームセンターの休業など、人手不足がうかがえます。が、日本の生産年齢人口、労働力の中核となる15歳から64歳は、昨年84万人を割り込み、2060年には、約4,400万人に減



少するという予想で発表されていました。まさに減少が迫ってきているのかと驚いた次第です。

それだけ危機を伴う重大な問題であります。地方自治体は、自治体の運営は難しくなり、将来消滅する可能性があるとして、地域崩壊の危機をも指摘しています。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が発表した茨城県の将来人口推計は、2040年、つくば、守谷、東海の3市村を除き41市町村が減少し、急速な高齢化も一層進み、3人に1人が高齢者になってしまう。そんな市町村が40もあるということで、人口減少とともに高齢化の深刻さが痛切にうかがえます。

阿見町でも、2010年4万7,940人から、2040年は3万9,946人、83.3%となり、7,994人、約16.67%が減少し、そのうち65歳以上高齢者は1万4,460人、36.2%ということになります。また、昨年、将来推計人口をもとに子供を産む中心の年代の若年女性の数を試算した結果、20代から30代の若い女性の減少が厳しく、出生率が上昇しても人口維持が困難となるのは44市町村中18市町村で、なんと4割にも上っています。最も減少率が高いと見られるのは、大子町の72.6%減、次が城里町の67.0%減、続いて河内町66.1%減で、減少率40%台は16市町、この中に阿見町も入っています。30%台はわずか5市村ということです。阿見町は42.9%減。若年女性が42.9%も消えてしまう。若い女性がいないうちなんて、何の魅力もありません。男性にとっては、若い女性がいないうちですから、夢も希望もなくなってしまうのではないですか。町としても、男性にとってもストップ減少、ストップ少子化、何が何でも若者定住の促進は、強力に押し進めなければなりません。子育てするなら阿見町でと若い方たちに言っていただけるような魅力を持つ町にしてほしいと思います。

町は、平成35年の人口見通しを5万人と宣言しました。5万人を目指す施策は何なのでしょう。定住促進政策をどのように位置づけ、今までの取り組みはどうだったのでしょうか。定住促進策のターゲットはどのようにお考えなのでしょうか。そのアプローチの仕方はいかがなのか。

そして、圏央道が町を通り、阿見町には2つのインターが存在します。インターから牛久へと、そしてつくばへと通勤するには大変便利かと思われれます。市に比べて土地は安く手に入るわけですから、宅地として購入していただき、緑豊かなところで住める、そういうアピールがされているのでしょうか。

現在、沿線の吉原地区の開発が進められています。児童生徒の減少で、まさに学校存亡の危機にさらされているところです。吉原地区に住宅地を設け、人口増を図っていただくのは今なんです。道路沿線は、いろいろな面で有効です。沿線の宅地開発をどのようにお考えなのでしょうか。定住促進についての施策を課題についてをお聞かせください。

2点目、人口維持について、少子化による人口減少克服の取り組みについてをお聞きいたし

ます。

先ほどの前段でお話しいたしましたように、人口減少は迫ってきます。近ごろ読みました本の中に、少子化克服は欧州が手本という記事があり、興味深く読みました。紹介いたしますと、フランス、イギリス、スウェーデンが出生率の回復に成功、その鍵は出生促進のための人口政策はとらない。かわりに生活と調和のとれた働きができる労働政策や各種手当などの施策を通して、子育て家庭の福祉を向上させることを主眼として取り組んだ。その結果、効果を奏し、少子化の克服に成功したということです。ノルウェーでは、男女平等の考え方が強く、女性が出産後も仕事を続けられる環境が整っていて、休職前の給与と同額の手当を受けながら、約11カ月の育児休暇をとれ、0歳児は家で親と過ごすのが一般的で、約3カ月は父親への割り当てで、男性も大半が育児休暇を取得するそうです。児童手当は18歳まで支給され、1人当たり月970クローネ、約1万6,000円。2011年の女性の就労率は73.4%。日本は60.3%です。合計特殊出生率は1.88。日本は1.39。保育所と幼稚園の区別はないようです。

私は、人口減という言葉イコール出生率と表裏の言葉のように考えておりましたが、出生促進のための人口政策から、生活と調和のとれた働き方ができ、労働政策や各種手当の充実で子育て家庭の福祉を向上させることが大切であるということを改めて認識いたしました。

当町は、ほかの自治体よりもいち早く男女共同参画都市宣言をしました。女性が子供を産み育て、ともに豊かな暮らしを築いていける施策を多々御用意されておられると思いますので、ぜひとも、その一端を御披露いただきたいと思います。

若い人たちが阿見に魅力を感じて定住する。大勢の若者が町にあふれ、活気を呼び、人口5万が確実に達成できる。大変うれしい、希望あふれる数字であります。希望実現のその根拠、内容、施策についてお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、浅野議員の、定住促進と人口維持についての質問にお答えいたします。

定住促進策に関し、1点目の、定住促進政策の位置づけについてであります。

全国の多くの自治体において、定住促進は重要な施策であると認識されております。本町も同様であり、昨年度策定しました阿見町第6次総合計画基本計画において、重点施策として定住促進を位置づけております。

2点目の、今までの取り組みについてであります。

これまで、町では、道路等のインフラ整備、市街地や工業団地の整備、学校や保育所の整備

等によるハード面の充実，さらには，ソフト面において，各種産業の振興や企業の誘致による雇用の確保，教育，医療のほか，福祉の充実等を進めてきました。これが，より着実な人口増加につながったと考えております。

今回も，キヤノンの子会社が来てくれるということは，やはり，福田工業団地線等の整備を早くしたとか，そしてまた，先ほど紙井議員が言われた域学連携というもんでね，やはり，東京農大，これも阿見町に東京農大出身者が何人かいて，その人たちが積極的に動いてくれたことによってできたということで，そういう中でも交流人口が進むんじゃないかなと，そういう思いをしております。

3点目の，定住促進に関してのターゲットの考えとそのアプローチについてであります。

国の将来推計によると，町の人口は，若年層の割合が他の世代に比べて少なくなることが予測されております。このことは，さらに先の時代に向けて，加速度的に人口構成を変化させるとともに，急激な人口の減少を招く悪循環をもたらすことにつながります。これを踏まえた上で想定するターゲットは，こうした若年層の世代とすることが適当であると考えられます。

このアプローチについては，当面は荒川本郷地区における上下水道等の基盤整備，新小学校建設を初めとする教育環境の向上を図ることにより，若年層の居住を促進していきたいと考えております。

4点目の，圏央道沿線の宅地開発についてであります。

現在，圏央道沿線における町内での開発動向としましては，阿見東インター付近で行われている茨城県施行による阿見吉原土地区画整理事業があります。ここでは，道路を初めとする基盤整備が着実に進んでおり，土地利用の促進が期待される地区となっています。立地上の優位性を踏まえると，地区のにぎわいと活力，そして雇用を生み出す業務系の土地利用も十分期待できる地区となりますが，業務系だけではなく，住宅地や公園，緑地等とともに，良好な市街地が形成される土地利用政策を進めてまいります。

5点目の，今後の施策と課題についてであります。

まず課題として上げられるのは，近隣市町村との競争についてであります。我が国全体の人口減少は，もはや避けがたいものと考えます。そうなりますと，各市町村間において，限られた人口の奪い合いがより激しくなることが予想されます。このことは，ある施策を実施したとしても，他市町村が追随することにより，町の優位性が損なわれ，効果を得ることができない事態を招くおそれがあります。

これに対して町では，他市町村が安易にまねのできないものとなる，町のポテンシャルを活かした施策立案と，町の優位性を広くPRすることが大切であり，これらにより，他市町村に比較して優位な状態を安定的に保つことにつながると考えております。

最後に、人口維持に関し、少子化による人口減少克服の取り組みについてお答えします。

人口増減の要因には、出生数と死亡数の差である自然増減と、転入数と転出数の差である社会増減があります。このうち、社会増減に対する施策を中心に取り組むことが有効であると考えております。そのためには、安全・安心を確保すること等、より住みやすいまちづくりを進めることで、転出を抑制するとともに、町への転入を促進していくことが必要だと考えております。

特に、そこで生活するという事は、やっぱり、生活をするだけのそれだけのものがその地域にあるってということが大事でありますし、ないところにはなかなか今、住んでいかない。そういう面では、コンパクトシティが、何でそちらにどんどんどん行くかというのを、よく浅野議員にも考えていただきたい、そう思います。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時20分からいたします。

午後 2時09分休憩

---

午後 2時20分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、定住促進を重点施策として位置づけているというお話がありました。そしてまた、ターゲットも若者をターゲットにしているというお話もありました。若者といえばですね、やはり新婚さんでしょ。

私は、常陸太田の場合を御紹介したいと思います。常陸太田の場合は、新婚家庭への家賃助成を1万円しているということで、平成24年度からは2万円を補助していると。現在、76組の新婚家庭がその助成をですね、受けていると、こういう実績があります。

これに対して、阿見町では、このような施策はいかがなんでしょうか。まず、阿見町の新婚さんは何組ぐらいいるんでしょうか。新婚さんは、これはですね、婚姻届を見ればわかりますよね。婚姻届をお願いします。で、その新婚さんに対して、どのような助成をしていらっしゃるのか。よろしくをお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） ただいま手元にちょっと数字がありませんので、取り寄せますので、少々お時間をください。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） その常陸太田で大変効果があるという。じゃ、新婚さんが何組いる

か、それはね、まず問題なんですけど、それに助成を考えてるかどうか、町長、話をしないでください。助成をするかどうか。やはり、若者がターゲットっておしゃったのでね、助成をするというのは、これは若者が集まる、その1つの施策だと思うんですね。助成はいかがでしょう。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男。

○町長（天田富司男君） 定住促進というね、非常にいい質問をしていただいたなあという思いをしております。ただ、定住促進策にはいろいろあるんで、今、企財のほうでも、この間、常陽銀行とちょっとお話をしたんですよ。常陽銀行が金利優遇とかね、建物建てたときに金利優遇するよとか、そういうのを、この間、宇都宮でやってる。ほかで、茨城県では5市町村ぐらいでやってるのかな。5市町村と組んでやってるんですよ。こういうこともやってるんで、今、企財といろいろ話をして、どういうものが阿見町に合うかという、そういう政策の積み重ねを、今しようとしているところなんです。非常にいい質問していただいたなあという思いをしております。

〔「答えになってないから」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 何かね、ちょっとおかしいんじゃないんですか。

〔「ピントがずれてるよ」と呼ぶ者あり〕

○12番（浅野栄子君） じゃ、いいですよ。では、なるべくですね、その新婚家庭には助成をしていくような方向でいただいてね、若者を定住させるようにお願いします。

それからもう1つですね、先ほど町長さんは、生活する不便なところにそういう人はなかなか来ないんじゃないのとおっしゃいましたが、不便なところに住んでいる人もいますよね、そうして、そこ不便だから誰も行かないよって、それはおかしいんじゃないんでしょうか。

吉原地区を言っておりますけれども、私は、吉原地区にね、今、住宅地を建てるっていうようなお話ししましたよね。やはり吉原地区は、流通、そういう会社や企業も大切ですけども、住宅がまず大切だと思うんですね。吉原住宅、上郷住宅、もう人が入れるようなうちではありませんよね。あの住宅はどのように将来したいんですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 新婚家庭とか、今の助成策、それも1つですけど、いろんなメニューがあるから、それをどうやってやるかということ、今、企財の中で研究しているんですよ。だから、それも1つですよ。ほかにもあるんですよ。だから、そういうものをつけ加えて定住促進策をします。ただ、人が住むっていうことは、生活というのは、総合的なものなんですよ。ただ、これだけあればいいっていうんじゃない。まあ、怒られっちゃうけど、大子町はずっと人口減ってますよね。前の町長なんて、小学校にしても、幼稚園にしても、無料にした

り何だりしたり、また……。

○12番（浅野栄子君） 常陸太田を言っている。

○町長（天田富司男君） 違う違う、常陸太田、だから、そういう例があるの。

〔「質問に答えればいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） なかなかそういうふうにしても、人が多くはならないんですよ。今の常陸太田って、じゃ、どのぐらい少なくなるんですか。

○議長（柴原成一君） 議員諸君、執行部の皆さんに申します。不規則発言は控えてください。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 町営住宅の件についてお答えいたします。御質問は、上郷それから吉原というようなお話でしたが、この2つのついていきますか、合計で4地区あるんですけども、こちらにつきましては、もう昭和30年代、40年の建築でして、耐震化もされてないってことで、今、入居は受け付けはしてないってような状況です。それで、退去をされたらば、それを取り壊して、順次していくというようなことをございまして、ただ、まだそこにお住いの方がいらっしゃいますので、そちらの方を退去させることはできませんので、今そのような状況で、経過をしているというようなところでございます。将来的にはですね、その戸数がほぼなくなるような段階になって、その跡地利用については検討してまいりたいと思います。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 今、その住宅を建ててほしいっていうのは、今なんですよ。だって、今、吉原小学校がそうなってる。今ね、中長期的なことをおっしゃって、その住宅の方がいつ出るかっていうのもわからないわけですよ。ずっと居続け、居続けっていうのはおかしいですけども、やはり、低所得で、そこが大変よいということでそこに住んでいらっしゃる方もいらっしゃるわけですよ。ですから、そこを、例えばね、新しくしますよ、その間だけここに移って下さいっていう、そう提供しない限りは、そこに居続けるんじゃないんですか。そうすると、そのおっしゃっている時期っていうのは、いつになるかわからないんじゃないんですか。私は、吉原小学校のことを考えると、今ですよっていう、そういう感じなんですけれど。もう建築30年以上ではね、耐震化もないですよ。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 今は、町営住宅の、例えば吉原地区に町営住宅を新築しろっていうような御要望かと思いますが、町営住宅の取り組みっていいですか、そちらの見直し事業につきましては、今年度からですね、その見直しをかける予定でございます。全体的にですね、今募集している曙住宅もございまして、それから、上郷、吉原、こういった全体の町営住

宅の考え方について、民間の住宅等も視野に入れながらですね、検討してまいります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 今、定住促進の対策に対しては、今からこれを話し合っているいろいろな施策を考えてるっていうお話ししましたけれども、じゃ、今私が言う、例えばですね、メグミルク、阿見町に来て、もう既に、もう皆さん移動していますよね。4つの工業団地が働く人たちが来ています。ただ、通勤させるだけではもったいないですよ。で、先日、教育次長さんが、単身のアパートはできましたよと。単身だから、子供は増えませんよと、そういうお話ししましたけれども、単身の方たちが集まっても、そこで結婚して阿見町に住んでいただけるような、そういう方策にすればですね、単身の方がそこに入れるんじゃないかと思うんです。阿見町に住んでいただけると思うのではないかと思うんですね。昨日、藤平議員もおっしゃいましたけれども、キヤノンが阿見町に来ると、こういう新聞、こんな大きく出ました、阿見町。阿見という字が、このごろいつもよく見られるんですけども、これ、来年初めに工事を開始して7月に完了。そして、順次設備を動かす。社員が700人、人員整理をしないから700人が30キロ離れた、これ、どこからでしたっけ、坂東市からね、30キロ離れた坂東市から毎日通うわけですよ。そうすれば、この700人の何人かはですね、やっぱり阿見町に住むようになるのではないかと思うんです。住みたいっていても住むところがなければ住みませんよね。やはり、定住するには、そういう企業誘致に付随した、従業員の定住確保、これは必要なんじゃないかと思うんですね。この点はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） 今の質問の前に、先ほどの質問の答弁を、町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 割って入って済みません。先ほど宿題になっていた婚姻届の件数ですけれども、25年度で約200件ということです。

以上です。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 今は、阿見町に進出する企業の住宅の確保というような、そういったお話、御質問かと思いますが、メグミルクの例を挙げていただきましたが、メグミルクは、確かに3つの工場を閉鎖しまして、阿見町に移ってくるわけですが、一応、正社員が200人、それから契約社員が200人、それからあとは関連会社が数百人で、大体600、700ぐらいというふうに聞いております。それで、正社員につきましては、事前にですね、やはりその社宅っていいですか、借り上げですね、そこにつきましては、阿見町が水面下で動きまして、その社宅につきましては、社宅っていいですか、要はアパートをオーナーさんが建てて、それを一括借り上げというような、そういった方式なんですけども、それは私ども、職員がですね、特に希望がありましたオルティエ本郷等につきましては、職員がですね、その辺の水面下で動いて

ですね、ほぼ100%町内にそういったところを確保できまして住んでいただくようになっております。ですから、今その関係で町内の人口が増えているっていうのは、まさにメグミルクのそういった移ってくる方々が増になっているかと思います。

それから、キヤノンの子会社のお話がありました、坂東市から400名の方が、社員の方がいらっしゃると。確かに今、向こうから30キロ通勤される方もいますが、これからやはり、その会社もですね、従業員を採用していくわけですので、そうしますと、やっぱり近くがいいということで、これからどんどん町のほうがPRしまして、ぜひですね、その通勤される方も、それから、これから社員になれる方も阿見町に住んでいくような、そういった努力といたしますか、まちづくりをしていきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 企業誘致、またその定住促進、そちらの方面では、大変今からやっていただけるということで、5万人を期待いたします。

では、第2問の、少子化なんですけれども、やはり少子化と定住促進は表裏の関係だと思っておりますけれども、少子化ですね、政府が今月内にまとめるということで、骨太原案が出されたんですね。どういう指針かという、持続的な経済成長に向けて、少子高齢化による人口減少を克服し、50年後も人口1億人程度を維持するという目標を掲げました。阿見町も5万人って目標掲げた。それは同じだと思んですが、でも、推計ではですね、50年後1億人と政府が言っていますけれども、その労働省の社会保障・人口研究所では、50年後の2060年は4,000万人が減って8,674万人になってしまいますよと、このように推計はしております。で、その少子化対策の一番としては、第3子以降の出産、育児、教育への支援を拡充すると、このようにおっしゃっております。

阿見町の第3子は優遇されているかと考えてみます。保育所にですね、第1子は全額負担、第2子は2分の1負担、第3子は無料になっております。これは大変に、子供を持っているお母さん、3人の子供を持っているお母さんは、大変、家族の経済的にもね、大変うれしいことです。ところがですね、第1子がその保育所を卒園してしまうと、今まで無料だった第3子がですね、2分の1払うことになっているんです。そうすると、第3子として生まれたのが、保育所では第2子と同じになっているんですね。やはりこれは、年齢が離れていても、その子が第3子として生まれたんでしたら、第3子としての支援をしていただけたらと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今、浅野議員が言われたようなことですね、ちょっと私も気がつかなかったんですけど、こういった、1子が卒園されたと



きに3子が無料から2分の1になるというような制度というふうな御説明だったものですから、そういった決め方をした経緯ですね、そういったもの、まだ存じておりませんので、よくその経緯も調べてですね、なぜそういうような制度になっているのかというようなことを、ちょっと勉強させてもらいたいと思います。第3子の優遇策ということでは、最初はそういう制度がつくられているわけですから、それが移行するに従って、その制度が変わっていくというところが、ちょっと、その経緯を調べさせていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長に申し上げます。調査・研究の結果は、後ほどわかり次第、各議員に報告ください。

12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 政府も第3子の優遇を拡充ということですので、第3子を優遇していただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

またですね、今年の第1回目の定例会で、藤平議員が、第3子ですね、給食費無料はいかがかかと、そういうお話が出たと思いますね。そのときは、今年1月現在295人で1,330万円がかかりますよと、給食費ね。なるべく早い時期に、第3子以降の子育てを支援すると、そのときに御答弁なさいましたけれども、その後はいかがになりましたでしょうか。いつごろから支援を始める予定でございましょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 藤平議員の質問で、答弁としては、第3子の補助なのか免除なのかちゅうことで、今、近隣市町村とか制度の、今つくってるところで、9月の議会にかけまして、今の予定ですよ、10月1日からの該当するような形で、だから、そこで減免するのか、それとも10月からの該当で、3月31日時に全て完納した方、3子の方の部分だけ、その部分だけ補助でお返しするような形にするのかと、今、いろいろ検討しているところです。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。補助をするという方向で進んでいるというお話。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 第3子を10月1日から給食費を取らないのか、最初から免除というのにするのか、それとも、先ほど難波議員が言いましたけど、滞納している方にも減免しちゃっても、これちょっと不都合がありますんで、それにするのか、それとも、3月全て完納したら第3子の方に補助をするのかちゅうのを、今、研究・検討中でございます。この2通りで。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） やはりね、阿見町が魅力があって、定住促進をするんですからね、同じように、ほかと同じようにやっていたんでは、これは来ないんですよ。無料化っていうのは、ほかの地域でもやってるところあるんですね、給食無料化ね。ですから、やはり、もし、よいところでしたらですね、なるべく早い、10月と言わずにですね、あ、9月ですね、議会のときに通していただけるような方向でよろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それからですね、先ほど新婚さんというお話がでしたが、結婚支援について、私は、出生率イコール定住促進というのは、ちょっと表裏ではないというようなお話もしましたが、結婚支援について、私は前に、出生率1.24ショックということで、結婚についての相談、結婚相談センターのことについて質問いたしました。そのときにですね、結婚相談所の答弁ではですよ、結婚相談所のさらなる活躍をと訴えたんですが、その答弁には、阿見町結婚相談所並びに県「いばらき出会いサポートセンター」の積極的な活用と周知に努めてまいりたいと、そのように御答弁なさいました。ところが、現在は、結婚相談センターが廃止されて、ありません。この理由は、どのような理由かお聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。阿見町では、社会福祉協議会のほうに事務を委託しまして、以前は結婚相談所の事業をやっていました。その後ですね、茨城県のほうで出会いサポートセンターという事業が始まりまして、阿見町だけの枠でやっているよりも、広域的な範囲でお相手の方を……。めぐり会える機会っていうのは、広域的になったほうが多くなるということから、それともう1つが、出会いサポートセンターの実績というのが、かなり上がってきていると。そういうことを踏まえまして、出会いサポートセンターのほうの事業に一本化するとか、別々にやってるんじゃなくて、茨城県のほうが全域をカバーしている出会いサポートセンターという事業のほうに移行するというような考え方で、阿見町のほう、その社会福祉協議会でやっていた結婚相談所は廃止ということになりました。

その後ですね、阿見の町内を拠点として、結婚をサポートするNPO法人で、マリッジクラブという今年の1月に県の認可を受けた団体があるんですね。その団体のほうと町のほうで協議の結果ですね、マリッジクラブの結婚相談をいろいろ受ける拠点の場所として、町活センターを活用するというので、5月から、NPO法人のマリッジクラブが町活センターのほうで、そういう結婚に関する相談とかサポートとか、そういったことに取り組んでいると。阿見の状況としては、そういうところですよ。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ということは、その結婚相談センターが廃止されたというのではなく、一括されて、情報をいただいて、継続的にやっているということに受けとってもらえるんじゃないでしょうか。今は、阿見町だけでやっていたんでは、出会いや何かが少ないっておっしゃいましたよね。でも、今回の事件もありました。あっちのほうとこっちのほうで、メールでもできると。とすればですね、いばらきサポートセンターの水戸と阿見町のその画面をですね、メールのやりとりっていうんですか。そういうので、どんどんつなげて、たくさんの人との交流もね、その中にはできるんじゃないかなと、私は思ってたんですね。でも、新婚さんが200組もこの阿見町にいるということで、そちらのほうで、まだまだ、でも継続して、できればね、今、5月にやるということですので、成功させていただきたいと思います。

それから、県内市町村の若年女性人口減と、先ほどお話ししましたけれども、若い女性がいなくなってしまう。阿見町もなくなってしまう。ところが、いなくなるのが、大変低い、いなくなるという市があるわけですね。いなくなる。そのままだっているのは、1位は東海村なんですね。2位がつくば、3位が牛久、守谷と、こう続いているんです。じゃあ、どうして、女性が少なくなるのか。それを、近くによいお手本がありますので、御紹介いたしますので、これよりもっとよい方法でね、お願いしたいと思います。

3番目の牛久市は、牛久市の池辺市長さんがこう言っています。牛久は、子育て、教育、介護に半端じゃない投資をしているんです。女性が子育てしやすく、介護を地域社会で行えるシステムづくりが大切でやっておりますと、このようにおっしゃっております。3番目の牛久です。

4番目の守谷。守谷市は、市民感覚の主婦がですね、ツイッター、フェイスブックにつぶやき投稿をしている。そして守谷をアピールしている。守谷の「いいね」、それから、誰々さんと、夫と一緒にモールに行ってきたよ——ショッピングのね。そして、そのツイッターで、たくさんたくさん、この主婦の目線でやっておりますので、そのツイッターを見ている人が「いいね」「いいね」と、こんなふうに見てくれる人がたくさん多くなったと。

私も、このTXができてから、守谷はすばらしい活気が出てきましたよね。そのほかに、やっぱり、市としてもね、PRをしていると。ですから、女性もちゃんといてくれるってことなんですね。これをやはりですね、半端じゃない投資をしていると、池辺市長が言ったように、町長さん、半端じゃないね、女性の投資をね、お願いしたいと思います。

それから、こういうことがあります。子育てママ再就職支援事業、これは茨城県の事業なんだそうですが、再就職のための職業訓練講座にかかる費用の2分の1、10万円を限度に、茨城県が助成します。講座終了後、再就職のための職業紹介や相談、セミナーなどで就職を支援し

ます。茨城県の事業、これは阿見町では、やっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えします。県の再就職支援事業ということではないですけれども、就職相談会については取り組んでいるところでございます。今年も5月に就職相談会を実施しまして、25年度から進めているということでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） やはり、出産でママがですね、職場を追われて、もうまた職場に帰れないと、そういう方もたくさんいらっしゃいます。やっぱり人手不足もありますので、そういうところで、ママが再就職できる、そういうのをどうぞ支援して、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、高齢者のおむつ購入のときに助成がありますね。やはり、乳児にもおむつが必要なんですね。その乳幼児のですね、おむつの購入費用の助成はいかがでしょうか。御検討をよろしくお願ひします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁をお願ひします。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 先ほどと同じような答弁になってしまって申しわけないんですけども、初めての御提案でございますので、いろいろ財源等もございまして、他市町村の事例等もよく研究させていただきたいと思ひます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） やはり、効果を上げているというところで、乳幼児のおむつ購入費用を、乳児1人につき2万円、1歳誕生日の前日まで行っていると、そのようなことですね、大変助かっているという市があります。もしできれば、やはり、高齢者用もあります、子供用もありますので、できれば助成のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、5万人を目標にですね、定住促進、よろしくお願ひいたします。

第1問目を終わらせていただきます。

では、第2問目に行かせていただきます。

健診の向上と健康づくりについて質問させていただきます。

我が国は、現在世界一の長寿国となっています。しかし、人口の急速な高齢化とともに、生活習慣の乱れが原因とされる、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病など、生活習慣病と言われる病気が増加しています。その結果、認知症や寝たきり、要介護、それらの人口も増加をたどり、

社会問題となっております。先ほど難波議員が認知症の10項目——10項目全部、私、当てはまっちゃって、認知症かなってなっちゃいましたけれども、生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことができる健康寿命を全うする取り組みが求められています。自らの健康を自ら守るといのは原則かと思いますが、健康づくりに関心を持って取り組む人、無関心な人、多種多様です。特に、若いときや元気なときは、健康への意識を持ちにくいのが通常です。健診で早期に発見されれば、改善される可能性も高くなります。自分の健康状態について、正確な知識を持ち、健康管理を続けるためにも、健診は大切です。多くの人が健康であるため、その健診の現状と健康づくりについて、次の観点を含めお伺いいたします。

- 1 番、健康診査の現状。
- 2 番、歯と口腔の健康づくり。
- 3 番、肥満人口と対策。
- 4 番、疾病、健診の医療体制。
- 5 番、疾病予防。
- 6 番、健康づくりの取り組みと今後の課題です。

御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まず、1点目の、健康診査の現状についてであります。

特定健診につきましては、平成20年度から社会保険や国民健康保険などの各医療保険者が実施することになった健診であります。

この特定健診では、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者を対象とし、内臓への脂肪蓄積による内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を早期に発見し、発見された該当者などに対し特定保健指導を行うことにより、生活習慣病の発症と重度化の抑止を図って、医療費の削減に結びつけることを目的としているものであります。

各種がん検診につきましては、肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの5項目について実施をしています。乳がん・子宮頸がんについては平成21年度から、大腸がんについては平成23年度から、受診率の向上のために検診無料クーポン券を郵送して受診勧奨を行うがん検診推進事業に取り組んでいます。

乳幼児健診につきましては、集団健診として4か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月児を対象として健診を実施しております。これにさらに加え、4カ月児健診後1歳までの期間にさらにきめ細やかな健康管理ができるよう、医療機関健診の受診券を2回分交付しており、乳児期に3回の健診を受けることができます。また、2歳6か月児健診は町独自の健診であり、1年ごとに成長発達の確認や専門職による個別の心理相談の機会を設け、子供の健やかな成長

発達に役立てています。

2点目の、歯と口腔の健康づくりについてであります。

80歳まで自分の歯を20本保ちましょうという「8020運動」と、茨城県独自の目標である64歳で自分の歯を24本を保とうという「6424運動」を推進しています。平成25年度には、ふれあい地区館の高齢者部会に、歯周病の予防のため口腔ケアの健康教室を実施しました。今年度も引き続き健康教室を実施する予定です。

そのほかに、家庭での取り組みの啓発資料として5月に各戸配布した「あみ健康づくりプラン21」の概要版に口腔ケアに関する情報を掲載しております。

次に、3点目の、肥満人口と対策についてであります。

国保加入者の特定健診におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群は、平成24年度受診者3,190人中、メタボ該当者が567人、割合が17.8%、メタボ予備群が277人、割合が8.7%でした。こうした該当者に対しましては、特定保健指導を勧奨し、実施しておりますが、特定保健指導の利用率は10%で、県平均25.9%をも下回る結果となっております。まずは、特定健診の受診者を増やし、メタボ該当者等に対して特定保健指導等の効果的な取り組みを行いたいと考えております。

4点目の、疾病・健診の医療体制についてであります。

健康診断の方法は、日程の限定された集団健診が主でありましたが、日程の制限されない医療機関による個別健診についても、さらなる受診者の増加を図っていきたいと考えております。また、より高度な健診を希望する国保加入者に対しましては、人間ドック・脳ドックの受診に対して助成を継続して行っています。平成25年度で717人の利用があり、特定健診受診者の約2割を占めています。受診者も年々増加しており、契約医療機関につきましても1か所増となり、7医療機関で実施しています。

人間ドック等につきましては、検査で医師との面談も行われるので、その後の保健指導等にも有効であり、当面は、受診率向上のためにも助成事業は必要であると考えます。また、昨年の事業仕分けにより、対象者が国保加入者のみであることから、経費につきましては国保特別会計内で支出することにいたしました。

最後に5点目の疾病予防と、6点目の健康づくりの取り組みと今後の課題についてであります。

平成26年度から5年間の計画期間とした「あみ健康づくりプラン21」がスタートしました。計画に基づき、町民自らが総合的に取り組んでいけるよう、概要版の配布など、プランの周知をしているところです。

プランには3つの基本方針がありまして、そのなかの「町民の疾病対策と健康管理の推進」

の具体的な施策としまして、「健康管理の充実」「歯の健康づくり」「安心できる医療」について取り組んでまいります。

また、それぞれの施策の中でも、心筋梗塞や脳梗塞など町の死亡原因の上位を占める循環器疾患の発症・重症化予防の推進に向け、血压管理・喫煙対策・血糖値管理の3点について、特に重点をおいて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 御答弁ありがとうございました。私も阿見町の健診申し込みの御案内をいただきました。よく内容をわかりまして、見ますと、大変細かなところまできちんと網羅されておりまして、健康に対して、大変町が一生懸命取り組んでいただいているなということが、大変わかりました。6月6日までに必着ということでしたが、出しております。人間ドックをですね。

でもですね、大変よくやったださって、ありがとうございます。先ほど、健診率ということが出ました。特定健診とおっしゃいましたね。特定健診では、国は、29年度までに60%の受診率と掲げております。阿見は、平成24年度末で35.4%なんですね。ですから、団塊の世代の人がですね、25年には75歳以上になるんですね、後期高齢者になっちゃうんですね。ますます特定健診の人口が増すと思うんです。で、この健診率が低いと。ということで、町のですね、健診率というのは、大体何パーセントぐらい健診率なんでしょうか。

今年の6月にですね、6月号に、町の健診のいろいろなことがですね、きちんと書かれています。これを読めば、「あ、こういう健診をしてくれるんだな」ということがわかります。総合健診と住民健診がありました。いろいろの健診があります。特に、先ほどおっしゃいましたように、がん検診、それから、町長さんがおっしゃいました主要な健診ですね、その健診率をお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まずですね、特定健診の受診率ですけれども、24年度の数字ですけれども、35.4%となっております。

それと、がん検診でございますけれども、まず子宮がん検診、これは25年度の数字で27.2%、乳がん検診が32.3%、大腸がん検診が18.1%、それと肺がん検診22.6%、胃がん検診が14.8%でございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 国でもですね、60%の受診率を掲げております。阿見はどのぐらいの目標を掲げているか存じませんが、大体どのぐらいの目標を決めているか、それをおっしゃってくださいね。でも、27. 32. ……。大変受診率が低いと思われま。受診率を向上

させるためにですね、やはり、町民が健康でなければいけないというわけですから、早期発見するためには、受診するわけですね。ですから、その受診率を高めるための施策、向上するための施策をお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） お答えいたします。国の目標の60%というのは、特定健診の実施率ですか、ではないかと思えます。町のほうも、平成29年に60%という目標を立ててございます。

それと、各種がん検診もさほど高い数字ではないということで、受診率の向上策でございますけれども、まず広報紙でお知らせをしていくというのが1つございます。それと、特定健診等の成人健診の場合は、集団で受けていただくんですけども、忙しい方に、日程が制限されていない個別健診、これは受診券を発行いたしまして、指定医療機関で受診をしていただく、そういった受診券の発行もやっております。それから、乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診等は、無料クーポンを、受診してない方に郵送いたしまして、受診の勧奨をしていると、でございます。そのほかに、食生活改善推進協議会の活動の中で、各健康診断の受診勧奨ということで、事業計画に盛り込んでございまして、そういった活動をしていただいております。具体的には、健診時に、試食ですね、食生活改善の方々が、健康食等の試食をしていただく、そういったものも活動の中にございまして、そういったものを通じて受診率の向上を図っているということでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） その無料クーポン券を配るというのは、大変素晴らしいことだと思います。じゃあ、無料クーポン券を配らない前と配った後、その無料クーポン券の貢献度というか、その受診率って変化しましたでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康づくり課長篠山勝弘君。

○健康づくり課長（篠山勝弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。健診のですね、クーポン券を配ったのと配らないのとの比較ということだと思うんですが、こちらは、余り変わりはないという状況です。クーポン券を発送してもですね、関心がないというか、見ていないという方がございます。そういうこともございまして、平成26年度に、コール・リコール事業というのがございまして、そのクーポン券を使っていなかった方にですね、再度クーポン券を発送しまして、受診の勧奨をしていくということでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。



それでは、がんの検診なんですけれども、特にですね、子宮頸がん、大腸がん検診の無料券、導入してくださったと。で、子宮頸がんについては、予防ワクチン接種の安全性それから有効性の正しい情報、ちょっと問題がございましたね。そのことについて、どのように御説明、または保護者や、その被検者というか、受ける方ですね、中学校2年、3年生ですか、そういう方に、どのようにお知らせをしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康づくり課長篠山勝弘君。

○健康づくり課長（篠山勝弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。子宮頸がんワクチンにつきましては、確かに健康被害というふうに言われているような状況ですけど、国の審議会の中では、まだ健康被害というふうな決定はされておられません。厚生労働省のほうからですね、平成25年度に、積極的な勧奨をしないでくださいという通知がございました。それを受けて、今までは学校を通じて受診してくださいというか、そのワクチンを接種してくださいというふうに通知をしたんですが、それを受けてからですね、今対象者は中学1年生を対象にワクチンの接種をしてるんですが、これは御家族で御相談されて、接種する方は、こういうワクチンがありますというふうな御案内はしているんですが、積極的な勧奨はしていない状況でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） やはり正しい情報を伝えるということは、よいことというか重要なことですのでね、お伝えしていただいて、安心して予防接種が受けられるようお願いしたいと思います。

次、予防接種歴をね、確認しやすくしてほしいということなんですけど、予防接種に関して、接種記録が書かれた母子手帳がありますが、親から子へ引き継がれない場合もあって、自分が過去に接種したかどうかということがわからないんですね。ですから、町としてですね、個人の健康データというんですか、それがデータを一元化して、年金手帳のように、何月何日、こんなのをしましたよっていうふうな接種手帳というんですか、そういうのがあると、例えば阿見町からどこかに行ったときに、「あ、僕は、私は、この接種をしておりますよ」って、そのようにわかると思うんですね。ですから、そのデータを保管する、データの記録するようなものを作成していただけたらと思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えします。予防接種と健康診査の履歴ですけれども、これは健康管理システムということで、平成9年から導入しまして、履歴の管理を行ってございます。

それと、さらに、これは町の住民の方だけですので、さらに、転入転出とか移動等がございますよね。そういった場合ですけれども、今、国のほうで考えておりますのは、マイナンバー制度、共通番号制度というのを導入を考えて、今、準備を進めているところだと思います。それが2015年以降の運用という、まだはっきりしていないんですけれども、そういったものが運用されたときにはですね、国民の人の個人個人の管理ができるような、壮大なデータベースネットワークができますので、その中で、個人の接種の履歴も管理をしていきたいというようなことで、国のほうで計画をしている、構想を練っているという情報もございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 今、私、なぜその質問させていただいたということはですね、妊娠した女性がですね、風疹にかかったかどうか、それはちょっと風疹かなというんですが、自分は風疹の接種をしたかどうかわからないんですね。この妊娠した方が風疹になってしまうと、子供のね、目とか耳に大変な障害を残すことがあるんですね。やはり、そういうことにならないためには、自分がその接種をしているかどうかという履歴があれば、すぐわかることですのでね、自分の過去の接種したかどうかというのは、大変重要ですので、もしできれば、きちんと保管を、一人ひとりのデータとしてとっていただきたいと思います。

今、持っていらっしゃるという、やっぺらというお話でしたよね。これからですか。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 予防接種と健康診査のデータでございますので、風疹までは、ちょっとデータがあるかどうかというのは、ちょっとよくわからないんですけれども、既に実施している各種健康診査と予防接種等のデータでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） では、わかる方向でね、よろしくお願ひしたいと思います。

健康というのは、やはり一番大切なことです。全ての町民が、健やかで明るく元気で心豊かに生活できる環境こそ、この健康の前提だと思います。

ただいま、多方面において、町民の健康維持増進のためにいろいろな施策を講じていることがわかりました。阿見町に住んでよかったですと実感いたしました。これからも、町民の健康増進のために、よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで12番浅野栄子君の質問を終わります。

障害福祉課長から、発言を求めていますので、煙川栄君。

○障害福祉課長（煙川栄君） 先ほどの紙井議員の御質問の中で、お時間をいただいた御質問

がありましたので、それについて回答をさせていただきます。

先ほどの紙井議員の御質問で、給付費について御質問いただきました。給付費全体の内容としてですね、こちらがですね、事業者数として147事業者、利用者数として369人、給付費の支払いの額が4億7,600万円ほどの給付費のお支払いをしております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後3時25分からいたします。

午後 3時15分休憩

---

午後 3時25分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番藤井孝幸君の一般質問を行います。

13番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔13番藤井孝幸君登壇〕

○13番（藤井孝幸君） しばらく頑張ってくださいね、皆さん、つらいでしょうけど。

では、質問をいたします。

阿見町の教育行政についてお尋ねをいたします。

昨年の3月、私はこの議会で阿見町の教育界についてという質問をいたしました。そのときにですね、いろいろ不明な点が多く、明らかに足りないこともありました。その中で明らかにされなかった重要な点は、阿見町の教育界で最高責任者は誰かという質問をいたしました。前回の答弁では、誰が責任者かわからないことがわかったという印象でした。それで、その中でですね、丁々発止やっていると、教育委員会が最高責任者であるというようなお答えだったような感じもいたします。しかしですね、責任者といえば、教育委員会という会であるというような、どうも納得がいかないんで、再度の質問に至りました。

そこで質問いたします。

阿見町の教育の最高責任者は誰か、再度お尋ねをいたします。責任者がいない組織なんて、私は考えられないんですよ。それが1番目。

2番目にですね、阿見町の教育界において、教育長の地位はどのようにあるべきか、その役割は何だということでございます。

3番目。現在、政府——文部科学省ですが、及び中央教育審議会——中教審において、教育委員会の見直し、改革がされようとしています。どのように改革されようとしているのか、また、この改革が阿見町教育界にどのような変化をもたらされるのか。

4番目の質問です。改革において、町長と教育長との関係はどのようになるのか。今と同じなのか、変わってくるのかをお尋ねします。

5番目です。土曜授業についてお尋ねをいたします。

平成26年度にですね、学校教育法の施行規則の一部改正によりまして、土曜日の授業が解禁をされました。そこで、なぜ土曜日の授業の必要性が言われ始めたのか。この土曜日授業の目的は何なのか。

土曜授業について、阿見町としてどうあるべきかの1番目の質問ですが、保護者の反応はどうなんです。聞いたことがあるかどうか。

それから、2番目の質問。実施の可否は誰が決定するのか。検討したことがあるのか。

それから、実施の利点・欠点はどんなものがあるのか。

4番目に、土曜授業を実施する、しないと、いずれも結論が出てるとは思えませんが、その過程の理由を説明をしてください。

それから、6番目の質問です。児童の放課後対策の進捗状況についてお尋ねします。これは、文部科学省と厚生労働省がですね、一体化となって、学校の放課後児童対策が一体化になりましたので、その各小学校の実施状況と、受け入れ時間と利用の実態についてお尋ねをいたします。それから、この放課後対策をやっている上でですね、問題点、同じですけども課題は何があるのか。

以上、6点をお尋ねをいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 藤井議員の、阿見町の教育行政についてお答えします。

1点目の、阿見町教育の最高責任者は誰かについてお答えします。

最高責任者は、5人の教育委員です。

2点目の、阿見町教育界において教育長の地位はどのようにあるべきか、その役割はについてお答えします。

平成25年3月の定例会において、藤井議員に答弁しておりますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第1項で「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどると規定されております。

3点目の、現在、政府及び中教審において教育委員会及び教育長の組織、機能の改革がなされようとしているが、どのように改革されようとしているのか。また、この改革が阿見町教育界にどのような変化がもたらされるのかについてお答えします。

教育委員会制度改革につきましては、中教審——中央教育審議会教育制度分科会が、昨年12月に答申した内容を受けて、国において協議の結果、教育委員会制度改革法案——地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案が、今、国会において審議されております。

主な内容としましては、「1、教育行政の責任の明確化」として、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者——新教育長を置き、首長が、議会の同意を得て、直接任命・罷免を行うものとなっております。

「2、総合教育会議の設置・大綱の策定」では、首長が、首長、教育委員会により構成する会議を主催し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定するものとなっております。

「3、国地方公共団体への関与の見直し」として、いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大または発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するものとなっております。これらが改正案の主な内容となっております。

4点目の、改革において首長と教育長との関係はどのように変化するのかについてお答えします。

これまでも、教育委員会の事務方の責任者として日々の業務を遂行しておりますし、町長とも連携しながら進めているところです。制度改革後も大きな変化はないと考えております。

5点目の、土曜授業の実施についての（1）なぜ、土曜授業の必要性が言われ始めたか、目的は何かについてお答えします。

子供たちに、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして、学校・家庭・地域の3者が連携して、役割分担をしながら、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実に取り組むことが目的となっております。

（2）阿見町としてはどうあるべきかについてお答えします。

初めに、ア、保護者の反応はどうか、聞いたことがあるかについてですが、現在のところ、学校や教育委員会に保護者から土曜日を授業日にしてほしいという要望は出ておりません。

次に、イ、実施の可否はだれが決定するのか、過去、25年11月29日以降、検討したことがあるのかについてですが、実施の可否は教育委員会で決定します。5月22日の定例教育委員会で、土曜日の授業は行わないということになりました。

次に、ウ、実施の利点・欠点は何かについてですが、利点については、地域と連携したり、外部人材の協力を得たりすることで、教育効果が期待できるというところです。

欠点については、教員の勤務体制に課題がある。また、スポーツ少年団や習い事等を行って

いる児童生徒が学習に参加できないなどがあります。

最後に、エ、実施する・しないの理由を説明してくださいについてですが、現在、実施は考えておりません。近隣の様子を見ながら検討していきたいと考えております。

6点目の、児童の放課後対策の進捗状況——文科省所管及び厚労省所管含むについては、町長より答弁していただきます。

○議長（柴原成一君） 次に、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 6点目の、児童の放課後対策の進捗状況についてであります。

まず初めに、各小学校の実施状況については、厚労省所管であります放課後健全育成事業——放課後児童クラブが平成21年度より、また文科省所管の放課後子ども教室事業は平成25年度より、町内小学校全校で実施済みであります。

続きまして、受け入れ時間と利用実態については、放課後児童クラブにおいては、月曜日から金曜日までの週5日、放課後から午後6時30分まで運営しております。4月1日現在の登録児童数は673人で、全児童2,536人の26.5%の申し込みがあります。

また、放課後子ども教室事業については、週1回、放課後から午後4時45分まで実施しており、登録児童数は323人で、全児童の12.7%の申し込みがあります。

次に、実施上の課題・問題点は何かについてであります。

実施上の課題としては、放課後子ども教室事業の活動において、参加児童に多様なプログラムを提供することにより、放課後児童クラブ登録児童の積極的な参加を目指し、質と量の充実を図ることが課題であります。また、問題点等の課題が発生した場合には、阿見町放課後子どもプラン実施要綱にも定めてあるように、放課後子どもプラン運営委員会を開催し、問題点の分析や改善方策の検討をしていきます。

放課後の子供のあるべき姿を捉え、学校や家庭・地域との連携の中でプランの役割が十分果たせるよう、さらに広い視点で事業を推進しております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 昨年と全く同じ、当然そうでしょうね、同じ答えが出るのは当たり前でしょう。ただね、教育長の地位・役割についてですね、教育基本法とかいろいろその中で書いてるんでしょうけども、非常に曖昧なところが多いんですよ。先回も私も言いましたけども、今の答えでも、教育委員会が責任者と、5人が責任者と、こういう話なんですよ。だけど、教育委員会そのものは5人の委員で、その中に委員長がおるんですよ、委員長が。みんな5人は非常勤ですけども、そのうちの1人、教育長ですけどもね。教育長は5人の中の1人の教育委員であり、教育長になるわけですよ。ほいで、事務方のトップ、今お答えしたとお

り、事務局の仕事をつかさどる。だけど、責任者というのは——阿見町の教育の責任者ですよ、これが非常勤である5人の方々に責任を——まあ、どんな責任があるのか、いつも、いじめがあったら、すぐ教育委員会の委員長が出てきてやったり、教育長が出てきてやって、あの大津の事件でもね、誰が誰かわからないわけですよ。本当の責任を持ってるのは誰だということを新聞紙上でも言われましたけども、誰も責任がとれないんですね、あれでは、制度上。とれないんですけども、責任者がいない教育界なんて、私は考えられないんですね。だから、私はそこに、教育長に質問いたします。

教育長としては、事務方のトップですよ。その下には現場の校長先生以下、先生が何百人とおりますから。事務方のトップが責任者でないと思っておりますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 事務方のトップとしての責任はとります。でも、審議したり、規則を認めたり、そういう規則をつくったり、つくられた規則が規則として認められたりするときには、5人の教育委員さんの審議に諮ってからでないと、私が全部どうのこうのということはいけないという仕組みになっております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） まあ、そういうお答えなんでしょうけども、教育長が、私は教育界の責任者ではありません、教育委員会の5人ですと、こんなこと言ってたらね、法制度上はそういうのなってもいいですよ。しょうがない、今みたいな答えになっちゃうんですよ。私が答えても、そう言うでしょう。一步も出られないから。だけど、自覚としてですよ、私は阿見町の教育界の責任者だという自覚、自負を持っていないと、現場の校長先生なんかやっておれませんよ。いやいや、誰がトップですかって言ったら、教育委員会ですなんか言ったら、現場の先生なんか、何だよ、教育長じゃねえのかって思いますよ、それは当然。だけど、制度上、ま、今度のははっきりするでしょうけど、制度上、私が阿見町の教育界のトップですよという自覚を持ってるかどうか、それをお伺いしましょう。制度上じゃなくて、今、現状ですよ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 大変おこがましいことですが、そういう自覚がなくてはこの仕事はやっておられません。

藤井議員がおっしゃいましたことは、もっともそのとおりだと思います。全国的にも、そのような声が上がって、新教育長制度が誕生しましたら、堂々と胸を張って言えるようになると思います。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 私ね、教育長ね、それを聞いたかったのよ、それを。その自覚があ

って、教育の現場に、ああ、青山壽々子さん、おられるの、教育長だ、責任者だということを認めると、認めてくれますよ、その自覚があって行動すれば。通り一遍に教育委員会が最高責任者だなんて言ったって、それはね、現場の人なんていうのは、全く信じられませんよ、そんなの。あなたの言うこと聞きませんよ、そんなこと言ったら。

まあ、それで、私は、それを先回聞いたかったんですけども、聞かなくて、今、そういう自覚がないとやれませんかということ聞いて、私、非常に感銘をしたというのかね、腹を据えましたねということをお願いです。ありがとうございました。

それで、改革においてね、町長と教育長の関係はどのようになるのかって言ったら、変化がないというふうに、今お答えしましたよね。変化、大きいがありますよ。今度は、阿見の教育の責任者は町長になるんですから。教育長じゃないんですよ。町長が、ま、教育委員は廃止せよと言う人もありますけどね、町長が教育長を指名したり、まあ、教育委員会の中で互選になるかわかりませんが、縦の列が、町長、教育委員会、教育長、それから事務局と、こういう縦ので一本になるんですよ。それが一番正しい方法かもしれません。予算権もあるしね。予算も町長が出すし、事務局の人も阿見の役場の職員だし。それは正しい方法だろうけれども、これに、首長、4年に1回かわる首長が——かわるかどうかわからないけども、4年に1回選挙で選ばれる首長が、教育界に顔を突っ込むことなんですよ。これが正しいやり方かどうかという。これは多分、教育長に聞いても、何も言わないでしょうけどね。果たしていいのかわかるかですよ、それが。教育と政治っちゅうのはね、やっぱり分けてしないと、政治家の意向が教育に入ったらね、変わる。教育なんてのは、もう百年の計だから。それが4年にかわる人たちの意見をどんどん取り入れて、教育の大綱とか教育指針とか、そんなものまで決められては、これはね、国の教育はおかしくなりますよ。

ちょっとだけ意見聞かせてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 国会議員の先生方におっしゃっていただきたいと思います。安倍内閣総理大臣にお話しいただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） いやあのね、それは私も機会があったら言いますが、そんな機会はないでしょう。ただね、ただですよ、これ賛否両論あることは知ってるでしょ、教育の現場の人たちもね。賛否両論あるんですよ。ちなみにね、今日の朝日新聞で、美浦村の教育長が、今のままでいいつつてんですよ。それと、もう1人は新藤宗幸さんって、千葉大の名誉教授なんですけどね。この美浦村の教育長っていうのは、いい度胸してますよ。今のままでいいち言ってんだから。ただ、ただですよ、教育長の力による。教育長の力があれば、今のままでい



いっつってんだ。何も政治が介入しなくても。だけど、新藤さんという教授は、縦の一行にしなさいと、こういう話なんだけども、少なくとも教育にいろんな政治が入ってくるということは、私自身も反対です。教育界の人っていうのは、多分皆さんそう思っていると思いますよ。ただ、なかんせん、予算とか、事務局の教育長以下の人事権がね……。先生は茨城県だけども、役場の職員は、その教育委員会における事務局の人たちは町長にあるわけね。だから、政治と教育の、片務制というのか、そんなのが混在するわけですよ。それをよしとするか、というのは、やっぱり教育長、あなたがきちっとしっかりと、今さっき言った、私が教育長だという信念を持って、阿見町の教育界をリードしていただきたいというふうに思います。まあ、大丈夫でしょうけどもね。

それで、今、変わらないって教育長言いましたけれども、大いに変わるんですよ。今の制度と、今度新しく自民党が国会に、13日に参議院で通りましたからね。それで、首長が口を出せるんですよ。そういう教育になるんです。だから、どこまでそれは出すかは、その人の、首長の良識によるでしょうけども。ただ、教育長は、あなた去年は、町長が何ぼ方針とか教育の何とか言っても、突っぱねてやる必要はありませんという答えだったんです。だけど、来年からは、口を出せるんです。それをどう判断するかですよ、教育長がね。あなたの責務は非常に重いです。よろしくをお願いします。

それです、現在の教育委員会は、非常に問題はあるんですけども、今の中教審の答申、それから政府が決めたということそのものがね、全て私は正しいとは思いません。だから、やはり現場でそれぞれの個々の問題に取り組むときに、教育長の手腕を期待をします。よろしくをお願いします。

それとですね、次に行きます。土曜授業の必要性は、今、必要ないというふうに言われました、やらないと。私が聞いたのに、なぜやらないかと、理由をちょっと答えてないんですよ。その理由を教えてください。やらない理由。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。先ほど、教育長の答弁の中にも若干入っていましたが、まず、先生方の勤務の問題があります。土曜日は週休日といいまして、勤務を要しない日ですので、その振り替えというのが必ず確保されなくてははいけません。ただでさえ先生方、土曜も日曜もなく学校へ来て働いております。そこで週休日を奪ってしまうことにもなるのかな。

あと1つは、子供たちがスポーツ少年団あるいは習い事等が土曜日入っております。そういったところに参加したい。でも学校の授業も出なきゃならない。子供たちもかなりとまどいというか、混乱が生じるのかなと。そういったところで、現在は、すぐ取り組むということでは考

えておりません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） ちょっと若干異論があるんですけども、先ほど私が、実施の利点・欠点は何かというときに、今言われた指導室長の答えが出る。だけど、それを私がやらない理由ととればよかつたんですけども、とれなかったものだから。土曜授業を実施するしないの理由を説明してくださいというふうに、改めて項を起こして質問しているわけですね。だから、私は利点・欠点と一緒にしなかったんですよ。

では、わかりました。先生の勤務時間とかね、まあ、クラブに行ってるとか塾に行ってるのか、そういう関係でやらないと。

これね、全国でやってるの、どれぐらいあると思います。調べたことない。ああ、そうですか。

14%ぐらいやってるんですよ。やってないところは、当然72%で、その他、答えないちゅうのもありますけどね。やらない理由が、今言われた、学校の先生の勤務、それから子供が塾に行っている。だからできないだろう。これは、教育界の皆さん、あなた方の考え方なのよ。子供とか保護者の意見ではないでしょ。これはあなたたちが決めて、子供はどう思っているのか、保護者はどう思ってるのかという、そういう視点も入れる必要はないですか。どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 保護者につきましては、先ほど、教育長の答弁の中にもありましたように、今のところ、学校それから委員会等へ、土曜日授業をぜひやってほしいというようなお話はいただいておりません。それと子供たちなんですけど、どうしても、やっぱりスポーツ少年団等で、習い事、その他やっております。土曜日に練習試合、あるいは大会等が入っております、普通の、まだ土曜日授業を行っていない現段階でも、先先の学校とかの予定をスポーツ少年団の頭の方から、よく問い合わせがありまして、この時期に大会を入れたいんだけどもという問い合わせがあります。ですので、現段階では難しいのかなというふうに判断しております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） あなたたちの言われる理由もよくわかります。ただね、保護者にしてみれば、保護者はですよ、保護者にね、アンケートを文科省はとってるんですね。アンケート、それ見たことありますか。見たことない。まずね、子供たちは土日の午前中・午後、何をしているかというアンケートね。まず1つ。それで、保護者に対しては、土曜日授業はどのよ

うな希望があるかというのをとってるんですよ。子供たちは、土曜日、午前中・午後、一番多いのは、家族としていると。その僅差で、次にはテレビゲームとかそんなことをやっている、こういう結果なんですよ。3番目に塾に行ってるとか。保護者は、土曜授業をやってくださいって言ってるの。これ阿見町じゃないですよ、全国。だから、そういう保護者の気持ちを……。まあ、当分とか言ってたけど。今はしないけども、先は何となく含みを持たして、やるかどうかかわからないけどもちゅう考え方はあるというふうに私も思ったから、そういう保護者の意見も、阿見町としてどうなのかということ聞いてほしいんです。あなたたちだけが考えるんじゃないくて、教育委員会の1カ月に1回しか出てこない先生方に考えさせるんじゃないくて、教育長以下が保護者のためにどうあるべきか。何で文部科学省が土曜日授業を再開したか。その目的を、さっき言ったけれどもね、その目的を踏まえて考えれば、自然と、で、学力の低下もあるわけでしょ。で、ゆとりの授業って、あなたたちもよくわかりますよ。ゆとりの授業をやれとか何とか言われてね、時間をがっつと短縮してやってるちゅうこともよくわかります。だけど、それによって、幅ができて、授業環境がよくなるち文部省が言ってるんだから、生活環境。それを踏まえてね、阿見町の教育委員会として、しっかりと、私は、何度も言うけども、保護者の意見を聞きながら。阿見町の保護者が大半が、いやあ、そんなことせんでいいですよ、今までどおりやってくださいって言えば、これはもうそれでもいい。だけど、それを聞いてないから。希望はしてないだろうけど、聞いてないから、希望もしてないでしょう、きっとね。それはちゃんと聞いてほしい、保護者のね。ほいで、子供の実態、今何しているとか、全国的には出てんだけど、テレビゲームやるとかね、家族と遊ぶとか、友達と遊ぶとか、出てるんだけども、やはりそこはちゃんとね、阿見町の実態をちゃんと把握して、阿見町の実態を把握してね、やるかどうか。遠い将来じゃなくて、近い将来、やるかどうか、どうですか、教育長。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 貴重な御意見ありがとうございます。アンケート実施等をして、保護者の考えを把握していきたいと思えます。どうもありがとうございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 教育長ね、私しつこいからね、この前、こう言って、アンケート実施するっちゅったじゃないかって、やりましたかって、必ず質問するからね。そこはしっかりと、過去の私の性格を見たらわかってるでしょうからね。しっかりとやってください。お願いします。

では、次のほうに行きましょう。

放課後児童の対策、これについてはね、受け入れ時間とあってありますけども、ここに私が課題と問題点というふうに行きましたけども、もう一度、ちょっと課題と問題点を、メモでき

なかったんで、教えてくださいませんか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） お答えいたします。課題としましては、放課後子ども教室と放課後児童クラブという2つの事業、国の文部科学省と厚生労働省の関係で、そういった2つの事業がありまして、放課後子ども教室、これは週1回やってるんですけども、ここになかなか子供が集まらないう。2つの事業がありますので、なかなかやりづらいというのがございます。そういったものが、先ほど申し上げたものでございます。そのほか、多少課題もありますけど、これが一番大きな課題かと思えます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 私もね、ちょっと視点を変えて、放課後子どもプランというのが、プランよ、放課後子どもプラン、文部科学省が平成21年か、につくった放課後子どもプランというのが阿見町にあるかどうか、教えてください。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えします。今申し上げました文科省所管の放課後子ども教室と厚生労働省所管の放課後児童クラブが連携して実施する総合的な放課後対策の総称を放課後子どもプランと称しております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） わかりました。ただね、気持ちはわかるんですよ、気持ちच्छゅうのかね、実施してることは子どもプランなんですよ。2つあわせてね、子どもプラン。ただ、教育委員会が平成21年に、教育委員会ですよ、ここの阿見町の教育委員会が、平成21年に放課後子どもプランというのをつくってるんですよ、案。これが文部科学省の言われるとおりの放課後子どもプランなんですよ。その案が、22年度に実施しますと、放課後子どもプランを実施しますという案が、いつの間にかなくなっちゃったんですね。そこの理由は、私もよくわかりませんが、放課後子どもプランというのをつくってたんですよ。21年度につくって22年度に実施、スケジュールまで。そういうプランがあって、そして、子ども教室と児童クラブというのがありますというプランは必要だと私は思うんですよ。ただ機械的に、放課後子どもプランとは、教室と児童クラブが一緒になってというんじゃなくて、大もとのプランがあって、これは教育委員会が主体でやってるんですよ。主導でやるって書いてるんですからね、案としては。教育委員会が主導でやると。文部科学省もそう言っている。だから、その点を考えて、今は、力の関係かなんか知りませんが、福祉部に押しやられてるけれどね、本来ならばあは、子どもプランというのは、教育委員会がやるんですよ、主導で、やらなければならないんですよ。その点はね、福祉の関係者も押し返したほうがいいですよ。何で俺たちがच्छゅう

う話になるから。これは教育委員会が主導でやるち書いてるんだから、文部科学省が、子どもプランというのは。だから、そういう点は、やはり力の関係はあるんだけど、私は教育委員会がやったほうが、教室の関係とかね、グラウンドの関係とか、それはね、教育委員会がやるのが一番いいと思う。福祉の人が教室あけてくれちゅって、あなたたちあけないでしょう。当然あけないですよ。いろいろ、何とか科学室、第2実験室とかいろいろつくってね、子供が少なくなってるのに、そういうことだから。だからやっぱりね、そこはね、やっぱり実態を見て、どれが一番いいのかという。これは私の提案ですけども、福祉部門じゃなくて、教育委員会主導でやってほしいということを提案をします。まあ、なかなか難しいかな、こっち弱いかな。いや本当ね、これはね、よく文部科学省の放課後子どもプランのやつ、実態を見てください。だから、どうですか。教育委員会主導でやる意思是、どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ちょっと頭、整理しますけど、実際、私、平成22年4月に来まして、確かに子ども教室ちゅうのを、生涯学習課主導でやって、NPO法人のユアアイ阿見さんをやって、週2日とかそういうことでやって、最終的には全校をやりますよちゅう形になったんですが、これ、やっぱり同じ子供が重複して、どちらがどうかっていう、保護者なんかも、やっぱりわかんない。福祉部なのか教育委員会なのか。確かに、藤井議員おっしゃるように、放課後子ども教室は文科省だから、うちのほうがやるべきなんです。児童クラブは厚生省関係だから向こうなんですけど、ほんで、いろいろ研究して研究して、経費の削減して、これはおかしい話だかわかんないけど、文科省もそれから児童クラブも一緒にして、それで放課後子どもプランを継承してよって、保健福祉部に持ってったんで、またくださいよとは、私も言えないんで、これでスムーズに、例えば子ども教室関係の学校施設も当然開放するちゅうような形で進めて、連携しながらやっていきますんで、そこら御理解を願いたいんですが。力が強いとか弱いとかという問題じゃありません。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） この阿見町放課後子どもプラン推進計画ちゅうのが出てるのね。そこには、教育委員会が主導して総合的に子供たちの勉強やスポーツや何とかこうやる。これが子どもプラン。その中に、教室と——文科省と厚生労働省の児童クラブが入ったわけ。だから、大もとは、この放課後子どもプランなんです。こっちの言い分は、あんたたちから申し送った。本来ならば、教室は教育委員会がやらにゃならないんだけど、いろんなことを加味してこっちに移したと。これはそれでしようがない、町のやり方だから。ただ、放課後子どもプランというものがあって、その中に、ここに推進計画にあるように、放課後子どもプランというものがあって、その中に、こういう事業がやりますよというほうがすっきりするんですよ。

すっきりというか、系統的にね。私はそう思ってますから。だから、教育委員会が主導して何でやらないんだという疑問も出てくるわけですよ。これはおいおいね、こちらのほうとうまく調整しながらね、やっていただきたいと思います。要は子供が主体だからね。勢力争いじゃなくて子供が主体。

それで、もう1つ、ちょっと質問なんだけど、子ども教室は週に1回なのね。木曜日にやるときのこともあるし、月曜日にやってる学校もある。当然全校でやってる。児童クラブというのは、月曜日から金曜日までやってるんですね。そして、6時半までかな、児童クラブ。子ども教室のは4時半までなのよ。これって、一緒にならないのかという、私はそういう疑問なのよ。どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 実質はさほど、まあ、一体的にやっていると。一度閉めて、場所の移動とかもありますけども、一体的にやっている部分がございます。それで、完全に一体化するという事なんですけども、これはやっぱり国の、文科省と厚労省の縦割りの事業で、制度化されているもので、補助金もきちんとおりてきてますので、なかなかこれは、町が勝手にいじるといいますか、変えるというのは難しいかと思えます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そこが縦割りなんでしょうけども、保護者にしてみればね、子ども教室でも児童クラブでもいいんですよ。要は、共働きの人は、子ども教室と児童クラブは、目的がちょっと違うけどね。4時半に閉めてるちゅうのは、家庭の中に親がおるとか、親がいないとか、その旨あるんだけど、基本的に、やはり共働きの人のためにあるのが児童クラブでしょ。で、子ども教室なんかが出てきたら、何でばらばらの、週に1回しか行かない。一緒にしてくださいよちゅう人、結構おりますよ。週に1回っきゃないんだから、子ども教室というのは。だから、そこを何で一緒に……。ま、予算の流れが違うのはわかりますよ。わかるけども、受ける側の身になって、これ一緒にしたほうがすっきりするし。予算の流れは、あなたたちはどうでもうまく配分できるでしょ。名前はあっていいんだから。だから、それはうまく配分をして、一緒に阿見町放課後児童対策、総合対策というような形で、子どもプランでやったらどうですか。それはできませんか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、国の考え方がございまして、縦割りで、制度、お金の流れもございまして、勝手にといえますか、こちらで制度をつくるわけにはいきませんので、ちょっと今の時点ではできないかなと思います。やはり、先ほどのお話じゃございませんけども、国のほうに、やっぱり働きかけて

いただいて、いろいろ予算どりと縦割りも、ちょっと整理していただくと、我々にとってもやりやすいですし、子供たちにとってもいいのかなというふうには思います。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そこで、放課後子どもプランという計画がぴしゃつとあって、それをつくれば、その中に子ども教室、児童クラブって入れれば、文科省の言うとおりになるんですよ。それを阿見町は、子どもプランという大きな基本の時期がなくて、教室と児童クラブを一緒にやってるから、これが子どもプランですよって言うから、その予算分けになっちゃうわけですよ。大きなもとの中に枝をつくって入れれば、予算は別にいいじゃないですか。それはちょっと研究……。私も文科省に言って、問い合わせしてみます。それはもう、あなたたちも努力してください。だって、2つあるちゅうことは、受ける側にとっては、どっちがいいのかわからないもの。教室に申し込む人もおるし、児童クラブに申し込む人もおるだろうからね。今、さっき人数言ってたけど。これ1つでいいもん、申し込み受け付けも。だから、そういうことで、じっくりと、お互いに研究しましょう。

それとですね、茨城県下で44市町村の中で、この子どもプランをやってないところちゅうのは24あるのよ、市町村で。阿見町は大したもんなんです。このプランとは言わないけども、教室と8カ所やってるといふうに、茨城県の統計表には出てる。今日は、児童何とか課に問い合わせ、阿見町はやってますと、8カ所やってますと。まあ、そのとおりにですよ。大きなところで水戸とかですね、市がほとんどやってない。それでいいのかどうか、私もよくわからない。だけど、阿見町は大したもんですということを申し添えておきます。これからもね、利用者のために、子供のために、保護者が求めるような意見を聞きながら、お互いにうまく進めてほしいですね。よろしくお願いします。

1番目の質問はそれで終わります。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 2番目の質問はですね、在宅医療の廃棄物の処理容量ね、これについて質問いたします。

近年、在宅医療が進展する中で、在宅医療の廃棄物の排出量が増加しております。この廃棄物の処理容量についてお尋ねいたします。在宅医療の廃棄物っていったら、御承知のようにね、お医者さんがやるインシュリンの注射針、これとか、ストーマっていうのかな、人工肛門とか、こういうものが在宅医療でね、やられてる。そう、在宅医療というんですけども、その処理容量が適切に行われているのかどうかというのを、私、お伺いしたいんです。

私どもですね、これは余り私も、全然関心はなかったんですよ。関心はないっていうのか知らなかった。医療関係者が、阿見町は在宅医療の処理容量って何か決まっていますかっつって言

うから、ちょっと待って、俺はわかんないと。で、担当者に行って話ししましたら、計画でつくるというふうに、廃棄物処理容量の中の計画を今、見直してつから、つくと、こういう話だったんですね。ちょっと一言苦言を言うと、17年にこれ通達で出てるんですよ。平成17年ですよ。ほいで、今までずっと何もやってきてなくて、はい、やりますと、こういう話になると、ちょい私も疑っちゃうわね。だから、要は、過ぎたことはいいんですけども、質問の1つで、環境省通達に基づく在宅医療に伴い、家庭から排出される廃棄物の適正な処理の現状と実態についてお伺いします。まず1つね。

それから、各家庭では、どのように処理されているのか。その処理方法は適切なのかどうか。

3番目に、町としてはどのようにすればいいのか。その対策と実施要領の具体案についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、1点目の、環境省通達に基づく、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理の現状と実施状況についてであります。

現在、本町では、在宅医療廃棄物について、明確な処理方針等が位置づけされておきませんが、実際の処理については、環境省通達に基づき、注射針等の鋭利なもので感染の危険性があるものについては、受け取りをしておらず、その他、非鋭利なもので感染の危険性がないものについては、通常の一般廃棄物として処理しているのが現状であります。

2点目の、各家庭でどのように処理されているか、その処理方法に問題はないのかについてであります。

各家庭からの在宅医療廃棄物の排出については、現状把握が困難となっておりますが、在宅医療廃棄物を含む一般廃棄物の処理方法については、各自治体に委ねられていることから、各御家庭からの御相談を受けた際には、処理する在宅医療廃棄物の感染の危険性等を考慮し、通達に基づいた処理方法にて対応しております。

3点目の、町としてはどうすればよいか、その対策と実施要領の具体策についてであります。

現在、本町では、在宅医療廃棄物についての明確な実施要領等がございません。今後は、在宅医療廃棄物を適正に処理していくため、他市町村等の実例を調査し、町内医療機関や医師会等との協議を進め、本年度中に、阿見町一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、その中で実施要領等を明確にまいります。

また、在宅医療廃棄物の適正な処理についての啓発が必要であることから、実施要領等の方針決定後については、あみ広報やホームページ等を利用し、処理方法等を周知するとともに、医療機関等の関係機関への働きかけにも努めてまいります。



在宅医療は、在宅介護を医療面から支えるサービスとして必要不可欠であることから、在宅医療廃棄物が在宅医療推進の妨げとならないよう、また、在宅医療を受けられる町民の皆様方が安心して医療サービスを受けられるよう、最善の体制を整えてまいります。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 先ほど私が言いましたようにね、これは環境省から日本医師会に、在宅医療のそういう危険物とそうでないものを何とか処理する方法を考えてくれと、そういうことで、日本医師会からガイドラインが出てるんですよ。こういうものはこういう処分の方法を下さい、こういうものはこういう方法にしたらい。そのガイドラインを読んだことがある人、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 医師会から出てるガイドラインについては、私は見ていないんですけど、あくまでも、この平成17年度に環境省の2つの課長から出てきた中身の中で、ある程度の、在宅医療廃棄物をこういうふうな形で処理しなければならない——これもまだ方針として出されたというふうなことで、さらにまた検討が加えられるというふうなことが前置きなんですけれども、そういう鋭利な注射針等については、医療機関のほうに持ち込んで処分する。それ以外の部分については、非鋭利な部分については、一般廃棄物で処理するというふうなことになるかと思いますので、そういうふうなことしか、ちょっと今のところは把握はしておりません。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） さっき言ったように、過ぎたことだからね、17年でそういう通達が出て、阿見町は何もしてないと。これは言っても、今さらしようがない。けども、やはりこういうものは、ちゃんと出てる文章というのは、担当者は、どっかで目を通していると思うのね。だから、やっぱり、すぐそういうものはアクションを起こさないと、どんな文章が来ても、頭に入らないわけですよ。ああ、こんな文章来てたな、じゃあこうしようかと。で、医療機関から、どうなってんの阿見町はと問われるまで何もしないじゃあ、これは具合悪い。私、半年前にそれ担当者に話ししたんだから。半年前に、こういうことはどうなってんのかと言ったら、しばらく回答はなかったけども、後で、一般廃棄物処理容量の中で決めますと言うけ、じゃあ、そうしてくださいという話なんだけども、要は、何が危険で——在宅医療ですよ、何が危険で、何が安全なのか、そして、この危険なものはどうするんだと。この安全なものに対してはどうするんだと。じゃあ、ちなみに、これ私が質問するつちゅうことだったら、何が危険か、何が安全かぐらいは御理解したるうと思うんで、ちょっと、その危険物と安全なものを教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） まず危険なものですね。鋭利なもの、または感染するおそれのあるものというふうなことについては、チューブ、カテーテル類の針の含んだもの、それからガーゼ、脱脂綿——これはかなり血液などが付着して、感染するおそれのあるもの、こういったものについては、非常に危険な医療機器だろうというふうに出ております。

また、安全、鋭利ではないもの、または感染するおそれのないものということについては、例えばチューブ、カテーテル類では、吸引チューブとか輸液ライン、キャップ、チューブ、尿道カテーテル、それからバッグ類というのは輸血用の輸液ですね、あと蓄尿、ストーマ、人工肛門、CAPD——ちょっとよくわかりませんが、あと栄養剤、あとは布、紙類でガーゼ、脱脂綿、紙おむつなどについては、それほど感染するおそれがないものであろうというふうなことでは認識はしております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） よくね、日本医師会から出てる、在宅廃棄物の取り扱いガイド、これありますから、よく読んでください。そこには、今出てこなかったインシュリンの注射針も出てくるんですよ。これはこういう処分をなさい。プラスチックの容器に入れてって。これはあなたたちだけ知っても何にもならないのよ。町民の在宅医療にかかわっている人、もしくは医療関係者——医療関係者は知ってるのね。だけど、そういうところは、ちゃんとこういうものを読んで、しっかりとした安全な廃棄物処理を町民にさせてください。現実に危険なものはあるんだから。でないと、回収する人たちは、針、刺さったりするから。ちゃんとみんなに、そういう周知徹底をして、安全に処理をされるように要望して、私の質問は終わります。

○議長（柴原成一君） これで13番藤井孝幸君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後4時35分からといたします。

午後 4時24分休憩

---

午後 4時35分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番久保谷充君の一般質問を行います。

8番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔8番久保谷充君登壇〕

○8番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。私は、やわらかい話を、できればしたいなというふうに思います。かたい話は吉田議員に、最後を私も譲りましたので、ひとつよろしく願いします。

それでは、通告により、都市計画道路の整備について一般質問をいたしたいと思います。

まず、1点目の、都市計画道路の見直しの方向性は決まったかについて質問をいたします。

この問題については、平成25年9月議会で、野口雅弘議員が一般質問を行っております。野口議員は、現在の都市計画路線図は昭和40年代のもので半世紀以上がたっているものです。その中で、幾ら都市計画決定した道路とはいえ、一度も見直さなければならないのか、どんなものかというふうな質問をいたしております。

町長の回答は、「都市計画道路区域内の土地使用者に対しては、建築物を建てる際や土地利用を図ろうとするときに、都市計画法第53条第1項の規定により制限がかけられており、土地所有者には少なからず不利益が生じている現状があります」と、このように答弁しています。

「これからも、事業化していない都市計画道路については、現状の交通量の確認や、将来交通利用や代替え路線についても検証を行った上で、都市計画像を見据えた都市計画道路の検討を行う必要があると考えております」というものでした。

私は、野口議員と同じ気持ちでこの質疑を聞いておりました。というのも、私の自宅の前を通る都市計画道路、廻戸・若栗線も、ファミリーマートまでは整備されたものの、その先は一向に進む様子はありません。特にフタムラ化学前のT字路の交通渋滞や、歩行者の安全には大変問題があるというふうに思います。

この問題については、永井議員も質問をされております。都市計画道路は、昭和40年に都市計画決定されたもので、平成8年までにファミリーマートまで整備されたものです。しかし、残念ながら、その後の進展は全くなく、町から事業化するという方針を聞くこともありません。地権者も代がかわり、諦めに近い気持ちをもっています。未整備の道路の延長は約850メートルなのです。事業化する意思があれば、十分できると考えておりますが、なぜ、現状のまま放置しているのか、事業化せずに未整備になっているのか、未整備の原因について伺います。

さらに、さきの質疑では、都市マスタープランの見直しにあわせて、都市計画道路についても見直しを行うと答弁していましたが、町として見直しの方向性はどのようになったのか伺います。

次に、都市計画道路荒川沖・寺子線及び中郷・寺子線の延伸整備について質問をいたします。

去る5月15日、待望の荒川沖・寺子線2.9メートルが全線開通いたしました。とともに、寺子・中郷線の0.75キロメートルも供用開始になり、私の会社の通りの前の部分を除いて、茨城大学や中心市街地に荒川沖まで一直線に結ぶということで、大変利便性が高いものと思われまます。完成した道路を改めて走りますと、さらに寺子・飯倉線に早急に取りかかり、完成しなければならないという思いがいたします。当然、中郷・寺子線の私の会社周辺残り800メートルも整備を急がなければなりません。

先日、常任委員会の関係で、町内外の各所を回りましたが、その中で、東部工業団地にある雪印メグミルクにも挨拶に伺いました。工場長は不在でしたが、副工場長とお会いすることができました。今年度中には全面的に操業を開始するというので、これからも従業員の採用を予定しているということで、雇用関係にも期待が持てると思いました。町への要望や期待ということ伺いましたが、真っ先に上げられたのが都市計画道路の整備でした。今度、物流が盛んになるということは、もちろん、イメージとしても、荒川沖から工場まで直結する荒川沖・寺子線、寺子・飯倉線の早期全面開通に期待を込められて要望をしておりました。その要望は、東部工業団地全体の要望であるというふうに思われます。また、南平台に住まわれている方々からも、今のままでは、通勤・通学の送り迎えにも不便なので、早期に開通をさせてもらいたいとの要望も多くの方々から聞こえます。

都市計画道路寺子・飯倉線の延伸の取り組みについて伺います。寺子・飯倉線は残すところ2キロ余りとなっています。荒川沖から東部工業団地まで延伸することで初めて本道路が生きてくると思われます。

今年度の予算には計上されていないようですが、本道路はどのような工期を確保して行われるのか、来年度は必ず工期を確保して延伸取り組みをするのかどうか、また延伸計画スケジュールはどのようになっているのか伺います。

都市計画道路荒川沖・寺子線の交通安全対策について伺います。

昨日も、当社の先で交通事故がありました。交番のほうから来た車がカーブのところでノンストップで上郷住宅方面に向かっていったために、新しく開通した中郷・寺子線から来た社会福祉協議会のデイサービスカーと衝突してしまい、人身事故となり、双方とも廃車になるような大事故でした。今回開通した部分は変形4差路で、特に上長地区から進入し右折する場合は危険であると思います。何度かこの道路を通りましたが、開通直後でとまどっている面もあるかもわかりませんが、上長地区から進入し右折する車と中郷方面から荒川沖駅方面に大きくカーブしながら通行する車が道路上でとまってしまっているのを目撃いたしました。道路構造上、信号がなくして安全にスムーズに通行できるものなのか疑問があります。

まず、なぜ信号をつけないで道路整備をするということになったかという経過について伺います。

先日は委員会で現地視察を行いました。この道路のそれぞれの幅員は、26メートル、18メートルという幅の広い道路です。この変形4差路で歩行者用の横断歩道がありますが、歩行者用の信号がありません。子供やシルバーカーを引いた高齢者は、相当気をつけて通る必要があります。歩行者の安全確保という面からも、信号機の必要性があると思いますが、どのような検討を行ったのか伺います。その上で、事故発生前に、信号機等の交通安全対策は不可欠であ

り、早急に対応するべきと思いますが、どのように考えているのか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） まず1点目の、都市計画道路の見直しの方向性は決まったのかについてであります。

町には、国道3路線、県道9路線、町道16路線の合計で28路線、総計画延長約75キロメートルが都市計画決定されており、6月現在において延長ベースで65.6%の整備がされております。

町の都市計画道路は、市街地整備等とあわせて着実に整備を推進してきたところでありますが、計画当時との社会経済情勢の変化や、交通体系の相違などにより、長期間未着手となっている路線があることから、今年度より2カ年をかけ、国の補助事業を活用し、都市計画道路の継続、変更、廃止の方向性について検討を行なってまいります。

次に、2点目の、都市計画道路荒川沖・寺子線及び中郷・寺子線の延伸整備についてであります。

荒川沖・寺子線、またその延伸となる寺子・飯倉線及び中郷・寺子線の整備は、町の西部、中央、東部市街地を結ぶ道路ネットワークを形成する上で重要な路線です。これらの道路が結ばれることで、西部・中央地区の住居、東部地区の職場が直結され、将来人口5万人を目指す当町の職住一体のまちづくりに大きく寄与するものと考えております。

そのため、寺子・飯倉線については、国の補助金の動向を見極めながら来年度より事業実施に向けた住民説明会や測量、設計等を年次計画で進めてまいります。

最後に、3点目の、都市計画道路荒川沖・寺子線の交差点安全対策についてであります。

先般開通しました荒川沖・寺子線と中郷・寺子線の交差点は暫定T字路となっております。工事設計の段階で、茨城県警と交差点協議をした結果、暫定形の供用時点では信号機の設置はせず、路面標示、標識、道路照明等の安全対策を講じる現計画となったものです。

しかし、優先道路がわかりづらく、通行者の混乱を招くなど、課題等も判明いたしましたので、茨城県警と協議の上、当面は注意喚起の看板や反射板、路面標示等の追加設置で対処してまいります。

当路線は、町の主要幹線道路でありますので、暫定形であっても安全性を確保するため、引き続き信号機の設置要望をしてまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 先ほども話をしましたが、都市計画道路廻戸・若栗線の事業化せずに

未整備になっているのは、どういう原因があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。廻戸・若栗線でございますが、総延長が2.8キロでございます。そのうち昭和58年度から平成8年度の間、2工区に分けて、1.34キロメートルが整備され供用開始しております。未整備の約1.5キロのうち、曙から北側につきましては、土地区画整理事業にて実施すると。それから、御質問の五本松交差点から南側約850メートルについては、その進捗を待ってから、単独賠償方式にて整備という計画であったかと思われ。しかし、この時期ですけれども、平成8年ですか、阿見町の都市計画事業の全盛期でありまして、岡崎それから本郷第一の2つの公共施行、それから鈴木、中郷の2つの組合施行ということで、そして、旧住宅都市整備公団の荒川本郷地区ですか、合計5つの区画整理事業が施行または計画されていたというようなことで、町の都市計画道路につきましては、区画整理事業で整備をしていくというような、そういったことで、事業費それから職員大半がですね、この区画整理事業に注がれていたってというような、そういった時期でございました。それから、その区画整理事業が、つい最近まで、その本郷が施行してたわけですが、そういったことからですね、この単独買収廻戸・若栗線の整備が進まなかったというのは、こういった状況からと思われ。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 大体今のやつはわかりましたけど、本当、荒川沖方面というか、あちらのほうには、本来からいって、あの通りは、準ちゅうかメイン道路に近い、やはり通勤とか、やっぱりそういう形でね、やっぱり車も今も多いしね。そういう中で、本来だったら、早目に整備するよなね、形になっていかなければおかしいというふうな、私は気持ちを持っております。やはり、今言うように、都市計画道路をね、今、早くやはりそういう形で見直ししてもらって、そういう中での、もし外れるんであれば外れた中でね、きちんとした、やはりまあ、当然わかっているように、歩道も狭く、本当に自転車もね、ああいう交通量が多いところで、表に車道に出てきてね、自転車もあるという。また、歩道も1人歩くのがやっとな、また傘差して歩けば傘は車道に出てくるような状態の中で、また雨降ればね、側溝がまだ整備されていないという状態はね、かなり通りがそういう形で早くね、何らかの結論を出していただきたいというふうな、私は前々から思っていたんですけどね。そういう中で、いろいろ制限がかけられてることなんですけど、去年かな、うちの近くの大東建託がやったアパートとかね、今度、中央南の公園のところに建て売りちゅうか、なんか住宅が建つみたいな形なんで、これ町のほうで、どういうふうな業者っていうか、どういう制限っていうか、どういう話してるのか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。都市計画道路の計画決定の段階では、久保谷議員が御質問で、去年の野口議員の内容をお話しされましたが、都市計画法の53条の規制しかないっていうようなことでございます。これは、地下を有しない、移転可能な住宅は許可できるけども、そういった許可制ですか、そういった形で、それだったら建てられるということでございます。事業認可になれば、そういったことは建築規制はできるんですけども、計画決定の段階で、実際に、その工事施行の、その辺が期間がわからないということで、そういった規制になっているというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） なぜね、私、これ聞くっていうかといいますと、自宅の前に、うちの建物っていうか、前、仕事やってたところの建物が、もう当時、建てるときに、やはり、一筆っちゅうか書かれてね、反対しますみたいな感じのやつを書かされてたわけなんだよね。そういう中で、今アパートが建ってますが、もうほとんど今の敷地内、あれ広がったとき、本当に下がれるとか壊すことができんのかなというふうな状態になってるんですが、その辺の話は全然してないっていう話ですよ、そうすると。今の地権者には。ちょっとじゃあ、伺います。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 都市計画法53条の規制を御説明するときは、そういう都市計画道路がここの敷地内を計画されてますと。で、実施される場合には、そういったことで移転になりますというようなお話はしてですね、それで53条を申請していただいて許可をするというような、そういったことになってます。ここのですね、補償とかそういったことにつきましては、いろんなパターンもありますし、その時期ではないと、補償の方針とかそういったのも変わってくる可能性もありますから、あくまでも、もしそういった、かかった場合には補償対象となりますというような、そのぐらいだけでお話は終わっているというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それではですね、都市マスタープランの見直しにあわせて方向性の話、聞きましたっけ。決まったかどうか。方向性は。じゃあ、もう一度、すいません。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 都市計画道路の見直しにつきましては、町長の答弁にもありましたように、国庫補助を受けまして、26、27の2カ年で見直しを実施してまいります。それで、そのまま継続するのか、それから、または線形とかそういった幅員等を変更するのか、または廃止するのかという、この3択になりますけども、そういった方向で、路線ごと区間ごと

に決めていきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それではですね、荒川沖・寺子線の延伸の計画ってどうか、今年度、さっき話ししましたが、予算化されてないし、今まで、どういう交付金で、また、この前5月の15日開通しましたが、交付金のやつつちゅうのは、申し込みというか、そういうの、状態はどのようなふうな形になっているんですか。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。道路整備はですね、今、国の方針では、5カ年間で用地買収から工事を完了させて供用を開始して、その効果を示せていうようなふうに言われてます。その5カ年もですね、その事業者の都合ではなくて、都道府県あたりで決まってまして、茨城県は26年から30年までが1工区ですね。ですから、この5カ年間で、ですから30年までには結論を出せというような、供用を開始して、そういった効果を出せというような。その時期、工期が、今度、31年から35年までの5カ年というような、そういったことで、こう5カ年ずつずれていく。そういったルールになっています。

今年度予算化してませんので、来年から、もし着手したとしましても、例えば、30年までには現道に接続して、工事も完了して供用開始するしかないってようなことになりますけども、そういうふうになるんですが、ちょっとその区間がですね、長いっていいですか、寺子・飯倉線の未整備区間は1.7キロございます。一部柏根のほうにつきますと、現道とダブってくるんですけども、今の荒寺線の交差点までは、現道までは1.3キロありますんで、その1.3キロを残り4年間でやるというのは、相当な労力といいですか、かかるかと思えます。まずそれよりもですね、4年間で用地買収と工事となりますと、用地買収が2年、工事が2年というような形で、その用地買収で地権者の方がですね、心の準備ができるか、家屋移転とかそういったものがありますので、その辺はちょっと難しいかなと考えてます。本来ですと、道路事業は、その補助対象になる以前にですね、大体2カ年ぐらいかけて用地測量それから設計やまして、地権者に、そういった打診をした中で、ある程度 of 了解を得た中で着手していくというような、そういったのが望ましいことですので、そういったことからですね、来年から実質的には事業には着手してまいります。国の補助事業をもらうのは、31年から35年の期間になろうかと思えます。ただ、これから4年間の準備期間をいただきましたので、測量等については全線残り1.7キロ全線測量しまして、それで、用地測量とかそういうのも、あと地権者のほうもですね、その間にですね、いろいろ交渉を重ねてですね、31年からはスムーズにですね、事業に入ってますね、まあ、職員としましては、一期で何とか全線開通するような、そういった意気込みを持ってですね、やろうかというふうに思っております。



○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 26年から5年間つつつてましたよね。で、今からじゃあ間に合わないっていう。要は、あそこまで事業計画なあって、そしたらば、前もって2年くらい前から、そういう形で交付金を申請するようなスケジュールを組んで、なぜやらなかったのかっていうことを、私は聞きたいんです。どういうことですか、これ。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） とりあえず今回の開通したところがL型で開通しまして、そこが一区切りと。そして、本来、道路整備としましては、おっしゃるように工区を分けて延長してくというのが、そういったのが通常のやり方かと思いますが、そういった中でですね、阿見町の事業費、財源ですとか、それから優先順位等で、その辺が少しほかに回った関係上、本年度の予算が抜けてしまったといいますか、そういった事情があったかと思います。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 要は、だから3年前にやはり決まっていたんだから、やはりそういうふうな交付金の申請をするような形をやってって、全線開通に持ってかなければ、これはやはり、判断というかね、これは執行部の判断ミスだというふうに私は思います、これは、本当に、こういうことやっては。それでやはり、俺は雪印の話もしてましたが、今から、話を聞いてると、そしたら31年以降の話でしょうよ。そしたら、何年先の話してるのか、これ。そういう話になりますよ、これはやはり。じゃあ、すいません。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） この整備計画ですけれども、例えば今年度から入ってたとしても、1.7キロ、それから家屋移転が十数件ございますので、とても1期5年では難しいというような形で、2期10年を予定しておりました。順調に本年度予算がついていたとしても、完成は35年になろうかと思います。ただやはりですね、今回の時期がずれたというのをですね、何とか挽回してですね、マンパワーでですね、いろんなそのやり方もあろうかと思います。土地開発公社で先行買収とか、そういったいろんなやり方も考えられますので、いろいろその辺を検討しながら、なるべく期間をですね、短くして早期完成を目指していきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） その話はわかりましたけども、だからね、2年、3年前に、なぜそういう交付金の申請をしなかったのかと。もう今年度からそういうことをやってれば、だって、その前からね、そういうことをやってれば、十分間に合ったでしょう、31年までには。そういうやつはやはり、さっきの話からすれば、もう本当に私思ってますが、うちの前の道路なんか、こっち犠牲になって、こっち荒寺線のほうにね、注がれたような形になってますんでね、本当

にそこまでしてで全線開通なくて、本当にさみしいなというふうに思ってます、これははっきり言って。だから、昨日も飯野議員が自転車道の話してしましたが、やはり、あれだってね、歩道がそういう形で利用してあれすんだよつったのは、やっぱり真っ直ぐ行くような形になって初めてそういうことが話しできる話でしょ。だって、途中でくっと曲がって、ほんで大してさあ、あれなんですから。やはり道路っちゅうのは、そういうことがきちんとやって活きるものだというふうに私は思います。なぜそういう形になったのか、町長、すいません、ひとつよろしくお願いします。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、部長も話ししましたが、まあ、優先順位としてはですね、私は、もう今回、荒川本郷に、ここをやっぱりきちんとした形にしないとイケない。それが5万人を目指す一番の柱だと、私は思ってますので、まずそちらのほうをやって、その後は、本当に道路はつながりゃだめですよ、それはわかりますけど、じゃあ、どこが一番優先順位だかっていうときに、私の決断は、今のところ、荒川本郷地区の、やっぱり、土地利用を進めていく。それが一番大事だということですね、そういうことで決断を私がしました。

それは今後ね、どういうあれだかわかんないけど、いろいろしゃべる人がいるけど、もう黙ってられない人がいるからしょうがないんだけど、これはやっぱり、そのときのトップがね、どうやって決めるかってのは、これはやはり任していただかないと困るし、皆さんが、やはり、ああこうだっていうものもわかります。道路は本当に誰でもつながなければだめなんだから。だけど、やっぱり今の状況の中で、5万人を目指すっていうことになれば、やっぱり荒川地区、あの地区にライフラインとそういうものをつくり上げていきたいというのが私の考え方です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） これはやはりわかりましたけど、やはり執行部のほうもね、なるべく早く、もう早急に、35年があればじゃなくてね、幾らかでもね、1年でも2年でも早目になるようにね、本当に工業団地も、当然、雪印メグミルクのほうでも、そういう形の要望もあった中でね、また南平台の方も、やはり荒川沖まで駅まで真っ直ぐ行ってね、やはり行きたいというふうな要望もたくさん聞いてますのでね、そういう中で、本当に町のほうがもうちょっとね、早目にできるような形でお願いしたいというふうに思います。

以上で、これは終わります。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それでは、環境問題への取り組みについて質問をいたします。

まず、茨城エコ事業認定者の取り組みについて伺います。

平成25年11月13日、阿見町役場本庁舎が、茨城県知事から、エコ事業所の認定を受けたと環

境政策課のホームページに掲載されております。最高ランクのトリプルAでの認定と書いてありますが、茨城エコ事業所認定制度へは、環境への負荷の少ない、環境型社会づくりを目指す環境マネジメントシステムだと紹介されています。茨城エコ事業所登録制度について、どのような制度があるのかお聞きします。

そして、阿見町が最高ランクのトリプルAで認定されたのは、どのような取り組みが評価されたのか伺います。

さらに、エコ事業所として取り組む項目が、1、必須項目6項目、2、基本項目18項目、3、発展項目19があるようですが、阿見町では、それぞれの項目で達成したのは何項目あるのか、評価されたのか、また、この評価は毎年行うかを伺います。

また、登録区分のランクは、家庭での取り組みをプラスするものであるようですが、阿見町では、職員の家庭での取り組みは行っているのか。

霞ヶ浦を抱えている水質浄化のため、様々な施策を行っている阿見町としては、家庭での取り組みは必須だと思われます。家庭排水浄化推進会議も組織されておりますので、全庁的な取り組みに発展させるという意気込みが必要だと思います。家庭での取り組みをプラスする考えはあるのかどうか伺います。

公用車の電気自動車の導入について及び電気自動車等充電インフラ整備について伺います。

茨城県では、県内における電気自動車やプラグインハイブリッド自動車のさらなる普及促進を図るため、国の次世代自動車充電インフラ整備促進事業を活用して、充電インフラの整備を進めることとし、平成25年7月18日に、電気自動車等インフラ整備ビジョンを策定しています。このビジョンは、充電インフラを県内に計画的に配備するために適切な設置箇所等を示すものであり、設置者となる地方公共団体、事業者等や県民は、このビジョンに基づいて充電器を設置する場合、国から購入費用及び設置工事費の3分の2の補助を受けられます。温暖化防止にもつながる環境、太陽、自動車の本命であり、電気自動車だと言われております。しかし、バッテリーの関係で、運転距離が限界があります。普及が伸び悩んでいると言われるのは、この節約を克服するのが、町中での充電スタンドの設置だと言われております。

茨城県の充電インフラ整備によると、町内には3カ所の設置目標があり、南平台にあるファミリーマート阿見湖南店に第1号が設置される予定になっております。この際、ぜひとも充電スタンドを町内各地に整備するべきであると思いますが、考えを伺います。

昨日の飯野議員の質問にもありましたが、霞ヶ浦周遊やつくばにつながるサイクリングロードなど、サイクリングファンのメッカだそうであります。そこで、アウトレットや町役場、予科練平和記念館、中央公民館等、公共施設などに充電スタンドを設置して、積極的に進めることで、環境に関心のある観光客を積極的に呼び込む体制を整備する必要があるというふうに思

います。

同時に、今ガソリン価格が高騰している中、町の公用車を随時、電気自動車を導入することで普及促進を図ることができると思いますが、町はどのように考えているのか伺います。よろしくをお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 非常に、一般質問が内容濃くて、ここには茨城エコ事業所認定の取り組みについてと公用車の電気自動車導入について、電気自動車等充電インフラ整備についてということなんで、今の質問の内容だと、再質問の中で、またやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、1点目の、茨城エコ事業所認定と取り組みについてであります。

町では、地球温暖化対策や廃棄物の減量化など、環境に優しい取り組みを効果的、効率的に行うために、茨城県が実施している茨城エコ事業所に登録を行い事業活動を行っています。茨城エコ事業所としての取り組み内容は、冷暖房の温度調節や節電・節水などの必須6項目、エコドライブや資源の節約などの基本8項目、省エネ器具の導入などの発展6項目、合計20項目を実施し、平成25年11月13日付でトリプルAランクの認定を受けております。

今後は、役場庁舎について茨城エコ事業所としての取り組みを継続するとともに、公民館や水道事務所等の出先機関等においても茨城エコ事業所の登録を拡充していく予定です。

2点目の、公用車の電気自動車導入についてであります。

町では、公用車の購入計画において、主に車両の小型化及びハイブリッドカーへの転換に取り組んでいるところであります。ハイブリッドカーは、最初から議員も使っておりますので。電気自動車導入は、現時点で計画はございませんが、町の環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、社会情勢など総合的に判断して検討していきたいと考えております。

最後に、3点目の、電気自動車等充電インフラ整備についてであります。

茨城県では、国の次世代自動車充電インフラ整備促進事業を受け、電気自動車等充電インフラ整備ビジョンを策定し、県内の充電インフラの整備を促進しています。このビジョンによれば、県内の充電器の設置個所は、道路への配備55カ所、面的配備189カ所、合計244カ所となっております。阿見町においては、国道125号バイパスと町内5カ所が対象になっており、面的な配備箇所として、役場庁舎、公共施設、福祉施設、病院、ガソリンスタンド、商業施設などが候補地に上げられています。

町内においては、既にあみプレミアム・アウトレットに急速充電器1基が設置されています。

電気自動車等充電インフラ整備促進事業は、地球温暖化対策のほかにも、設備投資などを喚起するという経済対策効果も期待されていることから、町としても維持管理に要する経費や安

全性についてよく調査した上で検討していきたいと考えています。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 阿見町が、さっきのエコ事業所の認定なんですが、トリプルAの認定されたのは、どういう取り組みっていうか、さっきの必須項目と……。これちょっと全部説明してもらっていいですか。まだわからない方いるというふうに思いますので。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。事業所での取り組みということでトリプルAを登録承認をいただいたわけでございますけれども、これ一番最高ランクになってございます。

先ほど町長が説明したとおり、必須項目6項目あるんですが、これ全て取り組まなければならないということになっております。その6項目というのはどういうものがありますかでいくと、冷暖房の温度調節ということで、夏場は設定温度28度、冬場は20度程度とするということ。それと、コンセントは小まめに抜くということ——これが2つ目ですね。3つ目は、蛇口を小まめに閉めると、節水を心がけるということですね。それから4番目として、可能な限りアイドリングをなくす、エコドライブ教育をするということ。それから5番目として、エコ製品等を選んで買う——文房具とか用紙等の購入については、そういうエコ製品を購入するということ。それから6番目として、可能な限り過剰包装を除くということで、文房具等購入当時にまとめて注文をすべきだろうということで、この必須項目6項目については全てクリアしているということ。

それから、基本項目18項目あるんですが、そのうち、このトリプルAとしては5項目以上を対象にしなければならないということで、町は8項目やっております。まず1つとしては、昼休みには可能な限り消灯をすると、一斉に消灯をするという。それから、エレベーターの利用は職員は自粛をしているということ。それから、冷房時にはブラインド等を利用し効率よく冷暖房の効率をアップさせるということ。それから4番目として、食器類の洗浄、手洗い、洗車、そういったものについての節水等の表記をつけるということ。それから5番目として、毎日水道使用量の点検をするということ。それから6番目として、各市町村で決められた分別方法に沿ってごみの分別をするということで、町としても分別をしながら進めているという。それから7番目として、使用済み用紙の裏面利用や両面コピーを積極的に行うということで、これも各課でそういう取り組みをしているということ。それから最後に8番目として、夏場はクールビズですね、原則上着、ネクタイを着用しない、冬は重ね着等でウォームビズを図るとするということの、その8項目の取り組みをしている。

最後に、発展項目ということで、これ全部で19目あるんですが、このトリプルAは、その19

目中4項目以上に取り組むということで、阿見町は8項目に取り組んでいます。この発展項目については、省エネ照明器具への交換を推進するという事で、LEDの照明化を図っているということ。それから2番目として、空調設備交換の際は、省エネ型空調設備への導入を図っているということ。それから3つ目として、太陽光発電や風力発電、バイオマス発電等の自然エネルギーを活用するという事。それから、節水器、節水型トイレを設置するという事。それから、車の更新の際は、環境への負荷の少ない低公害車——ハイブリッドカー等の公用車を積極的に導入するという事。それから6番目ですね、事業活動に伴う廃棄物の減量化やリサイクル等を積極的に行うということ。それから7番目として、敷地内の植栽、緑地等の適切な維持管理を行う、定期的な維持管理を実施しているかということ。それから最後に8番目として、地球温暖化対策地域協議会などの環境保全団体の設立、環境保全団体の参画支援を行うということで、そういったものにも参画支援を積極的に行っているということ、この8項目ですね。

以上が、このトリプルAで、町のほうに取り組んでいる事業の内容ということになります。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） トリプルAにSとMとLというふうにあります。これ事業所における職員の世帯で、エコチェックシートですか、これの取り組みとあるんですが、これ町のほうでは、そういうことを考えているかどうか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 県内の市町村の状況を見ますと、認定数が県内で1,880事業所、これは民間の事業所も含まれて、その内容については、AかトリプルAかダブルAか、それにS、M、Lがついているかついてないかっていうふうなところがあるというふうに思います。民間の事業所なんかでは、確かに家庭での取り組みをしている事業所もかなり多く取り組んでいるというふうには、私も認識しております。ただ、昨年11月13日にこの認定を受けておりました。まだまだこれから、阿見町役場として、しっかりとこのトリプルAを継続して進めていくということがまず大切だろうというふうには、私も考えてます。その上で、職員の意識ですとか、このエコ事業所に対する意識というものを涵養していかないと、なかなか、じゃすぐ取り組むというふうなことになっても難しいのかなというふうにも思いますし、トリプルAの中でもS、M、Lということになると、かなりランクの高い部分になってきてしまいますので、その辺については、まずとりあえず、役場のエコ事業所、それから、この次は、ほかの公共施設の茨城エコ事業所の登録認定を受けるということをやまず優先をすべきじゃないのかなというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） たぶん知ってる人が少なかったのかなというふうに、私は思ってます。周知されてる部分もなかったしね。そういう中で、やっぱり、町内のほうでそういう事業所にもね、ちょっとそういう働きかけとかしたり、あと、このチェックシートじゃないけど、項目が、あと残りたくさんあるんでね、1つでも多くなるようにね、してったらいいのかなというふうに私は思います。

それではですね、あと、公用車の電気自動車購入についてなんですが、ハイブリッドだけで購入予定はないってということなんですが、それはどういう理由があつてなのか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど町長も答弁しましたとおり、現段階では、電気自動車の導入計画がないということでございます。町の環境基本計画とか地域温暖化対策実行計画、そういうものに基づいて、今後検討していきたいというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） やはり、積極的に導入するっていう意思がないんで、やはりこの充電スタンドも設置する予定はないっちゃうことですよ。お願いします。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 充電スタンドの設置については、先ほど町長答弁で、町内には、今、アウトレットに1カ所、アウトレットのほうで無料で充電できるような急速充電——約30分ぐらいで充電できるというふうなことなので——30分が長いのか短いのかっていうふうな判断もあると思いますけれども、今のところ、その充電器の設置の計画はございませんけれども、ただ、今後、道の駅ですとか、そういったものの計画が、町の事業の中のものにございまして、そういった部分で、それとあと、電気自動車の普及ですか、そういった部分も考慮入れるとなれば、ある程度、その必要性というものは持ってないわけではないということです。ただ、補助期間が来年の2月までの補助期間ですので、それまでの、その充電設備をつくれるかということになると、大体1基当たり500万円ぐらいかかるというふうな話も聞いておりますし、普通充電器にするのか、あとは急速充電にするのか、それと維持管理費の問題だとか、そういった部分についても調査しなければならないので、補助の部分については、ちょっと期限的には間に合わないのかなというふうには思ってます。ただ、いずれにしても、そういう必要性が、阿見町役場の公用車ということではなくてね、一般の電気自動車の普及の状況だとか、そういったものを勘案すると、必要じゃないということの認識はありませんので、今後、そういったものを研究しながら、茨城県の次世代自動車充電インフラ整備促進事業整備ビジョン、

そういったものでも、阿見町にはこれだけ設置するというふうなことも明確に出ておりますので、そういったことも考えながら、今後ちょっと調査と研究をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 今、500万ぐらいのちゅうことなんですが、私が見た、あれしたところは300万ぐらいかなというふうに思いますのでね。やはり、予科練記念館とね、やっぱり、よそから来るようなところの場所とか、役場ぐらいはね、積極的に、今、もう県のほうでも3カ所そういう形でしているわけですから、そういうやつで、やはり補助金がもらえる中でね、やはりそういうものを設置していったほうが、ちょうど東京都があっちのほうからね、交流人口増やせだかどうのこうの言ってる中で、やはり、ここ来たら何カ所かあるんだよというふうな形になるようにね、してもらいたいなというふうに。このアウトレットにどうのこうの言ったら、それはアウトレットがつける話でしょ、だって、あるちゅうことで。町がつけたわけじゃないよね。この前、ファミリーマートの湖南店のとこも、私、着いたのかなと思って見に来たら、頼んであるんだけどまだついてないんだということで、やはりファミリーマートが積極的にそういう形で進めているわけですから、やはり、何カ所ぐらいはね、例えば300万なら3分の2負担なら100万なるでしょう、だって。そういう形でしてかないと、私は普及してかないのかなというふうに思います。じゃあ、もう一度お願いします。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、ありがとうございます。先ほどの答弁と同じになってしまうんですけども、設置をするその維持の問題ですとか、あるいは、300万ぐらいので、確かに設置できる充電器もあろうかと思えます。ただ、どれがいいのかって、結構広範囲に価格が設定されている部分がありますので、平均的なものが500万ぐらいかかるのかなというふうに私は認識をしてたんですけども、あとは、その普及の状況等も、やっぱり考えていかなければなりませんので、そういったものを含めて、ちょっと研究をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 阿見町で、やはりLEDとかどうのこうのという中でね、太陽光だとかね、補助金とか、そういう形で進めてる中ではね、そういうのを積極的にやってもらいたいなというふうに思います。

それとですね、茨城県では神栖とね、つくば市あたりで、車と充電スタンドに、やっぱり、車に補助金っていうか、出してるんですが、町のほうでは、そういう補助金で積極的にやるような考えはあるのかどうか、ちょっと聞きます。



○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 初めての、今、御提案をいただいたのですね、積極的にやるのかというふうなことで、非常に厳しいんですけども、今のところ、そういう考え方を持ってるものではございません。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） よそでやってっからやれじゃないんですけど、やはり、そういう形で、環境にということで、やっぱり阿見町は取り組んでるわけですから、やはり積極的に、もう早目にね、そういうものを取り入れながら、今後やってもらいたいというふうに思います。

それでは、これを終わります。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後5時45分といたします。

午後 5時35分休憩

---

午後 5時45分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それではですね、阿見町のキャラクター戦略について質問をいたします。

まず、阿見町を代表するキャラクターと言われているのはどのようなものがあるのかについて伺います。

この前、アウトレットにある阿見町のインフォメーションセンターに寄ってみましたら、初めて見るパンフレットもあり、何部か手にとって見ましたが、その中に、阿見町特産品キャラクター塗り絵というものがありました。その塗り絵には4種類のキャラクターが描かれていましたが、改めて阿見町の特産品にはそれぞれのキャラクターが作成されているということがわかりました。そこには、阿見グリーンメロンの「あみロン」、タケノコの「ほっぺちゃん」、スイカの「まい・あみちゃん」、ヤーコンの「こんちゃん」という4種類のキャラクターがありました。私がおほかに思いつくのは、茨城大学の農学部が提供した湯苺キャラクターの「湯苺ちゃん」ぐらいです。

そこで、質問しますが、まず、現在、阿見町で採用されているキャラクターは、どのような名称で、幾つあるのか。

次に、どのキャラクターがどのような場面で使用・活用されているのか。

最後に、阿見町を代表するキャラクターを絞り込んで、有効活用するべきではないかと思

ますが、どのように考えているのか伺います。

キャラクターの商標登録、著作権など、権利等はどのようにになっているのかについて質問いたします。

それぞれのキャラクターの作成経緯について伺います。作成した主体は誰なのか、まず、デザイン料は発生しているのか伺います。

観光協会で名刺を作成しているようですが、その中に、タケノコの「ほっぺちゃん」が使用されています。当然、著作権者がいるのかと思いますが、それぞれの著作権は、どこに権利があるのか。そして、商標登録などは保護されているのか伺います。

今後、イメージやキャラクターを前面に出して町を売り込むということになれば、そうした保護も必要になってくると思いますが、どのように考えているのか伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 1点目の、阿見町のキャラクターと言われるのはどのようなものがあるのかについてであります。

町には、タケノコの「ほっぺちゃん」、ヤーコンの「こんちゃん」、町商工会には、阿見グリーンメロンの「あみロン」、茨大農学部には、「湯苺あみ」、また、まい・あみ・まつり実行委員会においては、「アミゴン」、「ピースとさくら」、スイカの「まい・あみちゃん」があり、それぞれ、マスコットキャラクターとして、イベント等を盛り上げております。

2点目の、町を代表するキャラクターは何かについてであります。

当町のキャラクターは、町の特産物に付加価値をつけ、効果的にPRするためにつくったものであり、主に、ヤーコンやタケノコといった特産品ごとに活用しておりますので、町を代表するキャラクターは、現在のところありません。

最後に、3点目の、キャラクターの商標登録、著作権などの権利等はどうなっているのかについてであります。

それぞれのキャラクターの使用について、原則的には制限をかけず、広く自由に使ってもらいたいと考えていることや、登録の費用が発生することなどの理由から、現在、商標登録を行っておらず、今後も商標権を行使するメリットはないと判断されることから、商標登録は行わないと考えております。

また、一般的な、いわゆる「ゆるきゃら」には、著作権はないと考えられております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 代表的なね、私は、キャラクターを絞り込んだほうがいいのかなと。

それをやはり1つ全面的に阿見町が売り込む、例えば私らのあれじゃないけど、みんなでバツ

ジをつけるとかね、そういう形で、そのキャラクターをね、それはいろいろなメロンダイチゴだとかね、いろいろな部分で、それはそれでいいというふうに思いますがね、本当に1つに絞り込んで、世間からね、認知されるような形でね、ほんで、それを全面的に、私は、売り込んでったほうがいいのかなというふうに思います。

そういう中で、阿見町でキャラクターのね、総選挙みたいなものを作って、そして、何がね、人気投票じゃないけど、そういうやつを1回やってみてね、で、また認知の度合いだって高まるのかなというふうに思います。

そういう形のものも、やっぱり考えてったほうがいいのかなというふうに、私は思いますが、どのように考えておりますか。よろしくをお願いします。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） キャラクターについては、今町長が答弁したとおり、7つのキャラクターがございまして、「湯苺ちゃん」は、これは茨大のキャラクターということになりますけれども、それぞれの場面で活用しているというのが実態でございます。

確かに、代表的なキャラクターを1つ設けたほうがいいんじゃないかというふうな考え方も、確かにそれはあるんであろうというふうに思います。近隣の市町村を見ても、やはり複数のキャラクター、全てそれぞれの事業に活用している。1つしかないっていうような市町村は、そんなにはないんですね。ただ、茨城県については、「ハッスル黄門」ですか、これが秘書課の所管で、茨城県を代表するキャラクターというふうになっているのは承知しております。

先ほど御提案いただきましたキャラクター総選挙については、どのようにやるかというようなことは、ちょっと、何とも、今即答はできないんですけれども、そういうキャラクター、メインとなるキャラクターをどこに置くかというようなことも、なかなかこれ難しいというふうには、私は考えてます。ただ、町の、例えば特産品ですとか、観光施設ですとか、阿見町を売り出す目玉が1つ何か大きなものができるということになれば、そういったものも考えられないことはないというふうに思いますので、その辺は、久保谷議員の、もうぜひ考えていただきまして、御提案をいただければというふうに思います。ただ、それが成るかどうかわかりませんが、そういったものもあってもいいんじゃないかなというふうなことは考えてます。ただ、今現状は、その7つのキャラクターの中で、それぞれの事業の中で活用していくというのがいいのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 一回ね、私も、これ商工会かなんかでね、そういうものを考えられるのかどうかね、理事とか、みんなで相談しながら、これはやってたほうがいいのかなという

ふうに思ったりしてますので、また、あと、私からすれば、阿見町の代表するっていうか、さつき話は出てこなかったけど、やはり「アミゴン」かなあかなんか、私は思ってますが、まあね、最近お祭りのときしか出てこないんですけど、「アミゴン」かは、やっぱりそういうものをやってたほうが良いというふうに思います。ちょっと聞きます。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 何ともコメントのしようがないんですけども、まあ、「アミゴン」が良いのか、全て今使っているキャラクターは町を代表するキャラクターというふうなことで、それぞれの事業に活用させていただいておりますので、ですから、全国的に有名な「ふなっしー」ですとかね、「くまモン」ですとか、そういった代表するものが生まれるというふうなことになるれば、それはそれで非常に町のPR効果は高くなるんでしょうけれども、なかなか阿見町が何を視点を置いてそういうキャラクターをメインとするかというのが、なかなか見出せないというのが今の現状だと思います。これは観光ですとか特産品ですとか、いろんな部分に波及する部分だと思いますし、そういったものの確立といいますかね、そういったことを、阿見町が何をもちて有名どころなんだというようなことも、いろいろ考えていく必要があるだろうし、それは行政ばかりじゃなくて、今、久保谷議員から提案いただいた商工会さんですとか、いろいろな団体の中で意見を出し、考えていただいた中で、今後の方向性が決まっていくのかなっていうふうには思っております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） じゃあ、本来はね、商工会とか、今言ったように、みんなで考えてね、その中で、本当に代表するやつをね、売り出せるような形になれるようにね、みんなで考えていきたいというふうに、私も何とか努力してやるような方向でいきますので、まあ、ひとつよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで8番久保谷充君の質問を終わります。

ただいま、2番藤平竜也君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

次に、14番吉田憲市君の一般質問を行います。

14番吉田憲市君の登壇を許します。

質問者以外の発言は控えてください。

〔14番吉田憲市君登壇〕

○14番（吉田憲市君） 皆さん、こんにちは。久保谷議員がやわらかい質問で、吉田がかたい質問を任せましたと言ったんですが、まあ、かたくはなく、ほどほどの質問をさせていただ

きます。

それでは、質問を始めます。

私は、事前に通告をしてきました次の点についてお伺いいたします。

質問事項、入札監視等委員会の設置、阿見町指名委員会議事録の公開、阿見町入札制度全般に係る現状及び将来の対応についてであります。

入札監視等委員会の設置と阿見町指名委員会議事録の公開については、平成23年3月定例会及び平成24年9月定例会と今回で3回目の質問になります。

入札監視委員会の件については、23年度の回答では、適切な委員さんの確保、委員の具体的な運営に対し、情報が不十分であり、今後の研究課題にしていきたい。さらに、入札監視委員会、これは適正化の指針に示された中で、第三者機関による委員会を設置すべきだろうという指針が出ておりますので、よく調査・研究をさせていただいて、公正公明な入札制度になるよう進めてまいりたいと思いますとのこと。平成24年度回答におきましては、当町は小規模な町なので、単独ではつukれない。新たにつくるのには、それだけのリスクがかかる。よって、既存の町監査委員を利用し、第三者委員会の役割と同じ役割を考えておりますとのことでありました。

そこで、ここ約1年9カ月間に、入札監視委員会の業務として、監査委員の方はどのような業務を行ってきたのか、その実態をお伺いいたします。

次に、公共工事発注までに至る流れの中で、大変重要な役割を果たしているのが業者指名委員会の審査であります。私は、公共工事発注に当たっては、入札契約適正化法に基づき、入札及び契約の公正性、透明性、公明性を明確にするとともに、指名業者選定の経過を、町は広く町民に知らしめる義務があると思っております。よって、阿見町指名委員会議事録の公開を再三にわたり求めてまいりましたが、現在、将来に向かっての町の考え方はいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、入札制度全般についてであります。一般競争入札、指名競争入札、随意契約はもとより、建設工事、設計業務、コンサルタントを含みます物品販売及び役務の提供と入札資格審査、工事発注方式、指名業者選定基準と建設工事総合評価方式の導入とその他もろもろのことを考えていかなきゃならないと思いますが、今後、時流の変化とともに、もちろん入札制度における公正性、透明性、公明性を基本に改革、対応をせざるを得ないと考えますが、町としては、今後どのような対応をしていくのかお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 吉田議員の質問にお答えいたします。

入札監視委員会等の第三者機関の設置については、国における「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」の中で、第三者機関を設置できない場合の対応として、小規模の市町村においては、状況に応じて監査委員を活用できるとされており、町としては、監査委員による定期監査及び例月出納検査の際に、対象となった事業について入札契約関係書類などをもとに、手続きの説明を行うとともに、意見具申等をいただいております。

次に、阿見町指名委員会議事録の公開についてですが、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程第7条第4項の規定により、阿見町入札参加資格審査会の会議は非公開となっており、同規程9条では、委員及び関係職員に対し守秘義務が課せられております。また、阿見町情報公開条例第7条第6号に規定する趣旨から、引き続き非公開で実施していきたいと考えております。

次に、阿見町入札制度全般に係る対応についてですが、国や県などからの通知・通達や近隣市町村の動向を参考にしながら「入札・契約制度改善検討委員会」において、透明性、公正性、公平性、競争性の観点から、その改善に随時取り組んでおります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 答弁ありがとうございます。前回の答弁とさほど変わりがないんですけども、前回はですね、町長がですね、要するに小規模な町において、状況に応じて監査委員を活用するというので、監査委員の橋本先生等にはお話ししていないんですけども、監査委員をやはり活用していきたいという、そういう考えは持っておりますということでした。

監査委員さんがですね、こういう役目をやるということは、橋本先生は知っているんでしょうか。まず、そこから聞きます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。町では、前回ですね、小規模なので、監査委員さんのほうに、そういう意見具申をいただいているというようなことで、引き続き、その後も、入札制度に関して意見具申をいただいているということで、毎年、決算審査のほうでも、町の入札制度のあり方、そういうことについて意見をいただいているところです。具体的には、町としてですね、監査委員に監査の監視委員としての役割、そういうものを果たしてくださいと、そういう観点から監査をしてくださいというようなことは、特に監査委員にはお伝えしてないんですが、そういう中で、毎月ですね、例月出納検査とかそういうところで、毎月の入札の執行状況とか、そういうものを資料を提出して見ていただいているというようなことですので、そういう役目を果たしているというふうに、町では考えております。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 今、総務部長のほうからね、大変なことをお答えいただきました。監査委員さんに、この第三者機関の、要するに、入札監視等委員会のその役目、それは特には伝えてないという、今お話で、毎月の報告、具申、これは監査違うでしょう、その仕事の内容が。総務部長、これ、入札監視委員会の役目っていうのは御存じでしょうか。それはきちんとお話ししないと、橋本先生だってどうしようもないでしょう。それを、じゃあ、お願いしなかったんですか。お願いしなかった理由は何ですか。それをもう一回ください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） 監視委員等の責務といいますか役割について、本来であれば話すべきところだというふうには思っておりますが、町の監査委員さん、特に公平・公正性に向けて、毎月、そういう入札の執行状況、そういうものについて適切に意見をいただいているということですので、町としてはそういう認識をしていたものですから、改めてそういう依頼をしなかったということです。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 先ほどの質問に戻りますけど、入札等監視委員会の役目と、今現在の監査委員の役目、これの違いを教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○14番（吉田憲市君） こういうの持ってないの、こういうの。これ見ればきれいに書いてあるよ。

〔「町長は答弁したんだよ。やらなかったって言うほかないんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 海野議員は発言を慎んでください。

総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えをいたします。入札監視委員会ということにつきましては、入札及び契約の過程並びにその契約の内容について、透明性を確保するために、中立公正の立場で客観的に入札及び契約について、その審査、その事務を適切に行うことができる学識経験者、その第三者の監視を受けることが必要ですと、有効ですということです。

そのために、各発注者側が設置するものが第三者機関、要するに、その入札監視委員というものに、その競争参加資格の設定、確認、指名競争入札に係る指名の経緯等について、定期的に報告を聴取し、その内容を審査及び意見の具申を行う機関ということで位置づけられているものでございます。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） そのとおりだと思いますよ。それは何見てか、言ったんだか知りま

せんけども、そのとおりだと思いますけども、その仕事の内容を具体的に橋本さんをお願いして、それで、それを具申をいただいたんですね。そこんところ、どうですか。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど申しましたように、その監視委員の役割等について、改めて監査委員には伝えてないということですので、毎月の定例の……。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君、どうぞ。

○14番（吉田憲市君） いやいや、最後まで答えてから。

○議長（柴原成一君） 答弁終わるまで、じゃあ、質問者は発言を……。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 非常に申しわけなかったということですね。やっぱりきちんと答弁して、このお役は監査委員にやっていただくっていうことで、非常にそういう面では、こちらのミスだと思います。本当に、これはきちんと答弁してて、それでできなかったということは、私が、それだけの監督不行き届きということでもありますので、ここでお詫びを申し上げたいと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 町長、そうやって言ってくれたんでね、少し気が落ちつきました。入札等監視委員会というのはね、やはり前の答弁でもありますけども、土浦市を初め取手市、それから常陸大宮だったかな、あっちのほうを含めて8カ所でね、もう既にやってるんですよ。確かに、市とかですね、15万や20万の都市になりますと、やはり別でね、大学教授とかそういうものを採用してですね、1つの監視委員会として、要するに入札をランダムに選んでね、その中で、これはよかったのか、悪かったのかという話、それから問題、それからもう1つね、苦情処理なんかもやってるんですよ、当然のことながら。ですから、そういう形で、市町村でもやってるんでね、阿見町は5万人近い町ですから、もっと小さくても市として成り立つるところもありますんでね、今後ですね、やらなかったってということに対しては、非常に残念ですけども、今後ですね、きちっと監査委員さんを使っていくのであれば、監査委員さんのほうによくお願いして、それで第三者等はいいいんですが、入札等監視委員会というのはこうなんだよと、そこも先生、ひとつそこまで含めてお願いしますよという話をきちんと約束してください。どうですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 19日に、今度監査委員の当月監査があるっていうことで、そのときに、私も一緒に、総務部長も一緒にお願いをするということで御了承いただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。



○14番（吉田憲市君） これは非常に大事な問題ですので、何とぞ了解いただけるように、ひとつ御理解いただけるように、お願いしていただきたいなというふうに思います。

それで、次にですね、指名委員会あるんですがね、要するに指名委員会っていうのは阿見町にはないんですけども、阿見町に指名委員会のかわりにですね、契約規則19条第1項、第2項の審査会がね、これに該当するという前回の答弁がありました。

この審査会ですね、指名業者を選定して審査の位置づけをしていくんだよと、規則等で設けた方が位置づけをすると、それからですね、そのときの回答として、審査委員会の独自の規定ですよと、審査委員会の位置づけと会議の内容等の規定ですけども、今、阿見町の場合は、先ほど申しあげました建設工事等の入札参加資格選定既定の中に盛り込まれております。これは、他市町村、特に先進のですね、市等では独自に設けているということも御指摘だと思いません。確かに、きちっとですね、審査会の位置づけを別の規則等で設けたほうがいいですねと、位置づけもはっきりしますし、領域等も整理されてくるのではないかと私も思ってますという執行部の回答があるんですが、この点については進展がございましたか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。その審査会の要綱なりそういうもの見直しは行っておりません。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） これも先ほどのね、監査委員の問題と同じでね、執行部のほうとしてはね、そういうふうに考えているんだよという話なんですよ。独自にそういうものを独立させてと。俗に言う指名委員会ですよ。どこの市町村にもまた別にありますよね。これは、阿見町の場合は、資格審査委員会の中にね、そういうものを設けているんだよという話であります。第6条かな、建設参加資格選定規定の……。ごめんなさい、違うかな……。まあ、とにかくあるんですよ、これがね。それで、その中で、それを審査委員会が役目をしてるんだよという話なんです、これもまたですね、それは独自にしたほうがいいということを回答しているんですよ。それがまだ今、何もやってないという話になりますと、先ほどの監査委員の問題と全く同じような捉え方をしちゃうんですが、これは何で、そういう執行部のね、答弁をしとぎながら、1年9カ月もたって、独立した指名委員会っていうのをつukらないんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。答弁した後ですね、やはり全く手つかずということではなくて、結果的には、まあ何も変わってないということですが、そういう問題提起があったので、そういう見直しをする必要があるのではないかというようなことを受けて、検討した結果、まあ、現行の中でも、別にそれは対応していけるだろうというようなこ

とで、改正してなかったということでございます。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 何で指名委員会を独立させるのかということですね、まず、前にもお話ししたんですけども、公共工事の発注の過程なんですがね、まず、公共工事が発生しますよね。そうすると、次に、起工起案をするんですね、そして、阿見町事務決裁規定に基づいて、専決区分、区分検証の決裁をここでするんですよ。その後に業者選定をして、またその業者選定と同時に推薦をし、それで、阿見町の指名委員会の審査を受けて、公共工事の発注に至るんですよ。ですから、このところがね、阿見町指名委員会の審査というのがですね、非常に業者にとってはですね、重要なんです。また、町民も同じですよ。これに対しては、どういう業者がどういう形で仕事を得てるのかなというように、これは知る権利があると思いますよ、納税者は。ですから、これは独立させて、それでその中で、その規定で、その領域の中で決めていくという形ですね、この流れの中で一番重要なところですから。それで、そういうふうに思いますと回答いただいているんですよ、この間の一般質問の中ではね。ですから、これは必要なかったとかなんて、今言ってますけども、このときに必要あるって言っているんですよ。これ、今後ですね、どのような形にしていけばいいというふうに思いますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「ころころ変えるなよ」「無理なんだって、横田さんが答弁するの。トップしか答えられない」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。今までのやり方については、いろいろその当時の答弁の中で、まあ、必要性もあるだろうというようなことが問題指摘されたというようなことでございます。現在も、そういう今の規定の中で、その指名委員会という、入札参加資格審査委員会、そういうものを運用しているわけでございます。そういう中において、先ほど申しました工事の発注から、その業者選定に至るまで、そういう事務の決裁規定に基づいて執行している上で、特に問題点が指摘されたとかいうことが、それ以降ないと、そういうことですので、改正に至ってないというようなことだと思います。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） ちょっとしつこいかもしれないけど、平成24年の3回定例会でね、そういうふうに思いますと。別に取り組むんだよという回答、ここが出るんだよね。議事録に載ってるよ、これ。それで、その後ね、1年9カ月かけて、問題なかったら必要ないんだよという話なんですけど、このときの町の方針としては、そういうふうに変えていきますよと言ってわけだから、例えば、今検討中だとかさ、そういうような形があつていいと思うんですよ。

別にできてなくたっていいですよ、そんなの。だって、できなきゃできないでいいですよ。その理由がちゃんとあればね、それでいいんです。

それともう1つね、要するに、非公開だから議事録及び議事の概要書、これはできないっていう話なんですよ。これはこの間の答弁もそうなんです。ところが、取手市と土浦市はですね、会議はですね、非公開です。これ条例でうたってるから。しかし、その議事の概要書、これはですね、公表してるんですよ。前にも言いましたよね。取手はですね、窓口行けば、議事録もくれるんですよ。ですから、それがなぜ阿見町ではできないんだという話をした。そうすると、必ず、これは非公開だから、条例あるから。この条例をね、見ても、議事録をね、公開しないなんて書いてないですよ。会議は非公開と。だから、取手もそうですよ、それから土浦もそうですよ。会議は非公開。これはいいですよ、非公開で、何やってる。議事録は公開してるんだと。インターネットでダウンロードしたら出てきますよ。そういう形で、この間、坪田さんが総務部長だったと思ったけど、それで、取手で本当にやってんのかって話でね、私、逆に質問したんですけど、そしたら、取手市尋ねたらやってたんですよ。そういう経緯もあるんでね、阿見町と取手市は違いますよね。阿見町と土浦市も違いますよ。町長が言うとおりの。その町、町にですね、あった方式でやればいいんですけども、そういう先進地ではね、そういうことを既に行っているんだと。町民に知らせる義務があるんだということで公開してるんですよ。ですから、いいですよ、会議は非公開でも。しかし、一歩進んで、そういうことをしたらいいのかなというふうに思いますが、多分答えはやらないということなんで、次に行きましよう。

やっていただきたいのはやまやまなんですけれども、阿見町は、土浦市と、また取手市と事情が違うよと、常陸大宮とも違うよという話で答えが出てきそうなんで、それはいいでしょう。

この間ですね、管財課長さんがですね、勉強会開いてくれたんですよ、入札のね。5人受けさせていただきました。たくさん資料いただいたんですね。26年度のね、4月からは入札制度は最低制限価格制度をとるんだよと。これ2,000万円以上のね、建設工事全部だよという話なんですよ。それで、今までやってた低入札調査制度、これはですね、とらないんだと。以前はですね、低入札調査制度と最低価格制度のですね、業種によってどちらかを運用してたんですね。ところが、26年の4月からはね、これは最低価格制度に切り替えていきますよと。

じゃあ、それはどこが違うのかなということで、質問されると思ったんでしょうかね、それもここに書いてきてくれましたね、詳しくね。低入札価格制度ですと、調査制度ですと、適正価格じゃなくてダンピングが行われるおそれがあると。それでまた、事務が煩雑になるんでね、事務費が物すごくかかるんだよということですよ。それでまた、最低制限価格はですね、ダンピングはないんだけどもね、これはその予定価格といいますか、入札価格ね、それに下回る

ものはね、全て失格事案になるんですよね。それに対する、失格者になったから、何で失格者になったかという、それを請求することもできないんだね。非常に切り捨て御免って、昔江戸時代にあったけど、切り捨て御免ってやつだよ。その内容も何もわかんないですよ。

ただ、これの計算過程がありましてね、最低価格の基礎価格かな、これをやるのにはですね、最低制限価格の基本価格の算定法ってあるんだよね。茨城県のそっくりまねしたんだと思いますけども、これ実際にソフトも売ってると思いますよ。ですから、皆さんね、その中でね、町長が10分の7から10分の9の範囲内でね、決めるんだよね、価格をね。違うの。でしょ。基礎の価格、そうでしょ。町長、後ろで話さないでくれる。

○議長（柴原成一君） 質問を続けてください。町長は発言を控えてください。

○14番（吉田憲市君） そういう形でね、歩切りもないし、端数はカットするよと。だから、設計価格とそれから価格は一緒だという話で説明を受けました。

それでね、昨日の海野議員だったかな、これが昨日もらってきたんですよ、海野議員の質問の中でね。役場庁舎非常用自家発電設備設置工事ってやる。これ、海野さんにももらったんだけど、10者あって7者が失格なんです、これね。これはまさに異常事態ではないかなと、昨日見てびっくりしました。それで、その脇に書いてあるの、これ評点だよ。これ、経審のですね。業者さん、みんな受けてんだよね。経審の電気のほうの評点だと思うんですよ。それがですね、評点が、皆さんみんな優秀です、これね、800点以上。950点以上が2者ですよ。900点以上は1者。これはね、900点をとるというのはね、非常に大変な苦勞です。公共事業もきちんとやらなきゃならない。経営年数もなきゃならない。社会性もある。経営内容も良好でなきゃ、950点なんかとれないですよ。その業者さんが、この入札でですね、最低価格を下回ったため失格になってるね。7者も失格になってるんだ。それで、一番成績優秀なセンター電機さんって968点とってるんですよ。これは素晴らしい業者だと思いますよ。今までも、恐らく相当公共工事の経験年数があるんだと思います。それがですね、出した金額が一番安いんですけど、当然、下回ってるから失格になってるんですけどね。

私は思うんですけども、この自家発電設備っていうのは、電気工事には間違いないんでしょうけれども、これはですね、要するに仕事の内容はですね、メーカーさんの発電機がもう既にあってですね、それを買って、配線工事をするというようなことじゃないかなというふうに思うんですね。例えば、空調工事、電気工事で空調工事ありますよね、エアコン工事とかね、要するに製品を仕入れて、それを取りつくと、その製品が例えばその工事の90%を占めちゃっておいても、総額が工事費になるんですよ。ですから、これも多分そうだと思いますよ。本来であれば物品と、それから工事。工事は配線工事ですから、これは、失礼だけど、電気屋さん誰でもできますよね。ですから、これがですね、不調になった方が、この金額が、要するに

最低価格、基礎金額ね、それに下回ったよといってもですよ、これは、内容的にはね、技術的には全然違わないと思いますよ、これ。

ですから、1つ提案なんですけども、2,000万以上の建設工事、これは一切全部この方式でやりますと言ってますけども、これは、その業種と、その工事の内容、要するに設計が来るからわかるでしょ。その内容を確認して、それで本当の工事なのか、それともそういう製品を買ってですね、取りつけるだけの工事なのかということ判断してですね、そのときにはですね、この低価格入札調査制度、これです、やられたらどうかと思うんですよ。4月の1日からね、最低価格入札制度、これに切り替わっているようなんですけども、こういう工事の内容を把握して、それで、そのときには、これも加味しますよと。少しですね、こういう形をしとかなないと、昨日の話ですとね、落札者と最低者です、1,400万違っちゃってるというんだね。じゃあ、このセンター電機さんが、例えば2,900万ですか、これでやった場合にね、ただ単にダンピングだと、ダンピングだから、恐らくできないだろうと、そういう会社じゃ、私はないと思いますよ。968点も評点もらってるんだから。一番高いから。

ですから、こういう工事、この工事に関しては、これからですね、工事を見て、それから設計図書を見て、その全体的な工事を見てわかるでしょうよ。例えばクーラーだと、仕入れてね、それ配線、配管するだけ。それも、クーラーも含めた金額が工事なんですだからね。ですからこれも同じと思いますよ。ですから、そういう形のものをね、あった場合には、やっぱり従来の低価格調査制度、これを利用したらいかがですか。そうすれば、この1,400万というお金はね、恐らく支出しなくてもよかったのかなあというふうに、私は考えるんですよ。その辺、どうでしょうか、これからそういう形にする。4月1日からそういう形になっちゃったんですけども、これからは、この仕事の内容、設計図書を見て、それから工事の内容を見て、これはどちらがいいかという判断をつけて、この場合には、これ失格者というんじゃないでね、これは低価格調査制度……。で、あんまり安い場合は調査したらいいじゃないですか。あんまり安くて、本当にできるのかといえば、調査制度だから調査する権利あるんだから、調査して、それで失格者になったっていうんならわかりますが、しかし、最低価格制度を用いて、その基礎価格をね、下回ったから、だからこれは失格者だよと、ばたばたばた切っちゃうんじゃないでね、この辺をひとつ研究していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。建設工事については、今年度から2,000万以上の工事について一般競争に付する建設工事については、最低制限価格を用いてやってきますよということで、まだ2カ月ぐらいしか経過してないというような状況の中で、今後ですね、今、議員のおっしゃったようなこともあろうかと思いますが、建設工事については、

その設計額の算出につきましては、やはり国・県の算出基準とか標準歩掛りに準拠して、適正に算出しているということで、今回の発電機の設計につきましても、やはりできたものを購入してつけてもらうということじゃなくて、機械そのものが発注してつくっていただくというようなことでございますので、そういう設計については、やはり国・県の積算基準に基づいて価格を算出していただくというようなことで設計をしている関係で、最低制限価格というようなことで実施していると。今後についても、そういう制度を適用していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） またまた部長さん、大変なことをおっしゃってますよ。この、じゃあ、落札したですね、河村電気工事さんというのは、発電機も組み立てちゃう会社なんですか。どうなんでしょうか。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） ちょっと説明が不足していたかもしれませんが、この指名した業者は、自ら発電機をつくっているということではございません。そういう発電機をつくっている会社から納入をしてもらって工事をするということです。ですから、もともとその発電機が、この町が発注する規格に合った発電機っていうのは、発注してからじゃないとつくれないということですので、そういう発電機の設計まで含めた価格で設計を組んでるということでございます。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 答弁が非常にね、苦しくて、かわいそうのように聞こえるんですよ。というのはね、もうそれしか部長は言えないよね。だって、これ、日立とかさ、東芝とかね、こういうところで発電機つくってるんですよ。三菱とかね。ごめんなさい、三菱電機怒られちゃうね。これね、河村電気さんという方は、私は知らないけども、発電機つくれないですよ。それ発注はできるでしょ、誰でも。こうこうこういう車つくってくださいって、車発注する人もいるんだから。そしたら、これはできてきたものを買ったんですよ、要は。じゃないの。そこで、河村電気さんの従業員がいて、一緒につくってんの。そうじゃないでしょ。現場でつくってるわけじゃないでしょ、ここへ持ってきて。そしたら、先ほど言ったエアコンと一緒になんですよ。エアコン取りつけてよと。エアコンが30万して工事が1万円だったら31万なんですよ、工事は。だから大半の80%か90%以上の大半のものが、その製品、要するに物品ですよ、製品の場合には、これは、どこのメーカーさんが、電気工事屋さんがやろうと、配線工事だけですから。そしたら、それも含めてさあ、もっと簡単な話言うとね、例えば三菱、東芝、それに顔がきく人がいて、それが例えば2,000万で入るよという形のものがね、そこに何か因果関係が

あるんでしょ、じゃあ、1,000万で俺は入るよと。だって、配線工事はみんな一緒なんだから。そしたら安くできるでしょう、これ。だから、そういう工事といっても、工事に当たらない工事もあるんですよ。ですから、そこをよく検討して、そのときは低入札調査制度をとって、少しでも安くやったほうが税金の無駄遣いにならないんじゃないですかという話を今してるんですよ。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今の話、いろいろおもしろいなと思うけど、この一般競争入札でね、じゃあ、やっぱり力のある人が低価格でどんどんどんどんとってしまおうという、これの状況も考えられるということだけは言っときます。

あとね、今言った物販と、やっぱりその工事を分けてもいいような事業、もしもこれであるならば、この発電機を物販としてやっぱり入札して、その後の工事は別にするというような、そういうこともできるかもわからないですよ。そうじゃないと、やっぱり1つのものの工事としては、やっぱり建設工事になってしまうんですよ。だから、そういうことができるものがあれば、物販は関係ないわけだから、これ。物を買うのは、低入札も何もないんでしょ。だから、物販は、そのままのあれで。そういうものがあるならばね。だから、そういうものがあつたら、それに準じた形でやれるけど、やっぱり一体のものはね。だって、みんな事業者だって、自分一人で全部できるわけじゃないよ。建設工事だって何だって、自分で一人でやってるわけじゃないから。それわかるでしょ。これだって同じですよ。同じは同じなんだけど、今後は、物販で、本当に、やるなら、LEDのあれじゃないけど、やっぱりLEDはLED、それを設置する人は設置する人と、そういう形でやれるような事業であるならば、そうやってやってくべきだなと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 海野隆君に申しつけます。これで2度目です。不規則発言はやめてください。

14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 町長ね、言われるとおりのよ。そのとおりのよ。だから、この工事もね、そういうふうにやればよかったのよ、これ。だから、今後そういう形でやるんでしょ。あ、いやいい、まだあるの、まだあるのよ。

それで、先ほどね、低価格入札制度だと、力のある人がね、どんどんどんどん仕事とっちゃうじゃないかという話でしょ。でも、一般入札っていうのは、公明性、公正性であってね、最後に競争性っていうのがあるんですよ。競争性があるの。だって、企業努力でみんな競争してるんじゃないんですか。だから、これ一般競争入札を2,000万まで落としたんでしょ。指名競争札じゃなくて。じゃないんですか。でしょ。ほんで、一般競争入札で広く求めようと。競争性

を高めたわけじゃないですか。あなたが言ってること、今、矛盾してるじゃないですか、そしてたら。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） こちらは、やっぱり一般競争入札でやるわけですけど、低入札価格ってなれば、その手法をとれば、やっぱり力があって、いやもしかすると、この事業をとりたいと、幾らでもいいから安くとってやりたいという、そういう事業者もあらわれると、私は思いますよ。これはだって、吉田憲市議員だって、そう思わないんですか。実際、できない仕事だって、とりたいて。あるでしょ。そういうことがあるから、やっぱり一般競争入札でやりたい。それで、物販とこの場合は分離してできるものであるならば、そうやってやれるわけだから。今言ったとおり、この阿見町は一般競争入札でやりますということです。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 町長のね、その物販とやって、今後そういうものがあればね、そういう工事が、設計図書見てるんだからわかるわけだから、そういうものがあれば、そういう形にすると。これ、大いにそういうふうにやってください。

それとですね、今、低価格入札制度にすると、そうすると、どんどんどんどん力のある人が持ってっちゃうでしょという話だったでしょ。ところが、調査制度だから、あんまり安いのは、今度は調査を受けるわけですよ。そこで本当にできるかどうか調査するためにやるんですよ。だって、町長の言われるとおりにさ、やってたら、本当にただでやる人も出てきちゃうから。だから、今、1円でやったつってつけど、どこの人か知らないけどね。けども、そういうばかな入札があった場合には、当然に調査制度が働くんですよ。でしょ。ただ、そのね、弱点は、事務が煩雑になると、速やかな工事ができなくなる、速やかな発注ができなくなるというのが、1つの弱点ですよ、低価格入札制度。ただ、最低価格制度はね、これ高どまりになっちゃうんですよ、全部。今回もそうですよ、これ。これだって、今、物品と分けてやるって言ったからいいけども、実際には、この会社でやればこの金額でできたわけだから。だから、これ高どまりになってんだよね。全部その基礎価格から下回ったのは全部失格だよという形でしょ。さあ、それちょっとね、やっぱり、先ほど言ったようにね、町長、ひとつね、物販と、それから物と、それから工事と、分けられるものは分けてですね、そういうような形で検討してください。これ、低価格入札制度をね、用いなさいということはね、言いませんからね、ですから、そうしてください。

それとですね、またこれ、入札ですね、書き取り調書、これ見てますとね、これは誰が質問したんだっけな、給食センターの外構工事は、昨日誰かやったんだよね。その中でね、この6者あって3者辞退してんだよね。取手のこと言って申しわけないんだけど、取手市ではですね、



公共で指名出しますよ。辞退した場合には、なぜ辞退したって、辞退の理由書っていうのを上げてもらってるんですよ。この3人はですね、どんな理由でですね、辞退したんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

今、資料を持ってきますという声が聞こえましたので、少々お待ちください。

14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） いや、もう資料持ってこなくてもいいですよ。要はね、何言いたいかというね、これから先、公共事業で不調になるケースが多いと思います。要するに消費税も上がってるしね、人件費も東北のほうへ行ってるからね、この辺も上がってるんですよ、人夫代っっちゃうかね、人件費もね。ですから、こういう先ほどの計算でね、やったとしても、これが実際にできるかどうかはわからない。だから、かけたときに不調になる可能性、当然辞退する人も出てきますよ。ですから、何で辞退したのかという、要するに理由なり、書き取り調書は、取手のほうではもらってるんだけど、そこまでいなくても、聞き取りぐらいはしてね、それで、今ある計算がね、町で出しているこの計算が、今の時流に合ってるのかどうかということも加味しながらいかないと、せっかく最高価格でね、迅速に仕事進めようと思ってるのに、不調で辞退する人ばかりで不調になっちゃうから。もう一回やらなきゃならない。じゃ低価格でやったほうがよかったじゃないかという話にもなるんで、これですね、辞退の理由、これ必ずこれから聞いてください。どうですか。

○議長（柴原成一君） 管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えいたします。辞退自体は、あくまで任意のものでして、こちらからどうのこうのって強制ではございません。今回の件につきましても、辞退届は提出受けております。向こうの理由は書いていただいているところでは、都合によりとかそういう理由で出されてますけれども、そっから先には、なかなかこちらでは理由は聞けないと。それは相手の会社のことですから。書いていただいているものには把握しております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 相手の会社のことですから、相手のプライバシーもあるでしょうし、この仕事、気分的に嫌だよという人も中にはいるでしょうから、だからね、それは、聞き取りの中で、どういう形になったんだと、教えてくれる人に聞いてくださいよ。そうすれば今後ですよ、発注するときのですね、参考になると思いますよ。問題は、不調不調でどうしようもないですから。これからも、恐らく消費税10%になってね、8%から10%になって、ほんで材料費も当然上がります。そしたらですね、必ずそういう問題出てくるんですよ。ですから、何で辞退したのか。辞退するというのは、これ合わないから辞退してるわけだから。と思います

よ。ですから、何で辞退したのかっていうことをきちんと把握して、次の発注に向けて参考にしていくということを約束してくれますか。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。昨日の海野議員の質問にもお答えしましたように、公共工事の発注については、やはり、最低制限価格を設けてやってくんだというようなことで、そのためには、やはりダンピングを防ぐというようなこと、先ほど申しましたように、いろんな資材とか人件費が高騰している中で不調になるというような状況が出てきてるということで、国のほうでも、そういう状況の中で法律の改正をしているということで、適切な、資材の高騰による価格調査とかね、人件費の高騰とか、そういうものを予定価格に適切に反映させて設計をなささいというようなこともあります。そういうことですので、今、議員がおっしゃったようなことを十分考えながら、今後、事務を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 私は辞退のことについてね、それは任意だからって。だから、教えてくれる人がいたら聞いてくださいと言ってるでしょう。

○議長（柴原成一君） 町長に申し上げます。町長も同じく不規則発言に入りますので、発言は控えてください。

吉田憲市議員、続けてください。

○14番（吉田憲市君） 先ほどから言ってるのは、町長がいい答えを出してくれました。物品でやれたら物品でやって、その残務工事は残務工事ですんだよとは、いい話が出て……。ちょっと静かにしてくれるか。注意してくれよ。

〔「議長、注意しろ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 議員の諸君は静粛にしてください。飯野良治議員、海野隆議員、静かにしてください。

〔「私は何も言ってません」「言ってますね」「黙って」と呼ぶ者あり〕

○14番（吉田憲市君） だからね、いい話してくれたんですよ。どこまでしゃべったかわかんなくなっちゃった。いい話してくれた。それでですね、ほかの入札書き取り調書見るとね、例えば道路改修工事とか、要するに本当の土木工事ですね、土木工事とか建設工事においては、落札者と失格者になった金額ってね、そんなに違わないんですよ。ですから、これはもちろんソフトもね、県のほうで出してるソフトも当然使ってるんでしょうけども、ですから、こういう一般的なものに対しては、今、4月1日からやるという制度で、私はいいと思いますよ。ただ、先ほど言ったのは、物品は物品と。まあ、何回もしつこく言うようですけども、これはね、

肝に銘じて、ひとつお願いしたいというふうに思います。

時間もね、たってるんで、まあ、またね……。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君に申しつけます。不規則発言はやめてください。

○14番（吉田憲市君） 時間も経過してますので、この辺で質問を終わります。

○議長（柴原成一君） これで14番吉田憲市君の質問を終わります。

---

#### 休会の件

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月13日から6月19日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 6時52分散会

第 4 号

[ 6 月 20 日 ]

## 平成26年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成26年6月20日（第4日）

### ○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君				
教	育	長	青山壽々子君			
総	務	部	長	横田健一君		
町	民	部	長	篠原尚彦君		
保	健	福	祉	部	長	坪田匡弘君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
管財課長	朝日良一君
交通防災課長	建石智久君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須 徹君
都市計画課長	大塚芳夫君
道路公園整備課長	湯原一博君
上下水道課長	坪田 博君
学校教育課長	菊池 彰君
消防本部警防課長	糠賀利明君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹 久

平成26年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成26年6月20日 午前10時開議

- 日程第1 議案第45号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について  
議案第46号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について  
議案第47号 土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例  
の廃止について
- 日程第2 議案第48号 平成26年度阿見町一般会計補正予算(第2号)  
議案第49号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第50号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第51号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1  
号)  
議案第52号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第53号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
議案第54号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第55号 社整東公第1-1-1号公園整備工事請負契約について  
議案第56号 社整東公第1-1-2号公園整備工事請負契約について  
議案第57号 国補下1-1公共下水道管路工事請負契約について
- 日程第4 議案第58号 実穀小学校耐震補強工事請負契約について  
議案第59号 吉原小学校耐震補強工事請負契約について  
議案第60号 本郷小学校校舎耐震補強工事請負契約について
- 日程第5 議案第61号 財産の取得について(高規格救急自動車購入)  
議案第62号 財産の取得について(阿見町LED防犯灯購入)
- 日程第6 請願第4号 規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」  
に関する緊急請願
- 日程第7 意見書案第2号 規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」  
を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書  
(案)

日程第 8 議員提出議案第 1 号 阿見町政治倫理条例の一部改正について

日程第 9 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について



午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

議案第45号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第46号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第47号 土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第1、議案第45号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第46号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第47号、土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について、以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る6月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、6月13日午後2時に開会し、午後3時16分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員17名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第45号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、スーパー食育スクールの内容についての質問がありました。

それに対し、阿見中学校区の4校がモデル校ということで実施する事業で、主な目標は2つで、1つは児童生徒に関する目標で、朝食を食べるといった基本的な生活習慣を身につけてもらうことで、もう1つは保護者に対する目標で、子供と一緒に朝御飯を食べるとか、地元の食材で料理をつくとといった行動変容です。また、茨城大学農学部や県立医療大学、JA、商工会との連携で、最終的には実態調査して、全小中学校に広める内容になっていますとの答弁がありました。

また、どういう形で連携するののかとの質問があり、それに対し、茨城大学農学部とは、学生ボランティアと学校農園を行っていきます。県立医療大学とは、保護者対象に食育関係の講演会などを予定しています。商工会とは、地元の農産物を使って料理をするという形でのぼり旗を置かせていただく予定ですとの答弁がありました。

また、アンケートのとり方ですが、誘導的な内容を幾らでも盛り込む部分もあるがどのようにとっていくのかとの質疑に対し、子供たちの感覚ですので、例えばパン1枚でも牛乳1杯でも朝食として丸をつけているかもしれないので、今後、アンケートのとり方や、その資料の使い方については研究したいとの答弁がありました。

続きまして、在宅医療・介護連携推進協議会ですが、阿見町は、大変介護も行き届いていると思っていました。今までも医療と介護は連携を保って推進されていたと思うので、ここに来て、わざわざまた推進協議会をつくるのか、財政削減改革のときに、無駄な委員会はやめるということでしたが、どうして必要なのかとの質問がありました。

それに対し、高齢化がどんどん進む中で、病気や障害を持つ高齢者が安心して住みなれた阿見町で生活を送っていくために、医療と介護の連携、そして個人に継続的に包括的にサービス提供していく在宅医療の重要性が今後さらに求められていますので、在宅医療のよりよいあり方を構築していくために、協議会を設置します。医療関係や介護保険などの人たちが町の課題に共通理解に立って話し合いを持つ機会や場所がなかったので、協議会を設置します。県の補助事業10分の10の補助率ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第45号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第46号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第46号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の報告と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、6月17日午前10時に開会をし、午前11時50分まで慎重かつ活発な審議を行いました。委員全員の6名と議長が出席し、提案説明のため、執行部より天田町長を初め12名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第47号、土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第45号から議案第47号までの3件についての委員長報告は原案可決であります。本案3件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって議案第45号から議案第47号までの3件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第48号 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第49号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、議案第48号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第49号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第50号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第51号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第52号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第53号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第54号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る6月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、6月13日午前10時に開会し、午前10時42分まで慎重審議を行いました。出席委員は4名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員20名、そして議会事務局より2名の出席をいただきました。

それでは、付託された事項についての御報告を申し上げます。

議案第48号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会所管事項についてであります。

質疑を許しましたところ、文書広報費ですが、この中で広報活動費として賃金が上がっているわけですけれども、当初予算で見ると、この広報活動費の中で、委託料ということ、高い金額のことを書いてあるんですけれども、まず賃金、一般事務賃金ですが、これの内容についてお願いいたしますという質疑に対し、はい、お答えいたします。今年度既に御案内のとおりですね、広報のほうといたしましては、町のホームページのリニューアル事業あるいは町勢要覧の作成業務を予定しているところでございます。

この広報活動費の賃金、一般事務賃金というのはですね、今年度非常に、この大きな通常ではないものです、大きな2つのテーマの事業がございまして、体制もですね、秘書課の中の体制も、きちんと体制もとったつもりでおったんですが、なかなかですね、そうは言いまして

も、業務もふなれということも職員もございまして、時間外勤務が4月どうしても増えてしまいました。

このまま時間外で対応すると、時間外予算のほうがかかなり膨大になってしまいますので、今回ですね、大変申しわけないのですが、臨時職員を雇用いたしまして、職員のサポート、補助をさせると、来年の3月までということで、計画をしたものでございますという答弁がありました。

次に、臨時職員ていうのは何名なんですかという質疑に対し、1名でございましてという答弁がございました。

次に、庁舎維持管理費、仮庁舎借り上げ料ですが、これは毎月払うのですか、それとも1カ月ごとに払っていくのですかと質問がございました。

それに対する答弁として、まず設置したときに、設置に伴う費用をまず支払います。その後に毎月ごとにお金を払って行って、また解体したときに、解体に伴う費用を払うという形になります。この予算7,686万7,000円は、今年度分の設置に伴う費用と今年度分の毎月の使用料になります。以上ですという答弁がありました。

次に、防犯対策事業57万9,000円、この内容について1点と、それともう1つ、防災行政無線の整備ということで、26、27年で整備する中で、26年87局というふうにお聞きしました。もう一度確認のために、87カ所をどのように設定しているのか、設定するのか、場所の設定状況、どうなっているのかということをお尋ねいたしますという質問がありました。

それに対する答えとして、お答えさせていただきます。まず1点目のですね、1211防災対策事業の事業費の増でございしますが、一応、この後の契約関係のほうでも持ってくる内容となってるんですが、防犯灯のLED化に鑑みまして、今年度7月ぐらいから、おおむね工事に着手するというふうに思っております。

こちらの事業費につきましては、当初、町の防犯灯管理分、現時点での防犯灯管理分の修繕費ということで計上しておりましたところがですね、この事業のLED化を進める上に当たって、4月から町の名義に防犯灯が全て変わりました。で、工事までの間の4、5、6、この数カ月間の修繕費を、申しわけないんですが、私どものほうで計上漏れしておりまして、当初いろいろ地区ごとに御相談をして、この後設置工事に入るので我慢をしていただくということができかどうかと、ちょっと調整をさせていただいたんですが、防犯灯はそれなりの役割が当然ございますので、蛍光灯が切れて、蛍光灯を交換するための追加の部分の費用でございまして、おおむね地区のほうから情報をいただきまして、追加で233灯ほどの電球の交換があるだろうという見込みの上の補正でございまして。

次に2点目の、防災無線のほうの87基の設置個所についてでございますが、本会議の中でも、

事業の概要については総務部長のほうから御報告させていただきましたので、87カ所については基本的にですね、現場調査というのが既に実施済みでございます。その調査の結果を受けてですね、可能な限りの公共施設のほうに設置するという考え方で進めております。まずは公民館等の社会教育施設ですか、そういうふうな町が持っている施設と、そのほかに、都市公園、児童公園というふうな、地区にあります公園、その次に公会堂という、準公用と言ったらいいでしょうか、地区の財産だったり町の財産等もでございます。そういったところに設置をする。で、ほかに、若干ですね、数カ所民地をお借りしなければならない場所がございます。

一応、私どもで机上の調査の結果、その位置を今暫定的に設定してございます。今後、工事の相手方が決まりました後には、当然にその地区のほうにお邪魔をして、詳細な位置を決定していくということになるかと思えます。

ですから、87基そのものは変えられないんですけれども、若干の位置の移動はありというような考えで、今後進めていくというようなことかと思えますというような答弁がありました。

次に、障害の方、特に障害のある方は余り表に出ることがない、施設に行っているというのは通常でしょうけれども、なかなか家庭で生活するってことが多いと思うんですね。特に日中なんか、冬なんか、戸を閉め切っていることが多いんで、そういったところが心配なのです。

これはですね、防災無線のことにに関してなんですが、1基7万円、これは、前回の全協のときにお伺いして、私もいろいろ調べたんですけれども、東海村でやられている戸別の受信機、ラジオのやつですね、それと同じメーカーのところでリズム時計工業という会社なんですが、直接は聞いていないんですけれども、他の議会の中の一般質問と議論の中で、5,500円ぐらいの単価でという議事録もあるんです。その7万円、5,500円、大分差があります。その辺はどうなっているんでしょうかという質疑に対して、はい、お答えいたします。鹿嶋さんの例を、ちょっと私のほうも詳しく確認はしていないんですけれども、それはそもそも防災無線のほうの事業の考え方としては、デジタル化ということにしなければならないという前提があります。

電波法が当然に改正されるということで、従来アナログ波というものを使った中での情報発信だったんですが、このアナログですと、ラジオ形式のような形で受信できるのです。なので、多分そういうことで、それが安価でできるんだろうと。

今度デジタルということになるので、ちょっと機種が違うんじゃないかということが1つ。まあ、確認はしておりませんが、まあそういうことはきつと言えらんじやなかろうかという答弁がありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りました。討論なし、討論を終結し、採決に入りました。議案第48号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） それでは、続きまして、議案第48号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち、民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、スーパー食育に関して、研修の内容についての質疑がありました。

それに対し、全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会で、資質の向上を図るということで、7月30日から8月1日の予定ですとの答弁がありました。

また、ぱくぱくセンターが新しく阿見のシンボルとしてできたので、阿見町の学校給食や、食に対する意識を持って、皆さんに啓蒙していただくために、研修報告を聞いてもらえるのかとの質疑に対し、機会を捉えて報告したいとの答弁がありました。

続いて、教育振興事務費の講師謝礼の内容について質問がありました。

それに対し、学びの広場サポートプラン事業という県からの委託事業で、小学校4年、5年を対象に、5日間、夏休みに、県作成の算数学習の教材を用い、学習の場を提供し、きめ細かな支援を行う事業ですとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第48号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち、民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第49号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第49号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第52号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第52号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第53号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、

採決に入り、議案第53号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、議案第48号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会所管事項についてご報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金について、件数、金額はどのような状況だったのかという質問があり、執行部からは、2月上旬の大雪により、被害を受けた農産物の生産に必要な施設等の再建、修繕、及び撤去に対するの支援です。

補助率は、国が50%、県・町が25%となります。

再建は、41件、130棟。

撤去につきましては8件、55棟。

一番金額が大きかったところが4,000万円以上。3,000万円から4,000万円が4件。件数としては300万以下が27件ということでした。

また、農産物の被害については対象とならず、あくまでも生産に必要な施設への補助金だという答弁がありました。

また、プレミアム付商品券事業補助金について、新たに何か変わったのかという質問があり、執行部からは、参加店舗の中で、あみポイントカード加盟店でスタンプラリーを開催しております。さらに参加店舗の新たなサービスということで、クーポン券を利用していただきましたお客様に割引サービスを実施するとか、高齢者の優先販売ということで、敬老会等でPRさせていただいているという答弁がありました。

また、子育てに特化したような形でクーポン券を販売するようなことは考えているかという質問があり、執行部からは、今後商工会のほうでクーポン券事業活性化委員会というものを立ち上げる予定で、新たなサービスの追加ということで、子育てについても検討の要素に入るのではないかと思いますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、全委員が賛成し、議案第48号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会所管事項については、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第50号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につい



て御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、全委員が賛成し、議案第50号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第51号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、福田地区の施設等修繕料は何をどのように修繕するのかという質問があり、執行部からは、処理施設の中の排気ファンの不具合があり、修繕工事費を計上したものですという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、全委員が賛成し、議案第51号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第54号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、全委員が賛成し、議案第54号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号から議案第54号までの7件についての委員長報告は原案可決であります。本案7件は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって議案第48号から議案第54号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第55号 社整東公第1-1-1号公園整備工事請負契約について

議案第56号 社整東公第1-1-2号公園整備工事請負契約について

議案第57号 国補下1-1 公共下水道管路工事請負契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、議案第55号、社整東公第1-1-1号公園整備工事請負契約について、議案第56号、社整東公第1-1-2号公園整備工事請負契約について、議案第57号、国補下1-1 公共下水道管路工事請負契約について、以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る6月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、議案第55号、社整東公第1-1-1号公園整備工事請負契約について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、まず、低入札価格調査制度を採用しないで、最低制限価格を設けた理由について質問がありました。

執行部からは、事務の煩雑さや、調査をすることによる工期の遅れ等が最大の原因です。

また、公共工事におけるダンピング受注に工事品質の低下、下請業者へのしわ寄せ防止の欠点をとるということで、こういう最低制限価格等を決定していると思われましてという答弁がありました。

さらに、県の制度設計と同じだと言うが、県も周辺の市町村も、最低制限価格を公表している。阿見町も公表すべきではないか。そうしないと、業者が計算できないのではないかと質問がありました。

執行部からは、なぜ最低制限価格を公表しないかは答えられないという答弁がありました。

さらに、県の仕事もやっている業者が公表された物価版に基づいて積算し、最低制限価格の計算方式が公表されているのに、こんなに大きな差が出ているのは通常考えられない。資材の高騰などで物価版に反映されないものが原因として考えられないかと質問がありました。

執行部からは、昨年度暮れに国土交通省から補正の通達があり、ある程度補正したということはありません。大手の会社であれば、そこではじいてくる数字は大体そんなに差異はないかと思えます。なぜこうした数字が出てきたのかは、私どもにはわからないという答弁がありました。

さらに、委員からは、あんまり安い価格で入札したダンピングの話があつたが、入札して1番高い人が2つとも落札するという制度は問題ではないのか。失格者からの聞き取りをすると

いう考えはないかと質問がありました。

執行部からは、工事の品質確保、ダンピング防止、もう1つは業者の保護ってというような形になります。下請にしわ寄せがあるとか、それからダンピングをやりますと、最終的には町内の業者さんが疲弊すると。淘汰されて業者数がなくなって、例えば災害が起きたときなんか、うまく働いていただけなくなる。そういったことから、業者のフォローというものを、公共団体は考えてやっていくしかありません。

豊富な職員数と、それから時間、それと金額があれば、全てが低入札価格調査制度でいいと思いますが、職員も時間もない中で調査をしますと、1度阿見町で調査制度がありましたけれども、担当者が2カ月以上かかり切りになるということで、厳しい状況でした。そういった経験から、町内の業者が入るようなものについては、最低制限価格入札で決めていくべきだと思っています。

低入札価格調査制度につきましては、特殊な事業については、よく審査会等で協議し、それから、他市町村の事例、情報を収集した中で決めていくべきものだと思っていますという答弁がありました。

さらに、委員からは、このように大きな金額差が出てくる以上は、職員を雇って、しっかりと調査したほうがよくなるのではないか。本当に制度上問題がないのか。職員がいないから高いやつで落札されてもよいという話ではない。税金を使ってやるわけですから、職員も、私ら議員も、どこの目線で見るかです。町民が納得するとは思えない。

予定価格が公表されていれば業者も計算できるはずだが、予定価格は、なぜ県が実施するように公表しないのかという、重ねての質問がありました。

執行部からは、最初は予定価格を公表しておりませんでした。その後、いろいろ弊害があり、公表することになり、その後、また公表した結果、高どまりになったということから、公表せずに事後公表にしろさいというようなことがあり、自治体はそういった国の指導に基づいて修正をしているということで、いろいろ変遷している状況ですという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたところ、入札制度の不透明感があり、また、議案についても検討の余地があるという反対の討論がありました。

これに対して、最低制限価格の事後公表はやるべきで、疑わしいとは思ってはいるが、4月1日に変わった制度でやっており、入札も終わっていることから賛成しますと賛成討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第55号、社整東公第1-1-1号公園整備工事請負契約については、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第56号、社整東公第1-1-2号公園整備工事請負契約について御報告を申し上げ

げます。

質疑を許しましたところ、応札業者が2件とも、予定価格が事後公表にもかかわらず辞退しましたが、事情は聞いていますかという質問がありました。

執行部からは、わかりませんという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第56号、社整東公第1-1-2号公園整備工事請負契約については、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第57号、国補下1-1公共下水道管路工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第57号、国補下1-1公共下水道管路工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 吉原地内公園整備工事請負契約については、私は反対の討論をいたします。

これはですね、町内の業者が1億347万円ですか、そういうことで落札しましたが、町外の業者が辞退ということで、残りもう1者が、次の56号ですか、それをとったために、取りおり方式ということでおりました。

そういう中で、町内の業者2者が、最低制限価格を下回り、この差額が1,847万円もの差があるわけです。

そういう中で、本当にこの税金が、私たち議員がきちんと町民目線でチェックしていかなければ、本当にこの1,847万円が支出されるわけであります。

そういう中で、本当に町民の皆さんの納税意識を高めるためにも、これは、私はおかしいというふうに思います。

また、最低制限価格でやるのであれば、やはり、これは委員長報告にもありましたが、きちんと予定価格を事前公表をして、そして、最低制限価格は事後公表、県も、隣のつくばも土浦も、最低制限価格を設けてるところはそういう形で、やはり公明公正を期して、やはりやっているわけでありますので、阿見町の4月1日からつくったこの制度は、私はおかしいというふうに思いますので、反対をいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 私は、55号、56号について、反対討論をいたします。

この、55号、56号は、先ほども説明がありました吉原地内の公園整備ですが、この議案は2つとも、最低制限価格を設定しております。

そして、入札の経緯を考えますと、賛同するというわけにはいきません。

その理由は、大きくは2つあります。

1つは、透明性、公平性に欠けるという心配です。

それから、2つ目は、高どまりになる。最低制限価格を設けたために高どまりになる、こういう大きな2つの理由です。

その1つ目の、透明性、公平性というのは、茨城県や土浦、近隣の市町村は、最低制限価格を設けたときに、事後幾らだよということを公表してるんですね。最低制限価格。

これはなぜかという、人為的な、作為的なものが入らないように公表してるんです。県も、近隣の市町村も。

そういうことで、透明性に欠ける、公平性に欠けるということが理由でございます。

2つ目の理由で、入札の高どまり。これは、最低制限価格を設けたがゆえに、高いほうの額で入札、落札するわけです。そして、しかも、先ほども久保谷議員が言っていましたけれども、5者入札に参加し、1者が辞退、そして2者が最低制限価格で失格、まあ、55、56も同じようなものなんです、こういうことで、だから、最低制限価格は、1者が辞退だから、4者のうち2者が失格なんですよ。

こういうのはですね、競争入札と言えるかどうかというんですよ、こういうシステムが。

私は、非常に、甚だ疑問であります。

行政の役割というのはですね、最小の価格で最大の効果を得るとというのが行政マンの役割です。それが、高いほうで入札させて、先ほど言いましたけれども、1,800万、1,400万の差ですよ、最低制限価格。

で、ここに、最低制限価格で失格した業者、これは阿見町の業者ですけども、阿見町でも有数な業者ですよ。そういう業者が、果たして悪かろう安かろうになりますか。阿見町の業者ですよ。

こういう工事というのは、やはりシステムを改めて、なるべく安い業者に応札させるし、落札させるというシステムが、必ず、絶対必要だと私は思います。

競争にもならない、透明性にも欠ける、落札価格が高い。これはね、税金の無駄遣いもいいたとこですよ。

そういうことで、このような議案がですね、通るようであれば、我々議員はですね、阿見町議会はね、チェック機能を失っているというふうにはか言いようがないんですよ。

蛇足ですけども、私がチェック機能を発揮したら、名誉棄損だというふうに言われましたけれども。

こういうことではね、議員としての役割を果たせませんよ。やっぱり議員らしく、チェック機能をしっかりと働く。皆様方の良識を信じております。

以上、大きな2つの理由で、この55、56号は、反対をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに反対の討論はございますか。

反対の討論はございますか。なければ賛成……。

4 番永井義一君。

○6 番（飯野良治君） 交互にやるのが原則じゃないですか。

○議長（柴原成一君） 失礼しました。飯野君が正しいです。

6 番飯野良治君。

交互にやるようにいたします。

○6 番（飯野良治君） 久保谷議員、あるいは藤井議員の入札に関してのプロの討論の後に、私が賛成討論をするというのは非常におこがましいんですが、以上の3つの議案に賛成する立場で討論いたします。

私は本当にね、この入札に関しては素人だったんですけども、今回、非常に勉強する機会を与えていただきました。

今回の6月議会は、冒頭の議案提案から委員会付託審議まで、入札についての質問、議論が多い定例会でした。

6月16日に開かれた産業建設委員会を傍聴いたしました。

議論の論点は、大きく2つあったと思います。

1つ目は、今、先ほど言われた、阿見町の入札制度に対する問題です。

阿見町が現在導入している最低価格制限制度は、ダンピング防止、下請企業へのしわ寄せ防止と、業者の算出根拠の聞き取りを含め、調査に要する期間が長期にわたるため、煩雑な事務手続をなくすためということでこの制度を採用しているとの説明がありました。

最低制限制度を採用する現行法上の法的根拠は、地方自治法第234条第3項ただし書きです。支出の原因となる契約に限られ、予定価格及び最低制限価格は、各地方公共団体の運用に任されている。普通公共団体の長は、あらかじめ最低制限価格制度を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって——これは今言った、阿見町の、藤井さんが言った有力な業者ですね、が、下回っての価格、申し込みをしたものを落札しないんです。下回ったものは落札しな

いんです。予定価格の制限の範囲の価格で、最低価格以上の価格をもって申し込みをしたもののうち、最低の価格をもって申し込みをしたものを落札することができるということは規定しています。

これは、私もね、この入札価格制度にリアルにつくばの私のいとこの業者からも聞いたし、それから、地方自治法の入札制度も勉強しました。また……。

〔「早く討論しろよ」と呼ぶ者あり〕

○6番（飯野良治君） 討論しています。

低価格制度の採用も提案されたが、現在の阿見町の事務体制から、算出根拠の調査に無理があるという説明は妥当と私も考えます。

2つ目。最低制限価格を下回る価格のために失格となった、これは今、凶らずしも藤井議員が言われました、阿見町の有力な業者2者ですね。これは委員会でも、委員長が固有名詞を出したということも、議事録に載っております。

〔「固有名詞出して悪いのか」と呼ぶ者あり〕

○6番（飯野良治君） 2者の入札価格の算出根拠が論点になりました。

落札価格と最低価格が、今久保谷議員が言ったように、1,800万もあるのはおかしい、こういう指摘がありました。税金の無駄につながるという主張でした。

この論拠には、予定価格が高すぎるというのではないかとの指摘がありました。

これについても、設計過程における把握しがたい要素を考慮して、設計金額と予定価格とはずれがある。このずれに対処するために、必ず、入札に当たっては、予定価格を設けなければならず、これが発注者として、有利かつ公正です。有利かつ公平な契約の締結と履行を期待できる、これが地方自治法にあります。

町の予定価格の算出方法、ランダム係数の導入など、妥当性があり、高いという根拠も、明確でないんです。なぜ高いのか。

まして、失格者の算出根拠も知り得ないんです。なぜ低いのか。その算出根拠がなぜ低いのか、語ってないでしょう。ただ、数字だけが低いってだけで。

ただ、数字の高い安いの比較では、特定のものの代弁者として受けとめられる危険性があります。

算出方法が、共通認識のある中で、業者は低価格を競争いたします。これでなぜ低いかを考えられるのは、業者の算出能力が欠如しているか、あるいは特定の意思が働く——もう入札、落札しなくてもいいと。だったらもう低くやってやれという形でもある。あるいは両方ですね。

これはね、つくばは予定価格よりも高くて、入札不調が今一般的になってますね。だから、阿見町は異常なんですね。

これだけ仕事が多くて、ほかの仕事もあるんで、わざわざ公共事業はしなくてもいいと。ただ、入札には参加するんだけど、じゃあ一応やる。こういうのが今の状況であります。

以上の2つの理由から、今回の入札は妥当だと判断いたし、賛成いたします。

〔「めちゃくちゃなこと言った」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ただいまの討論は賛成討論でした。

次、反対者の討論を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、議案第55号及び56号に対して、反対討論を行います。

今回、入札ということで、今議会、かなり最初から入札の話がたくさん出ているかと思うんですけども、まず、この55号と56号に関して、先ほど久保谷議員も言ったんですけども、落札者ですね、落札者と最低金額の差額が1,847万。で、もう1つの56号、これが1,410万。合わせれば、約3,000万強の金額が、落札したものと最低で失格してしまったものの差があります。

今回、その最低制限価格制度ですか、ちょっと私も町のほうでも勉強したんですけども、最低制限価格制度について、ちょっと町のやつで書いたんですけども、最低制限のこの制度の問題及び今後の課題というところでね、落札価格と失格価格の違いを、合理的に説明できないということが書いてあると。

私も、産業建設常任委員会を傍聴をしましたけれども、実際のところ、町のほうも低く出したところに対して、どうなのってことを聞いていない。ですから、説明できないというのは、これは町の出した文書で書いてありますけども、それとともに、町のほうとしても、それを聞こうともしていないというようなね、現状があります。

ですから、このように、2つの契約を合わせて、約3,000万もの、はっきり言って、これは税金の無駄遣いだと私は思います。

その3,000万を得るために、どんだけ汗水たらして納税者は働いていると思いますか。

簡単に2つの入札で3,000万が飛んでっちゃう——飛んでっちゃうって言い方はおかしいな、出てってしまう。やはりそれをね、執行部の方はしっかり思っしてほしいんですよ。

それで、今まで低入札価格調査制度、こういったものをやってたんですけどもね、先ほどの執行部の答弁もありますけど、低価格入札の調査に伴う契約事務量の増加とか、契約締結の遅延というのが、この町の出したやつに書いてありますけれども、実際その3,000万をね、3,000万の差額を捨ててまでも、この事務量の増加ですとか、締結の遅延の問題、これをクリアできないものなのかと。はっきり言ってこれは、行政はそこをやるしかないんですよ。

税金をただ単に3,000万流すんじゃなくて、そこを努力するのが行政の、執行部の方々の仕



事だと思うんですよね。

ですから、私は、この2つの入札制度、同じ日程第3で、57号の公共下水道が入ってますけど、こちらのほうは、ちょっと見ていたら金額の差額がそんなに大きくなく、203万という差額になってたわけですけども。

ですから、この最低制限価格制度にまず問題点があるんじゃないかというのが、ひとつあります。

それとあと、町長が決めると言っておりました、その最低制限価格ですか、それで、10分の7から10分の9までって範囲、これも伺いました。ですから、この範囲決めの問題がやはりあるんじゃないかと。

ですから、これからも、今年度も阿見町で入札、いろんな形で行うかと思うんですけども、やはり、そういったことを考えますと、私はこの55号と56号に関して、やはりそれは、非常にこれは問題ではないかと、今後のことも含めまして。

やはり、税金の無駄遣いをするのではなく、しっかりそれをちゃんと、執行部のほうともしっかり考えて働いてもらいたい。

私たち議員は、その税金の無駄遣いをチェックするという機能があるわけなんで、そういった観点から、私はこの55号、56号に関して、反対をいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） はい、次は賛成者の発言を許します。

3 番野口雅弘君。

○3 番（野口雅弘君） 賛成するのはただ1つ。

というのは、4月に決まったっていう制度自体とこの入札が不合理かということ、不合理じゃない。ただそれだけです。

ただし、私自身も、入札最低制限価格の事後公表、この辺は最低でもやらないと、これから競争性は失われると思います。

結局、競争するためには、何か土台が必要なわけです。そうすると、事後公表するっていうことは、阿見町の土台がわかるわけです。

それで、その中で競争していくことがこれからは必要なんで、そういう改革するべきものは改革してほしいと、執行部の方々には思います。

それができないと言うんだったら、私も次は反対に回る可能性はあります。はっきり言います。申しわけありません。

ですけど、今回のやつは、間違いなくやり方としては問題ないんで、反対はしませんで、賛成します。

○議長（柴原成一君）　続きまして、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君）　これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

反対討論がありましたので、順次採決いたします。

初めに、議案第55号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第55号は、委員長報告通り可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君）　御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君）　はい、結構です。

8名です。

可否同数であります。

地方自治法第116条の第1項の規定により、議長が裁決をいたします。

本案に対し、議長は可といたします。

よって本案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第56号を採決いたします。

本案については、委員長報告は原案可決であります。

議案第56号は、委員長報告通り可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君）　御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君）　8名です。

結構です。

可否同数であります。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長が裁決をいたします。

本案に対し、議長は可と表明いたします。

よって本案は、可決することに決しました。

次に、議案第57号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第57号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって議案第57号は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

会議の再会は午前11時15分からいたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第58号 実穀小学校耐震補強工事請負契約について

議案第59号 吉原小学校耐震補強工事請負契約について

議案第60号 本郷小学校校舎耐震補強工事請負契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、議案第58号、実穀小学校耐震補強工事請負契約について、議案第59号、吉原小学校耐震補強工事請負契約について、議案第60号、本郷小学校校舎耐震補強工事請負契約について、以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る6月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） それでは、続きまして、議案第58号、実穀小学校耐震補強工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、取りおりの意味について教えてくださいとの質問がありました。

それに対し、取りおり方式の要綱に、対象となる競争入札は取りおり方式による入札を行うことができるということで、開札の日が同日となる分割発注による入札、または、同種・同規模の入札になります。これは、町内の業者の育成ということもありますが、受注機会を拡大するという点もあります。

また、年度内の工期が余りない場合は、業者を分けて、早く事業を完了してもらおうといった

意味合いもあります。

今回の場合は、阿見町で対象になる業者は1者で、取りおり方式は採用しなかったということとですとの答弁でした。

また、さらに、分割発注して、阿見町の業者を優先的に受注のほうに入れていただきたいとの要望もありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第58号、実穀小学校耐震補強工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第59号、吉原小学校耐震補強工事請負契約について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第59号、吉原小学校耐震補強工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第60号、本郷小学校校舎耐震補強工事請負契約について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第60号、本郷小学校校舎耐震補強工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、委員各位の御賛同をお願いを申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第58号から議案第60号までの3件についての委員長報告は原案可決であります。本案3件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって議案第58号から議案第60号までの3件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第61号 財産の取得について（高規格救急自動車購入）

議案第62号 財産の取得について（阿見町LED防犯灯購入）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、議案第61号、財産の取得について（高規格救急自動

車購入) , 議案第62号, 財産の取得について(阿見町LED防犯灯購入) , 以上2件を一括議題といたします。

本案については, 去る6月10日の本会議において, 所管常任委員会に付託いたしました, 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては, 委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君, 登壇願います。

[総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇]

○総務常任委員会委員長(吉田憲市君) それでは, 先ほどの報告に続きまして, 議案第61号, 財産の取得について(高規格救急自動車購入)の件について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ, 救急車なんですけれども, 今, 稲広との合併というこのタイミングで阿見町は救急車を購入する, 要は, 稲広との合併との関係の整合性はどういう形になっているのかという質疑がございました。

それに対して, 稲敷広域と整合性の問題なんですけれども, 実は, うちの消防車両は, 全体的に, 稲敷広域の有する車両に比べましてかなり古いということで, 稲敷広域は, 救急車, 大体10年で更新しております。

今回更新します救急車は約20年, 2倍使っております。そこで更新するものであります。

今後, 化学消防車の更新も, 今年度は入っておりますので, できるだけ稲敷広域の基準に近づけてから広域化という形になりますので, うちの古い車を更新しております。以上でございますという答弁がございました。

次に, 主な装備なんです, 除細動器というのはわかるんですが, 心臓マッサージ機っていうのは除細動器とどう違うのか教えてくださいという質疑がありました。

それに対して, 自動心臓マッサージ機と言いまして, 通常心肺停止の方は人間が心臓マッサージをするんですけれども, 救急車に搬送して, もっと安定して, 自動の心臓マッサージ機を使うともっと安定して心臓マッサージができるということで, そういうことで, 自動式のマッサージ機を購入しております。以上でございますという答弁がございました。

質疑を終結し, 討論に入りました。討論なし。討論を終結し, 採決に入りました。議案第61号, 財産の取得について(高規格救急自動車購入)は, 全員が賛成し, 原案どおり可決いたしました。

引き続きまして, 議案第62号, 財産の取得について(阿見町LED防犯灯購入)についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ, 防犯灯のLEDなんですけれども, 4,100灯ですか, ざっと計算すると約3,000円, 税込みで3,200円ぐらいになると思います。

これに伴う工事のほうなんですけれども、陳情書が、阿見町内防犯灯LED化工事に関する陳情書が出ていて、阿見町の20者の人たちが陳情と出ているわけなんですけれども、この入札の方法は、どういった形の入札になるかちょっと教えてくださいという質疑がございました。

それに対して、これから当然、資格審査会というところに私どものほうから原案を付議させていただいて、その執行方法は、その中で決定をして執行をするというような手順になります。

担当課のほうの基本的な考え方といたしましては、確かに、その請願ということで、新たに組合が設置されるということになるんだと思うんですが、町の、当然、契約基準にのっとりまして、町の指名業者登録者に登録をされている業者さん、方法論については指名になるかと思いますが、そういう考え方で発注をしていくということになると思います。これから決定されるということになるかと思えますという答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第62号、財産の取得について（阿見町LED防犯灯購入）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第61号から議案第62号までの2件についての委員長報告は原案可決であります。本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって議案第61号から議案第62号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

---

請願第4号 規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、請願第4号、規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願を議題といたします。

本件については、去る6月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告

を求めます。

産業建設常任委員会委員長海野隆君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは，先ほどに続きまして，請願第4号，規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願について，審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに，紹介議員より御説明をいただき，その後，質疑を許したところ，質疑なし。質疑を終結し，討論を許したところ，事前配付の資料を熟読し，全面的に賛同するという賛成討論がありました。

討論を終結し，採決に入り，請願第4号，規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願については，全員が賛成し，原案どおり採択することに決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同を申し上げ，委員長報告とさせていただきます。

以上で委員長報告を終了します。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第4号についての委員長報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって請願第4号は，原案どおり採択することに決しました。

---

意見書案第2号 規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書（案）

○議長（柴原成一君） 次に，日程第7，意見書案第2号，規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

5番海野隆君，登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） それでは，意見書案第2号，規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書（案）を提出するに当たり，経過と趣旨について御説明をいたします。

この意見書（案）につきましては，去る6月16日の産業建設常任委員会で審議した結果，本会議に提出することになり，本日提案するものであります。

提出者は，阿見町議会議員海野隆，賛成者，同久保谷充，同倉持松雄，同平岡博，同野口雅弘，同藤平竜也，以上の各委員です。

提案理由については，意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

それでは朗読いたします。

規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書（案）。

5月14日に，規制改革会議農業ワーキンググループの「農業改革に関する意見」が公表された。これは，農業の生産現場を全く踏まえておらず，極めて問題の多い内容となっている。

J A連合会は，定款等による自治法規を定め，総会等を通じて，組合員，会員の意思を反映し，自主，自立で運営されている。こうした組合員，会員の意思による組織運営は，協同組合の根幹である。

このようなことを無視し，全農の株式会社化や，信用，共済事業の代理業化など，法人格事業の変更廃止を一方向的に強制することは，民間組織の自治に過大に関与することであり，認められるべきものではない。

組合の健全性確保や系統組織の相互調整の役割を發揮している中央会制度の廃止，正組合員の事業利用にも貢献している准組合員の事業利用の制限等は，利用者の相互扶助組織である協同組合の実態を無視したものである。

協同組合の理念や実態を無視した改革や，事業利用者である組合員の意思を無視した改革は，現場に混乱を生むだけで，組合に対する事業サービスに悪影響を与え，農業者の所得向上，食料安定供給，地域社会生活の維持に大きな支障を来す。

また，農業生産法人の要件緩和により，株式会社の農地所有を認めることや農業参入を緩和することは，農外への農地の転用，投機目的の農地取得を促進し，地域農業の健全な発展を阻



害する恐れがある。

よって、下記のとおり対応されるよう強く望むものである。

記

規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日。茨城県阿見町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（規制改革）、以上でございます。

以上、議員各位の賛同をお願い申し上げ、御説明とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって意見書案第2号については、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除を願います。

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、議員提出議案第1号、阿見町政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

16番佐藤幸明君、登壇願います。

〔16番佐藤幸明君登壇〕

○16番（佐藤幸明君） 議員提出議案第1号、阿見町政治倫理条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議会活性化特別委員会では、阿見町政治倫理審査会での調査結果報告書の意見具申に基づき、阿見町政治倫理条例の一部改正が必要と判断し、別紙のとおり改正案を作成いたしました。

具体的には、第4条、町の工事等に関する遵守事項に関し、契約辞退の対象となる企業については、役員となることができない親族の範囲を2親等に広げること、事業を行う個人が含まれること、また、辞退の対象となる契約について、工事等の区分ごとに適用除外を設けました。

内容は、第4条第2項各号の規定のとおり。

（1）工事にかかわる者に限り、1回の契約につき、その契約金額が130万円未満の額であるもの。

（2）業務委託、物品納入、または使用資材の購入に限り、1回の契約につき、その契約金額が50万円未満の額であるもの。

（3）下請契約（町及び町の関係する団体と契約した元請負人が注文する工事等にかかわるもの）に限り、1回の契約につき、その契約金額が、元請負人が町等との契約した金額の3分の1未満の額であるもの。

なお、あわせて文言の整理等を行うものであります。

提出者、阿見町議会議員佐藤幸明、賛成者、阿見町議会議員吉田憲市、同じく紙井和美、同じく藤井孝幸、同じく柴原成一、同じく久保谷充、同じく野口雅弘、同じく藤平竜也、以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、

委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認め、これをもって討論終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

閉会の宣告

○議長（柴原成一君） これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成26年第2回阿見町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時42分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 柴 原 成 一

署 名 員 海 野 隆

署 名 員 飯 野 良 治

## 参 考 资 料

平成26年第2回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第48号 議案第61号 議案第62号</p>	<p>平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 総務常任委員会所管事項 財産の取得について（高規格救急自動車購入） 財産の取得について（阿見町LED防犯灯購入）</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第45号 議案第46号 議案第48号 議案第49号 議案第52号 議案第53号 議案第58号 議案第59号 議案第60号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 実穀小学校耐震補強工事請負契約について 吉原小学校耐震補強工事請負契約について 本郷小学校校舎耐震補強工事請負契約について</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第47号 議案第48号 議案第50号 議案第51号 議案第54号 議案第55号</p>	<p>土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号） 社整東公第1-1-1号公園整備工事請負契約について</p>

<p>産 業 建 設 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第56号 議案第57号 請願第4号</p>	<p>社整東公第1-1-2号公園整備工事請負契約について 国補下1-1公共下水道管路工事請負契約について 規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する 意見」に関する緊急請願</p>
------------------------------	------------------------------------	---

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成26年3月～平成26年6月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	6月3日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回定例会会期日程について</li> <li>・ 阿見町政治倫理条例の一部改正について</li> <li>・ その他</li> </ul>
議会活性化 特別委員会	4月9日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿見町政治倫理条例の改正について</li> <li>・ 議会基本条例について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	5月15日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿見町政治倫理条例の改正について</li> <li>・ 議会基本条例について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	6月2日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿見町政治倫理条例の改正について</li> <li>・ 通年議会について</li> <li>・ その他</li> </ul>
産業建設 常任委員会	4月23日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物放射能残留の問題について</li> <li>・ 武田牧場跡地利用について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	5月28日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年度予算の主な事務事業の執行状況について</li> <li>・ 現地視察について（吉原・上郷・寺子・中央・青宿）</li> <li>・ その他</li> </ul>



議会だより 編集委員会	3月26日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第140号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	4月10日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第140号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
全員協議会	6月2日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場庁舎耐震化対策に伴う仮設庁舎の設置概要等について</li> <li>・荒川本郷区における都市施設の整備等について</li> <li>・阿見町立学校再編計画の策定状況について</li> <li>・その他</li> </ul>

## 2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生 組合	5月22日 ～23日	研修視察 ・視察先 玖珠九重行政事務組 合 玖珠環境衛生センター		久保谷充 飯野良治

請 願 文 書 表

平成26年第2回定例会

整理番号	受年月理日	件名および要旨	住所氏名 提出者	氏名 紹介議員名	議決結果
4	平成26年6月2日	<p>1. 件名 規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願</p> <p>2. 主 旨 5月14日に、規制改革会議農業ワーキンググループの「農業改革に関する意見」が公表されました。これは農業の生産現場を全く踏まえておらず極めて問題の多い内容となっております。</p> <p>J A ・連合会は、定款等による自治法規を定め、総会等を通じて組合員・会員の意思を反映し、自主・自立で運営されています。こうした組合員・会員の意思による組織運営は、協同組合の根幹です。</p> <p>そのようなことを無視し、全農の株式会社化や信用・共済事業の代理業化など、法人格・事業の変更・廃止を一方的に強制することは、民間組織の自治に過大に関与することであり、認められるべきものではありません。</p> <p>組合の健全性確保や系統組織の相互調整の役割を發揮している中央会制度の廃止、正組合員の事業利用にも貢献している准組合員の事業利用の制限等は、利用者の相互扶助組織である協同組合の実態を無視したものです。</p> <p>協同組合の理念や実態を無視した改革や、事業利用者である組合員の意思を無視した改革は、現場に混乱を生むだけで、組合員に対する事業サービスに悪影響を与え、農業者の所得向上、食料安定供給、地域社会・生活の維持に大きな支障をきたします。</p> <p>また、農業生産法人の要件緩和により、株式会社の農地所有を認めることや農業参入を緩和することは、農外への農地の転用、投機目的の農地取得を促進し地域農業の健全な発展を阻害する恐れがあります。</p> <p>農業者・地域のための農業・農協改革は、農業の構造問題等に対応しつつ、組合員の意思による組合の自治（自己改革）を基本に、今後も継続して進めて参る所存です。</p> <p>ついては、私どもの意をお汲み取りいただき、貴職におかれては、下記事項を政府・国会に対して働きかけを行わ</p>	茨城県稲敷郡美浦村郷中2661-3	諏訪原 実 代表理事組合長 神田 勝	

4	<p>れるよう強くお願いいたします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>規制改革会議農業ワーキンググループの「農業改革に関する意見」において、生産現場の実態からかけ離れ、JAグループが農業・農村に果たしている役割を無視したとりまとめが行われたが、こうした内容が今後改訂される「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映されないよう、政府・国会に対して強力な働きかけをすること。</p>			
---	---	--	--	--